

# 平成 2 5 年 第 1 回

## 名寄市議会定例会会議録目次

### 第 1 号（3 月 4 日）

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	3
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 出席議員	5
1. 欠席議員	5
1. 事務局出席職員	5
1. 説明員	5
1. 開会宣告・開議宣告	6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6
1. 日程第 2. 会期の決定（2 3 日間）	6
1. 日程第 3. 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙	6
○選挙完了	6
1. 日程第 4. 平成 2 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について	6
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）	6
○原案可決	8
1. 日程第 5. 平成 2 4 年第 4 回定例会付託議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	8
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	8
○原案可決	8
1. 日程第 6. 平成 2 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 8 号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について	8
○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）	8
1. 休憩宣告	1 0
1. 再開宣告	1 0
○原案可決	1 0
1. 日程第 7. 平成 2 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 9 号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について 平成 2 4 年第 4 回定例会付託議案第 2 0 号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制	

定について	
平成24年第4回定例会付託議案第21号 名寄市道路の構造の技術的 基準等を定める条例の制定について	
平成24年第4回定例会付託議案第22号 名寄市準用河川管理施設等 の構造の技術的基準を定める条例の制定について	
平成24年第4回定例会付託議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一 部改正について	10
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	10
○原案可決	12
1. 休憩宣告	12
1. 再開宣告	12
1. 日程第8. 平成25年度市政執行方針（加藤市長）	12
○教育行政執行方針（小野教育長）	24
1. 休憩宣告	30
1. 再開宣告	30
1. 日程第9. 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○市民福祉常任委員会付託	30
1. 日程第10. 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○市民福祉常任委員会付託	31
1. 日程第11. 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につ いて	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○市民福祉常任委員会付託	31
1. 日程第12. 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部 改正について	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○原案可決	31
1. 日程第13. 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災 害補償等に関する条例の一部改正について	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○原案可決	32
1. 日程第14. 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について	32
○提案理由説明（加藤市長）	32
○原案可決	32
1. 日程第15. 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について	32
○提案理由説明（加藤市長）	32

○原案可決	3 2
1. 日程第 1 6. 議案第 8 号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について	3 3
○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○原案可決	3 3
1. 日程第 1 7. 議案第 9 号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について	3 3
○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○原案可決	3 3
1. 日程第 1 8. 議案第 1 0 号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○原案可決	3 4
1. 日程第 1 9. 議案第 1 1 号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○原案可決	3 4
1. 日程第 2 0. 議案第 1 2 号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○原案可決	3 5
1. 日程第 2 1. 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 4 号）	3 5
○提案理由説明（加藤市長）	3 5
○補足説明（扇谷総務部長）	3 6
○質疑（熊谷吉正議員）	3 6
○原案可決	4 0
1. 日程第 2 2. 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第 5 号）	4 0
○提案理由説明（加藤市長）	4 1
○原案可決	4 1
1. 日程第 2 3. 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	4 2
○提案理由説明（加藤市長）	4 2
○原案可決	4 2
1. 日程第 2 4. 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	4 2
○提案理由説明（加藤市長）	4 2
○原案可決	4 3
1. 日程第 2 5. 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計補正予算（第 3 号）	4 3
○提案理由説明（加藤市長）	4 3
○原案可決	4 3
1. 日程第 2 6. 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	

	(第2号) .....	4 3
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 3
	○原案可決 .....	4 4
1. 日程第27.	議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号) .....	4 4
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 4
	○原案可決 .....	4 4
1. 日程第28.	議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算(第1号) .....	4 4
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 5
	○原案可決 .....	4 5
1. 日程第29.	議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) .....	4 5
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 5
	○原案可決 .....	4 5
1. 日程第30.	議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算(第4号) .....	4 5
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 6
	○原案可決 .....	4 7
1. 日程第31.	議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号) .....	4 7
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 7
	○原案可決 .....	4 7
1. 日程第32.	議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算ないし議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算 .....	4 7
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 7
	○予算審査特別委員会設置・付託 .....	4 8
1. 日程第33.	議案第35号 名寄市教育委員の任命について 議案第36号 名寄市教育委員の任命について .....	4 8
	○提案理由説明(加藤市長) .....	4 8
	○同意 .....	4 9
1. 日程第34.	議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について 議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正 について 議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について 議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につ いて 議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について .....	4 9
	○提案理由説明(佐藤 靖議員) .....	4 9
	○原案可決 .....	5 0



## 第 2 号（3 月 1 5 日）

1. 議事日程	5 5
1. 本日の会議に付した事件	5 5
1. 出席議員	5 5
1. 欠席議員	5 5
1. 事務局出席職員	5 5
1. 説明員	5 5
1. 開議宣告	5 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 6
1. 日程第 2. 代表質問	5 6
○質問（佐藤 靖議員）	5 6
1. 休憩宣告	7 8
1. 再開宣告	7 8
○質問（佐々木 寿議員）	7 8
1. 休憩宣告	9 9
1. 再開宣告	9 9
○質問（大石健二議員）	9 9
1. 会議時間延長宣告	1 1 8
1. 散会宣告	1 1 8

### 第 3 号（3 月 1 8 日）

1. 議事日程	1 1 9
1. 本日の会議に付した事件	1 1 9
1. 出席議員	1 1 9
1. 欠席議員	1 1 9
1. 事務局出席職員	1 1 9
1. 説明員	1 1 9
1. 開議宣告	1 2 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 0
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 0
○質問（上松直美議員）	1 2 0
○質問（高橋伸典議員）	1 3 2
1. 休憩宣告	1 4 3
1. 再開宣告	1 4 3
○質問（川村幸栄議員）	1 4 3
○質問（山田典幸議員）	1 5 4
1. 散会宣告	1 6 4

## 第4号（3月19日）

1. 議事日程	167
1. 追加議事日程	167
1. 本日の会議に付した事件	167
1. 出席議員	167
1. 欠席議員	167
1. 事務局出席職員	167
1. 説明員	167
1. 開議宣告	168
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	168
1. 日程第2. 一般質問	168
○質問（山口祐司議員）	168
○質問（竹中憲之議員）	178
1. 休憩宣告	188
1. 再開宣告	188
○質問（川口京二議員）	188
○質問（熊谷吉正議員）	195
1. 休憩宣告	207
1. 再開宣告	207
1. 追加日程第1. 議案の訂正について	207
○提案理由説明（加藤市長）	207
○承認	207
1. 休会の決定	207
1. 散会宣告	207

## 第 5 号（3 月 2 6 日）

1. 議事日程	2 0 9
1. 本日の会議に付した事件	2 0 9
1. 出席議員	2 1 0
1. 欠席議員	2 1 0
1. 事務局出席職員	2 1 0
1. 説明員	2 1 0
1. 開議宣告	2 1 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 1 2
1. 加藤市長の発言	2 1 2
○質疑（奥村英俊議員）	2 1 2
○質疑（川村幸栄議員）	2 1 5
○質疑（山田典幸議員）	2 1 8
○質疑（日根野正敏議員）	2 1 9
○質疑（佐藤 靖議員）	2 2 1
○質疑（上松直美議員）	2 2 2
○質疑（熊谷吉正議員）	2 2 3
○質疑（東 千春議員）	2 2 8
1. 日程第 2. 議案第 2 号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について	
議案第 3 号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	2 2 9
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）	2 2 9
○原案可決	2 3 1
1. 日程第 3. 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 3 4 号	
平成 2 5 年度名寄市水道事業会計予算	2 3 1
○予算審査特別委員長報告（植松正一委員長）	2 3 1
○原案可決	2 3 2
1. 休憩宣告	2 3 2
1. 再開宣告	2 3 2
1. 日程第 4. 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 6 号）	2 3 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 3 2
○質疑（熊谷吉正議員）	2 3 3
○原案可決	2 3 5
1. 日程第 5. 意見書案第 2 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の 診断・治療の推進を求める意見書	2 3 5
○原案可決	2 3 5
1. 日程第 6. 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について	2 3 5

○提案理由説明（加藤市長）	2 3 5
○報告済	2 3 6
1. 日程第7. 報告第5号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等 に対する監査報告について	2 3 6
○報告済	2 3 6
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 3 6
○継続審査（調査）決定	2 3 6
1. 休憩宣告	2 3 6
1. 再開宣告	2 3 6
1. 佐古市立総合病院長退任挨拶	2 3 6
1. 閉会宣告	2 3 6
1. 質問文書表	2 3 9
1. 議決結果表	2 4 6

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成25年3月4日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |      |  |       |  |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名  |       |  |
| 日程第2 | 会期の決定  |       |  |
| 日程第3 | 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙  |       | 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告） |
| 日程第4 | 平成24年第4回定例会付託議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） |       | 平成24年第4回定例会付託議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）               |
| 日程第5 | 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）                                    | 日程第8  | 平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針  |
| 日程第6 | 平成24年第4回定例会付託議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について（総務文教常任委員長報告）                           | 日程第9  | 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について  |
| 日程第7 | 平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告） | 日程第10 | 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について                                      |
|      | 平成24年第4回定例会付託議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告）     | 日程第11 | 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                                   |
|      | 平成24年第4回定例会付託議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告）                          | 日程第12 | 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について                              |
|      |  | 日程第13 | 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について                 |
|      |  | 日程第14 | 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について  |
|      |  | 日程第15 | 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について   |
|      |  | 日程第16 | 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について                                    |
|      |  | 日程第17 | 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について                                      |
|      |  | 日程第18 | 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について                                       |
|      |  | 日程第19 | 議案第11号 名寄市簡易水道事業条  |

- 例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について
- 日程第21 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第14号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第18号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算  
議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算  
議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算  
議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 名寄市教育委員の任命について  
議案第36号 名寄市教育委員の任命について
- 日程第34 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について  
議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について  
議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について  
議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について  
議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第35 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第36 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第37 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第38 意見書案第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める

## 意見書

## 1. 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算(第5号)  
議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

## 1. 本日の会議に付した事件

- |      |  |       |  |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名  | 日程第8  | 平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針                              |
| 日程第2 | 会期の決定  | 日程第9  | 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について                            |
| 日程第3 | 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙  | 日程第10 | 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について                      |
| 日程第4 | 平成24年第4回定例会付託議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について(市民福祉常任委員長報告) | 日程第11 | 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                   |
| 日程第5 | 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について(経済建設常任委員長報告)                                    | 日程第12 | 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について              |
| 日程第6 | 平成24年第4回定例会付託議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について(総務文教常任委員長報告)                           | 日程第13 | 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告) | 日程第14 | 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について                            |
|      | 平成24年第4回定例会付託議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告)     | 日程第15 | 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について                         |
|      | 平成24年第4回定例会付託議案第2  | 日程第16 | 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について                    |
|      | 1号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告)   | 日程第17 | 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について                      |
|      | 平成24年第4回定例会付託議案第2  | 日程第18 | 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について                       |
|      | 2号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告)                                     | 日程第19 | 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について                        |
|      | 平成24年第4回定例会付託議案第2  | 日程第20 | 議案第12号 上川北部地区広域市町                                  |

- 村圏振興協議会の廃止について
- 日程第21 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第14号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第18号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算  
議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算  
議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算  
議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算  
議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
- 別排水処理施設整備事業特別会計予算  
議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算  
議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算  
議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算  
議案第32号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算  
議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算
- 日程第33 議案第35号 名寄市教育委員の任命について  
議案第36号 名寄市教育委員の任命について
- 日程第34 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について  
議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について  
議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について  
議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について  
議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第35 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第36 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第37 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第38 意見書案第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書
- 追加日程第1 議案第42号 平成24年度名寄

市一般会計補正予算（第5号）  
議案第43号 平成24年度名寄  
市公設地方卸売市場特別会計補正  
予算（第2号）

教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君  
健康福祉部長 三 谷 正 治 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建設水道部長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院長 松 島 佳 寿 夫 君  
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君  
市 立 大 学 局 長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 湯 浅 俊 春 君  
上下水道室長 石 橋 正 裕 君  
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子  
書 記 益 塚 敏  
書 記 高 久 晴 三  
書 記 鷺 見 良 子

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成25年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 奥村英俊 議員

17番 山口祐司 議員

を指名いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月26日までの23日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月26日までの23日間と決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組合同規約第5条の規定が改正されたことにより、名寄市議会から選出する同組合議員について新たに2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、竹中憲之議員、川口京二議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名の議員が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選された2名の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成24年第4回定例会付託議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につきまして、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、1月25日、2月21日の2回にわたり、三谷健康福祉部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について詳細な説明を受けた

後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第1号は、提案理由の説明にもありましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成23年法律第37号及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成23年法律第72号が成立し、介護保険法の改正がなされました。このことにより従来厚生労働省が定めていた施設基準などについて市の条例で定めることとされ、地域密着型の福祉施設の設置、関連基準については市独自の判断に基づいて地域の実情を反映した条例を制定することとなりました。該当基準は、介護保険の地域密着型サービス事業及び地域密着型介護サービス事業者が遵守すべき基準を定める条例であることから、市民へのパブリックコメントは実施せず、名寄市保健医療福祉推進協議会、名寄市地域密着型サービス運営委員会及び市内の地域密着型サービス事業者に御協議いただき、本条例を制定するものです。

1回目の委員会では各委員から出されました主な質疑には、該当施設の利用者数と利用状況はの質疑には、グループホーム、認知症対応型共同生活介護施設は3施設ありますが、いずれもあきのない状況で、数名の待機者もいると把握している。昨年できた小規模多機能型居宅介護施設は定員25名で現在20名の登録がされている。なお、詳細については、次回に説明させていただきますとの答弁がありました。

施設が不足しているのではないかの質疑には、待機者の中には将来に備えて早目に申し込みをしていることもあり、待機者イコール不足ということではないと考えているとの答弁がありました。

国の制度からの移行に伴い、沿うべき基準、標準参酌すべき基準のもと、市独自で定める内容は記録の保存期間と居室定員である。あとは国の基準で制定されたのかの質疑には、参酌すべき基準の中で記録の保存を2年から5年に変更した。介

護保険法では、記録保存はサービスが完結した日から2年間ですが、間違いがあった場合のことも考慮し5年に、地域密着型施設の中には第三者評価を受けている施設もあり、事業者から異論はなかった。居室定員については、平成24年度から26年度までの第5期の計画の中総量規制があり、新規の申請があっても建てられないため、定員変更は行わず、今後の6期、7期の中で検討をしていくとの答弁がありました。

記録保存を2年から5年にとのことだが、今まで介護保険の過払いや不正請求の例はあったのかの質疑には、不正請求はありませんが、当初加算を予定していた内容と考えていたが、指導等で加算が見込まれない内容と判断した過去による例はあったとの答弁がありました。

2回目の委員会では、1回目の委員会では出された市内該当5施設の利用状況の詳細について説明を受けた後、委員から出された質疑は、パブリックコメントを省略し、関係協議会や事業者の説明をしてきた経過だが、内容は利用者にも関与することもあるため、わかりやすい条例制定に配慮されたのかの質疑には、市民の方々に理解をしていただくには難しい内容になっているが、介護保険法に基づいた条例になっている。わかりやすい条例制定は必要と理解しているが、事業者側に最低守っていただく事項は国が定めているため、市の独自性だけでは困難なところもあり、国の法に準拠し、また他市の例も参考にして制定をしたとの答弁がありました。

以上、議論の結果、議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告いたしました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、平成24年第4回定例会で当委員会に付託されました議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についての審査経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本件は、地球環境保護のために低炭素化を進めるもので、住宅及び建築物の新築、増築、改築等において低炭素化に資する措置を講ずる場合、税制優遇等が受けられることとなり、そのための申請について市が審査、認定することとなります。この申請手数料を徴収するために、名寄市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

委員会は、平成25年1月22日と2月8日の2回開催し、審査に当たり長内建設水道部長を初め担当部局職員の出席を願い、詳細な説明を受け、委員からは熱心な質疑があり、慎重に審査を行いました。

各委員からの主な質疑では、認定事務手数料の件費算出基準が平成18年ベースとなっているが、なぜ近年のベースとならないのかの質問に対しては、今回の低炭素建築物認定申請手数料の算

定方法については平成21年に策定した長期優良住宅の認定申請手数料の算定方法と同じであり、またこの長期優良住宅の件費の算出基準は平成18年の件費を採用している建築確認申請手数料がベースとなっており、審査事務における公平性が保てるとの判断から、平成18年の単価を採用したとの答弁がありました。

また、手数料の切り捨て額に差が生じているがの質問に対しては、なるべく安い手数料でという思いから切り捨ての額を定めており、申請者に配慮したとの答弁がありました。

その後採決を行い、平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 平成24年第4回定例会付託議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年第4

回定例会にて付託されました議案第18号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、当総務文教常任委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会は、平成25年1月17日、2月14日、2回にわたり開催し、扇谷総務部長及び担当職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査いたしました。

付託されました議案は、東日本大震災以降の災害対策で、これまでのような防災訓練や災害時要援護者の支援などの独自の減災対策の取り組みに加えて自治体間の迅速な相互支援の仕組みを取り入れ、水平支援の体制と仕組みを自治体レベルで構築し、強化する必要と現在全国的に災害時における相互援助協定が進んでいる。こうした中で杉並区を核とした小千谷市、東吾妻町、名寄市とスクラムを組み、被災した南相馬市へのニーズに即した各種の支援を行い、災害応急対策における基礎自治体の相互協力への義務を規定している災害対策基本法の趣旨に合致したものである。現在の災害救助法では、都道府県知事が国の法定受託事務として救助を行い、市区町村長は補完的な役割に制限されている。さらに、自治体間の相互協力については規定されていなく、自治体間の連携による支援は国の費用負担の対象となっていないことから、従来国、道による垂直型の支援だけではなく、基礎自治体間の横のつながりによる水平型支援の仕組みを構築し、その活動を促進していくためのスクラム支援の中で率先して条例制定を行う趣旨の説明を受けました。

これに各委員から、今後新たな自治体との協定は想定されている条文なのかという質問には、杉並と名寄市が協定を結んでいることで杉並区と南相馬市、小千谷市、東吾妻町が協定を結んでいてスクラム支援が構築されている。このような形で今後大きな災害が予想されるが、特に大都市の災害に名寄市の規模で大きな費用などを考慮すれば無理な面もあり、当面は新たな協定は想定しない

との答弁がありました。

次に、現在の国、道の災害救助法では、自治体間の連携支援は対象になっていないので、直接的な支援もおこなっているが、どのような内容になっているのかという質問には、国で対象としている甚大な災害については中央に防災会議があり、一定の基準を定めてあり、その要件を満たす情報の収集などに時間がかかることなどから難しい面もあると答弁がありました。

また、委員会から資料請求した国、道の災害支援の内容の説明では、国、道では自治体間同士の相互協力は想定されていなく、大きな災害時には即応できない現状となっていると説明を受けました。

また、委員会から資料請求した他の類似した災害協定条例の資料については、現在協定条文とも同時に進んでいる状況で、入手はできても公表できない部分もあり、概要についての説明を受けました。

次に、9条文中の支援する項目についてどのような項目を想定しているのかという質問では、想定される災害の種類と規模により要請する基準の必要性を含めて今後別に定めることが必要になるとの答弁がありました。

次に、第7条の2項の負担する費用について、負担する金額についての規定はあるのかとの質問には、スクラム支援に対する基本姿勢は十分にあるが、市の力量の中で具体的に示すことは難しく、力量の範囲の中で支援する考えを膨大な費用には想定はしていないとの答弁がありました。

次に、句読点を含めた文言の整理等、文中で杉並区を核とした調整はどの自治体がするのかのかわりにくいのではないかという質問では、類似した参考資料はないが、法に沿った条文であり、杉並区の他に協定している市町村と協力して支援を行うということで調整して、他の自治体と協力する意味であるとの答弁がありました。

委員からの統一した意見として、自治体相互支

援の必要性と市民の安心のためにも早急に対応する必要があると意見をいただき、以上の審査経過から、第4回定例会に付託されました議案第18号 名寄市防災会議条例及び……

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 大変失礼をいたしました。付託されました件名が違っておりましたので、この場で訂正をさせていただきます。

冒頭に申しました付託されました件名は、名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定についてに改めたいと思いますので、訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

戻ります。以上の審査経過から、第4回定例会に付託されました議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしましたので、以上当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第20号

名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、平成24年第4回定例会で当委員会に付託をされました地域主権改革一括法に関する条例の制定及び一部改正についてであります。議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正については、地域主権改革一括法にかかわっての条例の制定及び一部改正となっておりますので、審査経過並びに結果について一括して御報告を申し上げます。

委員会は、1月22日、2月8日の2回開催をいたしました。審査に当たり長内建設水道部長を初め担当職員の出席を願い、詳細な説明を受け、委員からの熱心な質疑もあり、慎重に審査を行い

ました。

委員会において各委員から出されました主な質疑については、議案第19号の名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例では、公園内にある管理事務所に車椅子で出入りできないところがあるが、そこには改良が必要という判断が出てくるのか、また条文中の用語の表現の仕方並びに市民にわかりやすい時代にマッチした表現にすべきではないかとの質疑には、既に建築されているものについては建築時の基準に適用しているため、次回の改修時において新しい基準に応じた改修をしていく。また、用語等の関係については上位法との関係性だとか正確性を含め法律用語ということで押さえていただきたいとの答弁がございました。

議案第20号の名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例では、この条例が施行されれば第34条に規定している融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けることができるのかとの質疑には、あくまでも特定道路であることが条件であり、現在名寄市では該当がなく、特定道路に該当することとなったときに適用となってくるとの答弁がありました。

議案第21号の名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例では、名寄市の場合、ここで掲げている設計基準交通量に適合する道路があるのかの質問に対しては、通常補助事業で道路をつくるときは適用させているとの答弁がありました。

議案第22号の名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例では、当市において2つの準用河川があり、既に整備済みということだが、近年の異常気象からこの条例の施行後さらに改良する可能性はないかの質問には、もともと国の法律に沿って整備をしているので、改良の可能性はないと判断しているとの答弁がありました。

議案第24号の名寄市営住宅管理条例の一部改正では、この条例が施行することによって住宅マスタープランの見直しが出てくるのか、また公営住宅のテレビアンテナの整備及び補修について平家と2階建て以上の建屋とは差異があるのではとの質問に対しては、条例が先行しているが、現在住宅マスタープランも作業中であり、矛盾のない整合がとれるよう進めたい。また、テレビアンテナについては2階建て以上の住宅は危険度と合理性から共同アンテナで対応している。平家建ては、低家賃住宅で入居時に説明し、理解を得、個人対応としている。今後とも従来どおり理解を得て入居していただくとの答弁がありました。

その後採決を行い、平成24年第4回定例会付託議案第19号外4件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について外4件についての審査の経過並びに結果の報告といたします。

**○議長（黒井 徹議員）** これより、平成24年第4回定例会付託議案第19号外4件の委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、平成24年第4回定例会付託議案第19号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第20号についての御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第21号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第22

号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第24号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

以上で平成24年第4回定例会付託議案第19号外4件の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

平成24年第4回定例会付託議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時34分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第8 平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成25年度市政執行方針を行います。  
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成25年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに

平成22年4月、私が市長に就任して、間もなく丸3年を迎えることとなります。

この間、多くの市民の皆様から、まちづくりに寄せる様々な思いや御示唆、御協力などをいただきながら「明るく元気なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。

こうした中、昨年末に実施された総選挙において政権交代がなされました。新たな政権が目指す「経済再生」には、長年の経済低迷に伴い疲弊した地域経済の活性化を、「災害復興」には、南相馬市をはじめ被災地の一日も早い復興を、心から期待するものであります。

しかし、平成24年度末には長期債務残高が700兆円を超えると見込まれる国の財政は依然厳

しく、地方に対しては、平成24年度補正予算において、公共事業を下支えする「地域の元気臨時交付金」を創設する一方、新年度予算では、地方の行財政改革による努力と矛盾する地方交付税の削減や、地方の裁量拡大に期待された一括交付金の廃止など、地方自治体は、これら政策転換に伴う新たな行政課題に対し、厳しい財政状況の中で、迅速かつ適切な対応が求められることとなります。

また、世界ではグローバル化が一層進み中、欧州経済危機に伴う先進国経済の低迷や新興国の経済成長の減速、不安定な中東情勢など、世界経済は大きく揺れており、国内では円安など一部回復の兆しがうかがえるものの、未だ先行き不透明で不確実な社会経済情勢は、地域における厳しさとなって表れています。

このような変革の時にあたり、私は、初心に立ち返り、新名寄市総合計画を基本としながら10年先、20年先を見据えて、歴史の中で培われた地域の力、市民をはじめ縁のある人の力を結集したオール名寄の体制で、市民の皆様が誇りと愛着を持ち、明るく元気なまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

さらに、施策の推進にあたっては、通年ベースとしては、任期4年の最終年度となることから、課題を先送りせず、市民が主役のまちづくりを基本に、しっかりと取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

明るく元気なまちづくりを進め、かつ持続的に発展させるためには、その主体である市民の皆様の参加が不可欠です。

この間、まちづくりの基本ルールである「名寄市自治基本条例」や、その一つの手法として「名

寄市パブリック・コメント手続条例」を施行してきましたが、一層の具体化に向け、より積極的な情報提供と多様な市民参加の保障、さらには実施方法の工夫や団体等の育成、支援などにも努め、市民と行政とが連携・協力し、共に知恵を絞り、汗を流す協働のまちづくりを進めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

地方自治体が置かれている厳しい環境に対応し、効率的かつ堅実にまちづくりを進めるためには、行財政改革による不断の努力が求められています。

このため、引き続き「簡素で効率的な行政運営」「健全な財政運営」「市民との協働の行政運営」の三本の基本方針により、行財政改革を推進してまいります。

また、行政運営の最大のエンジンは人材であり、意思の共有を強化するとともに、多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員のスキルアップが不可欠であり、派遣研修等も取り入れた職員研修の充実や外部人材の活用なども含め、人材の育成・確保に努めてまいります。

三点目は、「財産を生かしたまちづくり」についてです。

四季折々の美しい自然と豊かな大地、その利を生かし育まれる食の恵み、その恵みを享受し育つ人、人が伝え磨いた知恵と文化、そこに築かれる魅力ある施設や絆など、本市は、有形無形の財産を誇る、大きな可能性を秘めたまちであります。

4月には、駅前交流プラザ「よろーな」がオープンとなるほか、市民ホールや市立総合病院精神科病棟、市立大学図書館など、今後も新たな財産が加わることとなり、ソフト面の充実や施設間の連携による相乗効果などを発揮して、市民福祉の向上と地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、地域や人とのつながりは貴重な財産であり、これまでの交流事業などで築かれた絆、これからめぐり合う縁を大切に、発展させることで、

文化の向上、交流人口や物流の拡大を目指してまいります。

平成25年度の予算編成

次に、平成25年度の予算編成について申し上げます。

国の平成25年度予算編成は、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体的なものとして「15カ月予算」として編成される一方で、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点を置くという基本方針が、本年1月29日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比0.1パーセント増の約8兆1兆9,100億円となりました。

このうち地方交付税は、地方公務員給与削減の影響などにより、前年度比2.2パーセント減の1兆7兆6兆4億円となりました。また、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映させる仕組みとして「地域の元気づくり事業費」が盛り込まれ、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

こうした中、本市の平成25年度各会計予算については、市立大学や市立天文台、道立サンピラーパークなどの多くの財産や、交流都市との太い絆を活用し、総合的な地域振興を推進することを念頭に、基礎自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期計画の具現化を最優先に予算編成しました。

主な事業については、ハードでは食肉センター施設整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、南小学校校舎・屋内体育館建設事業、大学図書館建設事業などを、また、ソフトでは、太陽光発電導入の推進や省エネ節電モニター活用などによる新エネルギー・省エネルギーの推進事業や、学校の教育力を高めるための様々な取組を推進する学校力

向上実践事業、また、生活困窮世帯やグループホーム等に入所されている障がいを持つ方がいる世帯を対象に灯油購入費を助成する福祉灯油支援事業など、多くの事業を盛り込みました。

一般会計の予算案は、前年度比3.1パーセント減の188億5,085万2千円となりました。

また、8つの特別会計予算案は前年度比2.6パーセント減の80億5,431万7千円、企業会計予算案は前年度比28.7パーセント増の135億6,432万7千円、全会計の総額では前年度比5.8パーセント増の404億6,949万6千円となりました。

財源調整的に、財政調整基金で2億9,559万6千円の取崩しを、また、後年度の公債費償還負担を軽減するための繰上償還の財源として、減債基金で3億円を取崩しましたが、普通建設事業の事業量を確保し、新総合計画後期計画で想定される大型事業に備え、大学振興基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民の最も身近な自治組織である町内会の活動を推進するため支援を行っておりますが、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化により、様々な課題が生じています。

昨年実施した「町内会アンケート調査」では、町内会への未加入や役員の担い手不足などの課題のほか、町内会の枠を越えた活動を求める意見も多く出されていることから、コミュニティ活動への支援を継続するとともに、地域連絡協議会の活動を促すため、地域連絡協議会等活動交付金の拡充を図ってまいります。

また、風連地区における地域コミュニティ施設

については、名寄市風連地区地域振興審議会の答申を踏まえ、今後の方向性について検討を進めてまいります。

#### 人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、広報・啓発活動を中心として、男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進してまいります。

#### 情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成24年度に移行した総合行政システムクラウド化の利点を最大限生かせるよう、平成25年度は災害時等におけるICT業務継続計画を策定し、住民サービスが非常時にも対応可能な体制づくりに努めてまいります。

#### 交流活動の推進

次に、国際交流について申し上げます。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流では、本市に訪問団を迎えるほか、旭川市をはじめ稚内市、留萌市、紋別市、士別市の5市と連携して「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催します。また、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生の実入りが予定されており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。さらに、新たに北海道への入込数が最も多い台湾との交流を新たにスタートさせ、中学生野球による交流や、教育旅行モニター事業の実施など、さらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、国内交流について申し上げます。

東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との交流では、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、市の情報発信と相互の情報交流に努めるとともに、側面からの支援を通

じて人的・経済的交流を図るなど、活動の充実に向けて支援してまいります。

交流居住の推進については、移住体験「ちょっと暮らし」の受入れ施設として旧風連高校教員住宅を改修整備するなど、取組を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

本制度は、総務省事業として、地方自治体が都市住民を受け入れて、地域における活動に従事させ、併せて定住・定着を図りながら、地域の活性化への貢献を目的とするもので、本制度を活用した定住の促進と新たな人材の確保、育成に取り組んでまいります。

初年度となる平成25年度は、基幹産業である農業の担い手対策として新規就農を希望するもの2人、観光振興計画の推進に有効なスキルを有するもの1人、合わせて3人を募集する予定です。

#### 広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

定住自立圏構想に基づく北・北海道中央圏については、昨年4月に取組がスタートして、間もなく一年が経過しようとしています。

この間、第2次救急医療事業の構成市町村全体への広がりをはじめ、消費生活相談事業や一般廃棄物処理施設に係る広域化の進展など、共生ビジョンに基づく事業はもとより、名寄市立総合病院整備への道に対する支援要望についても御協力いただくなど、順調な滑り出しとなっており、引き続き、中心市として、その役割を果たしてまいります。

一方、昭和46年に設置された上川北部地区広域市町村圏振興協議会については、国の要綱廃止や、新たな広域連携である定住自立圏のスタートに伴い、先の臨時総会において、廃止が決定しました。つきましては、本定例会におきまして、廃止に係る提案をさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、本年2月

に実施して好評いただいた「移住モニターツアー」を夏にも実施するほか、圏域の住民がお互いの魅力を知り合うための「住民再発見ツアー」を実施するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

#### 効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

昨年4月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期）」を策定して、具体的な取組を進めてきています。

基本的な考え方としては、簡素で効率的な行政運営を推進するため施策推進体制の充実、人材育成の推進、組織のスリム化及び事務事業の改善に努めてまいります。また、健全な財政運営を推進するため、指定管理者制度による施設管理の民間委託をはじめ、公債費などの適正化や使用料、手数料、負担金及び補助金の見直しを定期的に行うこととしており、平成25年度においては負担金及び補助金の見直しを行います。

市民との協働の行政運営を推進するため自助、共助、公助の原則のもと、市民と行政が役割を分担し、市民参加によるまちづくりを進めてまいります。

また、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組んでまいります。特に職員の意識改革や資質向上のため、新たに（財）地域活性化センターへの職員派遣を実施するとともに、道外先進地における自主研修についても取り組んでまいります。さらに、平成24年度から実施している東京都杉並区への職員派遣を継続してまいります。

#### 陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持

次に、自衛隊関係について申し上げます。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和28年に設立され、本年、設立60周年の節目を迎えることとなります。

この間、まちづくりをはじめ、地域経済、文化・スポーツ、コミュニティなど様々な分野で本市との絆を深めてきたことはもとより、他の隊区内市町村からも地域活動への貢献や災害時等における安全・安心への対応など、厚い信頼と密接な関係が築かれ、昭和35年には隊区内関係者等による名寄地方自衛隊協力会の発足、さらには、各市町村においても後援組織が結成されるなど、この北・北海道の地域とともに歴史を刻んできたといえます。

このことから、駐屯地所在地として、設立60周年を一層の交流、理解の場とし、より密接な関係が築かれるよう、関係機関、団体等と連携、協力しながら、積極的に支援するとともに、今後とも、地域住民の総意をもって、駐屯地の現体制の堅持に向け、国への要望活動に取り組んでまいります。

#### “安心して健やかに暮らせるまちづくり”

##### 健康の保持増進

次に、保健事業について申し上げます。

健康づくりの推進については、平成24年度に策定した名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき、健康意識の啓発と市民、地域、行政が連携した体制づくりに努めてまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談をとおして、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めてまいります。

また、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

##### 地域医療の充実

次に、名寄市立総合病院について申し上げます。

平成25年度の診療体制については、新たに旭川医科大学から消化器内科、循環器内科及び産婦人科に常勤医師を派遣いただける予定となっております。さらに充実した診療体制が可能となる見込み

です。

他の診療科については、佐古院長の勇退により、脳神経外科で常勤医が3人となりますが、全体として大きな変更はありません。

また、一昨年から定数が5人拡大された初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された5人の1年次研修医を採用する予定です。

地域医療再生計画事業については、道北圏地域医療再生計画で進める精神科病棟改築事業を1月19日から本格着工しており、来年3月末に本体工事が完成する予定です。

道北北部連携ネットワークシステム整備事業については、基幹病院となる名寄市立・士別市立・市立稚内・枝幸国保の4病院をオンライン化したシステムの3月末完了に向け、整備を進めています。これにより圏域内医療機関の診療情報共有化による診療体制の高度化が図られることとなります。

名寄市病院事業長期計画については、平成24年度に中間年として、医療をはじめとする社会情勢の変化による見直しを行うとともに、自治体病院等広域化連携構想・上川北部地域行動計画に基づき、市立病院が地域で果たす役割などを明記しました。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまでの改革プラン同様に、計画されている事業の達成に向けて、より一層努力してまいります。

#### 子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様な保育ニーズに対応し、きめ細かな保育事業を進めるとともに、子育て支援では、日本一のもち米産地に由来して誕生もちを贈る「子育て応援事業」など、新たな事業に取り組むほか、関係機関との緊密な連携のもと、

家庭への訪問など、その充実に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については、発達の遅れや障がいを持つ児童とその家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

また、児童虐待などについては、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

子ども・子育て支援新制度に伴う各種関連事業については、今後も国の動向を注視し、制度の研究に努めてまいります。

#### 地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

名寄市地域福祉計画に基づく福祉事業の推進については、計画に掲げた目標達成に向け、基本事業の取組を進めてまいります。

また、国において税と社会保障の一体改革による制度改正が進められていることから、情報の収集に努めるとともに、社会福祉協議会や社会福祉関係団体などと連携し、住民福祉の向上に努めてまいります。

さらに、これまで低所得者支援対策の緊急措置として実施していた福祉灯油支援事業については、厳寒期における恒常的事業として実施することとし、要綱などの整備を進めてまいります。

#### 高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本市の1月末における65歳以上の高齢者人口は8,415人で、高齢化率は28.10パーセントと、前年同期比120人、0.58パーセントの増となっています。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、平成24年度からスタートした名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、生きがい対策や健康の保持、介護支援など、各種サービス事業を推進してまいります。

施設関係については、入居されている方の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、特別養

護老人ホーム清峰園では自家発電機の増設、しらかばハイツでは、ナースコールの更新を行います。

また、昨年11月に市内の郵便局や新聞販売店などの協力により構築した「名寄市地域見守りネットワーク事業」の拡充を図り、地域全体でさらなる見守り体制を進めてまいります。

さらに、救急医療情報キット「命のカプセル」交付事業については、3年が経過することから情報更新、市内全地域への普及など事業の推進に努めてまいります。

#### 障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年4月、現行の障害者自立支援法から障害者総合支援法へ移行することから、利用者への制度周知に努めるとともに、適切なサービス提供に取り組んでまいります。

また、昨年から実施しているサービス利用者のケアプラン作成と経過観察による個々の効率的なサービス提供や就労による自立促進については、指定特定相談支援事業所と連携し、名寄市障がい福祉実施計画に基づき推進してまいります。

#### 国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険税については、平成25年度から税率を改定することとなりました。

5年ぶりに実施する今回の改定は、後期高齢者支援金と介護納付金の抛出超過を解消することが目的で、低所得者層に配慮して、必要最小限の改定幅としています。また、今後の安定的な運営のため、国などへの財源支援の要望と併せ、医療費適正化に向けた取組を進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

#### 循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、環境衛生推進員による分別指導や出前講座、

資源集団回収のほか、段ボールコンポスト、古着・廃食用油の拠点回収などの推進による、ごみの発生抑制・減量化及び再資源化の啓発活動に努めてまいります。

最終処分場の広域設置については、平成30年4月の開設を目指して、本市をはじめ、美深町、下川町、音威子府村の4市町村で取り組み、平成25年度から名寄地区衛生施設事務組合内に推進室を設け準備を進めることとなり、これに伴い、本市から職員1人を事務組合に出向させるとともに、関係部局と連携を取り事務を進めてまいります。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申し上げます。

新たに策定した「名寄市新エネルギー・省エネルギービジョン」の推進に向け、一般住宅等における太陽光発電施設の設置や省エネルギーに係るモニター事業の導入をはじめ、新エネ・省エネ展などの啓発事業について、民間との連携・協力により取り組んでまいります。

また、公共施設の整備等に併せた新エネ・省エネ技術の導入や民間企業への支援についても、タイミングや諸条件を充分勘案しながら検討を進めてまいります。

#### 消防

次に、消防事業について申し上げます。

住宅防火対策については、全国的に住宅火災による死者の6割以上が高齢者となっていることから、高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を進め、焼死火災発生の抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消防団車両及び消火栓の更新を行い、消防体制の充実強化に努めてまいります。

また、近年の大規模災害における消防の広域的活動に対応するため、消防・救急無線のデジタル化整備を進めてまいります。

#### 防災対策の充実

次に、防災対策について申し上げます。

市民の安全・安心を確保するため、地域防災計画に基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成、災害時要援護者の支援の拡充を図ってまいります。

河川の防災対策については、危険箇所の修復工事を実施するとともに、風連地区の無名川に水位通報装置を設置し、減災及び防災対策の推進に努めてまいります。

また、災害緊急事態等における非常放送及び緊急放送に関する協定を締結する地元コミュニティFMの難聴解消に向け、防災コミュニティ通信事業を実施してまいります。

#### 交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年は、交通死亡事故が発生し、2人の尊い命が失われたほか、死亡につながる重大事故も起きています。このような痛ましい事故を繰り返さないよう、各町内会や関係機関・団体などと連携を密にし、通年運動をはじめ6期60日間の期別及び特別運動や児童・高齢者を対象とした交通安全教室など、交通事故の根絶に向けて幅広い交通安全運動を展開してまいります。

#### 生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な市民生活の実現のために、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議及び各小学校の安全安心会議により地域の状況把握、情報交換に努めるほか、青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

また、暴力団が市民生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団の排除に関し必要な事項を定めた条例の制定を進めてまいります。

地域の深刻な問題となっている空き家などの対策については、先進事例を研究し、実効性のある関係条例の制定を進めてまいります。

#### 消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費者が正しい知識を得られるよう適切な情報提供及び啓発活動を進めてまいります。

また、4月から消費者センター事務所を駅前交流プラザ「よろーな」に移転し、消費者相談員の体制を現行の1人から2人に強化するとともに、本市を含む5市町村の広域消費生活相談を行うこととしました。

今後とも、迅速な対応、適切な相談業務に努めてまいります。

#### 住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟12戸の建設、新北斗団地2棟8戸の住戸全面改善、1棟4戸及び旧店舗の解体並びに平成26年度着工分の実施設計を行ってまいります。

改善事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づきノースタウンなよろ団地施設改修工事を3カ年での実施を予定しており、平成25年度は国の補正予算を活用し、1棟30戸の改修工事を実施するほか、併せて平成26年度着工分の実施設計を行ってまいります。

また、震災から生命と財産を守るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民にPRしてまいります。

#### 都市環境の整備

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園のリニューアル事業については、長寿命化計画に基づき浅江島公園ほか1カ所の老朽化施設の改修を行い、安全・安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

#### 上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定供給するため、老朽管更新事業として16線道路ほか13路線の老朽管を更新し、配水管整備事業として市道29線ほか2路線を整備してまいります。併せて、給水区域

内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続実施してまいります。

簡易水道事業については、安定した水道用水を確保するために、智恵文八幡地区浄水場の濾過設備や改良工事を行ってまいります。

サンルダムについては、平成22年9月の国土交通大臣の指示により進めてきたダム事業の検証において、総合的な評価の結果、ダム案が最も有利となり、平成24年11月にダム事業を継続とする対応方針が決定され、平成25年度政府予算案において本体工事関連費用として30億4,600万円が計上されたところです。

ダムの完成までには本体工事着手後5年間を要するため、一刻も早く安定的な水源の確保がなされるよう国と連携して取り組んでまいります。

#### 下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

安定した維持管理のために、名寄下水終末処理場沈砂池設備の更新を行うとともに、継続事業では、雨水排水路豊栄川3号幹線の整備を行ってまいります。

また、処理場施設及び管渠施設の長寿命化に必要な実施設計、基本計画を実施します。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境を確保するため、合併浄化槽15基の設置を予定しています。

#### 道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線では、昭和通をはじめ西4条仲通ほか3路線の整備を行い、このうち南11丁目東通、南10丁目西仲通及び東1条通については平成25年度完了の予定です。

新規路線では、郊外幹線道路として徳田18線緑丘連絡線の道道旭名寄線から市道緑丘支線までの一部区間の道路改良舗装に着手し、舗装率向上に努めてまいります。

#### 総合交通体系

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保するため、「名寄市地域公共交通総合連携計画」に基づき、バス路線維持対策を推進するとともに、市街地における利用しやすい公共交通体系を目指して、昨年7月から市内循環バス2路線を再編した「コミュニティバスの実証運行」を実施しているところです。

日常生活に欠かすことのできない医療機関への通院や商店への買物、さらには、福祉施設など各公共施設を結ぶバス路線として利便性や効率性を高める一方、駅前交流プラザ「よろーな」を中心とした賑わい創出に向け、検証、改善を図りながら実証運行を継続してまいります。

#### 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道4.45キロメートル、歩道5.6キロメートルの実施を予定しています。

排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のためのカット排雪及び交差点排雪を重点に実施します。また、スリップ事故防止策として、危険箇所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、効率的で効果的な除排雪体制とするために、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

#### “創造力と活力にあふれたまちづくり”

#### 農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村では、年間所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面していることから、国は、平成23年に農林漁業の6次産業化などを柱とする「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定しています。

また、道北なよろ農業協同組合においては第3次地域農業振興計画を策定し、平成25年度から

スタートすることとなります。

本市においては、「新名寄市農業・農村振興計画」に基づき、関係機関・団体と連携・協力して担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、薬用作物などの新たな作物の研究、有害鳥獣による農作物被害の防止対策、6次産業化推進などの施策を講じながら農業政策を展開してまいります。

また、「TPP（環太平洋経済連携協定）」については、農業を基幹産業とする本市にとって大きな影響が予想されることから、農業団体をはじめ、関係機関、団体と連携して対応してまいります。

食育の推進については、平成25年度から始まる第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体が連携して安全で安心な農作物の地産地消などを推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成25年度産米の配分については、前年比97.9%の1万3,285トンで、その内訳はもち米1万1,774トン、うるち米1,511トンと示されており、良質米生産と安定出荷に取り組んでまいります。

戸別所得補償制度については、新政権による見直し作業が行われていますが、平成25年度については継続した取組となっていることから、産地資金の有効活用を図るなど、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払交付金事業について申し上げます。

中山間地域等直接支払事業は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、名寄地域3,204万円、風連地域6,319万円の交付予定となっています。

農地・水保全管理支払交付金は、9活動組織の共同活動支援として1億2,344万円、8活動組織による向上活動支援として4,195万円がそれ

ぞれ交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

関係機関、団体、農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指すため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに努め、地域農業を支えるための取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、昨年5月に焼却施設が完成し本格稼働していることから、駆除の実施時期を早めるなど、被害防止に努めてまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどにより予防と安全対策の周知を図ってまいります。また、ヒグマが現れた場合は、住民への危険周知を図るとともに、猟友会、警察などの関係機関や団体と連携のもと、住民の安全・安心対策に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりが続き、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

また、昨年、畜産物処理加工施設が完成したことにより、安全で安心な畜産加工品の安定生産と雇用拡大につながっています。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

本年1月から新しい施設でのと畜業務が開始されており、平成25年度の新係留場改修により2カ年の事業が終了します。

今後とも、施設の衛生管理の向上と作業環境の改善を図り、安全で安心な食肉の提供と併せ、畜産振興による地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定

を図るため、農業生産基盤の整備、保全を推進してまいります。

「道営経営体育成基盤整備事業」名寄東地区では、引き続き区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営ため池等整備事業」クラヌマ排水地区では、排水路の整備を進めており、平成25年度完了を予定しています。

新規事業では、国営事業の「国営造成施設保全事業」風連地区が、御料ダム、風連ダムの補修及び機器更新並びに幹線用水路の施設補修を10カ年事業として実施されます。また、道営事業として「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」忠烈布地区が、忠烈布ダムの洪水吐きの長寿命化対策事業が3カ年事業として実施されます。

市の事業では、「農道緊急整備事業」智恵文北5号西線を2カ年事業として実施するほか、「土地改良施設維持管理適正化事業」として、瑞生水利組合が管理する揚水機場ポンプ施設の整備補修を実施してまいります。

#### 林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は、収穫の時期を迎えており、その豊富な森林資源は、今後の道産材の需要拡大に期待できる状況となっています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、森林資源の循環システムを確立して未来に引き継ぐ必要があることから、今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を実施するとともに、近年関心が高まっている再生可能エネルギーとしての活用策についても、広域的な見地を含め模索してまいります。

また、本年4月からスタートする「森林経営計画」については、円滑な移行を図るとともに、国や道の助成制度を活用しながら民有林の整備を図ってまいります。

#### 商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道財務局が1月に発表した道北経済月報では、道北の経済情勢は、小売店売上高が前年同月比16カ月連続の減、新車登録台数も3カ月ぶりに減となるなど、消費回復の兆しは依然見られないとし、持ち直しの動きに鈍さが見られると分析しています。

このような状況の中、平成25年度は中小企業振興条例に基づき、都市再生整備計画で進める中心市街地の環境整備事業を支援するほか、商店街ファサード整備事業については、「大通り会」が計画を立てており、引き続き整備に向けた協議を進めてまいります。

また、中小企業の助成制度や融資制度については、関係機関による見直し作業部会などとの協議を進め、より利用しやすい制度の構築に向け、検討を進めてまいります。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」について申し上げます。

本年4月に供用を開始する駅前交流プラザ「よろーな」については、当面、市が施設管理を行うこととし、これまでの関係機関や団体との協議を踏まえながら、施設の有効利用や賑わいづくりに向けた取組を進めてまいります。

特に、観光インフォメーション機能を担うNPO法人なよろ観光まちづくり協会をはじめ、関係団体や入居団体、利用団体などと連携して、施設の利用促進や中心市街地への誘導に努めてまいります。

#### 雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

本年3月卒業予定の高校生、大学生の進路動向については、依然として厳しい経済情勢を背景に、雇用も厳しい状況にあります。

本年1月末における市内各校の就職内定率は、名寄市立大学76.4パーセント、名寄市立大学短期大学部83.0パーセント、名寄高等学校94.7

パーセント、名寄産業高等学校97.7パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、学校などと連携して就職希望者の雇用確保に努めてまいります。

平成25年度の緊急雇用創出推進事業では、観光及び物産振興事業で3人の雇用を見込み、就業機会の創出に努めてまいります。

季節労働者対策については、通年雇用化に向け、各種技能講習やホームヘルパー資格取得講習の充実、通年雇用支援セミナーなど、研修機関や関係団体と協力しながら、時代のニーズに適合した研修事業を展開し、雇用の促進に取り組んでまいります。

また、若者の地元就業を支援するため、企業が求める技術者の養成や福祉の現場で働く人材の育成など、中小企業振興条例で定める各種雇用対策の見直し作業についても検討してまいります。

#### 観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画では、平成25年度を育成期と位置づけており、道内外からの交流人口拡大を目指した観光・物産の受入体制を整備するとともに、観光資源開発事業を展開することとしています。

具体的には、駅前交流プラザ「よろーな」で新たに開設される観光案内所、ひまわり観光、なよろ煮込みジンギスカンなどの新たなご当地グルメによる物産振興、合宿誘致、台湾への宣伝誘致事業の展開や教育旅行受入れのためのメニュー整備など、名寄市観光交流振興協議会を中心とした取組を進めてまいります。

ピヤシリスキー場については、安全・安心な施設運営のため、計画的に整備を進めており、平成25年度は圧雪車の更新などを進めてまいります。

なよろ温泉サンピラーについては、前回の改修から15年が経過しており、緊急を要するボイラー機器や配管関係、冷暖房制御装置などの改修を行い、より快適に利用いただける施設を目指して

まいります。

なお、施設の拡張を伴う改修については、日進地区全体の整備計画と併せて、中長期的視野に立った改修計画の検討を進めてまいります。

次に、北海道立トムテ文化の森について申し上げます。

北海道立トムテ文化の森の移管については、本年2月に北海道から条件の提案があり、現在の北海道指定管理費4年分相当の管理支援費に加え、施設の取り壊し見合い分を施設整備費として一括交付するとともに、市への移管後も既存事業の活用を含め、出来る限りの支援を行うとの内容でありました。

今回、同様に移管を提案された他町村も本案により受諾する方向にあり、かつ本市においては、なよろ健康の森と一体となった必要不可欠な施設であることから、移管を受け入れるとの判断をさせていただきます。

移管は平成26年度からとなるため、平成25年度において、なよろ健康の森条例の改正など移管事務を進めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

#### 地域文化の継承と創造

次に、（仮称）市民ホール整備事業について申し上げます。

（仮称）市民ホールについては、「文化・芸術の拠点」「市民コミュニティの醸成の場」、さらには「賑わいづくりの場」として、本年6月を目途に実施設計に基づき建設工事に着手し、平成26年10月のオープンを目指してまいります。

#### 大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

保健・医療・福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献することを目指す大学として、教育環境の充実に努め、少人数によるきめ細かな教育実践により、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る魅力ある大

学づくりに努めてまいります。

近年、福祉と医療の現場で複雑化する様々な課題に対応する人材の育成が求められており、精神障がい者への専門的な援助を行う精神保健福祉士の平成26年度養成開始に向け、平成25年度は演習室、備品、図書等の整備を行い、実習協力施設の確保を図ってまいります。

教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備については、平成24年度に策定した基本構想・基本計画に基づき、平成25年度は図書館施設の基本設計に着手してまいります。

また、依然として厳しい就職環境が続く中において、キャリア支援センターを核に学生支援の充実と推進を図ってまいります。さらに、引き続き特別支援学校教員免許の取得が可能となる教育職員免許法認定公開講座を北海道教育委員会の後援を得て実施し、地域の小中学校教員の免許取得率の向上を図るとともにスキルアップの機会を提供してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます、平成25年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成25年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） I はじめに

平成25年第1回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと思います。

現在、我が国では、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、第2期教育振興基本計画の策定が進む中、中央教育審議会により第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方が示されました。

その中で、人格の完成や個人の自立など教育の

普遍的な使命を果たすことや、少子高齢化、人間関係の希薄化への対応、東日本大震災から得た教訓を社会全体で共有し教育等に生かしていくことなどの重要性が指摘されております。

また、北海道教育委員会では、「自立」と「共生」を基本理念として第4次北海道教育長期総合計画について、平成20年度以降に実施した教育施策の効果や課題を検証するとともに、経済社会情勢の変化、国の法令や制度改正など教育改革の動向を踏まえながら、今後5年間を見通した施策項目の改定や教育ビジョンの見直しを行い、実効性のある教育施策を推進することとしております。

とりわけ、本道の子どもの学力と体力はいずれも全国平均を下回っており、引き続き、その対策が大きな課題となっております。

名寄市においては、このような、国や道の動向を踏まえ、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体の調和の取れた児童生徒の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となった教育活動の推進に一層努めていくことが重要であります。

また、市民一人一人が生き甲斐のある人生を送ることができるよう学習環境や学習機会を充実させ、生涯にわたって主体的に学び続け、その成果を社会に生かしていく生涯学習社会の実現に努めていく必要があります。

このような認識の下、名寄市教育委員会では、新名寄市総合計画後期基本計画の主旨をしっかりと受け止め、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、平成25年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

## II 重点施策の展開

### 1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

新年度の学校教育については、平成25年度名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てる教育活動と地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の充実を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

#### （1）確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

これまでの全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立などを重視し、確かな学力の育成に努めてまいります。

このため、教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実してまいります。具体的には、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、道教委のチャレンジテストの効果的な活用、習熟の程度に応じた指導の工夫改善、言語活動の充実、家庭学習の充実を図ってまいります。教員の授業力向上を図るため、巡回指導教員の効果的な活用や学校間連携による研修活動を進めてまいります。また、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、天文台や学生ボランティア等の地域の教育資源を積極的に活用してまいります。

学校力向上に関する総合実践事業では、実践指定校の名寄小学校と近隣校の名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が連携して、基礎学力保障の取組や初任者研修の自校での実施を一層進めてまいります。

今後も、教育改善プロジェクト委員会の取組と学校力向上に関する総合実践事業を連動させながら、市内の小中学校が一体になった学力向上の取組を推進してまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手や外国語指導講師を配置して効率的な派遣方法を工夫するとともに、小学校外国語活動については、各種研修会への参加や名寄市教育研究所の

研究班活動などを通して教員の指導力向上を図り、充実に努めてまいります。

キャリア教育につきましては、その意義について教職員の理解を十分深めるとともに、児童生徒が職場体験などの体験活動を通じて学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を身に付けることができるよう指導体制の充実を図ってまいります。

#### （2）豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成につきましては、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳教育推進教師を中心とした校内体制を確立するとともに、道徳の時間を要として、豊かな体験を取り入れたり、家庭や地域社会との連携を図りながら道徳性が育成されるよう学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤として指導体制を充実させるとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を密にして進めてまいります。

とりわけ、いじめについては「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、また、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、早期発見、早期対応に努めるとともに、中学校3校に配置しております心の教室相談員による教育相談の実施や、教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携により対応してまいります。

また、携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら対応してまいります。

健やかな体の育成につきましては、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身につけ

せることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。また、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動や、チャレンジデー、チームジャンプなど地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

フッ化物洗口につきましては、2月からモデル校として名寄南小学校と東風連小学校で実施しております。児童の口の健康と虫歯予防のため、新年度には、全小学校で実施してまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

子どもたちの豊かな人間性を育み、「生きる力」を身に付けさせるためには、何よりも「食育」が重要であります。

食に関する指導は、栄養教諭が中核となり、児童生徒が将来にわたり、望ましい食習慣や食に関する自己管理能力を身に付けられるよう、学校給食を通じ各学校と連携を図りながら進めてまいります。

また、名寄市立大学などの学生が行う給食経営管理実習の受け入れや、栄養学科学生への講義など、大学とは従来どおりの連携を図ってまいります。

学校給食で使用する食材は、安全で安心な食材の選定に細心の注意を払いながら、地場の農畜産物を積極的に活用しております。地場産物を学校給食に取り入れることは、児童生徒が地域や自然との関わりについて学び、農業や農産物について理解を深めるとともに、地産地消の推進に役立つものであり、今後も地域との連携を図りながらより一層の推進に取り組んでまいります。

施設整備につきましては、平成4年の改築以来20年以上が経過しており、安全で安定した学校給食の提供のため、厨芥処理施設の修繕等を行います。

### （3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

す。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実に図るため、特別支援教育学習支援員の増員や名寄市立大学教授と専門的知識を有する教員で構成する特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談を実施いたします。新年度は、名寄市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため、特別支援連携協議会の主催で、学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施するとともに、連携協議会の組織と活動の在り方を改善してまいります。また、個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を図るため、学校や関係機関等が「すくらむ」の目的や利用の仕方についての情報を積極的に発信できるよう支援してまいります。

### （4）安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

校区ごとに組織しています安心会議など地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップの活用による指導を行い、児童生徒の通学路の安全確保に努めたり、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して不審者への対応を行うなど、地域ぐるみで安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

名寄南小学校の校舎等の改築につきましては、基本設計の策定にあたり「名寄市立名寄南小学校校舎等改築準備委員会」を設置し、より良い教育環境の整備を図るため検討を行っているところです。平成25年度には実施設計を行い、26年度から予定の本体工事の着工に向け、準備を進めてまいります。

### （5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育研究所の研究班活動や教育改善プロジェクト委員会による校内研修の充実に関す

る取組、今日的な教育課題を踏まえた校内研修、指導主事の要請、各種研修会への積極的な参加促進などを通して進めてまいります。また、服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、校内研修等において道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用し進めてまいります。

学校評価につきましては、各学校が重点目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施、公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

## 2 社会教育の重点施策の展開

引き続き、社会教育の重点施策について申し上げます。

新年度は、平成25年度から29年度までの社会教育の基本的・総合的推進方策である第2次名寄市社会教育中期計画をもとに、生涯学習の観点に立った社会教育行政を進めてまいります。

### (1) 生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます。

新年度におきましても、市民講座は生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努めながら、道民カレッジと連携した講座もあわせて実施してまいります。

新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、更には、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

風連地区の交流施設であります、ふうれん地域交流センターの管理等は新年度より施設の有効利用と地域振興を目指し民間の指定管理者に移行します。施設は風連公民館としての位置づけは変わりませんが、管理体制の移行で利用者の方に不便

がかからないように、引き続き生涯学習事業の円滑な推進に努めてまいります。

市立図書館については、市民の知る権利や生涯学習を支援する施設として、幅広い図書資料の収集とレファレンスサービスの充実を図るとともに、新年度は施設の改修による環境改善を行い、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

「第2次名寄市子どもの読書活動推進計画」に基づき、図書館と読み聞かせのボランティア団体などが連携し、乳幼児のうちから本に親しむ習慣を醸成するため、家庭での読み聞かせの活動普及、図書館での事業内容の充実に取り組んでまいります。

学校での読書活動の支援として、図書資料の貸出、ブックトークの取組の充実や、道立図書館が行う市町村支援事業の活用を検討するなど、小・中学生の読書活動へつながる環境整備や支援を進めてまいります。

なよろ市立天文台は、オープンから3年を経過する中、名寄市民をはじめ全道、全国の多くの皆さまに御利用いただいております。

平成24年5月7日より休館日を月曜日の1日に見直し、プラネタリウムの上映回数を夏季限定で午後8時からの開催を追加し、利用しやすい環境づくりを進めてまいりました。

新年度においては、多くの利用者の御意見や御要望に応えるために条例の一部を改正し、有料の入館者と無料の来館者の設定による観覧料金の改定をすることで利便性の向上を図ります。

平成23年度から実施しております「小学生による小惑星発見プロジェクト」は、児童の星空への夢がかなえられるように、新年度も実施してまいります。

また、平成24年度に整備しました移動式天文台車を活用するなど、学校教育と社会教育における活動の取組を強化してまいります。更に「教育改善プロジェクト」の取組の一環として理科教育や総合的な学習の時間、体験学習などにおいて生

きた教育資源としての天文台を積極的に活用いただけるよう学校との連携を図ります。

ゴールデンウィークや夏休み期間の特別開館をはじめ、「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」との連携による各種イベントを開催するなど、多くの方々に御利用いただけるよう取り組みを継続してまいります。

#### （2）豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

新年度におきましても、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供として、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、招聘事業につきましても、引き続き実行委員会などを組織しながら取り組むこととします。また、芸術文化を体験・発表する場として、市民文化祭と連動しながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

平成24年度に策定しました第2次社会教育中期計画において、文化振興条例の制定が推進方策に示されたことに基づき、芸術・文化の継承、地域文化の創造と振興を図るために新年度中に条例を制定します。

（仮称）市民ホールの整備事業につきましては、実施設計に基づき新年度6月を目途に建設工事に着手し、平成26年10月のオープンを目指しております。今後は、「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民や利用される団体等の意見も伺いながら、利用しやすく、効率的な管理運営方法の検討と運営体制や条例の整備に取り組めます。また、名寄市全体の芸術文化振興を図るため、見識者を文化芸術アドバイザーとして委嘱いたします。

北国博物館については、オープン以来18年目を迎え、入館者も年間1万2千人を超える市内外の方々に利用いただいております。

新年度も、情報発信と地域に開かれた交流施設として、工夫を凝らした展示会や普及活動を柱に、魅力ある事業展開を図り、延べ入館者25万人の

達成を目指します。

文化財については、天然記念物をはじめ郷土の遺産や市内に点在する史跡を広く市民の皆さんに知ってもらうために文化財・史跡めぐりを行ってまいります。

#### （3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を支援するため、幼児と親を対象とした家庭教育支援講座を実施するなど、親子のコミュニケーションや子どもの発達課題に合わせた家庭教育支援事業を進めてまいります。また、北海道教育委員会が行っている「家庭教育サポート企業制度」につきましても、平成24年度に社団法人名寄青年会議所会員の9社が合同協定を締結するなど、職場において家庭教育を支援する環境づくりに取り組む企業が増えています。今後も協定企業への情報提供に努めるとともに、市内企業等への啓発を行ってまいります。

#### （4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成24年度に実施しました「市民のスポーツ環境・意識調査」において、スポーツや運動の必要性和継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されております。新年度も引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めます。

平成24年に60回の記念大会として実施しました憲法記念ロードレースは、市内はもとより市外からも多くの方が参加いただけるよう、実施内容の改善を行います。また、一流選手による実技指導等のセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等によるニュースポーツの出前講座などを引き続き実施し、スポーツ人口の拡大や技術向上を図ります。更に、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援

などにも努めてまいります。

風連地区では風連スキー場のリフト機器の更新を行い、初心者に適したスキー場の充実を図るなど、スポーツ施設の環境整備及びスポーツ普及・振興事業を各種スポーツ団体等との協力により推進してまいります。

#### （5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

新年度も子どもたちが自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃんランド」、友好交流都市である東京都杉並区の子どもたちとの「都会っ子交流」、更には、平成24年度から始まりました杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めます。新年度は、ピヤシリ子ども会育成協議会が設立30周年記念事業として、平成5年5月に埋設したタイムカプセルを開封する年になっており、関係者で実行委員会を設立して記念事業に取り組んでまいります。

名寄市児童センター並びに風連児童会館については、自由来館型の施設として遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通して児童の健全育成を図ります。また、名寄市児童センターの体育室の屋根を改修し、安全安心な居場所として施設の充実に努めてまいります。

放課後児童クラブは放課後の児童の安全な居場所を提供し、保護者の仕事と子育てが両立するよう支援を行います。風連児童クラブでは、隣接する風連児童会館を効果的に利用しながら、特色のある行事や児童の安全面に配慮した運営を行ってまいります。また、南児童クラブでは利用希望者が増加傾向にありますので、低学年と高学年の2教室での受け入れ体制をとりながら安全性を確保するなど、きめ細かな運営を行ってまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が、子どもたちの健全な育成に大

きな影響を及ぼしていることから、各町内会からの推薦指導員と共に行う巡視活動の強化や指導員研修会を開催し、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行います。また、市内小・中・高等学校との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施したり、「名寄市児童生徒補導協議会」などと連携する中で、青少年の健全育成に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員による日常の電話相談や面接相談、夜間相談日を設けながら行っておりますが、相談ケースによっては教育現場の協力も必要であり、各小中学校との情報交換にも努めて対応してまいります。

また、適応指導教室では、不登校となる児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。不登校は、本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあります。そのために、教育推進アドバイザーを中心に各学校・関係機関と連携したり、教職員への情報提供に協力しながら、教育相談センターとして対応に努めてまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

本事業は、平成24年度から小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、風連地域交流センターを会場にして本格実施してまいりました。新年度は、放課後の子どもたちの過ごし方を見直し、学習習慣の定着を図るため、地域の教育経験者などを生かし、指導を一層工夫してまいります。

#### Ⅲ むすび

以上、平成25年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担ってお

ります。

名寄市教育委員会としては、この自覚のもと、これまで以上に学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、1点御報告を申し上げます。先日3月2日、105年の長きにわたり地域とともに歩んでまいりました名寄市立風連日進小中学校の閉校式がとり行われました。360名を超える多くの皆様の参加を得て盛大に開催され、無事終了いたしましたことをここに御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

明るく安全で安心な住みよい社会をつくることは全市民共通の願いであり、反社会的行為を行う暴力団は平穏な市民生活に多大な脅威を与えております。平成22年に福岡県で全国初となる暴力団を排除するための総合的な条例が制定され、その後平成23年には全ての都道府県において暴力団排除条例が制定をされております。本件は、主に市の発注する建設工事その他の事務または事業からの暴力団の排除や市が設置する公共施設の利

用の制限、あるいは暴力団の威力の利用や利益の供与を禁止することなどを規定をされており、名寄市から暴力団を排除し、全ての市民が安全で平穏な生活を確保するとともに、明るい地域社会を実現するため本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により、母子健康法の一部が改正をされ、これまで都道府県並びに政令市及び特別区が行っていた低体重児の届け出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付事務が全ての市町村に権限移譲をされました。本件は、本市が養育医療の給付事務を行うに当たり、扶養義務者等から徴収をする当該給付に要する費用について、必要事項を規定をするため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

新型インフルエンザ及び全国かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布をされました。本件は、当該法律において、市町村は新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年法律第41号、災害対策基

本法の一部を改正する法律の施行に伴い、防災会議の所掌事務を改めるとともに、委員となる者の範囲を改め、また条名の変更を行うため当該2本の条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されたことに伴い、地方公務員災害補償法について所要の改正が行われることから本条例の一部を改正し

ようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市風連日進小学校の閉校に伴い、名寄市風連公民館日進分館の位置を改正すること及び別表に規定をする公民館分館の名称、位置、対象区域の表現の統一と内容の整合性を図るため、本条例の一部を改正をしようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年12月1日から休所をしておりました日進保育所について、日進地区地域住民との合意のもと、平成25年3月31日をもって閉所をすることになったため、本条例の一部を改正をしようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正をされ、これまで国が定めていた一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準の一部が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

消費者行政につきましては、平成21年に消費者庁の発足や消費者安全法の制定により、国レベルにおいて消費者行政の一元化が図られ、全ての市町村に消費生活相談の実施を義務づけるとともに消費生活センターの設置について規定をされました。本件は、このことを踏まえ、昭和55年4月に設置をした名寄市消費者センターが平成25年4月から駅前交流プラザよろーなに移転をすることに伴い、位置の変更を行うとともに、名称の変更及び事業項目の整理を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例で規定をする名寄市都市計画審議会の庶務について、現行の部課名の表記を部のみの表記に改めるため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について、提案の理由

を申し上げます。

名寄市簡易水道事業条例では、経営の基本として第2条において浄水場ごとの給水人口と1日最大給水量を定めておりますが、このたび智恵文八幡地区の浄水場の増補改良事業を行うに当たり、取水地点の変更及び浄水方法の変更が生じ、変更認可申請の必要がありますので、名寄市簡易水道事業条例で定めている給水人口及び1日最大給水量を改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度をもって国の広域行政圏計画策定要綱が廃止をされ、また平成24年度から定住自立圏による連携事業により広域連携に係

る施策の推進を行っていることから、構成市町村においても同協議会の廃止について合意をされており、同協議会の廃止をするため、地方自治法第252条の6の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国の緊急経済対策に対応し、平成25年度当初予算から平成24年度補正予算へと前倒しで実施をする事業のほか、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ8億3,821万円を追加をして、予算総額を210億4,

712万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして地域交通対策事業費1,878万5,000円の追加は、コミュニティバス試験運行に係る事業を平成25年度当初予算から前倒しで実施をすることなどから補助金を増額しようとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金8,142万7,000円の追加は、精神科など不採算部門の単価アップがあったこと、周産期医療に係る経費の算定があったこと、また基礎年金拠出金に要する経費の算定があったことなどから繰出金を増額しようとするものであります。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費6,215万2,000円の追加は、主に今年度の降雪の状況により増加をしている排雪に係る経費を増額しようとするものであります。

同じく8款土木費におきまして公営住宅環境整備事業費5,314万5,000円の追加は、ノースタウンなよろ団地改修工事を平成25年度当初予算から前倒しで実施をすることなどから事業費を増額しようとするものであります。

10款教育費におきまして（仮称）市民ホール整備事業費10億9,402万円の追加は、（仮称）市民ホール整備監理委託料及び整備工事費を平成25年度当初予算から前倒しで実施をすることなどから事業費を増額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

19款繰入金では、財政調整基金の繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、

（仮称）市民ホール整備事業の追加をしようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか6件の追加をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、事業債の確定に伴い変更をしようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか4件を繰り越ししようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第13号の28ページから29ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費で備荒資金組合超過納付負担金1億5,000万円の追加は、今後見込まれる地方交付税の合併算定がえの終了など将来の安定的な財政運営に備え、負担金の超過納付を行おうとするものであります。同じく一般管理費で減債基金積立金1億122万2,000円の追加は、将来の公債費負担の軽減化に備え、積み立てを実施しようとするものであります。同じく一般管理費で公共施設整備基金積立金1億17万円の追加は、老朽化する公共施設の改修などに備え、積み立てを実施しようとするものであります。

48ページから49ページをお開きください。4款衛生費、1項4目病院費で名寄東病院振興基金積立金7,620万2,000円の追加は、交付税で措置された経費について積み立てを行い、老朽

化部分の改修等に備えようとするものであります。

58ページから59ページをお開きください。

6款農林業費、1項6目農地整備費で経営体育成基盤整備事業費（名寄東地区）で645万円の追加は、国の補正第1号により事業が増加したことによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。10ページから11ページをお開きください。1款市税におきまして市民税で4,070万1,000円の追加は、個人では年少扶養控除額の減少や給与所得、農業所得などの増加と法人では申告所得の増加などによるものです。

また、市たばこ税で2,000万円の追加は、見込みよりも売り上げ本数が減少しなかったことによるものであります。

16ページから17ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金におきまして3億6,265万1,000円の追加は、平成25年度から前倒しとなった事業に係る社会資本整備総合交付金を計上したことなどによるものであります。

22ページから23ページをお開きください。

18款寄附金329万4,000円の追加は、既に予算化したものを除き2月5日までに寄附採納した一般寄附金、ふるさと納税寄附金などを予算計上するもので、寄附者の意向に沿い地域振興基金のふるさと納税分に76万円、地域振興基金に20万円、地域福祉基金に55万6,000円、教育振興基金に30万円、文化センター大ホール建設基金に65万円それぞれ積み立てをするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 28ページ、29ペ

ージの一般管理費、備荒資金の関係で今後の交付税算定がえだとか、将来的も含めての超過納付をしていくということですが、これ1億5,000万円というのは具体的に言うと、いわゆる超過納付をする見通しというか、一定の根拠を持つての負担金超過納付をするのか、とりあえず今の時点で考えられることを想定した具体的な数字なのか、お知らせをいただきたいなと思います。

それから、その下の基金積立金、基本的には結構だというふうに思いますけれども、減債基金積立金、公共施設整備基金積立金、減債基金は目的ははっきりしていますけれども、これからいわゆる償還財源になっていくのですが、具体的にはどういう年度を想定をしてこの1億円を数字として置いておられるのか、あるいは基金、公共施設の老朽化に備えた対応で結構だと思うのですが、これも具体的な特定の施設を積み上げて1億円ちょっとの数字になっているのか、少し内容を御説明をいただきたいなと思います。

それから、2点目、32、33ページの企画振興費、地域交通対策事業費でコミュニティバスの関係が数字が上がっていますが、これは4月からのスタート、1日からスタートをするということで理解しておりますが、昨年からの試験が始まって、それぞれ4月でしたか、始まったの。そうですね。3月末で9カ月ぐらいになるのですが、いずれにしてもこの年度を越す段階で新たな検証を加えて見直しすることになっているのですけれども、功罪いろいろ押さえてはおられると思います。現状段階における効果、功罪についてお聞かせをいただきたいのと、市民からの声で非常に使い勝手が悪いという声も何人かからいただいております、具体的に言いますと、端的に言って申しわけないですけれども、これちょっと今私バスの時刻表を持っているのですが、今までも委員会なんかでもお話ししていたのですけれども、声が強いものであえて発言させていただいていますが、東病院に行く関係で、今まで従前は一本で150円

で行っていたのですけれども、駅前にはできるだけ集客をするという前提だとか、協議会の中でも恐らくいろんな検討をされてスタートはしていることについては理解をしていますが、例えば東病院に長期に入院されている夫の見舞いで毎日今通っておられる方がおられまして、午後の1時ごろからいつも出かけて、帰りはいろいろお見舞いや買い物をして4時過ぎ、4時半ごろには一本で帰ってきたのですけれども、駅で一回おりなければならぬということ、行くときは1時近い12時52分産業高校前で乗って、駅に一、二分で着いて、10分ぐらい待ったらまた東回りのほうに乗って1時過ぎには病院に行けるのです。帰りは、4時過ぎのバスに乗って、駅でおりて40分ぐらい待たなければならない。そして、また産業高校の近くでおりるといようなことで、非常に使い勝手が悪いのと高齢のために大変なしんどい思いをするということで、このコミュニティバスがスタートしてから行きは何だかんだそれで行くのですけれども、帰りはとても体もたないということでハイヤーを利用するのです。ほぼ毎日ということで、全ての声を満足してというスタートではなかったとは思いますが、使い勝手が非常に悪いし、出費も多大だと。東病院からですと恐らく1,000円は軽く超える距離になるので、そういう声もどのように見直しながら反映を、これから本格的に見直し始まっていくと思うのですけれども、基本的な考え方を少しお知らせをいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員から備荒資金、減債基金、公共施設整備基金の関係についての御質問がありました。備荒資金につきましては、2億円が災害対策のための普通納付金ということになっておりまして、それ以外については超過納付金ということで財政調整基金的なことも含めて利率が普通預金で年利0.8ということもございまして、便利な貯金通帳的な形の運用も考えていま

す。当面は、合併算定がえが平成28年から段階的に0.9、0.7、0.5と下がっていきますので、28年から32年までの5年間の想定される交付税の減額は16億6,000万円になっていますので、その財源対応が可能になるように、それに近づけるような方法で備蓄をしてみたいと考えています。

それから、減債基金の関係につきましては、一部合併算定がえの影響によって将来の公債費の償還が窮屈になったときにどのように対応するかという視点から、10億円をめどにためたいと考えています。それと、もう一つ、過疎債のハード事業ではなくてソフト分として毎年2億円ほど国のほうから支援をいただいておりますので、その部分の30%が過疎債といっても自腹負担になりますので、毎年6,000万円ほどためておりますので、これも10億円プラス過疎債ソフトを使った年数分の6,000万円掛けたものを備蓄したいと考えておりますけれども、まだ現時点ではそこまで達しておりませんので、財政の許す範囲内で備荒資金、減債基金の増については備蓄をしてみたいと思っています。

なお、まだ国の制度では救われなかった比較的利益子の高い起債等も残っておりますので、新年度予算ではそのうち3億円をおろして、減債基金を使いまして将来の公債費の負担の軽減を同時に図ってまいりたいと思っています。

それから、公共施設整備基金につきましては、老朽化した公共施設の大規模改修も視野に入れてためておりますけれども、現時点毎年毎年の総合計画のローリングの中では、財政担当のほうがかこ二、三年毎年のように実は現地確認をしております。原課からの要望を切るだけではなくて、どういうふう将来にわたって公共施設をしっかりと市民の皆さん方に安定的に使ってもらおうかということの観点から、とても十分な維持補修的な大規模改修ができていないのではないかなと思っていますけれども、それらも含めて毎年毎年、特にこ

の施設のためにというのにつきましては具体的なものを持っておりませんが、調べている中ではスポーツセンターであったり、各種市民の皆さんが多く利用する施設も相当年数が経過してきましたので、この辺今当面のところは100万円単位とかという金額でもう済んでいるものがありますけれども、将来は何千万円という金額になるものも出てくるということも考えておきまして、当面具体的な目標値をなかなか持てないのですが、現行4億円や5億円程度は持つておかないと、例えばボイラー改修をすると1億円近いお金が一遍に出るとということもありますので、この辺を視野に入れながら備蓄をして、市民の皆さん方の利便に供せられるように対応してまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私のほうからコミュニティバスの関係についてお答えをしたいと思います。

昨年の4月から試行が始まりまして、丸7カ月経過をしました。この間夏場の期間から始まったということを含めて一部検証を終えております。効果のほどにつきましては、東回りは随分便がよくなったというお話をいただきまして、利用者の方も伸びもあります。しかしながら、従来市内循環型になっておりました西回りにつきましては、実は少し利用が落ちておりました。これ従前時計回りだった流れを逆回りに変えたと。このところが東との結合を詰めてそんな形にさせていただいたということでもありますけれども、そういったことが実質原因になっているかどうかというのはまだ検証を終えておりませんが、若干東回り、それから西回りで利用の差が出ているということでもあります。また、一方、徳田線があります。これイオンの無料バスでありますけれども、逆にこちらは随分利用が伸びていると、こんな状況も押さえております。今使い勝手が悪くなったというお話をちょっといただきまして、この間につき

ましてはできるだけ多くの皆さんに公共交通を利用していただくということを主眼に試行を始めたということがあります。公共交通のあり方としておおむね最大公約数をとりながら試行させていただいているという状況がありまして、この間さまざまな御意見をいただいていることも確かであります。今現在夏場から冬場の運行に入っておりまして、大分バス利用の形態も変わってくるだろうと。そこのところをしっかりと検証しながら、新年度に向けた体制をつくってまいりたいというふうに考えております。これまで公共交通のあり方につきましてはさまざまな形で、いろんな形で市民の皆さんを含めて議論をいただいた経過がありますので、今後のありようを含めて、また現状をしっかりと検証しながら市民の皆さんの意見をできるだけ反映できるような、そんな形にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） バスの関係、この冬は非常に大雪で、バス関係者の皆さんはえらく苦勞して、一回りぐらいおくれたという、いろいろ怒られたり、これは雪のせいだからどうしようもないのですけれども、今これから見直しあって、多くの市民の皆さんから意見をいただいて見直すということなのですが、実際に3月末で9カ月経過をして、その間大きな不利益、単なる不便になったというよりも大変な不利益になることは大体おおよそ担当者のほうでもそういう動向についてはつかんでいたはずなのです、数人ほどおられたのですけれども。これから見直しの中にかつてのように東病院、あるいは市内には風呂屋さん1軒しかありませんから、駅から歩くのか、9丁目から福祉センターのほうから歩くのか、若干違いはあるけれども、そういう不便さも、また違う声も聞くのですけれども、いわゆる抜本的なルートの見直しなども含めた、見直しという想定になっていないような感じが担当者に聞いても聞かえてくるのですけれども、私が前段先ほど言ったような声

も含めて大胆な改善をしていこうという腹構えも持っておられるか、あるいはこれだけ大きな毎日1,000円を超えるハイヤー代というのは、これは私どもに置きかえてもえらい話ですよ、毎日ですから。大変な不利益、従前使っていたサービスが使えなくなった。1人2人なのか、5人10人なのかというのは、それはしっかり私も検証できていませんけれども、そういう声に対する対応改善ができ得る状況なのかどうかというところあたりを少し掘り下げてお答えをいただきたいのです。

それと、副市長からいただきました関係については、備荒資金も非常に便利な、財調的な要素も含まれているということ、あるいは公共施設の関係や減債基金の関係もトータル的には中期、長期の財政展望、どう見据えたものになっていくかという、今の時点でリンクしていれば結構ですけれども、公共施設もしっかり数字を押さえていただきながら、今当座決算がこのような状況の見直しにあるから置きかえるということですから、それは熱心に今後の問題も含めて積み立てをふやしていくということについては賛同できると思いますので、もう少し時間を置いてでもこれから議会の代表質問や一般質問の中でも恐らくやりとりがそれぞれあると思いますので、そちらのほうに委ねていきたいなというふうに思っております。積極的に余裕のあるときには積んでいくというところあたりについては理解が十分できますので、心してお願いをしたいと思います。

バスの関係、もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今不利益をこうむっている市民の皆さんへの対応ということで、実はなかなか難しい問題かなというふうに正直思っております。この間できるだけ多くの市民の皆さんの利用促進を図っていくということで、できるだけ多くの市民の皆さんの足になると、足をつくっていくということを主眼にこういったコミュニテ

ィバスの試験運行を始めてきたという大きな目標があって、経過がありますので、なかなかその中で個人的に不利益をこうむる部分についてどういった扱いをしていったらいいかと。単純なバスのルートの変更だけで済むのか、また費用的な問題含めて将来にわたってこれは維持をしていかなければいけないという問題もありますから、将来に向けてのバス利用の考え方についてもやはり総合的な考え方含めて対応していかなければならない問題だというふうに考えております。一定程度新年度に向けて当然検証はさせていただきますけれども、なかなか全ての市民の皆さんが満足するような形になり得るかどうかと。そのところは、今後ともやっぱり議論をいただかなければいけない問題だというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） できるだけたくさんの方がバスを利用して、私たちも含めて車に乗らない日があってもいいのかなという、そういう市民的な地元のバスを公共的な足の確保のためにいろんな策をやるということについてはもっと大胆に提案があってもいいでしょうし、私どもも積極的に協力していかなければならぬという。利用者をふやしていく、そしてバス路線を残していくのだということについては賛同ができますけれども、いわゆるそれに伴って大変な不利益を伴うという措置というのは、やっぱり強く求められても当然ではないのかなというふうに思っておりまして、そこについては何回も恐らくこの試験を始めるために協議会の中でも関係者に来ていただいて知恵を出していただいたり、いろんな議論を重ねた結果、とりあえず試験をしてみようということなのですが、もうバスしか利用できないという市民の声をもっともっと丁寧に拾わないと、またそのことについて解決をしていかないということに多分なるのではないかと思ひまして、これは恐らく本当に国の財源を入れながらの試験だというふうに考えていますけれども、もう少し協議会プラスバ

スしか足の過程がないという人の声はどう拾っていくのかというところあたりは真剣にやらないと、単なる駅前に人を集めるということではなくて、そう大きな人の流れの変化というのはないなというふうに私は聞いてはいるのですけれども、そこについてもう一度しっかりそういう声も含めて拾い上げていくのだという総務部長の見解をいただいた上で、また一般質問にするかしないか検討したいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今ちょっと述べさせていただきましたが、今後の公共交通のあり方というのはまさに多様な、さまざまな形があるかというふうに、その一つがコミュニティバスの試験運行という形になってあらわれているということでありまして。市民の皆さんの足をしっかり確保して、将来に向けて安全、安心なまちをつくっていくということを含めて、ぜひ今議員のおっしゃったようなことを含めて対応させていただければというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第1

4号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の伸びによる追加及び年度末における事業見込みによる事業費の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,523万円を減額をし、予算総額を33億6,852万1,000円に、直診勘定におきまして診療収入の増額による一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ260万2,000円を減額し、総額を1億7,428万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費の減額及び医療費適正化対策費のうち保健事業費へ科目変更を行った事業費の不用額により374万2,000円を減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費及び高額療養費について3,305万5,000円を追加しようとするものであります。

7款共同事業拠出金では拠出額の確定により3,407万5,000円を、8款保健事業費では各種検診補助金を初めとする事業費の不用額1,047万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では現年課税分の減額と滞納繰り越し分の収納率向上に伴う増額で800万円を、2款国庫支出金では療養給付費等負担金の国庫負担率及び概算交付額の減額等で9,635万6,000円を、5款道支出金では各負担金の精算に伴い409万5,000円を、8款繰入金では

保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金で1,159万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

また、3款療養給付費交付金では平成23年度の精算等による追加交付に伴い4,493万円を、6款共同事業交付金では交付額の確定により659万4,000円を、9款繰越金では前年度繰越金の最終補正額として4,355万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では報酬等で5万9,000円を、2款医業費では使用料及び賃借料等で235万円を、4款施設整備費では備品購入費で19万3,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で712万5,000円を、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で47万3,000円を、4款繰入金の事業勘定繰入金では5万1,000円を、5款諸収入では1万3,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金の一般会計繰入金では1,026万4,000円を減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,415万4,000円を減額をし、予算総額を22億7,888万4,000円、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ149万4,000円を追加をし、予算総額を2億1,933万3,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額をし、予算総額を6,690万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、給付費の減額により5,794万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款保険料では1,953万1,000円を減額をし、保険給付費の減額により5款支払基金交付金では2,167万9,000円を、6款道支出金では3,332万3,000円をそれぞれ減額をし、8款繰入金では2,429万円を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄では工事請負費等の追加、サービス事業勘定・風連では人件費の減額と事業費の追加を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ1,487万6,000円を減額をし、予算総額を11億9,714万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により984万6,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、長期債償還元金で60万円を追加しようとするものであります。

3款諸支出金では、国庫返納金で7万8,000円を、消費税で555万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款使用料及び手数料では使用料の減少により1,450万円を、3款国庫支出金では事業費の確定により3万

8,000円を、6款市債では事業費の確定により250万円をそれぞれ減額をし、4款繰入金では一般会計繰入金で231万5,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ447万4,000円を減額をし、予算総額を9,262万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により437万4,000円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では34万7,000円を、2款使用料及び手数料では185万2,000円を、5款市債では310万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

4款諸収入では消費税の確定により6万4,000円を、3款繰入金では76万1,000円をそれぞれ追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第18号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成24

年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ290万6,000円を減額をし、予算総額を6,238万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により290万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、水道使用料で14万5,000円を追加をし、給水工事検査手数料で8,000円を減額しようとするものであります。

2款繰入金では、一般会計繰入金で304万3,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整と市場の冷蔵庫設備の修繕等に要する経費について補正をしようとするもので、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加をし、予算総額を4,466万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款商工費では、冷蔵設備の修繕料並びにアスベスト検査手数料などに対し32万6,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では取り扱い高の減少に伴い56万5,000円を減額をし、2款繰入金では89万1,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 議案第2

0号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,631万8,000円を減額をして予算総額を5億6,498万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター施設整備事業費で3,631万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金で8万2,000円を追加し、2款市債では食肉センター施設整備事業債3,640万円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正及び第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第29 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ492万6,000円を減額をし、予算総額を3億3,540万円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費の確定に伴い492万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、事務費繰入金で492万6,000円を減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第30 議案第2

2号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、各種業務委託について債務負担行為を設定をしようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院診療報酬の増により入院収益で2億101万2,000円を追加をし、外来患者数の減少により外来収益で1億1,179万4,000円を、一般会計負担金では救急医療確保に要する経費等で475万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金では基礎年金拠出金に要する経費等で4,520万4,000円を、他会計負担金では精神科病棟運営に要する経費等で7,241万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、特別利益におきまして過年度の入院診療報酬調定等で1,726万6,000円を追加をし、収益の総額を85億3,372万6,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で共済組合に係る市町村負担金追加費用の利率減少等により309万9,000円を減額をし、材料費では薬品、診療材料等で2億865万3,000円を、経費では消耗品費、燃料費等で2,656万5,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で152万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で1,625万1,000円を追加し、費用の総額を86億892万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債では道北北部連携ネットワークシステム事業等により1,620万円を追加をし、出資金では企業債償還金に要する経費等で2,047万4,000円を、負担金では建設改良に要する経費で1,096万7,000円をそれぞれ減額をし、精神科病棟改築事業の当年度補助率見直しにより道補助金で2,052万2,000円を、国庫補助金で676万9,000円をそれぞれ追加をし、総額を7億5,029万4,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費では病棟冷房機設置工事、精神科病棟改築事業等で1,445万3,000円を減額をし、総額を10億2,551万4,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものであります。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品で8,203万1,000円を、燃料で1,284万7,000円をそれぞれ追加をし、給食材料で138万円減額をし、総額を8億7,799万8,000円にしようとするものであります。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。放射線管理業務及び消防用設備等点検業務の委託について、それぞれ期間及び限度額を設定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第31 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、給水収益や他会計補助金等の減額により496万4,000円を減額をし、総額を6億775万2,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で489万9,000円を減額をし、総額を6億859万円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では3,388万5,000円を減額をし、総額を2億7,618万3,000円に、また4款資本的支出では3,428万9,000円を減額をし、総額を5億6,399万4,000

円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第32 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第32号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算、議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 平成25

年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第34号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、市立大学や市立天文台きたすばる、道立サンピラーパークなどの多くの財産や交流都市との太いきずなを活用し、総合的な地域振興などを推進することを念頭に、基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期の具現化を最優先に予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比3.1%減の188億5,085万2,000円となりました。国の緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算への事業前倒しなどにより普通建設事業費が前年度比35.4%減の14億1,422万9,000円と大きく減少したことが主な要因であります。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は2億9,559万6,000円を予定しております。

次に、特別会計について申し上げます。平成25年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は、前年度比2.6%減の80億5,431万7,000円となっております。増減の大きなものは、国民健康保険特別会計直診勘定で医師の1名増等により前年度比21.0%の増となり、介護保険特別会計サービス事業勘定分では施設設備の改良事業の計上によりサービス事業勘定・名寄分で19.2%、風連分19.4%、それぞれ増加となりました。一方、食肉センター事業特別会計では食肉センター施設整備事業費の減により前年度比65.8%減となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比28.7%増の135億6,432万7,000円となりました。内訳は、病院事業会計で精神科病棟改築事業費の増などにより31.6%増の123億3,796万5,000円、水道事業会計で建設改良費の増加などにより5.2%増の12億2,636万2,000円となっております。

以上によりまして、平成25年度全会計の予算総額は前年度比5.8%増の404億6,949万6,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第24号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第33 議案第35号 名寄市教育委員会委員の任命について、議案第36号 名寄市教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号及び議案第36号の名寄市教育委員会委員の任命について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第35号であります。本件は本年5月15日をもって名寄市教育委員会委員の任期を満了する中尾公一氏を再度教育委員会委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第36号であります。同じく名寄市教育委員会委員であります志水貴江氏が本年3

月31日をもって辞職されることとなりました。志水委員におかれましては、名寄市における教育行政の発展のため多大なる御尽力、御貢献をいただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げるところであります。

本件は、新たな後任の教育委員会委員として高橋雅樹氏を任命をいたしたく、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき議会の同意を求めるものであります。

高橋氏におかれましては、人格高潔で教育の分野において豊富な経験と深い識見を持ち合わせておられる方でございます。

なお、高橋氏の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、前任者の残任期間とすることが定められていることから、平成25年4月1日から平成27年5月15日までといたす所存でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長(黒井 徹議員)** これより、議案第35号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号は同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第36号は同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

**○議長(黒井 徹議員)** 日程第34 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について、議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

**○9番(佐藤 靖議員)** 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について外4件について、提案の理由を申し上げます。

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るために平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法案が公布され、同日及び本年3月1日より施行されることに伴い、関係条例等の一部改正を行うものです。

改正の主な点を説明いたします。議案第37号

名寄市議会委員会条例の一部改正については、これまで地方自治法で定められていた委員会の委員の選任方法等について、各議会の委員会条例で定めることとなり、一部改正を行うものです。

議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、政務調査費を政務活動費と名称を変更し、交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと改め、政務活動費を充てることのできる範囲を条例で定めることとしました。また、議長の調査権が法律で定められたため、議長の政務活動費の使途の透明性の確保に努める規定を定め、一部改正を行うものです。

議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正については、議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正及び議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正に伴い、関係する条項について文言整理等のための一部改正を行うものです。

議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、地方自治法改正により本会議においても公聴会の開催、参考人の招致が可能となったことによる条項整理に伴い一部改正を行うものです。

議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正については、地方自治法の改正によりこれまで委員会のみ認められていた公聴会の開催、参考人の招致を本会議でも行えることとなったことに伴い一部改正を行うものです。

以上、5件について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第37号外4件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号外4件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第35 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅新北斗団地に入居していた借家人が平成18年1月分から平成22年8月分までのうち47カ月分の家賃を滞納したまま退去し、退去後においても本人及び連帯保証人に対して再三にわたり納付催告、面談を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、本人及び連帯保証人に対し滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起をしたものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第36 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、平成24年5月下旬、小学校敷地内において北東の強風下で噴霧器による除草作業を行った結果、風下の水稻が枯れる被害が発生をし、相手方に損害を与えたものであります。相手方とは、事件直後から損害賠償について協議を行ってきており、収入が確定をしたことから被害面積分を案分した結果、本市が23万5,862円を支払うことで示談が成立をし、和解をいたしました。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第37 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

1件目の事故の内容は、平成24年10月25日午後3時30分ごろ、札幌市手稲区富丘3条3丁目付近の道路におきまして名寄市立大学の公用車が工事区間通過後、進路変更をしようとした側方車両を目視した際に前方の相手方車両が信号により停止したことに気づかず、当該相手方車両に接触をし、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が14万6,454円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところであります。

2件目の事故の内容は、平成24年11月21日午前10時40分ごろ、中川郡中川町佐久の国道40号におきまして総務部財政課所管の公用車が公務運行中、レッカー作業をしていた相手方車両を確認をしましたが、雪道のためとまり切れず、また対向車が接近をしていたため進路変更もできず、相手方車両に接触をし、破損をさせたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代4万6,935円と公用車両の同乗者所有の携帯電話破損に伴う修理代5,250円を負担をすることで示談が成立し、和解をしたところであります。

以上2件を地方自治法第180条第1項の規定

により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第38 意見書案第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤勝議員。

○14番（佐藤 勝議員） 議長からの御指名をいただきましたので、意見書案第1号について朗読をいたします。

環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書。

首相は日米首脳会談後の日本時間の2月23日未明、記者会見で環太平洋連携協定（TPP）交渉に関して「会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」と指摘し、「なるべく早い段階で決断したい」とTPP交渉参加に踏み出すことを明言しました。

TPPは関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農村漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食糧自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。

また、TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られるものではありません。政府として事前協議を含めた一切のTPP交渉参加に向けた取り

組みを断念することが求められます。

この間、多くの国民や道民は、T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

よって、政府はこのような国民各層の声を真摯に受け止め、道民が断固反対しているT P P 交渉に参加しないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北海道名寄市議会。

以上です。

**○議長（黒井 徹議員）** 本件は、全議員による提案でありますので、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで意見書案第1号 環太平洋連携協定（T P P）交渉参加断固阻止を求める意見書について、議長より一言申し上げたいというふうに思います。

ただいま満場一致で可決をいただきましたが、今回の初日提案の経過等について報告を申し上げます。本来意見書案は、定例会の最終日に審議していただくことになっておりますが、国会の状況を察するとき定例会の最終日では時期を失する可能性が大きいと判断をいたしました。また、名寄市議会といたしましても平成22年11月30日にT P P 参加の即時撤回を求める決議をしておりますので、議会の変わらない意思を国に表明し、伝えることが重要と考え、対応をいたしました。議長といたしましても拙速に判断することなく情報を提示し、しっかりとした国民的議論をするこ

とを求めたいというふうに思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時42分

**○議長（黒井 徹議員）** 再開します。

お諮りいたします。ただいま市長から議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第5号）及び議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）が提出されました。これを日程に追加をし、追加日程第1号として議題にしたいというふうに思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

議案第42号外1件は、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

**○議長（黒井 徹議員）** 追加日程第1 議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第5号）、議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長（加藤剛士君）** 議長のお許しをいただきました。議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算及び議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、一括して提案の理由を申し上げます。

最初に、議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について提案の理由を申し上げます。今回の補正は、名寄市公設地方卸売市場で発見をされましたアスベスト吹きつけ部分を保護する工事に対する経費として7款商工費で公設地方卸売市場特別会計繰出金を100万円追加をし、収支の調整として19款財政調整基金で100万円の追加をしようとするもので、歳入歳出それぞれ

れ100万円を追加し、予算総額を210億4,812万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について提案の理由を申し上げます。今般発見されましたアスベスト吹きつけ部分につき、外部からの衝撃などから当該箇所を保護し、アスベストの飛散を未然に防止をするため、1款商工費において折板保護工事を100万円追加し、歳入として2款繰入金で一般会計繰入金を100万円追加しようとするもので、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を4,566万7,000円にしようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第42号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月5日から3月14日までの10日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月14日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 山 口 祐 司

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年3月15日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 代表質問

書 記 益 塚 敏  
書 記 高 久 晴 三  
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 代表質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君  
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市 立 総 合 病 院 長 松 島 佳 寿 夫 君  
市 務 部 長  
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君  
市 務 局 長  
営 業 戦 略 室 長 湯 浅 俊 春 君  
上 下 水 道 室 長 石 橋 正 裕 君  
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副 議 長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川村 幸栄 議員

10番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市政執行方針及び新年度予算案にかかわって外4件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、会派市民連合・凜風会を代表いたしまして、平成25年度における加藤市長、小野教育長の市政、教育行政執行などにかかわり御質問をさせていただきます。

まず、市政執行方針及び新年度予算案にかかわってであります。昨年末に執行されました衆議院総選挙により、劇的な政権交代から約3年3カ月で再び民主党から自民党を中心とする政権に戻りました。市長は、前政権誕生直後に市長に就任し、さまざまな制度改革の中で市政を運営してきましたが、前政権の功罪について率直な感想をお聞かせいただきたいと思っております。特に執行方針の中でも示された地方の裁量拡大に期待された一括交付金の廃止についての見解をお示しいただきたい。

さらに、新政権は経済再生と災害復興を大きな旗印としていますが、疲弊する地域経済の中で行政運営をつかさどってきた地方自治体の首長として、今回の政権交代をどう受けとめ、今後何を期待されているのか率直にお聞かせいただきたいと思っております。

次に、加藤市政1期目の総括と任期最終年度を迎える基本的な考え方についてお伺いします。多くの市民の期待のもと市長に就任された加藤市長は、10年、20年先を見据えたまちづくりを基本姿勢の中核に置き、これまで約3年間名寄市のリーダーとして市政を運営されてきましたが、まずこの間のみずからの総括についてお示しをいただきたい。加えて執行方針の中では、初心に立ち返り、市民の皆さんが誇りと愛着を持ち、明るく元気なまちづくりに全力で取り組むという決意を示されていますが、改めて市長としての1期目、最終年度を迎える基本的な考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

また、市政推進の基本的な考えの中で市民と行政との協働ではパブリックコメントにかかわり、多様な市民参加の保障、さらには実施方法の工夫や団体等の育成、支援などに努める、行財政改革の推進では職員のスキルアップが不可欠であり、派遣研修なども取り入れた職員研修の充実や外部人材の活用、財産を生かしたまちづくりではきずなや縁を大切に文化の向上、交流人口や物流の拡大を目指すとして述べられましたが、具体的構想及び見解をお示しいただきたいと思っております。

一方、この間さまざまな状況の変化があったと思っておりますが、名寄市の今後の課題についてお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

次に、平成25年度予算編成と財政展望についてお伺いします。25年度の予算編成に臨むに当たり、市長は名寄市の財産や交流都市との太いきずなを活用し、総合的な地域振興などを推進することを念頭になどと述べられましたが、意図するところを改めてお示しいただきたい。

また、基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行とともに新総合計画後期計画の具現化を最優先とした編成となりましたが、特に市長として重点を置いた施策についてお聞かせをいただきたいと思っております。

25年度予算は、一般会計で前年度比3.1%減

の188億5,085万2,000円、全会計では同5.8%増の404億6,949万6,000円となりましたが、一般会計において地方交付税の対前年度伸び率は2%減となったものの、全体に占める構成比では前年度の43.3%から43.6%となるとともに、繰入金においても前年度比2億4,741万7,000円増の7億7,598万6,000円となるなど、従前の身の丈に合った財政運営から若干背伸びをした財政運営となっている傾向が顕著であります。加えて基金残高も49億3,200万円に減少しています。国は、財政立て直しのため地方交付税をさらに減額していくのではないかという指摘もあり、市民の中にも子供や孫たちに負担を強いる財政となることを懸念する声もあります。市長として今後の財政運営に対する見解を改めてお示しいただきたいと思います。

大きな項目の2点目、教育行政にかかわってお伺いします。まず、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進についてであります。教育行政執行方針の冒頭、小野教育長は、市教育委員会として市民の期待と信頼に応える教育行政を推進すると述べられました。教育長は、市民は今教育委員会に対して何を期待されているとお考えになっているのかお伺いします。

また、地域の教育資源にかかわり、地域の教育資源を積極的に活用するとも述べられましたが、具体的活用策について御見解をお示しいただきたいと思います。

次に、風連地区小学校の将来像についてであります。ことし3月2日、風連日進小中学校の閉校式が挙行され、本年度をもって小学校105年、中学校65年の歴史に幕をおろすこととなります。このことは、教育行政執行方針の中でも触れられましたが、跡地の利活用については触れられておりませんでしたので、改めて教育委員会としての見解をお示しいただきたいと思います。

また、名寄市小中学校適正配置計画に基づき小学校の再編の取り組みが行われておりますが、児

童数の減少傾向が進んでいる風連中央小、下多寄小、東風連小の将来像についての見解をお示しいただきたい。私は、地域の合意形成が前提ではありますが、時代の趨勢から3校を統合し、オープンスペース教育が主流となっている名寄市にマッチした校舎建築を早急に行う必要性もあると考えますが、御見解をお示しいただきたいと思います。

大きな項目の3点目、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。まず、25年度の診療及び看護を含め、医療スタッフ体制についてであります。執行方針の中では、旭川医科大学からの消化器内科、循環器内科及び産婦人科に常勤医師が派遣見通しであることから、さらに充実した診療体制が可能になると強調されており、勇退を表明された佐古院長が診療されていた脳神経外科では常勤医が3人となっても、全体としては大きな変更はないと述べられていますが、看護を含め25年度の医療スタッフ全体の見通し及び課題についてこの際明らかにしていただきたいと思います。

また、市民を含め近隣からも期待されている救命救急センターについて、スタッフ確保などの課題もありましたが、現状の見通しについても明らかにしていただきたい。

続いて、病院経営の安定と今後の課題にかかわって、まず24年度の決算の見通しについてお示しをいただきたいと思います。加えて執行方針の中では、精神科病棟の改築事業、道北北部連携ネットワークシステム整備事業など同病院の経営安定につながることを期待される明るい情報もある一方、医療を取り巻く経営環境が厳しいという認識をお持ちですが、改めてこの表現に至る経緯及び課題について見解をお願いいたします。

大きな項目の4点目、名寄市立大学にかかわってお伺いします。今回の執行方針の中で名寄市立大学に関して初めてケアの未来を開き、小さくてもきらり光る魅力ある大学という表現がなされました。新たな大学像を示すことに至った経緯と意図するところをまずお示しいただきたいと思いま

す。

さらに、その中であって短期大学の将来像についても設置者サイド及び学内ではどのような検討協議がされているのかも明らかにしていただきたい。

名寄市立大学においては、来年度懸案だった大学図書館の基本設計に着手する予算案が示されましたが、今後さらに名寄市の財産として発展させるための課題についてどういう認識をお持ちか、お示しをいただきたいと思えます。

最後に、名寄市の現状と課題にかかわりお伺いします。まず、庁舎のあり方を含め合併後の統一課題解決についてであります。合併から7年が経過しようとしています。この間特例区制度を初め両市町の歴史を尊重した取り組みが行われてきました。統一でき得ない課題もありますが、まずその認識についてお伺いします。特に今後の財政運営を見据えたとき、中でも先送りのできない課題の一つに庁舎のあり方があると考えます。市長は、以前の議会で私の質問に対し、次の総合計画の課題と述べられましたが、行政内部においても市民生活においても庁舎の統一を図ることが利便性を高めるのではないのでしょうか。最終的に名寄庁舎に統合するにしても、風連庁舎に統合するにしても、新たな庁舎を建設するにしても耐震構造上、財政上などを初め多くの課題があります。その意味で先送りとはせず、庁舎のあり方を検討する作業をスタートさせるべきと考えますが、見解をお伺いします。

いずれにしても、過疎化、少子高齢化、そして財政の厳しさなどさまざまな観点から、今後ますます行政運営の厳しさが増すことも予想されますので、合併の一方の効果とされているスケールメリットを行財政運営にしっかりと反映させる、これを合併から10年を目途、つまり平成28年度までに目指すことが最重要課題と考えますが、見解をお伺いします。

次に、名寄市と自衛隊のかかわりについてお伺

いします。昭和28年に設立された陸上自衛隊名寄駐屯地は、ことし60年の節目を迎えます。執行方針の中で市長は、駐屯地の堅持、60周年の取り組みに対する積極的支援をうたわれておりますが、改めて名寄市と陸上自衛隊名寄駐屯地のかかわりについて市長の認識をお伺いします。

次に、名寄地区中心市街地活性化についてお伺いします。来る4月1日、待望の駅前交流プラザよろ一ながオープンとなり、名寄地区中心市街地のにぎわいづくりが始まります。執行方針の中でも施設の利用促進や中心市街地の誘導に努めますと述べられていますが、具体的にどういう誘導策を図られるのかお示しをいただきたいと思えます。

次に、農業振興についてであります。この2月26日から4日間、市民連合・凜風会の市政報告会を開催しました。その中で農業者から、近年肥料の高騰が続いている。名寄市でも堆肥場をつくって農家に販売するシステムが構築できないのかという御意見をいただきました。基幹産業である農業を守り、安心できる農作物を提供する意味でも必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。名寄市観光振興計画で育成期と位置づけられている25年度もさまざまな取り組みが計画されていますが、目指している交流人口が拡大するほど市民一人一人の名寄に対する認識も重要な課題であると考えます。しかし、現状は行政や関係機関、団体などが先行し、市民が置き去りにされている感が否めません。今こそ市民とともに歩む観光振興が必要と考えますが、御見解をお伺いします。

次に、スポーツの振興についてであります。教育長は、執行方針の中で市民皆スポーツを目指し、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めますと述べられましたが、施設の環境整備をすることが市民皆スポーツに通ずるとお考えなのか、見解をお伺いします。

この件にかかわっても独自機関の教育委員会として、市長部局が考える行財政改革の視点とは別

に市民の健康維持のためのスポーツの振興を図る視点を持つべきと考えますが、見解をお伺いします。

最後に、少子高齢化への対応についてお伺いします。執行方針の中で名寄市の1月末における65歳以上の高齢者人口が前年同期比120人、0.58%増の8,415人、高齢化率は28.10%になっていることが明らかになりました。当然ながら少子化も進んでいます。そして、ますますこの傾向が進むことが予想されています。その中であっても名寄市は、市民の皆さんが真に住んでよかったと言ってもらえるまちとしなければなりません。市長もさまざまな施策を展開されておりますが、この際全高齢者にアンケートを実施し、人生の先輩諸氏が感じている名寄市の課題を明らかにし、今後の施策に反映させることも大切と考えますが、見解をお伺いし、市民連合・凜風会を代表し、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。佐藤議員から大項目5点にわたり御質問をいただきました。教育行政にかかわるところ以外のところを私のほうからまず答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、大項目の1点目、市政執行方針及び新年度予算案にかかわりまして、小項目1、国の政権交代の受けとめについてということですが、歴史的とも言われた政権交代から3年3カ月、昨年末の総選挙におきまして民主党から自公連立政権へと移行しました。前政権の功罪についてということでありましたが、短期間での首相の交代、あるいは決められない政治、さらにはマニフェストの不履行など国民の大きな期待に反したその政権運営が厳しい選挙結果となってあらわれたものと考えております。しかし、その一方で1丁目1番地に位置づけられました地域主権改革の推進、あるいは地方交付税の伸びなどについては小規模自治体に対する配慮があったと認識をしているところ

でもあります。一括交付金については、予算枠の確保など解決すべき課題はあったものの、その前段の位置づけと考えられる社会資本整備総合交付金は従来では実施困難なメニューの事業化や事務手続の簡素化など、使い勝手がよくて地域裁量の拡大として一括交付金の導入を期待をしておったところでありますので、その廃止については残念であると言わざるを得ません。

新政権の受けとめと期待についてということですが、経済の再生を最大かつ喫緊の課題として、復興、防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化、これを3つの重点とし、いわゆるアベノミクスと言われる手法は円安や株価上昇など市場での評価がうかがえるほか、平成25年度の北海道開発予算案の増額や平成24年度の補正による地域の元気臨時交付金など今後とも地方経済の活性化に結びつく政策を期待するものであります。しかしながら、TPP交渉参加への加速や地方分権改革など危惧すべき課題やいまだ不透明な政策もあるというふうには認識をしております、公平、公正かつ地方の立場から是々非々の対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、小項目の2、1期目の総括と最終年度の基本的考え方についてであります。私の市政運営の基本は総合計画に基づく計画的かつ着実な施策事業の推進でありまして、総合計画を推進する中で公約の実現を目指してきたところであります。島前市長から引き継ぎました総合計画の前期計画の達成度については、既に議会でも報告をさせていただきましたが、後期計画についても事業本数ベースで平成24年度は99%の実施、平成25年度は97%を予算案としておりまして、ほぼ計画どおり順調に進捗をしている状況であります。公約につきましても観光振興あるいはゼロ予算事業を初めとする民間会社名寄市的な発想、食肉センター整備、エゾシカの対策などの基幹産業農業の推進、精神科病棟改築を初めとする市立総合病院の充実、天文台、市立大学など財産を生かした

まちづくり、あるいは名寄駐屯地の堅持など、これらの取り組みが成果として市民福祉の向上あるいは地域の活性化につながっているものと認識しております。

1期目、最終年度の基本的な考え方については、さきに申し上げましたとおり総合計画を基本に市政を推進をしておりますが、就任当時のいい意味での緊張感の持続と民間出身市長としてのリーダーシップを発揮をし、課題を先送りせず迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。特に本年度は、トップセールスで進めてきた台湾との交流事業あるいは薬用植物の振興を初め、モチ米とヒマワリを題材とした緑の分権改革調査事業や地域おこし協力隊による担い手の確保、さらには市立総合病院精神科病棟の改築、あるいは市立大学図書館の整備などを進める予定でありまして、これら地域の財産を生かした事業は10年先、20年先につながる事業であると確信をしているところであります。

次に、市政推進の基本的な考えにおける具体的な構想ということですが、まず市民と行政との協働においては概要版の作成や直近ではコミュニティーFMの周知を行っているパブリックコメントの実施の方法について工夫を継続をしていきたいということと、従来から実施をしているパブリックコメント以外の市民参加の方法を充実させるなど、市民参加を保障をしております。また、町内会への活動支援や地域協議会等活動推進交付金の拡充を図るなど、団体の育成支援に努めてまいります。また、行財政改革の推進については、東京都杉並区のほかに新たに財団法人地域活性化センターへ職員を派遣させるとともに、観光振興における地域おこし協力隊の募集、さらには文化振興における指導者の招聘など外部人材の活用を進めてまいります。財産を生かしたまちづくりについては、この間の交流事業が契機となった南相馬市との交流や台湾との新たな交流を初め、憲法ロードレースへの参加を機に有森裕子さんに

ひまわりまちづくり大使を引き受けていただくなど、人とのきずなや御縁が新たな交流や事業展開の広がり結びついておりまして、特に台湾との交流では子供を中心とした交流を主眼に中学生の野球交流や高校生の修学旅行の誘致を当面の目標としており、これらの機会を通じ文化の向上、交流人口の拡大、さらには物流の拡大等々につなげてまいりたいと考えております。

最後に、本市の今後の課題ということですが、民間出身の市長として本市の潜在的なポテンシャルの高さを私は感じておりまして、この3年間は恵まれた財産を生かしたまちづくりに全力で取り組んでまいりました。しかし、本市の潜在力の開花はまだまだ道半ばでありまして、その開花にはより一層の名寄市の知名度のアップ、オール名寄によるおもてなしの体制の整備、地域産品のブランド化や担い手の育成、観光資源の再発見や磨き上げなどが必要であります。また、定住自立圏構想の中心市としてはもとより、道北地域における中核都市として医療を初めとする生活機能の確保や大学を生かしたまちづくりを一層進める必要があると考えているところであります。

平成25年度の予算編成と財政展望についてですが、過疎地域における名寄市におきましては少子高齢化や地域経済の落ち込みなどさまざまな課題がありまして、これらを解決していくことで名寄市の地域振興が進んでいくと考えております。このような課題解決の鍵となるものが交流人口の拡大などさまざまな交流活動を活性化させることであると考えております。人の交流や経済、物の交流あるいは情報の交流などさまざまな交流活動の活性化が想定をされますが、これらの活性化の手段の一つとして、既に名寄市が持っている財産、例えば大学でありますとか天文台、道立サンピラーパークなどなど、これらを活用すること、さらには人的交流、情報の交流、こうしたことを推進することを念頭に置いております。交流活動を活発に展開することにより、経済の活性化、また他

市町村と差別化された魅力あるまちづくりにつなげていき、総合的な地域振興を推進するという目標を持っておりまして、そうした施策が展開できるような平成25年度の予算編成の指示を出したところであります。

平成25年度の予算編成においては、総合計画後期計画におけるローリングで議論をされたソフト事業においても予算化されたものがあります。新規ソフト事業の計上に当たりましては、総計の具現化はもちろんのことでありますけれども、真に市民の皆さんが必要としているものか、あるいはまた事業の波及効果や現在の名寄市の状況から見て有利な展開が望めるもの、さまざまな点から検討し、予算計上をしたところであります。また、直接市民生活に必要な不可欠な経費をしっかりと確保したものとも考えております。従前より継続しております事業については、平成25年度予算においても計上しておりますが、新規事業を含め特定の分野に偏ることのないバランスを重視した施策を盛りつけることを重視をいたしました。しかしながら、各分野の共通の考え方として、交流の活性化を推進できるような事業については積極的に予算計上をしたところであります。

国の政権交代によりまして地方交付税が削減される等国の地方財政に対する考え方も財政健全化へと軸足を移しつつあります。また、平成28年度より始まる合併算定がえの削減など名寄市の財政を取り巻く環境を決して楽観視できるものではないと私も考えております。一方では、市民の皆さんのニーズに応じて公共サービスの的確な執行が可能な財政運営を堅持することは市の責務として当然のことと考えております。予算編成において総合計画後期計画を具現化するに当たっては、毎年度のローリング作業から真に必要な事業を厳選をし、また実施に当たっては例えば施設の場合はランニングコスト、ソフト事業の場合には波及効果などさまざまな点から検証をすることにより、財政に対する影響を確認することが重要であると

考えております。現状では、合併特例債や臨時交付金など財政に対して有利な状況にあります。油断をすることなく、将来の公債費負担、あるいは事業実施に必要な財源確保を見据えた健全な財政運営を引き続き進めてまいります。

続きまして、名寄市立総合病院にかかわって、初めに4月からの市立総合病院の医療スタッフの見直しについてお答えをいたします。既にお知らせをさせていただいておりますが、佐古院長が勇退を決断をされ、和泉副院長が新院長に就任をさせていただくことになりました。10年間にわたり院長として地域医療の発展に多大な御尽力をいただいた佐古院長には心より感謝を申し上げますとともに、引き続き名寄東病院において地域医療を支えていただけることになりました。大変心強く感じております。和泉新院長は、前久保田院長、現佐古院長のもとで病院経営をともに担ってこられた十分な経験を有しておりますので、信頼を持って今後のかじ取りをお願いをしたところであります。

3月1日現在の職員数であります。研修医を含めた医師が54人、看護部所属の看護師等は臨時職員を含めて317人、薬剤師9人、医療技術系の技師47人で、事務系その他の補助業務の臨時、パート職員を含めて全体で668人となっております。4月1日時点では、医師が研修医を含めて3月末退職者16人に対して新採用予定者が18人、看護部所属の看護師等が3月末退職予定者12人に対して、新採用予定者が29人、29人のうち再任用を含めた職員が26人で、臨時職員が3人ということです。薬剤師が新採用1人、医療技術系の技師が3月末の退職者2人に対して新採用予定者が6人となっております。これは、現在退職と採用の調整及び各種国家試験の合格発表がされていないため確定はしておりませんが、差し引き総数で23人程度増加する見込みとなっております。各局、各診療科の詳細については市政執行方針でお示ししたとおりでありまし

て、消化器内科、循環器内科、産婦人科で各1名の増、脳神経外科で1名の減で、他の診療科において増減はありません。道内の自治体病院では、新年度で内科医師が増員をされる病院がほとんどないという情報も聞いています。当院が増員をされるということについて改めて派遣元の旭川医科大学の各講座に感謝を申し上げるところであります。

次に、救命救急センターの指定につきましては、昨年12月に道が策定をした自治体病院等広域化・連携構想、上川北部地域行動計画、こちらにおきましても病院のすべきこととして指定に向けた整備をすると明記をされたところでもあります。指定に関しての手続は、センター取得についての事前協議、保健医療福祉圏域連携推進会議へ救命救急センター事業計画書の提出、同会議での議論審査、北海道総合保健医療協議会の同意、了承を経て北海道からの設置要請、病院から運営承諾書の提出、運営開始という運びになりまして、おおむね事前協議から12カ月から14カ月程度必要となると考えております。詳細については、今後精査していくこととしております。

課題といたしましては、10床以上20床未満のベッド数など基準に沿った施設の整備と救急医療に精通した専任医師の配置、さらには4対1での専任看護師の配置と技師等の常時配置などが挙げられます。中でも医師と看護師の確保が大きな課題となりますが、医師の確保については在任中の専門医のほか、旭川医科大学に協力をお願いしながら体制を整えていきたいと考えております。また、看護師については7対1配置基準との兼ね合いもありますけれども、より一層の努力が必要と認識をしているところでもあります。

次に、病院経営の安定と今後の課題についてありますが、平成24年度の決算見直しにつきましてはさきの市民福祉常任委員会でも報告をさせていただきましたが、第3・四半期終了時点で約4,500万円程度の赤字が見込まれております。

その後1月から2月の病床稼働率収支状況を見てみると、前年同月に比べて伸びていることなどを総合的に判断し、おおむね収支同額の決算を想定しているところであります。

続いて、医療を取り巻く経営環境が厳しいとの表現に至った経過と課題について申し上げます。先般名寄市病院事業長期計画の見直しを行いました。見直し計画の中では、平成28年度までの収支計画について試算をいたしましたが、地方公営企業法の改正による会計基準の見直しなどがありまして、収支の見通しが大変厳しい状況となりました。また、医業収支については2年ごとに改定をされる診療報酬制度の動向により大きく影響を受けるということとなりますけれども、国の財政状況や政府方針にもよりますが、過去2回のプラス改定と同様の状況は見込めないといった観測もありまして、自治体病院協議会や公立病院連盟などの関係団体を通じて地域医療の確保につながる改定を求めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、院長以下全職員一丸となって病院運営に取り組んでまいります。

大項目4の名寄市立大学にかかわって、平成23年度に実施をされました大学基準協会による名寄市立大学の大学評価結果では、大学の基本理念や目的に関する学生や市民の理解度について広く浸透しているとは言えない状況にあるので、さらなる工夫が望まれるといった指摘がなされております。あわせて努力課題として学位の授与方針、教育課程の編成及び実施方針、学生の受け入れ方針について教育目標に照らして適切に設定をし、社会に対して公表するように求められました。これを受けて大学では、昨年5月から学内において検討が進められ、名寄市立大学の理念について名寄市立大学はケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学を目指すとするを7月に開かれた教授会において決定をされたところでもあります。名寄市立大学は、保健、医療、福祉サービスの展開に貢献をする人材の育成が目的であり、人を対

象とする支援サービスにすぐれた能力を備えて携わる人材を育むことが使命であります。対象とする人とは、特に子供、高齢者、障害のある人、病気に苦しむ人などケアを必要としている人々であり、ケアという考え方も対象を個人とするだけではなく、地域社会へ拡大すべきものとしています。ケアの未来を開くとは、ケアの担い手の養成を通じて教育、研究、実践のあらゆる場面においてケアの受け手とケアの担い手のあり方について地域と連携、協働して探求をしていくことであり、小さくてもきらりと光る大学とは、一般市民はもとより地域の専門職にとって生涯学習の拠点となる高等教育機関を目指し、地域貢献機能を強く持った信頼される大学を目指すという決意をあらわしているものというふう聞いています。これらの大学の理念を実現するために、名寄市立大学では昨年7月に大学の目的、教育の目標、教育の組織、内容、方法の重点についてわかりやすく定め、個別具体的な方針として学生の受け入れ方針、教育課程の編成及び実施方針、学位授与方針を定めております。今後学内はもとより学生募集要項、大学案内、ホームページなどに順次公表をしていくこととしております。また、これらの各方針等が明確に設定されることにより、教育と研究の充実が図られ、効果的な大学運営が期待をされます。

短期大学の将来像についてであります。学内における短期大学部児童学科の将来像に係る検討の経過につきましては、平成20年5月に児童学科将来計画検討ワーキンググループから4年制大学に向けて早急に着手すべき段階に来ている旨の報告書が教授会に提出をされており、平成21年6月には大学及び短期大学部に関する長期的な課題を検討するために将来計画検討委員会が設置をされ、児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学部の再編、それと大学院の設置の2つについて検討され、平成22年3月に児童学科の4大化に関して学科名称や付与資格、教員や施設整備に関する構想などが報告をされております。平成23年

2月の教授会においては、学部の再編強化の視点からの新学科構想が議論され、以降学内の新学科構想と施設整備に関する作業委員会による具体的な検討作業を行い、5回にわたり検討結果について教授会に報告をされ、議論がなされてまいりました。平成24年10月の教授会に学部再編強化と児童学科4大化による社会保育学科設置構想案が報告をされ、承認をされております。この間の学内議論の経過等につきましては、6回にわたり大学から報告を受け、提案をされた保健福祉学部の再編強化と短期大学部児童学科の将来構想についてその都度意見交換を行い、議論を深めてまいりました。大学から提案のあった学部再編強化と児童学科4大化による社会保育学科設置構想案につきましては、平成24年1月に風連庁舎担当副市長を座長として、関係部課長による庁内ワーキンググループを設置をして大学設置者との検討をしてきたところであります。検討の結果、今後の社会経済状況の推移及び名寄市の財政計画、現行の保健福祉学部の課題、幼稚園教諭、保育士の就業状況、持続的、安定的な大学経営など課題は山積しているものの、大学教授会の決定は十分に尊重すべきものであるという結論に至りました。したがって、設置者と大学で方向性を確立すべく、平成25年度において、後ほど述べますが、図書館の基本計画、基本設計と並行する形で中期的な大学の振興計画とあわせて学部再編強化と児童学科4大化による新学科設置を前提とした準備委員会を早期に立ち上げて、具体的な検討に着手をしていきたいと考えております。

図書館についてであります。これは開学当初からの懸案でありまして、学生の学習支援や教育研究活動を支える学術情報基盤として、また地域に開かれた図書館とするために平成24年度に大学図書館整備に係る基本構想と基本計画を策定をしたところであります。この構想及び計画に基づいて平成25年度は大学図書館整備に係る基本設計に着手をしてまいりますが、新たな図書館は平

成28年度に供用を開始する計画であります。一方で現在使用している図書館施設を移転した後の施設利用の課題や現在使用施設の経年劣化による維持保全と適切な施設利用の課題など、大学施設全体を見渡した施設の利活用と整備についての検討が必要となります。

大学の将来像につきましては、ますます進む少子化の中での名寄市立大学が立地をする地理的条件などを踏まえて、大学に求められる社会からの要請、公立大学としての持続的、安定的な運営などの課題について、中期的展望を持つために設置者と大学関係者において平成25年度検討を進めてまいりたいと考えております。

名寄市の現状と課題にかかわって7点御質問いただきました。6番を除いて私のほうから答弁させていただきます。まず最初に、庁舎のあり方を含めて合併後の統一課題の解決についてであります。平成18年3月27日に旧名寄市、旧風連町が合併をしてはや7年経過をしようとしております。平成18年から平成22年の5年間、事務の効率的な処理と新市の一体性を円滑に確立するために多くの事業の一元化や統一または市事業へ移行、さらには事業の終了など取り組みを進めてきたところです。風連地区には、風連町合併特別区を設置をし、風連地区ならではの事業、または調整に時間を要する事業を特別区事業として取り組み、全体でソフトランディングを図ってきたところであります。しかし、現在もなお検討及び協議を続けている事業もございます。これらの事業は、名寄市行財政改革推進計画後期計画における推進項目も含め、個別課題推進計画として取り組みを進めております。これまで両地区では、おのおの100年を超える歴史の中でまちづくりを行ってきた経過がありまして、今後もそれぞれが育んできた歴史、文化、慣習及び特性などさまざまな要素を相互で十分理解をし、将来の振興発展に向けた方向性の中で統一を進めていくということが肝要と考えております。

また、庁舎のあり方等のお話がありました。平成18年の合併に向けた両市町の合併協定では、将来の新市の事務所の位置は地理的状況等を踏まえ、新市において改めて協議するということとし、それまでは両庁舎を有効活用するということとしておまして、合併時から分庁舎の課題があると承知はしております。名寄庁舎は、昭和43年建築で平成14年度にサッシと断熱、暖房設備の交換といった大規模な改修、平成21年度にはトイレ、給湯、平成22年度に屋上の防水、エレベーターの改修を行いました。風連庁舎は、昭和55年の建築、平成21年度に屋上防水、エレベーターの改修、23年度にボイラー、1階フロアの一部改修を実施をし、老朽化した庁舎の延命を図りながら活用をしているのが実態であります。また、耐震診断は名寄庁舎、風連庁舎それぞれ平成14年、平成22年に実施をいたしました。結果はほとんどの階層で基準を満たしていないといった判定となり、ともに耐震改修工事が必要な状態にあることが明らかになっております。これらの結果から、両庁舎の耐震改修工事の実施については総合計画後期計画への登載も含めて検討しましたが、将来像については改めて次期の総合計画において検討することとし、現庁舎の耐震化は見送っております。行政サービスにかかわる費用は多額でありまして、住民ニーズも多様化をしております。多くの市民の理解を得ながら、その優先度にあわせて施策の展開を行っているわけですが、今後合併算定がえによる地方交付税の減額が平成28年度から始まり、最終年の33年度には現在と比較すると毎年度6億6,500万円の減額となります。このことも見据えながら、将来に禍根を残すことのないように総合計画後期計画の最終年である平成28年度までに庁内議論を進めたいと考えております。

次に、合併のスケールメリットを10年をめぐりに目指すということでありましたが、合併当時につきましては国の三位一体改革による地方財政の

不透明さや過疎化、少子高齢化が進む中、将来における市町の生き残りをかけ合併の選択に立ったものと考えます。合併以前より両市町では人的交流の深い地域でありましたが、合併後においてもさらなる人の往来やそれぞれの歴史、文化、特性などを尊重し、調和を図りながら、一体感の醸成に向けた取り組みを進めてきております。合併に当たり合併特例法による国からの財政措置を受けることで、今日まで課題解決や各事業のより一層の推進を図ることができました。また、多様化する住民サービスや高度化への対応についても行政機関の持てるさまざまな人材や組織力など、より充実した体制をつくることが可能となり、多様な行政課題に対応できる能力の向上が図られてきたところです。さらには、行政組織をまとめることで組織の効率化が図られ、中長期的な視点での効率的な行財政運営も行えるようになりました。新たな財産づくりも進んでおります。風連地区の道の駅、本町地区市街地再開発を初め、名寄地区ではきたすばる天文台、駅前交流プラザよろーな、畜産物処理加工施設、さらに今後新たに加わる財産として（仮称）市民ホール、市立総合病院の精神科病棟、市立大学図書館など着実に新名寄市の魅力が大きくなっている現状をスケールメリットと捉えることができます。今後もより一層豊かな自然と恵みを育み、有形、無形のさまざまな財産を生かし、10年先、20年先の未来を誇れる郷土を築き上げてまいりたいと考えております。

次に、名寄市と自衛隊のかかわりについて申し上げます。陸上自衛隊名寄駐屯地が昭和28年に本市に創立をされて、本年60周年の節目を迎えることとなります。私は、陸上自衛隊名寄駐屯地は本市のまちづくりに欠かすことのできない大変貴重な存在であると考えております。約1,700人とも言われる自衛隊員を初めOBの皆様、その御家族は市内各地に居住をされ、町内会活動などコミュニティーに大きくかかわっていただいているほか、雪質日本一フェスティバルを初めとする

市内各種のイベントへの多大なる御協力、災害時における救助活動、あるいは少子高齢化が進む中において多くの若者や子育て世代が本市に居住することは地域の明るさや元気にもつながっているものと考えております。また、地域経済においても自衛隊が所在することの効果は非常に大きなものがありまして、市民税あるいは地方交付税など市の財政にも大きく寄与されているなど、その影響は市内にとどまることなく、道北地域の各市町村にも及んでおります。このことから、民間等による後援会組織も市内外に多く存在をし、名寄駐屯地を力強く御支援をいただいておりますが、私も所在地市長として支援の先頭に立ち、より良好で密接な関係のもとによりよいまちづくりを目指してまいりたいと考えている所存であります。

次に、小項目3つ目です。名寄地区中心市街地活性化についてお答えをいたします。駅前交流プラザよろーなについては、名寄地区都市再生整備計画に基づき交通結節点としてバスターミナルの拠点施設として、観光情報や市民会館施設を併設をし、市民はもとより観光利用者へのサービスを提供する施設として、平成23年12月に着工して整備を進めてまいりましたが、本年4月1日にオープンをいたします。最初に、利用促進については、施設への入居予定をしている団体との協議を皮切りに、各商店街振興組合、名寄青年会議所、公共交通機関、市民会館の利用団体など皆さんと協議を行ってまいりました。集客が期待をされる広く面積を確保したエントランスホールや3区分して利用可能な大会議室、夏期間の利用に限られますが、屋外イベントスペース及び屋上交流スペースなどこれまでさまざまな御意見、要望等をいただいていたので、それぞれの団体と日程や内容など具体的に取り進めてまいります。

商店街の誘導についてであります。よろーなのオープン記念イベントとして、6月のアスパラまつりにあわせて上川まつり、7月から8月にはジンギあり戦といったイベントを開催予定して

おりまして、このイベント、消費拡大事業としてイベント時の販売チケットを商店街で利用できるように企画などを現在検討中でございます。観光インフォメーションでは、市内外から訪れる利用者の皆さんに各施設、商店街、飲食店、宿泊施設等の案内、イベントの紹介、テレビモニターやパソコン端末で市内観光PR映像や災害情報の提供を行います。商店街の企画やイベント情報の発信、セールや特売等の買い物情報の発信など各商店街と協力をし、商店街への誘導に向けて努力をしております。また、中小企業振興条例による商店街環境整備事業、町中にぎわい事業、中心市街地近代化事業、店舗支援事業などにより各店舗や商店街の魅力を高めるために対策や支援を行っておりますが、商工会議所及び金融機関の協力を得ながら、今後も商店街の振興もあわせて推進をしております。

農業振興についてでございますが、土地利用型農業にとっては地力の維持向上は農業経営維持のために最も重要なこととあります。新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画におきましても土づくり対策では、1つに良質の堆肥の生産と有機物を含めた適切な使用を積極的に推進し、地力の維持、増進を図ると。2つ目に輪作体系への確立と土壌診断を通して土壌管理の徹底を図ると。3つに耕畜連携の推進と活用、4つに集約的堆肥の調査研究を進めるといったこととしております。また、土づくりと並行して肥料の高騰対策では土壌診断システムを活用し、計画的な土壌診断を実施し、効果的な施肥改善指導と施肥窒素量を加減することで経済的に良品質な作物生産が可能であるといったことから、農業振興センター機能の活用も含めて安全、安心な農作物の生産のため、土づくり対策を進めてまいります。近隣市町でも堆肥の供給施設を建設をし、稼働していることから、情報収集を図りながらJAなどの関係機関、生産者の御意見をいただきながら、調査研究を行ってまいります。

小項目5、観光振興についてであります。昨年策定をいたしました名寄市観光振興計画では、基本目的を交流人口の拡大による経済効果の拡大と定めて、それらを達成するために4つの目標を定めていますが、その中で第1の目標として市民の満足度アップを掲げております。この目標は、名寄市民が自慢できるまちが来訪者にとっても魅力ある地域であるといった考え方に基きまして、本市のさまざまな資源の魅力を市民に認知してもらうことが交流人口の拡大につながるという取り組みの重要性を述べております。まず、観光振興計画の初年度であります本年度は、本市のイメージを可視化するためにメインイメージをモチ米と星と位置づけまして、それに基づく名寄市観光キャラクターなよろうを誕生させました。このキャラクターは、名寄市の観光宣伝のキャラクターとして市外のイベントなども優先的に使用する方法もありますけれども、まずは市民に認知をしてもらい、愛着度を高めることが重要であるといった認識に基きまして、市外で開催されるイベントよりも町内会行事等の市内行事を優先的に貸し出しをしております。昨年8月末の誕生から54件の実績があり、週末はさまざまな団体で使用されている状況で、一定の成果を果たしていると考えております。また、地域活性化策として市内民間会社によるキャラクターグッズの製作、販売もされておまして、さらなる愛着度の向上を図る取り組みを行ってまいります。また、市民に本市の魅力ある資源を再発見してもらうことを目的に市民モニターツアーを2回実施をいたしました。このツアーは、親子などさまざまな市民の方に参加してもらうことを念頭に掲げまして、日曜日に開催をし、市民が直接資源に触れる機会をつくるとともに、観光資源という視点から見た意見を聴取をする取り組みであります。このように市民が直接ツアーの企画に参加することで理解が深まるものと考えております。しかし、名寄市の観光振興をどのように進めようとしているのか、また市

民の皆さんがどのようにかかわっていくのかなど、担当する部署はもちろんでありますが、私も市民との対話を大切に、さまざまな機会を捉えて話をするように努めてまいります。

7番の少子高齢化への対応について申し上げます。平成24年度版の高齢社会白書によりますと、日本の総人口は平成23年10月1日現在1億2,780万人で、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人、前年2,925万人で50万人増となりまして、総人口に占める高齢化率は23.3%、ちなみに前年は23.0%、我が国はかつてない少子高齢化時代に突入をしようとしております。執行方針でも述べましたが、名寄市の1月末の高齢化率は28.10%、全国平均を大幅に上回っている状況でありまして、ますますこの少子高齢化が進展をすることが予想されておりまして、さらに今後も団塊の世代が65歳を迎えることから、そう遠くない時期に30%を超えるものと思われれます。市政を執行していく中で市民の皆さんの意見を反映をするために、毎年各地区においてまちづくり懇談会、あるいは各種計画策定に伴うアンケート調査等により高齢者の皆さんの意見を施策に反映をさせていただいているところであります。

近年のアンケートの実施については、平成22年度に第5期の高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、豊栄区、14区、寺町区、北栄区の4町内会に住所のある65歳以上の高齢者918名を対象に調査を行い、848名、92.37%と高い率により多くの方から回答をいただいたところでございます。全高齢者を対象とした調査につきましては、経費や労力、さらには時間等を考えますと全調査でなくても抽出調査で対応できるのではないかと考えておりますけれども、日ごろから老人クラブや町内会とも交流を図り、多くの皆さんの御意見をいただいております。今後におきましても平成26年度に予定をされております第6期、これは平

成27年度から29年度までですけれども、高齢者の保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴いまして、65歳以上の高齢者を対象とした抽出アンケート調査を行いますので、全国共通の事項とあわせて名寄独自の項目も取り入れながら、多くの高齢者の皆さんから要望や意見をいただき、今後の施策に反映をさせたいと考えております。

以上、私のこの場からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 続きまして、私のほうから大項目の2、教育行政にかかわってと大項目5の（6）、スポーツ振興について申し上げます。

最初に、市民の信頼と期待に応える教育行政の推進についてお答えいたします。今市民が教育委員会に期待していることとして、大きく学校教育と社会教育の視点から申し上げます。まず、学校教育におきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体など知、徳、体の調和のとれた子供たちの育成を目指し、学校と家庭、地域が一体となった教育活動が推進されることを期待していると考えております。また、社会教育においては、市民一人一人が生きがいのある人生を送ることができるよう学習環境や学習機会を充実させ、生涯にわたって主体的に学び続けることができる社会が実現されることを期待していると考えております。このような認識のもと、新名寄市総合計画基本計画の趣旨をしっかりと受けとめ、心豊かな人と文化を育むまちづくりを教育、文化、スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいりたいと考えております。

また、市民が期待している具体的な内容としましては、執行方針に示しましたように学校教育におきましては、1つ目は確かな学力を育てる教育の推進、2つ目は豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進、3つ目は特別支援教育の推進、4つ

目は安全、安心な教育環境の整備、そして5つ目は信頼される学校づくりの推進など5つの重点的な取り組みであると考えております。また、社会教育では同様に、1つ目は生涯学習社会の提供、2つ目は豊かな地域文化の継承と創造、3つ目は家庭教育の推進、4つ目は生涯スポーツの振興、そして5つ目は青少年の健全育成など5つの重点的な取り組みであると考えております。このように教育委員会といたしましては、平成25年度教育行政執行方針に掲げた10の重点目標を確実に実行することが市民の信頼と期待に応える教育行政であると受けとめ、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、地域の教育資源の具体的活用策についてお答えいたします。地域の教育資源とは、例えば名寄市では変化に富んだ四季を持つ自然環境、健康の森、道立公園等の野外施設、スキー場、カーリング場等のスポーツ施設、天文台、博物館等の教育施設、さらには地域の多彩な人材などであると認識しております。また、地域の教育資源の活用の目的は、学校教育や社会教育においてこれらを生かして体験的な学習を行うことにより、子供たちに主体的に学習に取り組む態度や能力を身につけさせること、学ぶことの楽しさや成就感を体得させること、自然を大切に、郷土を愛する心を育てることなどであります。これらの地域の教育資源が持つ意義を踏まえ、具体的な活用策について申し上げます。自然の活用としては、生活科において自然を利用して遊ぶ活動等を行う際に身近な公園や健康の森などを積極的に活用すること、理科や総合的な学習の時間において環境問題を学習する際に地域の森林や川などを効果的に活用することなどを促してまいります。人材の活用としましては、生活科において子供たちが身近な人々とのかわり合いに関心を持って主体的に活動できるようにするために、地域の幼児やピヤシリ大学、瑞生大学等の方々との交流を推進してまいります。道徳の時間の指導においては、郷土を愛す

る心を育てるために地域の先達の逸話を取り入れたり、キャリア教育では望ましい勤労観や職業観を育てるために地域の産業の専門家等の知識や技能を生かした活動を推進してまいります。地域の施設としては、社会科等において地域学習を行う際に北国博物館を有効に活用すること、体育等において冬の体力づくりとしてスキー場やカーリング場を積極的に活用するなどを促進してまいります。とりわけ市立天文台の活用につきましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育資源等の活用に関する研究グループで取り組みを進めてまいりました。具体的には、市内の各学校で天文台を活用した授業の実践例を集約し、プラネタリウムなどの効果的な活用についてまとめております。また、中学校理科で天体の動きと地球の自転、公転を学習する際に生徒の理解を深めるため、プラネタリウムの活用を位置づけた指導案を作成いたしました。そのほか教材提示の仕方等を天文台と連携してまとめ、QアンドA方式の手引を作成したところでございます。今後は、各学校においてこれら作成した指導資料を十分に活用し、より効果的に天文台が活用されるよう促してまいります。教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みを中心として、地域の教育資源のより有効な活用を図り、学力向上はもとより子供たちが星空を眺めて、自分の星座を見つけたり、名寄の自然のよさを楽しく語ったりできるよう豊かな学習環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、風連地区小学校の将来像についてお答えいたします。最初に、日進小中学校跡地の利用、活用についてでございます。地域の文化、教育の拠点として輝かしい歴史と伝統を築いてこられました日進小中学校が本年3月をもちまして開校105年の歴史に幕をおろすことになりました。これまで学校を支えてくれました歴代の校長、教職員の皆様、そして地域の皆様方のこれまでの献身的な御努力に心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

たいと思います。

学校の跡地の利用、活用についてでございますが、これまで数回地域の方々と話し合いを持ってきたところでございます。以前より体育館についてはミニバレー愛好会やテニス少年団などの利用があり、今後も継続した利用を要望されておりますが、校舎を含めた全体的な利用の方策はいまだ方向性が出ていない現状にあります。教育委員会といたしましても関係部署と連携を深めながら活用方法を模索しておりますが、地域においても3月の初めに日進小中学校跡地利用等検討委員会が設立され、協議を進める受け皿が整ったことから、今後は地域の要望を最優先しながら、校舎跡地の有効活用について市内の関係部署とともに検討を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、風連地区小学校の将来像についてであります。風連地区においては現段階で把握している児童数で、新年度では風連中央小学校155人、風連下多寄小学校が8人、東風連小学校15人となっています。特に下多寄小学校と東風連小学校では、新1年生が入学しないことから、入学式が行えない状況にあります。また、校舎や屋内体育館についても下多寄小学校の校舎を除き昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物となっており、施設整備が急がれているところでございます。教育委員会では、名寄市立小中学校施設整備計画において適正配置計画と連動した施設整備を進めることを基本方針としておりますが、風連地区の現状と将来の児童数の推移を見ると、子供たちにとって良好な教育環境を維持していくには、近い将来3校を1校に統廃合し、施設整備を図っていくことが最善の策と考えているところでございます。そのためにも昨年風連地区まちづくり協議会で現状と今後の課題などについて情報提供をしたことを今後は各校区単位で行うなど、地域との合意形成を図りながら進めていきたいと考えております。また、地域合意が得られ、施設整備を行う段階では、現在名寄市内の小学校において導入さ

れ、響き合い、開かれた教育を目指すために有効なオープンスペース教室の形態の導入等を念頭に入れ、教育環境の均等化を図っていきたいと考えております。

次に、スポーツ振興についてお答えいたします。市民皆スポーツは、みずからの健康維持、増進を図ることはもとより、相互の交流を深めたり、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しむためにも大変重要なものであります。また、市民皆スポーツの推進に当たっては、スポーツ施設等の整備、改修や管理運営の充実など環境整備は欠かせないものですが、同じく指導者と競技団体等の育成や各種スポーツ大会、各種スポーツ教室への支援などの取り組みも大切なものと考えているところでございます。本年度名寄市スポーツ推進審議会委員と名寄市スポーツ推進委員で取り組んだ名寄市民のスポーツ環境とスポーツ意識調査においても安心してスポーツに親しむため、施設の充実への要望が各性別、年代ともに上位を占める一方で、スポーツ教室や行事の要望も同じように多いことから、バランスのとれた振興が求められていると認識しております。今後におきましても限られた財源の中ではありますが、市民が安全、安心に利用できる施設整備に努めるとともに、体育協会や地域スポーツクラブなどと連携し、市民スポーツの振興に努めてまいります。

次に、行政改革と市民の健康とスポーツの振興についてであります。平成23年度に行財政改革の推進としてスポーツ施設における無料施設の有料化、有料施設の使用料の見直しが行われましたが、教育委員会として青少年の健全育成の観点から、学校開放、市営プールや風連スキー場において児童生徒を無料または新たな定期券の新設をするなど青少年のスポーツ振興に努めてきたところであります。また、教育委員会では、本年1月に今後5年間の社会教育の推進方策を示すものとして、第2次名寄市社会教育中期計画を策定いたしました。その中で生涯スポーツの振興策として

スポーツ施設の整備とスポーツ団体や指導者の育成、各種スポーツ教室やスポーツ大会の支援など、スポーツ振興事業の推進を図ることとしております。市民の健康の維持のためのスポーツ振興は、市民が明るく健康な生活を送るための原点でありますので、行政改革とは別の視点から進めてまいりたいと考えております。

なお、各種スポーツ大会につきましては、教育委員会主催事業として、また各協議団体により実施されておりますが、大会によっては一定の役割を果たし終えたり、参加者の低迷などで開催方法の見直しを検討する時期に至っているものもあります。市民の健康維持の推進を図る観点からも、開催の意義は尊重しつつ、必要に応じて見直しも図っていききたいと考えております。今後におきましても少子高齢化の中にあり、スポーツ人口の減少が危惧されますが、スポーツや運動の必要性と継続性、さらに楽しめる機会の場の創造を関係機関、団体との連携のもとに進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきました。私個人としては、代表質問というのはそれぞれの市長あるいは教育長の執行方針に基づいて、25年度を中心にこれからの名寄をどうつくっていくのかというのが代表質問ですることであって、個別については一般質問なり、あるいはこの後予算委員会、また年内には決算委員会がありますので、あるいは常設委員会や何かで協議していくことだと思っておりますので、とはいっても若干個別政策に入るかもしれませんので、御理解をいただきたいと思っております。

まず、それぞれ市長から御答弁をいただきました。特にお話の中でもありましたけれども、1つは今回の議会の象徴的なこととしては、冒頭、初日の日に議会としてはTPPについて緊急の意見書を採択すると。通例なら最終日ということでは

たけれども、緊急性があるということで初日にやっただと。さらには、議長からも発言がありました。このTPPに関して、本日夕方安倍総理のほうから一定の方向が示されるだろうと、参加表明がされるだろうということが伝えられておりますけれども、市長として改めてTPPの認識と名寄市としての今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） TPPにつきましては、さきの政権、前政権からも議論がなされていたところでありまして、私としては国のあり方をどう中長期的に考えていくのかという議論なのだろうというふうに思います。その中でこの議論が十分に尽くされているのか、さらにはさまざまな情報が錯綜してしまっていて、そのものがどうということなのかというのがなかなか見えにくい状況にあるなという中で、断片的な情報によればやはり農業あたりは壊滅的な影響を受けるのではないかとというふうにも思います。名寄市は、とりわけ1次産業が基幹産業でありまして、1次産業をなくしてこの地域の明るいこれからの将来はあり得ませんし、農業そのものがある意味では日本の伝統文化の象徴的な存在でもあるというふうに思います。農業だけではなくて、さまざまな業界に影響があるということでありまして、非常にこのTPPに関しては危惧をしておりますし、これは常々反対の意を表明してきたところであります。政権が困難な状況になりまして、名寄市としても農業団体を初めそれぞれの団体とも協議をしながら、今後の動きを十分見きわめながらも効果的な我々の動きとか、活動をどう訴えていくのかというのを協議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） このTPPについては、一部報道でありますけれども、農業への影響が3兆円というふうと言われて、きょうも総理が発言

するのか、関係機関が発言するのかわかりませんが、影響試算というのを公表するのではないかがえます。では、名寄市としてはTPPに関して、市長も今お話がありました。議会も姿勢を打ち出しておりますけれども、全市民的に訴える取り組みというのはなされない。例えば近隣なら反対集会を開く。旭川の集会には参加をしましたがけれども、基幹産業が農業である名寄市として、やはり全市民に訴える取り組みというのも早急に必要ではないかと。これまでも高速道路あるいはサンルダムでは集会を開いて、全市民的に理解を求めて統一行動をしようというふうに訴えてきましたけれども、TPPに関してはどうもちょっと動きが遅いような感じがするものですから、市長は今関係機関と協議してという話をしましたけれども、私は早急に市民にも訴える取り組みが必要だと思いますけれども、改めて見解をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 改めてこの間ちょっと急激に動き出てきておりますので、早急にこれ動き方を関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 壇上でもお話しさせていただきましたけれども、市長1期目の3年が過ぎようとしている今、市長に問うのは失礼な話かもしれませんが、民間から39歳という若さで市政運営のトップになり、一番率直なところをお聞かせいただきたい。就任前と就任後、この3年間で思いの違い。要するに就任前の思いと就任してからの思いの違いというのをどこが一番感じておられますか。今後の取り組みの中では、観光というのに一生懸命やられて、人のきずななりつくられてきたというのは一定評価しますけれども、就任前と就任後、この3年間で振り返って改めて違いというのは何か感じておられますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 企業経営、行政経営もそれぞれ与えられたというか、あらゆる地域資源、経営資源をいかに有効に運用、活用して効果を最大限発揮していくかということでは同じなのだろうという認識でありましたけれども、やはり行政と民間では大きな違いもあるなというのを改めて痛感もしています。1つには、民間企業はやはりやった仕事の成果がすぐに数字にあらわれてくるということでもありますけれども、行政はなかなかそうした部分が見えない。むしろそうした不採算の部門といいますか、ところを仕事としているということも逆に多いということでもありますので、こうした部分の成果だとか、なかなかそうしたものが見えにくい。あるいは、成果を出すにも時間がかかるというものは結構あるのかなということを感じています。もう一つは、民間であれば決断をすればぱぱっといろんな経営資源を集中して、意思決定をしてスピーディーな動きということが出来るわけでもありますけれども、行政は決まりや制約も当然ありまして、またそれぞれ部門間のいろんな調整がなかなかしにくい部分もあるなど。さまざまなそうした制約もあるし、手続を踏んでいくということも大事だということか、いうことを改めて痛感をしているところでもあります。先ほどの話でもありましたけれども、そのような中でやはりみんなやっていくのだと、オール名寄だということが大事なのだというふうに思っています。まずは、庁内で部門間の垣根を超えて共通の課題認識を持っていこうということ。例えば営業戦略室を設置しましたが、営業というのはそれぞれ全員が庁内で持っていなければならぬ感覚だと改めて思っておりますし、また部局間の横断的なプロジェクト等もこのたびさまざまな事業で設けまして、従来のそうした縦割りの排除といいますか、みんな課題を解決していこうということに鋭意努力をしてきたつもりでありますし、先ほど観光の話もありましたけれども、観光交流振興協議会はオール名寄の体制でそれぞれの民間の団

体とも連携をして、みんなでこの名寄を営業していこうということで現在も取り組みを進めているところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 多分今市長がおっしゃられたことを要約すると、スピーディーな行政というか、そういう意思決定機関を含めて緊急に対応していくという。それも1つやっぱり民間の発想を持ってやっていくということだというふうに理解させていただきます。

もう一つ、市長は名寄市は有形、無形の財産を誇ると。大きな可能性を秘めたまち、それは答弁の中でもいろいろのお話にありましたけれども、私はある意味で財産というのはもう一つ、一方の柱としてはやはり名寄らしい衣食住をどうするかということがあるというふうに思う。食の部分については、いろんな議論があっても煮込みジーンズを含めて新たな食というのが出てきておりますけれども、衣と住、昔市長も在籍されていた青年会議所が北方圏ジェットとよく昔やって、北方圏に行ってみてくると衣食住が一定程度確立されているということで、一時期各市町村とも衣食住というのを重点に置いて取り組んできたわけがありますけれども、名寄市も一方ではやっぱり名寄らしい衣、名寄らしい住というのも考える必要があると思いますけれども、市長の見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） なかなか難しい質問でありますけれども、本当にあらゆる部分での名寄らしさを追求していくことがこの地域の振興につながっていくというのはもちろんだというふうに思います。衣食住も含めた地域の文化というのをこれからどう再認識をし、磨いていくかということにもぜひ尽力をしていきたいというふうに思っています。

先般3月13日、テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会って名寄市が中心となって天塩川流域の1

3市町村で構成をしている協議会で、天塩川のフォーラムが開催されたわけですがけれども、改めてこの地域に相当な外からの移住者が実は住みついでいて、この地域が大好きで、この地域の歴史文化、そうしたものに触れて、本当にこの地域の応援団として活躍してきている皆さんの話を聞かせていただいて、この地域はやっぱり我々は住んでいてはなかなか気がつかないものの魅力というのがたくさんあるのだと。そういう人たちがまた住んでいただいているということで、改めて何か自信にもつながったところでもあります。こうした外からの移住された皆さんからの目線も含めて、この地域の特色ある文化だとか、そうしたものをさらに推し進めていくことで地域人口、交流人口の拡大、移住、定住等さらに進めていきたいというふうに考えています。ぜひ議員の御提言もしっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） この衣食住について、名寄はある意味で基礎があるというか、北方圏ジェットをやっているときに1つは帽子をかぶろうという取り組みをしたらどうだという意見があり、やはり熱は一番頭から熱が行くということで、冬見ればロシアの方々というのはほとんど帽子をかぶっていらっしゃるといふ、あれがある意味では北国らしい服装。服からいえばもう一つは、士別のサフォークみたいにやっぱり地域資源を生かしてしていこうと。もう一方、住のほうを考えれば、名寄はなよろっぽい家づくりという業者の方が入って組織されているという基礎がありますので、ぜひ行政が主導的になるのか、つくられている団体が動くのかは別にしても、衣食住という3つの3点セットをやはり名寄らしいものにしていくと。それがあある意味で台湾、雪のない国から名寄に来たときにやはりそういう文化というのも1つお伝えできるのかもしれないですし、ぜひこれは観光の中で御協議をいただきたいと思います。

次、パブリックコメントの関係でも市長から御

発言がありました。私は、パブリックコメントについてはさきも述べさせていただきました。会派の市政報告会の中でもわかりづらいと。ある意味年配者にしてみれば、広報だとかインターネットを見ろといったってそれは無理と。その中で1つ出てきたのは、重要課題についてはやはり以前やっていたように市民説明会というのをきちっとやってもらって、市側の考え方と市民の考え方が一致するかしなないかは別にしても、やっぱり意見を交わす場というのがだんだん、だんだん少なくなってパブリックコメントというふうになっているのではないかという御指摘がありました。私も一方では、重要課題についてはやっぱり市民の皆さんと直接お話し合う市民説明会みたいなのが必要だと思いますけれども、市長はそういう認識で、御見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） パブリックコメントについてのわかりにくさとか市民説明ということでありましたけれども、パブリックコメントについては導入2年経過して、初年度が13件、本年度は本日現在で16件と。意見提出もFMさんで今情報発信を、新たな取り組みという、やっているということで、少しずつ意見もふえてきておまして、先ほども話したとおりパブリックコメントのさらに効果的な運用ということで、少しずつこれらの工夫の成果は出ているのではないかというふうにも思っていますが、一方で今のお話のあった、どうしてもやっぱりわかりにくいという方もいらっしゃるという声も事実なのだろうと思います。過去には、市立大学の4大化のときでありますとか合併のとき、さらに総計のとき等でも市民の皆さんと一定程度の説明会や懇談会等をやっているというふうに思います。事案、事案によって、全てということになると、またこれはその労力と経費を考えたらどうなのだという話がありますので、必要に応じてということになりますけれども、そうしたわかりやすい市民説明会なるものもぜひ

これは実施検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今だからこそ、市民との協働の名寄づくりというのが必要。そのためには何が大切かという意味ではコミュニケーション、地域の声を聞くと。先ほど65歳以上の皆さんにアンケートをとったらいいのではないかという話を壇上でさせていただいて、日ごろから町内会や老人クラブの皆さんの意見という話もありましたけれども、やはり一番大切なのはそういうこと。重要な課題であればあるほどそういう説明会というのをしっかりやっぱりやっていくのが大切。パブリックコメント自体が悪いというふうでは全然ないですけれども、そのことが新しい名寄市、協働の社会をつくると思いますので、ぜひ市長を先頭に必要に応じて市民説明会を開くということも意識をさせていただくことを期待しておきたいと思います。

次に、健全な財政運営の関係で、地方自治体にとって欠くことのできない健全財政というのは宿命のようなものでありますけれども、その意味において25年度に負担金及び補助金の見直しというのを行う方針が示されましたが、この見直しの基本的な考え方についてお示しをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今年度負担金、補助金を見直すということで、5年ごとに一定程度の検証をしてみるということでやらせていただきますが、これにつきましては会費的な負担、あるいは団体の運営に対する補助金などを中心に予算査定のヒアリングなどを通じて効果的なものか見直しをしているといった、その経過を踏んでいます。また、一方で今後のまちづくりや将来における名寄市のあり方を考えたときに、これらを推進するために必要な補助金については、これまでも議会とよく相談をしながら予算を計上させていただいた経過もござります。効果的な適切な補助金かどうかの

一定の判断というのは、サンセット方式等々さまざまな手法も考えられます。ぜひ今のところの段階では、25年度の見直しはさまざまな側面から見直しができるように検討していきたいというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 必要に応じて負担金、補助金の見直しというのは私も重要な課題だというふうに思いますけれども、その視点においてはいろんな団体の皆さんの活動を阻害するとは言いませんけれども、活動を支えるという見地もやはり持っていただきたいし、そこは活動が逆にこの見直しで一定程度線を引くのではなくて、いろんな団体と話し合う機会、先ほども申しましたけれども、コミュニケーションをとる機会というふうに捉えていただいて進めていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

日進小中学校の跡地については、基本的に教育長のお考えはわかりました。教育長、きょう朝テレビごらんになりましたか。TBS系で今小学校の廃校が全国で1,000校を超えていると。そういう中で従来あった補助金を受けておいて、廃校にしたから補助金返すという制度がなくなったということもあっていろんな活用策がされている。紹介されていたのは、民間会社がハムの工場にしたと。学校は窓が多くて通風性が高いので、一番いいのだということで紹介されておりましたけれども、一番は潰すということは簡単なことかもしれませんが、施設を有効的に使うというのも1つ見地ですし、その前提は地域の皆さんとしっかり話し合うことだと思いますので、ここはひとつ焦らずじっくりあの地域を学校がなくなることと衰退することなく、さらに発展して名寄市の可能性を追求できる施設にすることをこれはお願いをしておきたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、残る個別課題はこれからの委員会でもやりたいと思います。1つ、名寄市立大学の関係でありますけれども、市長御承

知のとおり国公立大学の独立行政法人化というのが進んでおります。市立大学についても将来的な一つの課題だというふうにとめられますけれども、特に今回はケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る魅力ある大学という新たな大学像も設置されてきたようでありますから、会計制度のあり方という、従来名寄短期大学の当時は特別会計。それを一般会計の教育費の中に織り込んでいます。そういうことが新たにこういう大学、本当に地域にきらりと光る大学にするためには、この会計制度も一定程度見直すことも必要ではないかというふうに思いますけれども、市長の見解をお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市立大学は、特別会計から一般会計になったと。そんな経過ということでもありますけれども、大学の予算、決算は平成元年まで特別会計で処理しておりまして、一方、国基準の決算統計では一般会計と合算をして普通会計として処理していたと。これがいかなものかという監査の指摘もあって、議決をいただいて特別会計を廃止をして一般会計に組み入れた経過があると承知しております。この会計を単純に特別会計に分離するというのでのどうなのかということで、そのことについて特に大学の運営上支障があるというふうには考えてはおりません。今現在も区別する形での決算数値も必要に応じて出させていただいてありますし、特別会計で処理したとしても授業料の学生納付金だけで当然大学運営は全て賄えませんが、交付税も含めた一般会計からの繰入金で調整をするということになっているということでもあります。一方で、今独立行政法人化の、独法化の話もございました。これは、大学運営、経営の自主性を高めるという観点から、多くの公立大学が独法化をしている現実もあります。独法化については今後の大学の経営あるいは教育、研究活動も含めた点について、ぜひこれはこれを視野に入れて研究していかなければなら

ないと。検討課題だというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 独法の関係はそのように思いますし、今の会計制度に支障があるという認識は持っていませんけれども、名寄市立大学の存在意義、存在価値をより認識するため、高めるためには、もう一回独法を時期を含めて検討されてもいかがかなという思いで訴えることでありますので、今の会計制度に問題があるということでは御指摘をさせていただいたわけではありません。

それと、大学にかかわっては、これも時間の関係であれですけれども、ことし大学のグラウンドをああいふうに排雪で使いました。ことしのような大雪のときには確かにいい決断だったというふうに思いますけれども、このような大学像を持つ大学として、全国からある意味では学生が集まっている大学として、自分の学校の敷地内に排雪が、雪がずっとたまっていくと。大学のほうでもあのグラウンドを使ってサークルがあるわけがありますので、見ばえも含めていかがかなという感じはします。今回の特例としていい決断だという評価はしますけれども、これが恒常的に続くようなことではやはりどうかと。それだったら、やっぱりもうちょっといろんなところに排雪場所をやることを考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺の見解をお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大学のグラウンドの雪堆積についての御質問がありました。議員御指摘のとおりでありまして、今回超緊急的な対応ということで、ダンプも非常に足りない中で、排雪ダンプの回転率をどうしても高めなければならないということでの措置でありまして、今期限りの措置だというふうに考えております。お話しいただいたとおり、やはり市街地区に新たな堆積場を今も鋭意努力をして検討しているところでありますけれども、そういうことで今後来年度以降は対応し

ていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 次に、よろ一な関係、中心市街地の活性化の誘導策の関係でありますけれども、その前に1つこれは12月議会でも御指摘をさせていただきましたけれども、今のよろ一な36台の駐車場ではとてもではないけれども、狭いので、新たな方策をとということで御検討がされていると思いますけれども、その経緯についてお答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨年12月の第4回定例会で佐藤議員、また東議員からもございましたが、この駅前交流プラザよろ一な駐車場の問題、その隣接する土地の買い上げの問題も含めての御提言もいただきました。現在先方にそのお話をさせていただいている段階でありますけれども、今のところまだ具体的にこうだということをお話してできる段階ではありません。改めて皆さんにお示しできることになりましたら、また速やかに報告はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） この課題については、頓挫はしていないということで御理解をさせていただいて、相手のいるお話でありますし、より利便性を高める見地で一汗、二汗、三汗かいていただければというふうに思います。

ただ、誘導策について御答弁いただきましたけれども、本当にそういうことが誘導策になるのかなと。やはり私は、イベントのときでなくて通常を含めてどうやってあそこに集まった人たちが中心街に流れるのかと。そうするときにはやっぱり5、6丁目の商店の個店の協力というのは欠かせないでしょうし、ある意味では駐車場を確保したとしても5、6丁目にある全駐車場を例えばイベント時に開放すると。そのときにイベントをやったときに車まで戻るときに商店街でどうやってお客様を引き込むのか、あのにぎわいをどうやって戻す

のかとか、そういう取り組みがやっぱり必要だと。そのためには、やっぱり商工会議所と、あるいは5、6丁目の商店街の皆さんの意識の改革というのが重要な鍵になると私は思いますけれども、市長の見解はどういうふうに考えますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、商店街の皆さんの理解と協力も必要だというお話ありましたけれども、いわゆる誘導に対しては。何のために誘導するかといえば、商店街の皆さんにできるだけ活性化をしてもらいたいというためでありまして、その主語と述語が逆になってはいけないなど。やっぱり商店街の皆さんが主導的な立場でよろいながらも含めて利用していただき、誘導していくために主体的に活動していただく。そのために我々はどうかバックアップできるかということなのだろうというふうに思います。そのために今お話は最初にさせていただきましたけれども、いろんなイベントを通じてそうした仕掛けはどうでしょうか。我々からも投げかけをしますけれども、そうした中でぜひ商店街の皆さんからもいろんなアイデアをいただきながら、さっき言ったオール名寄ではないですけれども、そうした体制の中で地域のにぎわい振興をつくっていくことに尽きるのかなというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 私もそうだと思います。もう一つは、やっぱりシャッターが閉まっているお店屋さんをどうやって店舗をあけていただくかと。中に何もないので、あけてもどうしようもないのですけれども。そのときにやっぱり名寄市内は、それは名寄地区、風連地区もそうであり、いろんなサークル活動、同好会というのが組織されている。そういう人たちの例えば作品展を開いたり、そういう人たちが自分たちの活動をお知らせする場にすると。ただ、名寄の場合はどうしても店舗を借りると賃借料がえらく高いというのが借りる側の意向としてあるものですから、そういう

ときに借りやすいように、やっぱりそこで行政は支援するというのも必要だというふうには思いますけれども、市長の考えをお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 中小企業振興条例の中でも空き店舗に対しての助成制度だとかというのがありますけれども、なかなかその辺がそうした細かいニーズにまで使いやすくないものなのかもしれませんし、そうしたニーズがたくさんあるということも今議員からも御提言をいただきましたので、ぜひこれはまた改めて中小企業振興審議会等の皆さんにも投げかけをさせていただいて、その中で議論し、また新しい制度の検討を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、残る課題はまた違う時期と考えますけれども、1つ市民皆スポーツの関係でお伺いしておきたいと思います。今回定例会開会前にうちに、宛名は私ですけども、裏は何も書いていない1通の封書が来ました。あけると北海道新聞の「読者の声」がただ入っていて、そこに印がしてあって、このように張り紙がしてあるだけでありますけれども、これは何を書いてあるかということ、富良野市のスキー場が小中学生にシーズン券を渡したと。それが非常に親子でスキーができて楽しかったという、その投書を書いて、この方はお名前もわかりませんが、スキー、今はもう市技として指定はしておりませんが、スキーが市技であった名寄市としてスキー人口の底辺拡大のためにこういう取り組みをぜひすべきではないかという話であります。今うちの長男坊が長野県にいますけれども、春休みに帰ってきているのですが、スキー行きたいと。名寄にいるところは片道400円、帰りには無料のバスの乗車券くれて、それで帰ってきたけれども、今400円、400円で往復800円かかると。あそこまで行って、それは4時間コース、リフト代にお金かかって、なおか

つおなががすいたら御飯食べるとやっぱりいいお金がかかると。これは、うちはもう大学生ですからいいですけども、やっぱり小中学生にとって、今特に親御さんが共働きをしている家庭にとってスキー場に行くということに対する、もっと行きやすいもの。子供が行けば必ず親も行く時間ができるわけでありますので、私は名寄市の独自の取り組みとして、これは富良野に学ぶことではないのかもしれませんが、やはり小中学生のスキーの無料化というのも1つは施策として考えることもあっていいではないかと思っておりますけれども、市長の見解をお伺いしておきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市民皆スポーツということで、冬のスポーツの振興につきまして名寄市の独自の条例であります名寄の冬を楽しく暮らす条例、こうした趣旨にのっとりましてさまざまな取り組みを行っています。その中で今スキーの振興の話ありましたけれども、現在も振興公社に指定管理委託していますけれども、シーズン中5回スキーこどもの日というものを設けて、中学生以下のリフトの無料サービスを継続しているところがあります。その他、さまざまな企画をし、子供たちに来ていただくような取り組みの中で、私は市民の皆さんに一定程度周知はできているものというふうに思っています。富良野市の事例挙げさせていただきましたけれども、富良野市のスキー場は民設民営であって、その設置背景も全然違いましたし、今までの地域とのかかわりも全く名寄市とは違ったものであったということで、ここはなかなか一概に横で比較はできないものなのかなというふうに思っているところであります。社会教育、体育施設の使用料の考え方、受益者負担というのがやはり基本的な考え方ということでありまして、しかし全ての受益者負担ということではなくて、スキー場の例も含めて教育施設、市の税金も入れて25%から30%の負担をお願いしているというところがあります。しかし、新市として28年

度までに使用料、手数料に関しては全体の見直しを行うということも示しておりまして、今議員からいただいた意見もぜひ踏まえながら、改めて使用料、手数料の見直しについて行ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 最後に、時間もなくなりました。名寄市と自衛隊のかかわりということで、60周年の記念の関係は後ほど同僚議員が質問すると思いますが、1つ、これは全く関係ないといったら関係ないのですけれども、ことしの自衛隊の新年交礼会でたまたま同じテーブルに大分からいらしたという子供3人持っている方がいて、その方が名寄市に冬の遊び場がないと。サンピラーパークや何かあるのですけれども、町中に例えば公園で子供を連れてお母さん方が行く。公園で触れ合って、いろんなつながりができる。ところが、冬になると閉鎖になって遊ぶところがないと。集まる、集うところがないというお話がありました。そういうところがあれば子育ての問題、生活の問題、いろいろお話しできるのだけれども、どうしても冬期間だけ疎遠になってしまう。また春から公園が開いてから、久しぶりねということになると。ぜひ名寄にそういうところがつくれないうのですかというお話がありました。実は、20年前にも自衛隊の若いお母さんからそういうお話をいただきました。当時赤部教育長でしたので、赤部教育長にそのお話をしたときに、初めは文化センターの多目的ホールで使っていないときにちょっと開放しようか、あるいは和室を開放しようかというお話もありました。ところが、なかなか難しいということで、スポーツセンターの格技室をそれにしようということで、お母さん十五、六人全員行ってもらって担当職員とお話しするという時間を設定したのですけれども、たまたまその日が決算委員会を開いていて、教育費の審査で係長以上全員こっちに来ていて、向こうにいた職員が全くその話を聞いていなかったの、そんな話

はできませんということで断って、すごく憤慨をしてお母さん方は全員帰って、そのお話は立ち消えになっていたのですけれども、今になってもまだそういうことが名寄はできないのですかというお話がありました。これは、ある意味で市長がおっしゃるように名寄市と自衛隊の隊員の皆さん、全国から来ている皆さんとのつながりを高めるためにも私は一定考える必要があると思いますので、市長と教育長からそれぞれお一言ずつもらって、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ぜひ市民皆スポーツ、特に冬のスポーツということで、いろんな形で冬のスポーツに触れていただきたいなという思いがありますし、また道立サンピラーパークに関しては冬期間も遊戯施設等も含めてあると。しかし、遠いということもあるのかもしれませんが。市民ホールが今後新しく26年秋口にオープンをします。この中のホワイエの中に一部そうした、そんなに大きくはないかもしれませんが、スペースやちょっとした図書スペースも充実させるということですので、ここがまた新たな子育て世代も含めた多世代の交流の場になれるような仕掛けもぜひ考えていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今市長のお話と大分重なりますけれども、教育関係の施設として考えてみれば、一応図書館の児童室ですか、それと風連分館の利用が可能なのかなと。そこで読み聞かせの実践もやっておりますので、その辺を利用していただくのと、あと私ちょこちょこ道立公園のサンピラー交流館行くのですけれども、あれは非常に子供たちに人気がありますので、その辺の活用をぜひ促していくことが今の段階では最善なのかなと。また、市長からありましたように今後市民ホールで多世代交流スペースありますので、これの活用も視野に入れていろいろ検討していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の基本的政治方針及び財政運営について外5件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長から御指名をいただきましたので、通告に従い市政クラブを代表いたしまして質問いたします。午前中の代表質問と重複することがありますが、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、第1点目は、市長の基本的政治方針及び財政運営について伺います。市長就任から3年となり、残すところ1年ですが、3年前の政権交代、そして東日本大震災、さらには昨年末の政権交代という国の極めて重大な情勢の中での市政執行だったわけであります。市長は、3年前の執行方針で大きな変革のときを迎えている。このときだからこそ、10年先、20年先を見据えてあらゆる力を結集し、まちづくりに臆することなく取り組むと述べられました。そこで、3年間の評価と最終年の決意について、市民役のまちづくりについて伺います。将来像は、市民が主体的に議論し、市民的な合意を形成すべきですが、今後のプロセスに対する考え方、そして市長の選挙公約で掲げていた民間会社名寄市の検証及び庁内の認識について伺います。

また、会派の政策要望の認識と反映について、年末に市政執行に対する要望を提出し、2月当初回答をいただいたところであります。会派の要望に対する理解を示され、前向きに検討していただくことを期待いたしておりますが、回答の中で北海道縦貫自動車道剣淵士別から名寄間の早期着手の要望とは裏腹にいまだ見通しがいいこととなっ

ており、産業、観光、救急医療に大きな支障となっております。また、道の駅等の接続に関してどのような見解をお持ちなのか伺います。

次に、昨年末政権が変わり、長引く日本の経済低迷から何としても脱却しようと動き出しました。当市の経済にも大きな変化を期待するものであります。しかしながら、現況は厳しい景気低迷の中での新年度予算編成が行われました。当市は、地方交付税の構成比は43.1%と高い状況にあり、さらには自主財源も構成比が26.2%と低く、経済低迷や少子高齢化社会は将来的に厳しい財政状況と運営を強いられることが予想されます。そこで、平成25年度当初予算編成及び財政運営について、地方公務員の給与削減に伴い地方交付税の削減となるが、今後の財政運営の考え方について、税収環境に対する認識と税源確保の見通しについて、長期的財政健全化を図るため、重視すべき財政運営について伺います。

大きな2点目、保健、医療、福祉行政について。健康であることが最大の財産です。自然環境、社会、生活環境が半世紀の間に変化し、保健、医療、福祉事業がフル回転しております。当市としてもあらゆる対応に努めているところであります。そんな中で特に4点について市長の考えを伺います。健康づくり事業の検証及び推進させるための基本的な考え、特に健康増進事業について伺います。

次に、低所得者福祉の検証と自己更生の課題について伺います。低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態は多岐にわたっており、多様なニーズについて全てを法的な福祉サービスでは対応できないと認識しておりますが、しかしながら満足度を少しでも上げるような取り組みとしないといけないと考えております。当市として特に生活保護受給者の福祉の検証と自己更生の課題について伺います。

次に、今後市の総合人口減少とともに一層高齢化が進展することが見込まれます。当市は、高齢者世話つき住宅に居住する高齢者に対し、名寄市

が生活援助員を派遣して入居者が自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する事業となっているシルバーハウジングでの生活援助員派遣事業の検証と評価について伺います。

次に、超高齢化社会の到来に伴い、医療ニーズが急速に増大する中で、今後の医療を支えるためにはより効果的、効率的な医療の提供が求められており、これには医療提供体制の抜本的な見直しを進めております。その中で看護職に対しても役割を最大限に発揮することが期待されており、厚労省において看護師の業務を見直す方向で審議、検討が行われているところであります。そこで、医療の中心的で重要な地位と役割を担っている当市としては、いち早く関心を持って対応を考えるべきと思いますが、医師が頻繁に訪問できない在宅医療や高齢者医療業務、将来の特定看護師の見解について伺います。

大きな項目3点目について、生活環境、都市基盤について伺います。国交省は、昨年11月12日、本体工事が凍結されていたサンルダムの事業継続を決定いたしました。早ければ25年度に本体着工が見込まれています。そこで、サンルダム本体工事着手を踏まえて、将来の安定、安全、良質な上水確保及び拡大の構想の実現に向けて今後の対応について伺います。

次に、下水道整備のピークは既に過ぎており、今後は老朽化施設、設備の更新が中心となる長寿命化を推進するため、24年度からスタートした第2次下水道事業中期経営計画が初年度の状況から見通して達成可能か伺います。

次に、災害の比較的少ない当市としてもいかなる災害に対しても被害を最小限にとどめるために防災対策に一生懸命取り組んでいるところでありますが、人はそれぞれ活動する範囲が限られています。一人一人の特性を考えた防災対策を講じなければなりません。防災というのは、ハードとソフトの両面が必要ですが、それを実際に担うさま

さまざまな人にとってはそれぞれの役割と戦略があります。その中であってきめ細やかさという点でどうしても限界があると思われませんが、当市のきめ細やかな防災対策の検証と評価について伺います。

大きな項目の4点目は、基幹産業として地域の発展を担ってきた農業、農村の振興について伺います。初めに、全般的な観点で農業労働力、経営管理能力、資金調達の取り組みの検証と評価について伺います。

次に、農家の高齢化が進む中、将来の農業を支えるには若い新規就農者が欠かせません。しかし、現実には新規就農者にとってさまざまな障壁が考えられ、思うような推進が図られておりません。次代を担う若い後継者を確保するための対策、地域の支えが急務と思われるので、次のことについて伺います。新規参入者の検証、課題、対応について、特に農地確保や多額な資金、近所づき合い等の高いハードルの解消の考えについて伺います。

次に、生産技術を磨いたり、経理、経営、商品開発等の技術を向上させることにより企業的な経営を実現できれば、高収益農業を実現する可能性は十分にあるように思われますし、そのような農業を実現してこそ、農業は雇用の受け皿にもなるのではないかと考えますが、収益性の高い農業経営の取り組みの検証、評価、販路拡大、施策の検証、評価について伺います。

大きな5点目、産業振興策、特に商工業にかかわって質問いたします。経済、雇用対策の取り組みの検証について、地域経済を持続可能な産業構造へとどのように再生、転換を図っていくのか、構想について伺います。

また、中心街のにぎわい、経済活性化が大きな課題としてきましたが、改めて中心市街地の活性化について、これまでの議論の経緯と内容はどのようなことだったのか、またまちの顔となる商店街が衰退の域にあるが、活性化のための対策はどのような構想であるのか伺います。

次に、企業誘致の取り組みについて伺います。将来を鑑み、企業誘致構想の議論、そして誘致の有無はどうか、誘致するのであれば企業誘致は経営であり、地域間競争となり、トップセールスとしての考えによるところが大きいわけですが、現状での見解を伺います。

大きな項目6点目、教育行政について。完全学校週5日制のもと、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、子供たちに学習指導要領に示す基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせることはもとより、みずから学び、みずから考える力などの生きる力を育むということを基本に平成23年度から本格実施されている小学校学習指導要領に基づく児童の学習の実現状況はどのようなものだったのか伺います。

あわせて土曜授業のゆとり教育等の導入による検証と評価は、それに伴う学力向上とコミュニケーションの検証と評価は、今後の推進方針についても伺います。

次に、学校においては学校保健、学校安全、学校給食のそれぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持、増進を図っているところですが、健康教育と安全確保の検証と評価はどのようなものだったのか、特異な課題や今後の推進に当たって留意すべき事項があったのか伺います。

次に、総合計画の高等学校教育の振興で施策の基本的な考え方は、社会情勢や高等学校教育のあるべき姿を見据え、関係機関との連携を図りながら魅力ある高校づくりに向けた市民ぐるみの支援体制を強化し、就学機会の確保に努めるとありますが、その取り組みや今後の推進をどのようになさるのか伺います。

次に、認証評価の結果、大学基準に適合の認定を受け、さらに認定期間は2019年3月31日までとなりました。そこで、大学の評価を踏まえた水準向上は、社会貢献の検証と評価はどのように考えているのか、将来に向けて大学運営に関し

将来考慮すべき特異的な事項について伺います。

以上でこの場からの市政クラブを代表しての質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐々木議員からは、大項目で5点にわたり御質問いただきました。教育行政以外に係るところをまず私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、大項目1、（1）、3年間の評価と最終年の決意についてであります。市民が主役のまちづくり、これは私の公約の一つでもありました。また、本市のまちづくりの基本ルールを定めた名寄市自治基本条例が目指す地方自治の真の姿であります。このことから、名寄市自治基本条例の具体化が市民主体のまちづくりを推進する最大の原動力であると考えておまして、この間市民への積極的な情報提供と市民参加を保障するために従来から実施をしている方法の工夫、充実のほか、情報提供ではフェイスブックによる情報の提供の開始でありますとか、市民参加ではパブリックコメントを実施をするなど新たな手法の導入にも取り組んできたところでありまして、今後もさらなる工夫、あるいは複合的な活用によりまして市民との連携、協力を進めてまいりたいと考えております。

また、市民主体のまちづくりには地域のコミュニティが果たす役割が大きいといったことから、町内会連合会と連携をした取り組みの推進、あるいは町内会活動への支援のほか、今後の新たな地域課題への対応として期待をされる地域連絡協議会への支援を行ってきたところでありまして、今後とも現状と課題を把握をし、検証しながら取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、民間会社名寄市的発想の検証と庁内認識についてということであります。地域間競争が激しくなる中で、民間出身の市長としてトップセールスと、また恵まれた財産を生かした観光振興、交流促進等々により全国へ向けての情報発信、名

寄市を売り込むための各種機構改革による営業戦略室の設置、あるいは観光振興計画の策定とその推進、さらには駅前交流プラザよろーなの整備、各種イベントの開催、フェイスブックの導入、東京都杉並区への職員派遣、さまざまな取り組みを進めてまいりました。この間の取り組みと事業の広がりには確かな手応えも感じる一方、さらなる時間と一層の取り組みの必要性も感じているところでもあります。

また、庁内での認識であります。庁議、部次長会議などの基幹会議を通じて意思の共有、伝達を図るとともに、職員との懇談により意思の疎通を図るなど、時間の経過とともに庁内の認識はまとまっていると受けとめております。

次に、会派の政策要望の認識と反映についてであります。さきに会派からいただきました市政執行に対する要望につきましては、本年2月1日に書面によりまして回答させていただいたところでありますが、その内容は行政運営、保健福祉の充実と環境、経済、建設、農業の振興、教育、国への要望と6項目から成りまして、広く市政全般にわたり御提言をいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第であります。

さて、北海道縦貫自動車道士別剣淵一名寄間のうち、士別市多寄町から名寄市間の12キロについては、平成15年の国幹会議における見直し以降いまだいわゆるミッシングリンクの区間とされまして、残念ながら現段階では着手の見通しは立っておりません。しかし、この広大な道北の地における高速交通体系の役割は極めて重要でありまして、特に1分1秒を争う救急医療にありましてはまさに命の道ということであり、引き続き関係機関、団体と連携をして一日も早い整備を国に求めてまいります。

道の駅との接続でありますけれども、現段階では士別市多寄町から名寄間は整備計画区間ではあります。当面着工しない区間ということでは不透明な状況と言わざるを得ませんが、本市の南の玄

関口でもありまして、情報発信の拠点であるこの施設の機能を維持するためにも道の駅との接続について強く働きかけてまいります。

当初予算編成及び財政運営について、平成25年1月29日に総務省自治財政局より示されました平成25年度の地方財政対策の概要によりますと、議員御指摘のとおり「地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応について」という資料が出ております。内容につきましては、1つに平成25年度7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として地方公務員給与費を削減、2つに防災、減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するために給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定して計上という考え方に基きまして、平成25年度の地方財政対策が組み立てられております。普通交付税においてどのくらいの需要額が必要なのかを算出をする際に費用として人件費も見込まれておりますけれども、この人件費に今般示された地方公務員の給与削減額が反映をされ、結果として普通交付税が削減をされることとなります。また、この削減の一方で、既に地方公共団体でなされた人件費削減努力を反映をする地域の元気づくり事業費が創設をされておりますが、詳細はまだ公表されておらず、地方交付税は減少する見込みで当初予算を計上をしているところであります。地方交付税は、平成25年度当初予算においても一般会計歳入の約43.8%を占める重要な財源であります。政権交代後景気回復による市税等の増収見込みもあり、交付税、地方交付税の削減へと方向転換がされたものというふうに判断をしておりますけれども、地方交付税に大きく依存する名寄市には多大な影響があります。国の緊急経済対策の効果やそれに付随をする国債発行等による財政バランスの問題等も地方交付税を初めとする地方財政へ影響を与えることとなりますので、これらの状況を見据えながら、今後とも的確な情報の収集に努めてまいります。

税収環境に対する認識と税源確保の見通しについて申し上げます。市税総額の調定額の推移では、平成19年度の調定額31億3,730万3,000円、平成21年度では31億2,121万7,000円、平成23年度では30億6,913万5,000円と5年間で6,816万8,000円の減少となっております。市税の基幹税であります個人市民税では、平成19年度と平成23年度を比較すると給与所得者の総所得金額が減少をしております。個人市民税は、平成19年度に国からの税源移譲があり、平成18年度との比較では調定額が2億3,580万円増加したものの、その後の経済状況による所得の伸び悩みから減少傾向にあります。固定資産税の調定額では、大型店舗の建築などにより増加をしたものの、3年に1度の評価がえによりまして家屋の調定額の減少により厳しい状態になるものと想定をされます。合併後これまで税収が落ち込む要因がありながらも、個人市民税では税源移譲や扶養控除の見直し、固定資産税では先ほど申しました大型店舗の建築や長期優良住宅の建築棟数の増加、たばこ税では税率改正など、より少ない税収の落ち込みにとどめたものの、少子高齢化が進展する中で税収については楽観視できる状況ではありません。平成19年度の税源移譲に伴い、地方税の比重が高まる中、確実に税収確保を図っていくことが強く求められているところであります。平成19年度の現年度市税収納率98.46%、平成23年度では99.12%、年々収納率は向上をしております。今後も納税相談、財産調査により担税能力がない、生活に窮している方については、滞納処分の執行停止をするものとみなします。また、担税能力があるにもかかわらず納入をされない滞納者に対しては、納期内の納付をされている市民の皆さんとの公平性を確保することからも、預金の差し押さえ、給与の差し押さえ等法に基づく滞納処分を中心とした滞納整理を実施をし、市税の収納強化を図ってまいります。

将来の財政課題である普通交付税における合併算定がえでは、平成28年度から5年間をかけて普通交付税が徐々に減少し、平成24年度の普通交付税算定ベースから推定をしますと、平成33年度で約6億6,500万円が減少するという事となります。また、この間の平成28年度から平成32年度の5年間のトータルで普通交付税で16億6,250万円が減少するものと推計をしております。また、総合計画の後期計画では、学校の改築、大学図書館の建築、（仮称）市民ホール整備などが予定をされておまして、ランニングコストも含め中期財政計画を策定をしておりますが、地方交付税の動向などから必ずしも楽観視できる財政状況にはないと判断をしております。この間行革努力などにより各種基金の積み立てを実施をしております。この合併算定がえの終了を見据えて、また大型事業の実施や、さらに施設の老朽化対策なども視野に入れて積み立てを実施をし、一部は国債運用により果実を積み増ししております。この基金を有効に活用をしながら事業実施をしていくとともに、さらに過疎債、合併特例債といった交付税措置のある起債を活用していくことが不可欠であります。しかしながら、これらの起債も借金には変わりありませんので、常に公債費償還財源の確認などの確な公債費管理を実施をしております。

また、将来の名寄市の姿としてさらなる過疎化、少子高齢化などにより、財政運営においても厳しさが増していくものと考えております。スピード感を持った行財政改革の推進は引き続き実施をしておりますが、名寄市の財政状況、将来予想をされる財政問題などについて市民の皆さんに御報告をしながら、協働のまちづくりの観点からも長期的視野を持った財政運営を図ることも重要であると考えております。

大きな項目2の小項目1、健康づくり事業の検証及び推進をさせるための基本的な考え方について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化

に伴い、生活習慣病は年々増加をし、脳血管疾患や認知症などからも介護を必要とする人もふえ続けておまして、医療費の抑制や介護予防の視点からも生活習慣病予防に向けた健康づくり対策が重要な課題となっております。本市における健康づくり事業につきましては、名寄市健康増進計画健康なよろ21を平成20年3月に策定をし、市民一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持って、生涯を通じた健康づくりができるような環境の整備や充実に努めてまいりました。この計画が平成24年度で終了することに伴い、平成25年度からの2次計画を策定をし、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ることで、高齢になっても介護を必要としない健康寿命を延ばすことを目的に生涯を通じた健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。その取り組みの一環としまして、市民一人一人が健康づくりに関心を持っていただけるように、名寄市民健康づくりチャレンジデー、あるいはなよろ健康まつりのイベントの開催、またなよろ健康あるキングなどを通じて広く健康への意識啓発に努めております。さらには、特定健診やがん検診を中心に各地域の中における健康教室、健康相談、さらには冬の健康づくりに向けた健康体操教室などさまざまな機会を利用し、地域、団体と連携を図りながら、生活習慣病予防に重点を置いた事業の展開を進めてまいります。また、生活習慣病はバランスのとれた食生活や適度な運動を取り入れるなど生活習慣を見直すことで予防が可能と言われております。そのため特定健診においては早い段階から予防対策を推進していくことを目的に国の制度より10歳年齢を引き下げて30歳から74歳までの市国保加入者を対象にして無料で健診を受けられる体制を図ってまいります。

健康づくり事業の検証については、生活習慣病発症予防と重症化予防を中心にその効果を検証できるように国の指針に基づき今月に策定をされま

す健康なよろ21第2次計画により健診受診率や

健診結果をもとに改善率などを数値で評価できるものを目値に掲げ検証を行うとともに、市民、地域、関係団体と連携を図り、地域全体で健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

小項目の2、低所得者福祉の検証と自己更生の課題についてお答えをいたします。本市における12月末現在の被保護者数は、231世帯306人、保護率は10.2パーミルで推移をし、全道35市中最も低い数字となっております。生活保護費全体では、年間約5億円が支給をされておりますが、その半分が医療扶助で占められていることから、高齢者の健康維持への指導強化が必要と考えております。厚生労働省社会保障審議会基準部会では、4人世帯での生活扶助費額では低所得世帯の生活費を14.2%上回る、いわゆる逆転現象が起きていると。一方で、多数を占める60歳以上の支給額は一般世帯の生活費よりも低くなっており、単身世帯では4.5%下回っているという報告がある中で、国は保護費削減を行おうとしておりまして、その影響が懸念をされるところであります。年齢別では、19歳から64歳までの稼働年齢層では117人おりますが、入院、障害等により就労不可と判断をされる方が64人となっております。就労可能な方は53人で、そのうち27の方が現在就労中の状況でございます。自立促進に向けては、昨年5月に名寄公共職業安定所と就労に向けた協定を締結をし、さらに本年1月には同所と個人情報の共有にかかわる協定を締結をして、個々の事情に見合った就労の場を提供できるように推進をしているところであります。生活保護制度は、単なる衣食住の提供にとどまることなく、被保護者の就労による安定した生活に導くといったことがケースワーカーの役目と認識をしておりますので、新規相談者に対しては当人の立場を理解をし、適切な対応と法律に基づいた公平な判断のもとで生活の保障と自立に向けた指導を引き続き行ってまいります。

次に、小項目3の生活援助員派遣事業の検証と

評価についてであります。シルバーハウジングは、高齢者世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、バリアフリーなど高齢者に対応した住宅において緊急通報システムの設置、生活援助員による相談サービスなどが提供される公営住宅ということになっております。名寄市には、現在市営緑丘第1団地の14戸、市営東光団地の14戸及び道営マーガレットヴィラ23戸の合計52戸の入居者の安否確認、生活指導、相談、緊急時の対応等を行う生活援助員を2名派遣をしております。各年度末現在で平成21年から22年度は96.2%、平成23年度で94.2%の達成率となっております。今後も引き続き安全かつ快適な生活が営まれるように支援をしてまいります。また、名寄市住宅マスタープランでは、シルバーハウジング等の公営住宅の供給につきましては、今後民間等で整備をされますサービスつき高齢者向け住宅等の建設の推移を見きわめながら、供給計画を進めてまいります。

次に、医師が頻繁に訪問できない在宅医療、高齢者医療、将来の特定看護師の見解などについて申し上げます。病院などの医療機関から退院後、自宅で療養する高齢者などに対応するために、訪問診療、訪問看護などがございます。訪問診療では、以前より風連国保診療所がみとりを含めた訪問診療を行っておりまして、平成19年12月には在宅療養支援診療所の指定を、さらには平成24年7月には機能強化型在宅療養支援診療所の指定を受けて24時間対応の在宅医療等に当たっておりますが、市立病院では行っておりません。また、訪問看護については、北海道総合在宅ケア事業団による訪問看護ステーションが設置をされ、実施されております。昨年の診療報酬改定は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を視野に行われて、重点課題として在宅医療の充実などが盛り込まれましたので、今後も医療機関、地域包括支援センター、地域あるいは町内会などとの連

携をより一層進めながら在宅医療の充実に努めてまいります。

また、特定看護師についてでありますけれども、現在厚生労働省で医師の指示のもと特定の医療行為ができる新しい看護師像ということで検討しておりますけれども、日本医師会の反対もあり、具体的な見通しは立っておりません。今後の推移を見守りながら、特定看護師の制度ができれば役割等を把握をし、在宅医療の充実に努めてまいりたいと考えております。

大項目3、生活環境、都市基盤について、小項目1、サンルダム本体工事着工を踏まえて、将来の安定、安全、良質な上水確保及び拡大構想の実現に向けての今後の対応についてお答えをいたします。本市の水道事業は、昭和32年の創設事業から始まり、現在は平成35年度を目標年度とし、平成7年に第2期拡張事業の許可を受け、新たに水源をサンルダムに依存して拡張事業を継続中でございます。風連地区及び陸上自衛隊名寄駐屯地などにおける水質の改善や水源からの取水の不安定さを解消するために、新たに拡張と統合を視野に入れた名寄市水道ビジョンを平成20年度に策定をし、拡張、統合により不足をする水道水源をサンルダムに1日1,510トンを求めて、風連地区あるいは陸上自衛隊の名寄駐屯地などへ水道水を送る計画といたしました。地下水を水源としている風連地区では、鉄やマンガン等が含まれているため、その水質あるいは安定的な取水に課題を抱えております。また、陸上自衛隊名寄駐屯地は天塩川表流水を水源としておりますけれども、雨による増水での濁度の上昇など慢性的に抱えております水源の水質悪化や将来にわたる維持管理費も増嵩を続けているといったことから、早期の都市給水が求められております。サンルダムについては、本体工事の凍結による拡張給水計画の影響を受けておりましたが、平成25年度政府予算案について本体工事関連予算が計上をされたことから、2期拡張工事として名寄地区から風連地区へ

の送水管の布設を実施をするための設計費を本年度、本工事を平成26年度に着手をする計画となっております。また、平成27年度から平成31年度では中名寄、日進地区の配水管布設工事を、平成32年度では陸上自衛隊名寄駐屯地、平成33年度から平成35年度では内淵、弥生地区の配水管布設工事を予定をしております。拡張事業に伴う配水事業として総事業費約13億3,000万円の予定をしております。地域住民の安全で安心な暮らしや将来的に安定をした水源確保などの市民に与える影響が大きいため、一刻も早いダム本体着工及び完成を天塩川流域市町村などとともに連携を図り取り組んでまいります。

次に、小項目2、平成24年度からスタートした第2次下水道事業中期経営計画が達成可能かについてお答えをいたします。名寄市下水道事業では、清潔で快適な生活環境の実現、雨水排除による浸水被害の防止、環境の保全を目的に事業を進めておりますが、持続可能な運営を行うために平成24年度から平成28年度までを計画期間とした第2次となる中期経営計画を平成24年3月に策定をいたしました。平成19年度からスタートをいたしました第1次の中期経営計画では、平成21年度に中間報告を、また平成24年度には最終報告を行っておりますが、財政の収支計画や経費の削減の取り組みなど計画がおおむね達成された旨報告をしているところであります。名寄市の下水道事業は、一定の面整備も終了し、今後は維持管理の時代へと移ってまいります。人口の減少により使用料の増加も見込めないなど経営を取り巻く環境、情勢は厳しさを増しております。そうした中で環境及び処理施設の長寿命化計画の策定による補助金等特定財源の確保により計画的な事業展開を進めていかなければなりません。第2次の中期経営計画は、平成24年度からの計画でありまして、初年度を迎えたばかりであります。今後は業務の一層の効率化による経営基盤の強化を目指し、より安定的で快適な生活環境を実現す

るためにも努力をしてみたいと考えております。

続きまして、きめ細やかな防災対策の検証と評価についてであります。災害発生時、まずは自分の身は自分で守ることが一番の基本であると考えております。しかし、災害弱者の避難や洪水発生に伴う避難については共助、公助も当然行っていく中で、各人の立場、状況を考慮して対応する必要があります。当市では、昨年から手挙げ方式での災害時要援護者の支援対策について地域の協力をいただきながら、できるだけきめ細かな対応を図り、進めているところであります。こうした対応は、冬の防災対策にも生かされるものと考えております。昨年の11月に起きました室蘭市、登別市などの大停電の災害について、名寄市においても決して他人事ではありません。雪害時には、地域の協力を得て災害弱者への避難支援を行うことや避難所で使用をする暖房器具等の備蓄や電力の確保などさまざまな事態も想定をした対応にも努めてまいります。また、避難所でのきめ細かな対応として、女性等の視点に立って運営をするということも求められております。こうした指針として、東日本大震災の教訓から内閣府で示しております「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について」の通知もありまして、これまでの教訓を最大限に生かして、行政と市民の皆さんが互いの役割をしっかりと共有をしながら、きめ細やかな災害時対応に努めてまいります。

大項目の4点目、農業、農村の振興について、小項目1、農業労働力、経営管理能力、資金調達の取り組みの検証と評価といったことについてお答えをいたします。新規就農者の状況でありますけれども、近年の後継者及び新規就農者の数は合計30名、平成21年に6名、平成22年に5名、平成23年に9名、平成24年に10名となっております。その内訳は新規学卒者が8名、Uターンが17名、新規参入者5名と。合計30名となっております。この新規就農者の受け入れに当

たりましては、希望者との面談を実施をして、市の受け入れ態勢、支援内容を説明し、関係機関で構成をする名寄市農業担い手育成センターで研修希望者の内容と受け入れ先について協議をし、取り進めているところであります。研修期間においては、今後の就農を目指して農地、機械の購入などに多額の費用を要することから、北海道農業担い手育成センターの資金を活用して準備作業を行っているところであります。研修内容については、受け入れ農家の皆さんの御協力をいただくとともに、関係機関とも連携をして適宜名寄市農業担い手育成センターでの相談を含め取り進めているところであります。

小項目2の新規参入者の検証、課題、対応、高いハードル解消の考えといったところについてであります。新規就農者の募集においては、北海道農業担い手育成センターのホームページ、また名寄市のホームページを活用をするほか、札幌や東京で行われる新・農業人フェアにも出展をし、募集活動を行うとともに、杉並区派遣職員を通じて杉並区広報に掲載をするなど取り組んできたところであります。また、移住とちょっと暮らし体験、企業立地、新規就農を紹介する総合パンフを新たに作成をし、杉並区のイベントにおいて配布するとともに、イベントなどで活用することを目的にのぼりを作成をしてみいました。また、新規就農の取り組みの一環として地域おこし協力隊の募集を行うなど積極的に取り組みを進めてまいります。

なお、就農対策としては、研修期間に農地の確保が重要であることから、一定の土地所有者のリストアップを行い、今後関係機関と農地取得について検討をしてみたいです。また、資金においては北海道農業担い手育成センターの就農資金の活用のほか、JAの資金、市の振興資金などの活用を含めて対応をしてみたいです。なお、地域とのつながりは就農後の生活などに大きなかわりがあるということから、地域の方々の御理解、御協

力をお願いをするほか、研修生には地域に溶け込む努力を促してまいります。市内の農業者からも希望のある第三者継承事業においては、全国農業会議所でも事業展開をしていることから、平成25年度において名寄市農業担い手育成センターでこれも検討してまいります。

小項目3、収益性の高い農業経営の取り組みの検証、評価、販路拡大の施策の検証、評価について申し上げます。収益性の高い農業の確立においては、JAの営農相談、販売戦略が大きな力となりますが、近年市内の農家では独自で販路を拡大してインターネット等を通じて取り組む事例が増えております。JA道北なよろでは、平成25年度から5カ年の計画として第3次地域農業振興計画が策定をされているところでありまして、その計画内容も含めて今後検討してまいります。

販路拡大の取り組みは、経済団体であるJA道北なよろが主体的に取り組んでおりますけれども、市としても積極的にPRに取り組んでまいりたいと考えており、平成25年度においてはJA道北なよろと連携をし、9月上旬に杉並区でスイートコーン物産展を開催をするほか、ゆかりのある企業などに名寄産の農作物の購入を要請するといったことなど取り組んでまいります。今後とも名寄産の安全で安心な農作物のPR活動をJA道北なよろなどとの関係機関と連携をして取り進めてまいりたいと考えております。

大項目5、産業振興策について、1の経済、雇用対策の取り組みについての検証であります。名寄市の地域経済の状況については、地元金融機関が3月に発表しました地域企業景気動向調査を見ても管内全体の業況は前年比で改善をしているものの、依然として厳しい環境であると分析しております。このような厳しい環境が続く地域経済の動向を踏まえまして、地域の産業を支える商工業への支援については、自主的な経営努力を基調としながらも、商工会議所や商工会、金融機関など関係機関と連携しながら、これまでも側面支援

をしてまいりました。名寄市中小企業振興条例等により市内中小企業者及び零細企業者への各種助成事業や融資のあっせん事業によりまして対策を講じてまいりましたが、関係団体からの要望も踏まえて地域の経済状況や中小企業者のニーズに応じた施策の継続や各種助成制度の見直しについて、名寄市中小企業振興審議会に諮り、関係者による協議を行い、利用しやすく効果的な制度にしておくことにより、中小企業者の経営の安定及び地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

雇用対策については、中小企業勤労者福祉推進事業や季節労働者の支援事業、中小企業通年雇用化支援事業等による支援や新卒者の対策としては北海道上川教育局、ハローワークとの合同による名寄商工会議所への求人の要請、関係機関と合同で企業訪問の実施や企業説明会、介護就職デイ、高校1、2年生を対象とした企業説明会など開催をし、生徒が理解を深める取り組みを実施してまいります。また、平成21年度から実施をしている国の緊急雇用創出事業については、今年度は観光及び物産振興事業において3人を雇用する認定を受けて事業に取り組んでまいります。名寄市における商工業の振興による地域経済の活性化については、国内、国外の経済状況の影響を受けま。しかし、地域の自治体として実施可能なことへの努力は今後も継続をして実施をしてまいります。

次に、小項目2の中心市街地の活性化についてであります。名寄市では、人口規模の補正や将来の高齢化に対応した中心市街地の再生の必要性などから、中心市街地の対象区域を設定をし、高齢者も子供も暮らしやすいまち、市民と行政の協働などを目標とする名寄市中心市街地活性化基本計画を平成12年5月におおむね10年間を期間として策定をいたしました。その後も全国の地方都市で中心市街地の衰退に歯どめがかからない現状を踏まえまして、平成18年8月に改正中活法が

施行されたことから、基本的な方針や申請マニュアルが公表されまして、国の方針を踏まえて新たな計画策定作業を進めてきたところであります。この法律の施行に伴い、新たな中心市街地活性化基本計画策定作業を商工会議所とともに進めて、28の事業を提案をしてきましたけれども、数値目標を持った事業展開が求められ、民間活力を發揮する仕組みづくり、また活性化協議会やまちづくり会社などの機能などが問われたために、経済産業局の認定を受けることはできなかったところでありました。その後名寄地区都市再生整備計画の認可を受けて、社会資本整備総合交付金を活用して現在の事業に取り組んでいるということでありました。

次に、商店街の活性化については、魅力ある店づくりや営業活動など自助努力を基調としながら、名寄市として中小企業振興条例による支援制度により側面的な支援を行ってまいりました。支援策の現状については、先ほどの経済雇用対策の取り組みでお答えしたとおりでありますけれども、景気の動向も重要でありまして、国や道の経済対策、支援制度を上手に活用し、商工会議所等と協働、連携をしながら、個店の自主的な経営努力を基調としながらであります。若い後継者も育てておりまして、意欲的、発展的な取り組みに対してはできる限りの支援を行うといったことで中心市街地、商店街の活性化を図ってまいりたいと考えております。

企業誘致の取り組みについての御質問がありました。企業誘致の取り組みについては、平成3年に名寄市に誘致をいたしました住友ゴム工業株式会社、現在まで二十有余年にわたりまして名寄市の冬期間の気候、特徴を生かしたスタッドレスタイヤのテストコースとして、例年1月上旬から3月上旬までの間地域に滞在していただき、試験、研究を行っています。特に今シーズンは本社から池田社長も本市に訪れていただきまして、テスト隊の皆さんや名寄市関係者とも交流を深めたところ

であります。

平成23年10月31日付で企業誘致の上で有利な制度が新たに加わっていました。企業立地促進法に基づく名寄、下川、美深地域の基本計画が国の同意を受けました。これによりまして、当地域では今後我が国の成長産業分野を対象に新規立地等につながる地域の高度な人材養成等に対する支援を受けることができるといったこととともに、本地域に立地をしようとする企業は低利融資や税制などの支援措置を受けるといえることができます。しかしながら、近年の日本経済状況等も鑑みますと、企業が新天地を求めてこの地に進出してくるといったことには非常にハードルが高いということも事実だと思います。名寄市は、地震が少ないでありますとか、1次産業がすばらしい、あるいは自然環境、さらには商業、病院、大学などの都市機能がしっかりとしているといった名寄市ならではの独自性、優位性を訴えていくといったことはもちろんでありますけれども、プラスアルファの人のつながりがやはり企業誘致に対しても物を言うのではないかというふうに思っています。人のつながりというのは、やはり地域振興、交流人口の拡大のためのさまざまな動き、セールス、いわゆる営業活動をしていく中で生まれていくものだというふうに思います。引き続き名寄市長は、あらゆる形で営業活動、トップセールスを私なりにもしていく中でさまざまなつながりときずなを大切に育てていく、そんな中でこの企業誘致に関しても可能性を模索をしていきたいと考えております。また、東京なよろ会の皆様のネットワークや現在も出向者を出しております東京都の杉並区、さらには4月からの地域活性化センター、こちらにはたくさんの民間企業からの出向者もいらっしゃるというふうにも聞いております。こうした市職員のネットワーク、あるいは名寄市の応援団の力も存分におかりをして、これらの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

教育行政の中の最後、5番目の大学の評価を踏

また水準向上、社会貢献の検証について私のほうから答弁をします。全ての大学に義務づけられております認証評価機関による大学評価について、短期大学部では平成22年度、名寄市立大学は平成23年度、それぞれ大学基準協会の大学基準に適合していると認定をされました。名寄市立大学については、大学に対する提言として7つの努力課題が示され、平成27年7月までに改善状況を報告することになっておりまして、平成24年度から随時改善をし、その状況を公表をしております。一方、長所として評価を受けている項目として、社会連携、社会貢献があります。特に道北地域研究所が市内の農業生産者の協力を得て取り組んできた地域資源の有効活用を目指した研究や学生のボランティア活動を推進をする地域交流センターにより実践されている地域交流活動については高い評価を受けております。地域との連携、交流事業による地域シンポジウム、公開講座、講師派遣事業等の対象地域を今後は定住自立圏域にも拡大をして、学習機会及び情報の提供を通じて保健、医療、福祉の領域を中心とした人材の育成、地域福祉の向上に貢献をしてみたいと考えております。また、学生ボランティアによる地域との交流活動につきましても、これまでの福祉団体と連携をした活動、あるいはまちづくり事業への参加に加えて、教育委員会と連携をした小学生の学力向上を支援をする取り組みを実践をしております、引き続き学生の活動を積極的に支援をしてみたいです。

以上、私のこの場からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 引き続きまして、私のほうからは大項目6の教育行政の小項目（1）から（4）について申し上げます。

平成23年度から全面実施されております小学校学習指導要領に基づく児童の学習の実現状況についてお答えいたします。平成20年3月に小学

校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示されました。この新しい学習指導要領では、1つに教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成すること、2つに知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視すること、3つ目に道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成することの3つの方針が示されたところであります。この学習指導要領に基づく子供たちの学習の実現状況について平成24年度の全国学力・学習状況調査の結果から申し上げます。今年度の調査結果については、北海道教育委員会が平成26年度までに北海道の平均正答率を全国以上とする目標を掲げていることから、本市の小中学生の学力や学習状況の傾向を全国との比較で成果や課題としてまとめ、課題については改善策を示して市のホームページに掲載しております。

本市の小学生の学力や学習状況についてですが、平成22年度の全国学力・学習状況調査の結果と比べますと、教科に関する調査の平均正答率は全国との差が縮まってきております。例えば国語では、目的に応じ雑誌や読んだ記事の特徴を捉える問題や算数では異分母の分数の引き算をする問題などで全国より成果が見られております。一方、課題としては、基礎学力の定着と1つ目に根拠を明らかにして考える、2つ目に物事を関連づけて考える、そして3つ目に考えたことを条件に応じてまとめあらわすといった力を身につけていくことであります。また、児童への質問、紙調査では全国の状況と比べ家庭学習の時間が足りないなどの傾向が見られ、継続的な課題となっております。このような課題を踏まえ、名寄市教育委員会では授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけ、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力の向上の取り組みを進めているところであります。具体的な取り組むべき課題といたしましては、1つ目には学習内容を確

実に身につけさせるために、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など指導方法や指導体制を工夫、改善し、個に応じた指導の充実を図ること、2つ目には思考力、判断力、表現力等を育むために言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、言語活動の充実を図ること、3つ目として望ましい生活リズムの定着と学習習慣の定着を図るために早寝早起き朝御飯運動を継続するとともに、個に応じた課題を持たせるなどして家庭学習の充実を図ること、この3つであります。

次に、学校週5日制の検証と評価、これに伴う子供たちの触れ合いなどのコミュニケーションに係る検証評価などについてお答えいたします。御承知のように各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、子供たちに基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせることはもとより、みずから学び、みずから考える力などの生きる力を育むため、平成10年に学習指導要領が改訂され、その後平成14年度から学校週5日制が完全実施となりました。このため学習指導要領では、授業時数の縮減と教育内容の厳選を行い、総合的な学習の時間が創設されたことから、真意が伝わらず、いわゆるゆとり教育と呼ばれ、学力の低下が危惧されるようになりました。しかし、平成16年にはOECD、経済協力開発機構によるPISA調査の結果が公表され、ほかにも国際学力調査や国内の学力テスト等の結果が明らかとなり、我が国の子供たちは諸外国と比べて深刻な学習離れや学習意欲の低下、また習熟度の低い層が増加し、学力格差が拡大していることなどが課題となっております。しかし、文部科学省は学力という面では日本は世界のトップクラスであるとしております。したがって、学力低下の問題と学校週5日制の因果関係を直ちに明らかにすることは難しいと思われまます。また、子供たちの触れ合いなどのコミュニケーションに関しても特に豊かになったなどこれ

までとの違いは明確にはなっておりません。現在土曜日の授業実施につきましては、文科省でさまざまな議論がなされているようでございますが、本市といたしましては今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、健康教育と安全確保の検証と評価などについてお答えします。これからの社会を生きる児童生徒に健やかな心身の育成を図ることは極めて重要であります。体力は人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素であります。子供たちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身につけるなど健康な生活習慣を形成することが重要であります。また、子供たちの安全、安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要であります。さらに、子供たちが心身の成長、発達について正しく理解することが必要であります。こうした現代的な課題に対して学校における体育、健康に関する指導に子供たちの発達段階を考慮して学校教育全体を通して取り組むことが重要であると考えております。

体育に関する指導につきましては、本道の児童生徒の体力は全国平均を下回っており、引き続きその対策が大きな課題となっていることから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、子供たちがみずから進んで運動に親しむ資質や能力を身につけ、心身を鍛えることができるようにすることが大切であります。このため本市におきましては、教科としての体育科において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、縄跳びなど各学校の特色を生かした一校一実践の取り組み、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動、チームジャンプやチャレンジデーなどの地域行事への参加を通して体力づくりに努めてまいります。

健康に関する指導については、子供たちが身近

な生活における健康に関する知識を身につけることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切であります。とりわけ本道における中高生の薬物事犯は、大麻等による検挙者が依然として見られるなど予断を許さない状況にあることから、中学校はもとより小学校においても薬物乱用防止教室を教育活動の中に位置づけ、計画的、組織的に取り組む必要があります。今年度は、市内の全小中学校において薬物乱用防止教室が実施されましたので、今後も名寄警察署や名寄保健所など関係機関との連携を強めながら、薬物乱用防止教室の充実を図ってまいります。

食育の推進については、自然の恩恵、勤労などへの感謝の心を育て、食文化などについて理解を深めるため、小規模校において名寄食育推進ネットワークと連携、協力し、農作物の栽培活動等に取り組むなど成果を上げてきているところであります。今後は、規模の大きな学校においてもこうした食育の取り組みを一層充実させるよう努めてまいりたいと考えております。

食に関する指導については、栄養教諭の専門性を生かすなど教師間の連携に努めております。今後とも地域の産物を学校給食に使用するなど、創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を一層引き出すように取り組んでまいります。

安全に関する指導については、校区ごとに組織しております安全安心会議など地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップの活用による指導を行い、子供たちの通学路の安全確保に努め、地域110番の家の協力や登下校の見守りなどを通して不審者への対応を行っております。今後も地域ぐるみで安全、安心な教育環境づくりを推進してまいります。また、各学校においては交通安全、防災に関する指導を重視し、危険を予測回避し、安全に行動できる能力や態度の育成に一層力を入れてまいります。特に防災に関する指導では、子供たちが自然災害等の危険に

際してみずからの命を守り抜くために、災害に対する正しい知識を習得させるとともに、主体的に行動する態度を育成することが重要であります。このため各学校では、各教科において防災教育の基礎となる知識を習得させております。また、天塩川上流水防学習やファイヤー探検記事業などを実施し、みずからの身は自分で守るという自主防災の意識を高めてきたところであります。

なお、文部科学省発行の学校防災マニュアル作成の手引を活用して、危機管理マニュアルなどの見直しを行っておりますが、水害や吹雪などを含めた本市特有の自然災害に対する計画づくりはいまだ十分には進んでいないという状況でございます。今後想定されます地域の災害事例をシミュレーションしたり、名寄市洪水ハザードマップ等を活用して本市の災害の状況に応じた防災計画や危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、来年度の重点的な課題として、全ての小学校でフッ化物洗口を実施いたします。フッ化物洗口は、WHOを初め世界の150を超える医学、歯学、保健専門機関により適切に行われるフッ化物の虫歯予防方法は安全で最も有効な公衆衛生的方策であると合意されております。今年度から試行として名寄南小学校と東風連小学校でフッ化物洗口を実施しておりますが、事前に教職員説明会、保護者説明会を開催し、実施の際は保護者への希望調査も行ったところであります。現在の実施率であります。名寄南小学校は93.1%、東風連小学校は100%という状況でございます。新年度は、残り8校の小学校の実施に当たっても十分な説明を行い、子供たちの健康な歯、口腔づくりができるよう努めてまいりたいと思います。今後も教育委員会といたしましては、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活におきましてもみずから進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、子供たちが積極的に心身

の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身につけ、生涯を通じて健康、安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう取り組みを進めてまいります。

最後に、魅力ある高校づくりに向けた市民ぐるみの支援体制の取り組みと推進についてお答えいたします。現在名寄市には、北海道名寄高等学校と北海道名寄産業高等学校の2校の道立高校があります。名寄高校は、旭川市以北では有数の進学校として、また美深高校のセンター校として道北地域の中心校となっております。一方、名寄産業高校は、道内初の光凌と名農の2つのキャンパスを持つ職業学科集合型の専門高校として将来の道北地域の産業を支える人材の育成という役割を担ってきており、両校とも魅力ある高校づくりに向けさまざまな特色ある教育活動を展開していると認識しているところでございます。しかしながら、平成25年度の両校の最終出願状況を見ますと、名寄高校については定員を満了状況にあります。名寄産業高校においては定員160名に対し出願者が100名となっており、特に酪農科学科と建築システム学科において出願率が低い状況にあります。今後の入学者の推移が心配されるところであります。道で示されております平成25年度から平成27年度までの公立高等学校配置計画の上川北学区では、間口の減という方向性は出されていませんが、その可能性も否定できないことから、今後の動向を見守り、必要に応じ道教委に意見反映していきたいと考えております。また、現時点で御指摘のように間口確保に向けた市民ぐるみの支援体制を取り組むまでには至りませんが、市内各中学校において生徒の進路指導の中で反映してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で私のほうからの説明を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきましたので、時間の許す限り再

質問をしてみたいと思います。今回質問してまいりましたのは、将来に大きく市民生活に影響するとか、あるいは避けて通れない少子高齢化問題、あるいは生命、安全にかかわることについて、あるいは政権交代による地方自治体の取り組みについて御質問してまいりました。こういう観点から質問して、これからも質問してまいりたいと思います。したがって、政策のいいとか悪いとかということではなくて、市長の、あるいは教育長のそのものの考えを率直にお答えいただきたいと、このように思います。質問に当たっては、所管がそれぞれにまたがる場所もあると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

まず、市長の3年間の評価と最終年で、ある程度というか、それなりの一定の成果が上がったということでもあります。私は、この3年前の、あるいは2年前にやった、あるいは市長の所信表明で示された、去年あたりも24年度からの総合計画がスタートして市民ホールや大学図書館、大型事業が予定されて健全な財政運営のもとで着実に進める。それから、観光事業などによる交流人口の拡大。それから、1次産業の充実にも努める。去年はそういうふうに御答弁を。この中でやはりこれからの名寄というのは、市長が本当にリーダーシップをとってこられた。これからもそういうような感じであっていかねばならないと、こういうふうに考えています。この3年間、実現できれば本当は責任をとってどの程度まで名寄の政策を引っ張って、自分の責任をどこまで果たすのかということをちょっと聞きたいとは思いますが、今の時期はそういう段階ではないと思しますので、あと残り1年残した関係でしっかりとした信念を持って先ほど所信表明でされたことを実現されることを私どもも議論しながら支援してまいりたいと、このように思っております。

一番気になるのは、市長がことしのブログで、ことしのブログ出したのですけれども、その中身私もちょうと読まさせていただきました。名寄市

だけの小さな物差しだけではなくて、北海道、日本、そして世界中での名寄市、大きなステージで名寄市をアピールすること。このことが地域の力となり、あらゆる地域振興や福祉増進にもつながっていくのだと。そのために小さなことからでも挑戦する姿勢が大事だと。やってみること、挑戦して失敗をどんどんしてみようと。挑戦しないで失敗することは論外だと。我々市職員のパフォーマンスに自治体の浮沈がかかっている、こういうふうにブログで述べられている。私は、これは本当にそのとおりだと思います。したがって、先ほど質問しました職員も本当に同じ方向に向いているのかという、私は疑問に思ったので、庁内の認識はどうなのか。最初的时候は、本当にあれ、市長がこういうふうに考えているのにどうも職員のほうはその方向に向いていないかなというふうな感じを受けました。しかしながら、今は大分その認識に立っているという御答弁をいただきました。

そこでまたさらに、私は会派の要望のことについてちょっと触れたいと思いますけれども、先ほど縦貫道のことにも触れました。もう一つ、国に対する要望、あるいは自衛隊の創立記念行事についても会派から要望を出しました。これは、4高群の存続であり、あるいは自衛隊の増強、あるいは周辺事業を強く求める要望。特に今回60周年記念行事については、前向きに支援をしていくのだという御答弁をいただきました、2月の初旬に。このたび名寄駐屯地60周年記念行事の協賛会を設立していただいて、さきの12日に駐屯地に対して記念行事の市街地開催を要請していただきました。これは、私どもも大いに賛同して評価するところでございます。そして、自衛隊は皆さん御存じのとおり28年から駐屯して、数々の実績を残して、そして地域振興に多大な貢献をしてくださったわけでありまして。しかしながら、この間にさまざまな情勢の中にあっても任務を見失うことなく、黙々として遂行してまいったわけでありまして。そして、今では自衛隊の存立さえも余り気づけな

いような雰囲気も、本当に当たり前のことのようになっております。そして、私が言いたいのは、この駐屯地の今まで駐屯地内でやっていた創立記念行事は本当は一般の方も全部見ていただきたいのですけれども、その中でほんの一部の方しか見ていただけなかった。これはいい機会だと。本当に自衛隊の真の姿、あるいはありのままの自衛隊を身近に感じてもらいたい、こういうふうには思っています、日ごろの活動をやっぱり御紹介していただいて、理解を深めていただけたらということで、本当にそういうふうに思っております。市長、この要請に対して改めて簡単に所信をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 自衛隊出身の議員として、その熱い思いを受けとめさせていただきました。もう報道等でも御案内のとおりでありまして、12月に答弁して以来いろいろと市民の皆様方の意見も慎重にお話を聞かせていただく中で、先般二十数団体の御協賛もいただき、名寄市のみならず、名寄市以外のそれぞれの主要な団体の皆さんもぜひここは60周年の節目に観閲行進を、市内でのパレードといったことも含めた節目となる行事を行ってほしいという御意見をいただきまして、先般駐屯地のほうに赴きまして、要請をさせていただいたところであります。自衛隊協力会の会長という立場からもこれまで自衛隊と名寄市の培ってきた関係をこれからも一緒になって引きつないでいくと。一緒にともにまちづくりをしていく、ともに支えていくといったことの観点から、ぜひ60周年がすばらしいものになるようにもっと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ありがとうございます。

次に、いよいよ本題に移りたいと思いますけれども、まずこの3年間で大型施設の建設が多くあったわけでありまして、市長はたまたま私

の代でこのようなことに至ったと。長年の努力の成果だと。しかし、トップの決意と懐くあいがマッチしていなければ不可能ですし、戦略も財政管理がしっかり担保した根拠を持って臨んだ結果だと私は思っております。そこで、合併特例債、それから過疎債が5年間延長になりました。それで、そのことも先ほど答弁にございましたけれども、これ延長に伴う基本的な考え方というのは、市長の考え方はどのような考えを持っておられるのか伺いたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員からの御質問のとおりでありまして、合併特例債、過疎債につきましては本来平成27年が期限のところ、平成28年から32年までの5カ年延長となったということでありまして、先ほどの答弁もさせていただきましたけれども、平成28年度から合併都市の特有の課題であります合併算定がえも削減が始まるということでありまして、当然28年度から本来というか、財政が厳しくなってくる時期でありまして、この時点で合併特例債と過疎債、有利な起債が使えるということは本市にとっても非常に財政状況は有利に働くというふうに考えております。この間、総合計画の後期計画から第2次総合計画に移行する時期でもございます。そうしたことも含めて必要な事業の厳選あるいは財源についてこれらの起債を有効に活用させていただくとともに、その償還財源にも十分注意をしながら財政運営を行っていきたいという考えでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） いずれにいたしましても、将来にやっぱりこれは借金でございますので、御承知のとおり。これはしっかりと検証した上で進めていただきたいと。今も大体70%ぐらいもう使っているのだと思いますけれども、しっかりと進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それと、もう一つ、中期財政計画の中に一番下

のほうに人件費ということがございました。これは、26年度から職員の再任用、これをするということになっているのですけれども、国から今年度4月から出される改正高齢者雇用安定法との関係で、これを踏まえてのことですか。全く別の問題でこれはやろうとしているのか、それも踏まえた上で再任用を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員お話しのとおりでありまして、年金支給開始年齢の延長に伴いまして再任用制度というのを平成26年度から採用するといったことを想定をして、中期財政計画の人件費を推計しています。具体的には、25年度の退職者の約8割が平成26年度の1年間に再任用されるとした推計をしているということでありまして。同様に平成26年度以降の対象者も再任用として残る形で、28年度までの中期財政計画の人件費の推計をしているところであります。この人件費、市役所職員のスリム化が進んでいる状況の中で急激な人員の削減に伴う行政執行の能力の低下を避けるといった意味も含めた対策が必要だということ、こうした観点も鑑みまして再任用制度を活用することでこの課題解決を図るといったことも含めて地域財政計画の推計に盛り込んでいるということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） これは、臨職もパート職員も同じような考えでよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 財政計画で見ているのは、いわゆる名寄市の正職員が再任用になるときに3カ年ごとに1年ずつふえていくものですから、今回の地域財政計画では26、27、28の3年間、1年ずつ退職者が出て再任用になって、おやめになって次の再任用の方が出てくる、こういう仕掛けになっています。

なお、臨職、嘱託の関係については、雇用の関

係で、例えば63歳まで働くとか60歳まで働くとかということで条件をつけて、期間的な中で雇用させていただいておりますので、正職員の再任用とはちょっと違う形になっていきますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

それとまた、財源についてちょっとこのごろ新聞等でも言われていますけれども、消費税の引き上げ、これについてはやっぱり今の消費税は1%は地方になっています。それから、4%のうちの1.8%ですか、これはまた地方の中に入るということで、今ですと5%になるとやはり合計しますと2.18%相当分が地方に来ている。今度8%になりますと、地方税3.1%相当分、あるいは10%になりますと3.72%相当分が地方に配分されるわけです。これは、こういうことをしっかり市民の方がわかっていないといけないと思いますし、この運用もしっかりわかっていないといかぬと思うのです。例えばこの消費税は何のために上げるのかということと考えますと、これやっぱり例えば国の場合の財源は社会保障制度の4事業に。では、地方は何するかと。地方は、これは国保とか、あるいは高齢者日常生活の支援、あるいは保育園、あるいは予防接種、この地方の単独事業に関する社会保障制度の充実、こういうことをやるために消費税が上がったわけです。これをやはり市民の方にしっかりとお示ししないと、ただ上げるだけで取っているのではないかというふうな誤解もあるのではないかなと思います。その辺は、これからもしっかりと広報していただきたいのと、それからやはり用途を明確にしっかりとしなければいかぬと思いますが、この運用の仕方について、これからの取り組みについて市長はしっかりとその辺を踏まえていただくように、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御指摘のとおり、今の5

%から10%に消費税を段階的に上げるということの中で、最終的には10%分のうちの地方分では3.72%が充てられ、社会保障の財源化という枠組みが示されていますけれども、いまだ詳細な制度設計は出てきていないということで、ここはしっかりと研究していかなければならない。消費税の引き上げの目的の一つは、お話しのとおり社会保障の充実と安定化でありますので、これら国の示す制度設計を研究しながら、その上で自治体ができる事業を検証、効率的な運営を図り、そのことを通じて具体的に上がった段階で市民の皆さんにもしっかりとした形で方法をお示しをしていくということになろうかと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 今後間もなく来年の4月からなるわけありますから、しっかりとその辺は誰に聞かれてもわかるような職員の対応をしていったらいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この予算、財政につきましては、後ほど予算審議もございまずので、そのほうで細部うちのほうからも総括とかいろいろと御質問があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど健康について、健康長寿、これは非常にやはり大切なことだろうと、これから。名寄市にとってやっぱり先ほども御答弁にありましたけれども、医療費の削減をするという観点からいえば、本当に健康であることが幸せであるということでもあろうかと思えます。当市の人口高齢化は、本当に将来的に80も90もやっぱり超えてもいらっしゃる中でも、その目先の方も大分おられます。やはりこれも健康だからこそ、こういうようなことになるのだと思えますが、健康づくりは本当に私も毎日やらないと、これは健康づくりにならないのです。それで、毎日やっぱり自分でやることの継続をすることによって楽しさが湧いてくる。それが継続すると。これは、一番簡単なのは朝のラジオ体操だと思うのですが、

名寄市の毎日ラジオ体操奨励について、何か市長、そういうようなことをこれからやろうとは思いませんか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 高齢化が進む中で、生涯を通じた健康づくりというのは大変重要なことだというふうに考えています。その中でラジオ体操という話がありましたけれども、名寄市でも既に市民健康づくりチャレンジデーの中でも市内事業所、町内会に呼びかけをして早朝のラジオ体操会を実施をしまして、健康づくりの普及啓発に努めてきております。ラジオ体操は、御承知のとおり身近に、簡単にできる健康体操であるということでもありますから、こうしたチャレンジデーをきっかけに毎朝、あるいは各事業所、町内会においても継続してできるようにという働きかけも含めた取り組みというふうに認識しておりますけれども、まだまだ広報、PRが足りないということでありましょうから、さらに各地域で実施しております健康教室等でも朝ラジオ体操等も含めて効果をPRをし、継続的な体操をやっていくと。普及をしていくということに努めていきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 私のことで恐縮でございますけれども、うちの町内会は1カ月奨励期間あるのですけれども、もう一カ月延ばして2カ月やっているのです。それが癖になりまして、本当に私も朝絶対6時半にはもう起きようと。起きてまず体操しようということで心がけております。これやめられなくなるのです、やり始めたら。皆さんも笑っていらっしゃるのですけれども、ぜひやってみたらいいと思えます。やめられなくなります。そんなことでぜひ簡単なことから健康長寿を奨励を宣伝をしていただきたい、こういうふうに思えます。

それから、先ほど特定健診について御答弁ありました。特定健診は、先ほど御答弁があったよう

に本当に大切なことなのですけれども、これは受診率がかかなり低いというふうなことになっていますけれども、この受診率の向上に向けてやっぱり考えなければいけないと思うのですけれども、何か市長のこれからの取り組みについて考え方がありますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 特定健診の受診率でありますけれども、平成23年度名寄市は29.2%、全国平均32.7%よりも低く、全道平均は23.5%、これよりも高いというところでありまして。また、どうしても若い世代ほど受診率が低いという傾向があるということでありまして、生活習慣病というのは若い段階からやっぱり生活習慣を改善をしていくということで予防が相当可能になるということ、若い世代の方たちの受診をさらに促していきたいということで、先ほど佐藤議員の答弁にもお話をさせていただいたと思うのですけれども、25年度から特定健診の受診対象年齢を35歳から30歳に引き下げるということをやっていきたいというふうに思えます。このことにより、ぜひ若いときから自分の健康状態を確認をして、生活習慣の改善、予防に向けた取り組みができるように健診体制の充実を図って、受診率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） やはり事前に自分で悪いところを発見してもらおうというのは、これは無料ですから、本当に真剣になって100%を目指してやっていただきたいと、こういうふうに取り組んでいただきたいと、こういうふうに思えます。

それから次に、いっぱいあるのですけれども、きめ細やかな防災について伺いたいと思えますけれども、これは先ほど答弁がございました。夜間、冬あるいは女性の立場、この辺が今までどうしても防災に関しては余り考えられていなかったのではないかと思います、俄然注目されてきたのは、

やはり身近に起こった場合にそういうものを発見して出てくるということで、これはもっと身近に知ってもらうためには本当に避難訓練をやってみたらいいのではないかと思いますけれども、これは学校現場でも教育長にもこのことについて、これからの取り組みで避難所訓練、これは市長のほうにも聞きたいと思いますが、これの取り組み、見解についてどう思われていますか。これは、多分例えば避難訓練をやることによって今まで日常生活でやっていなかったことが発見できる。例えば電気もない。本当に家庭で今まで日常生活でやっていたことが不便になって、これは実際に自分で体験する。あるいは防災の例えば必需品を持っていても本当にこれは使えるのかと。これがやっぱり防災必需品を持っていてもしっかり機能するように、ちゃんと自分で使いこなせないと何もならないわけです。したがって、避難所訓練を一回体験するような、今まで防災訓練をやっていますけれども、本当に学校現場でも体験するようなことに取り組んでいかなければと思いますけれども、その辺の見解について市長、それから教育長にお伺いしたいと思いますけれども。やれるのか、やれないのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 防災訓練を毎年、去年は智恵文でしたか、その前は風連地区でそれぞれ起こり得る災害を想定して、あらゆる関係機関と連携をして災害訓練やっているわけですが、その中で避難所訓練的なものも実際に地域の皆様方と連携をしながらやってきた経過がありますので、今後も防災訓練を通じて避難所訓練というのも引き続きやっていきたいと。そうしたより実践的な避難活動訓練が行われるということは、議員御指摘のとおり大変重要なことだというふうに思いますので、継続し、またより改善できる方法があればその御意見も承りながら、よりの確な、充実した防災訓練にしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 学校での避難訓練というのは、今現在現実的に対応しておりますのは火事に対する避難訓練と、それと地震に対する避難訓練、この2つしか現実的にはされておられません。それで、いつでしたでしょうか、佐々木議員がお話ししていたように子供たちの途中、下校、それと登校中の避難訓練の必要性も指摘受けたのですが、それについても私本当真剣にちょっと考えていたところですが、そういう登下校中のことを含めて避難訓練を拡張していくと、どうしても地域による防災会議、防災訓練というところに行き着くわけですので、やはり今市長もお話ありましたように学校だけでは限界があります。ただ、学校では子供が避難訓練で動くというノウハウは持っていますので、その辺と地域での取り組みと連携しながらやっていくというか、そういう取り組みは必要ではないのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） やはりこれは、実践をすることによってしっかりと一回やったらもう忘れません。例えば本当に御飯でもそうですけれども、今指一本で御飯炊けるのですけれども、そういうことから始まって、やはり避難所でできない訓練というのがあるのだと思います。これは、本当に当たり前のようなことですが、いざ実際に御飯を例にとると御飯が炊けるかというとなかなか炊けないのではないかと。やはりそういうふうなこともしっかりと、我々の世代ですとどういふふうにするのかというのは大体わかっているのですけれども、若干我々よりお若い方は余りそういうような自分で火をおこして、水を入れて米もといでと。米入れたら、洗剤を入れて回して米といでいるようなことでは、本当の意味で実践訓練、避難所での生活ができないのではないかと思いますので、できればそういうような実践訓練をこれから導入していただいて、本当に何か

の場合でも生活ができるというふうなことをみんなが知っていただきたいなと思っています。

それから、先ほど学校関連でいきますけれども、先ほど土曜復活については、土曜日授業と、それから週5日制ということは結びつかないのではないかとということでありましたけれども、それは中央というか、東京あたりは本当に5日制ではもう学力が間に合わないということで、もう既に文部省が考えている時点で取り入れていると。それでもやっぱりいろいろ弊害があるわけです。もちろん学校の先生方も5日制ですから、次にやるといったら先生方をふやさなければいかぬとか、いろんな弊害があると思うのですけれども、先ほどでいったら当市は当分国の動向を見ながら対応をしていくということですが、学力アップ、あるいは昔と違いますか、取り入れられ、導入する前は本当に学力のアップになっていたのか、あるいはゆとり教育で週5日制になって学力が落ちたのかという、その検証というのは学校のほうではなされているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほどもちょっとお話し申し上げたのですが、学校週5日制になったことによって子供たちの学力に影響を及ぼしているか、及ぼしていないかというところですが、これ平成14年、15年、16年あたりにいろいろ新しい学力テストも始まりましたので、PISAという国際調査も始まりまして、いろんな国際的な調査に対して日本も参加していったわけですけれども、ちょうどもうそのときには完全学校週2日制に入っているわけですが、ただその学力調査等で検証した結果は子供たちの学力は落ちていないのです。当時学校週2日制になった段階で、学力低下を危惧する人方はかなりそのことに問題点を見出しながら、文部科学省何とかしないといけないぞというような、そんな論議になったのですが、結局最終的には各種調査見た結果、5日制による学力低下は見られないというよ

うな結果になったのがこれが現状でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

最後に、もう時間が来ましたので、いじめ対策についてちょっと伺いたいと思います。これいじめ対策については、やっぱり子供が安心して生活して学ぶ、そういう環境をつくっているのは学校現場の1丁目1番地だと。これが今いじめ対策について条例を制定しているところ、あるいはこれから考えているところ、これいろいろありますけれども、これについての条例の制定に関してどういうふうな考えを持っているのか、簡単に。もう時間ないので、教育長から、市長もある程度後で伺えたら。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今回は、いじめに直接かかわるような御質問はなかったのですけれども、いじめの問題は大切な段階に入っておりますので、簡単にちょっと御説明したいと思います。

いじめの問題につきましては、この間も議会で問題になりましたが、どの子供にもどの学校にも起こり得る問題であって、学校教育に携わる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識して、いじめの兆候をいち早くして迅速に対応することがこれが鉄則であります。また、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠すことなく、学校と教育委員会が一体となって対応すると。これも非常に大切なことかと思っております。これまで名寄市では、いじめの問題の早期発見や早期対応を図るために、子供たち全員対象に北海道教育委員会で行っていますいじめの問題の実態把握の調査を行ってきております。この調査では、今もこのいじめは続いているのかと回答した子供たちに教員が一人一人全部対応いたしまして、そしてその解消に向けた取り組みを名寄市では行っているところでございます。

私が一番今大事だなと思っているのは、この間もお話しいたしましたけれども、いじめは絶対に

いけないことだと思う子供たちを100%にした  
いのだということでもあります。それで、基本的  
に私いじめというのは社会の教育問題だと思っ  
ております。決してこれからなくなることは  
ないのではないだろうか。それは、人間の  
本性にかかわる問題だと思っているのです。  
だから、人間というのをどう捉えるかによ  
って、いじめに対する対応の仕方も非常  
に変わってくるのではないかなと思ってい  
ます。私も現場にいたとき一番大事だ  
なと思ったのは、よりよい人間関係づく  
りを基盤とした集団づくりが非常に大事  
だと。どういう集団をつくるかでいじめ  
が発生しにくくなったりするわけです  
ので、今学校に対して児童会だとか生徒  
会があるのですけれども、その自治活動  
としていじめの取り組みをやってくれ  
と。だから、いじめが起こったからだ  
めだよというのではなくて、子供の日常  
の活動の中にいじめ対応ということ、  
仲よし学級づくりだとか、いじめの  
ない学校づくりだとかという、そ  
ういう考え方を浸透させようとい  
うことで、子供たちの児童会、生徒  
会活動の中での取り組みを強化する  
ように今新たな取り組みをまた  
スタートさせようとしております  
ので、そんなことを通して保護者  
から信頼ある学校づくりに努  
めていきたいなど、そんなふう  
に思っているので、御理解  
いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の  
質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

加藤市長の市政執行から外4件を、大石健二議  
員。

○4番（大石健二議員） 新緑風会の  
大石健二です。議長より御指名を  
いただきましたので、これより  
会派を代表して質問を行って  
まいります。

最初に、加藤市長の市政執行から順次お聞き  
してまいります。加藤市長は、平成22年4  
月に合併後の第2代名寄市長に就任し、今  
春で任期最終年の3年目を迎え、平成25  
年度は文字どおり第1期加藤市政の総仕  
上げの年となります。

さて、加藤市長は過ぐる3年前の5月11  
日に開会された平成22年第1回市議会臨  
時会において初就任の所信を述べていま  
す。この中で加藤市長は、市政運営は初  
めてであります。まちづくりへの市民の  
皆様の思いをしっかりと受けとめ、検証  
を行い、公正、公平に進めること、みず  
から先頭に立ち、新たな決意と情熱を持  
って名寄市の発展のため全力で取り組ん  
でまいりますと初めて臨む市政への決意  
を述べ、私は民間出身のため、行政は徹  
底した簡素、効率化を行い、市民の皆様  
には情報の共有をした上で、協働のまち  
づくりに知恵と汗をともに流していただき  
、一步一步着実に自主性と自立性の高い  
行財政運営に取り組んでまいりたいと言  
言葉を継いで市政運営の基本的な考え  
方を述べています。平成22年の就任に際  
して述べた指針、所信がどこまで実現を  
見たのか、総仕上げに向けてどのような  
総点検が行われているのかお示し願いま  
す。

次に、観光振興策についてお聞きをいた  
します。平成24年度にスタートした名寄  
市観光振興計画は、平成28年度までの5  
カ年計画となっております。計画期間の  
名称は、名寄の代表的イメージである  
ひまわりの成長過程になぞらえて平成24  
年度の戦略スケジュールの位置づけを種  
をまく播種期とし、到達目標に道内外に  
おける名寄市の知名度向上による観光  
PRの相乗効果を目指すとされています  
が、果たして当初のもくろみどおり目  
標到達が成ったのか否か、その成果に  
ついてお答え願います。

また、4月1日よりスタートする2年  
目の戦略スケジュールは育成期と位置  
づけ、到達目標に道内外から交流人口  
拡大を目指すための受け入れ態勢の整  
備、観光資源開発試験事業の展開を掲  
げて

いますが、そのもくろみについてもあわせて御答弁をお願いいたします。

次に、新年度予算編成とその過程についてをお聞きいたします。名寄市の平成25年度予算案は、2月21日に行われた加藤市長の記者発表により、翌22日の新聞各紙上でその概要が報道されました。この平成25年度予算案の編成から報道発表までの一連の過程を振り返ってみますと、昨年11月1日付で加藤市長名の訓令と同日付の扇谷総務部長名の事務連絡が部内向けに発令されています。そして、年が明けた1月23日には新聞各紙で市長査定が始まるとの見出しが躍り、さらに一月ほど後に加藤市長の新年度予算案の記者発表が行われ、ここへきて初めて私たちは新年度予算案の概要に接することができました。この一連の新年度予算編成の過程を改めて振り返り、果たして市民の皆さんへの情報開示と共有、説明責任等について十分に果たし得たのかどうか、この検証結果を踏まえてお答えをいただき、あわせて新年度予算編成に際しての財政健全化への取り組みについても御答弁をお願いいたします。

次に、生活弱者への生活援護についてお尋ねをいたします。生活保護事業は、生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともにその自立を促すことを目的としていますが、現在国で生活保護基準の見直しが進められています。見直しの内容の詳細は不明ですが、生活保護費の生活扶助費を新年度の平成25年8月から平成27年度までの向こう3年間で平均で6%、最大で10%引き下げるとしています。名寄市における生活保護費の支給状況は、平成23年度末現在で保護率は10.2パーミル、パーセントに直しますと1.2%、延べ人数1万589人、扶助費総額は約4億3,100万円となっています。今回の引き下げは、保護で最も多い生活扶助3,437人と年末に支給される冬期薪炭費742人の延べ4,179人が対象と推定されます。生活困窮者にとって生活保護は最後のとりでであ

り、今後さらに生活の窮迫が予想される保護費受給者への対応について御答弁をお願いいたします。

また、この生活保護の引き下げにより学用品費や給食費、修学旅行費が支給される就学援助制度にも影響が及び結果として支援を受けられなく児童生徒が出てくることも予見されます。現在名寄市で就学援助を受けている児童生徒は、小学生で要保護、準要保護の計241人、中学生が計146人で合計387人となっています。就学援助は、経済的に苦しい家庭の小中学生を対象にしており、対象となるかどうかは生活保護費の支給基準を基本にしており、援助の大半は名寄市の事業であり、名寄市の対応についてもあわせてお答え願います。

また、就学援助制度と同じように生活保護費を収入基準に設定している除雪サービス制度の対象条件となる基準の見直しについてもあわせて御答弁をお願いいたします。

次に、名寄市の行政運営から、最初に名寄市の人事評価制度について質問してまいります。名寄市の人事評価制度は、当初の計画からおくれて平成21年に1カ月間、平成22年度から7カ月間の考課期間を設けて管理職者を対象にスタートし、本年度をもって試行期間おおむね4カ年、試行回数4回が実施されています。本来の人事評価制度は、職務遂行能力とその職務遂行度を職務基準で評価し、評価結果をもとに本人と上司が面接を行い、評価について統合を図り、結果として給与や賞与、昇進にしっかり反映されることが望ましいと考えます。計4回に及ぶ試行回数で得られた現状と課題を踏まえ、新年度以降の人事評価制度への取り組みについて御答弁をお願いいたします。

次に、名寄市の行政運営から、選任、諮問、同意の人事案件についてお聞きいたします。さて、名寄市が議会の同意を求める選任、諮問、同意の人事案件は、副市長を初め教育委員会委員、監査委員等のほか、候補者の推薦同意を求める人権擁護委員の皆さんなどとなっています。これまで新たな選任による同意人事案件が示されても、その

候補者の人となりやどのような所信や所感、使命感を持ってその任に当たられようとしているのかなどが不明のままに審議に臨むことも少なくございませんでした。人事案件は、候補者の人権、人格にかかわることも十分に想定できる極めて繊細な案件ではありますが、今後は同意人事案件の提出後に候補者の所信聴取、聞き取りが行えるよう新たな機会や聴取の場を設けることについての所見について御答弁をお願いいたします。

次に、名寄市の行政運営から、3点目の民生委員児童委員の一斉改選についてお聞きをいたします。名寄市の民生委員児童委員は、今年11月に任期満了に伴う一斉改選が行われます。民生委員児童委員88人、主任児童委員10人の皆さんは、生活困窮者や高齢者の見守り、そして子育ての相談業務など文字どおり多忙な毎日を送っていらっしゃいます。名寄市の高齢化率は、本年1月末現在で28.1%、間もなく3人に1人が65歳以上の高齢者となりますが、民生委員児童委員の世界にも高齢化の波が押し寄せています。民生委員児童委員の皆さんの定年は75歳で、主任児童委員は55歳となっていますが、後任の引き受け手がなかなか見つからず、地域の中には定年を過ぎても活動を続けている民生委員児童委員の方も少なくございません。とりわけ大雪に見舞われた今冬は、受け持ち地区の対象者を見守る活動も深い雪に足をとられて難渋するなど、肉体的にも過酷な負担を強いられたのが実情でございます。今冬の一斉改選に向けた担い手後継者対策について御答弁をお願いいたします。

次に、行政運営から、4点目の名寄東病院の管理運営についてお尋ねをいたします。質問に入る前に卒爾ながら、まず名寄市立総合病院の佐古和廣院長に感謝とお礼を申し上げなければなりません。ここ3年余り不在が続いていた名寄東病院の院長に本年度末で市立総合病院を退職される佐古院長の英断により、平成25年度より東病院長として診療及び運営に当たっていただけることとな

り、名寄地域医療のますますの拡充化につながるものと大いに御期待を申し上げるところでございます。

さて、名寄東病院は御承知のとおり公設型民営により指定管理者の上川北部医師会が診療及び管理運営に当たっていますが、その契約期間が平成25年度末をもって満了いたします。私は、昨年6月の第2回定例会で契約期間満了後の東病院の診療体制及び管理運営体制についてお聞きをいたしました。そのときいただいた答弁では、平成24年度中に関係機関とも協議の上、決定をしたいとお答えでした。名寄東病院の今後の診療体制と運営について御答弁をお願いいたします。

次に、名寄市の市民生活の環境整備と改善から、最初に今冬の除排雪対策を総括してを質問してまいります。ことしの冬は、旭川気象台の観測データによると3月7日現在で累積降雪量は650センチ、つまり6.5メートルで平年時738センチの平年比88%となっており、積雪の深さは116センチで平年比133%となっています。数字だけを見ると意外な感じもいたしますが、実態は例年になく寒波で雪解けが進まず、雪そのものが圧縮されているために実際の積雪深と計測深とは異なるようです。今冬は、12月から年明けにかけて猛威を振るった冬将軍の断続的な降雪で名寄、風連両地区市街地の生活道路及び幹線道路、通学路で当初の除排雪体制では間に合わず、ロータリー車とグレーダー、ダンプなどで編成されたセットを新たに組み直すなどの対応に追われました。本日以降もまだまだ大雪に見舞われる可能性も高く、予断を許さない状況が続く平成24年度の除排雪体制ですが、今冬の除排雪対策をどのように総括し、来シーズンの除雪体制に反映していくのか、御答弁をお願いいたします。

また、今冬は屋根の雪おろし作業や落雪などによる死傷事故が相次いでいます。まだ予断を許さないものの、寒さのピークは過ぎたと見られ、今後は暖気が一気に緩んで起きる屋根雪の落雪に歩

行者が巻き込まれるなどの事故も懸念されます。こうした死傷事故を防止する未然の対策としてどのような施策をお考えか、御答弁をお願いいたします。

最後に、名寄市の経済施策から、まず環太平洋連携協定、TPPの交渉参加についてお聞きしてまいります。新政権が環太平洋連携協定、TPPの交渉参加の意向を示したことに連日危機感を持って推移を見守っているところですが、報道によると本日15日にも米、麦、牛肉及び豚肉、乳製品、甘味資源作物の例外5品目の関税撤廃を認めないことを前提条件に交渉参加の表明が行われる模様です。この聖域なき関税撤廃を原則としているTPPに万が一にも参加した場合、名寄農業に与える損失、影響などについての試算についてお知らせをお願いします。

また、あわせて今後の政府のTPP交渉参加表明に向けた阻止運動、道との共同歩調をあわせた運動を展開していくことになるだろうと類推しますが、今後の具体的な取り組みについて御答弁をお願いいたします。

次に、商工業振興策についてお聞きをいたします。平成の徳政令と呼ばれた中小企業金融円滑化法が3月末に終了いたします。中小企業円滑化法は、中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際にできる限り貸付条件の変更等を行うことに努めることなどを内容とする法律で、平成20年秋以降の金融危機、景気低迷による中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、平成21年12月に約2年間の時限立法として施行されました。しかし、その後期限を迎えてもなお中小企業の業況、資金繰りは依然として厳しいという観点から、平成25年度3月末まで延長された経緯があります。新年度以降は、再延長しないとの方針が示され、事業主の皆さんから不安が広がっているとの声も聞こえており、同法終了に伴う相談窓口の開設や代替融資制度の説明などについてどのような対応をとられるのか

御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの代表質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員から大項目で5点にわたり質問いただきました。まず、大項目の1、小項目1、ア、任期最終年の総仕上げに臨んでにつきましてお答えいたします。

平成22年4月に市長に就任をし、はや3年の月日が過ぎようとしております。この間私は、公平、公正はもとより民間で培った経験を生かし、まちづくりへの意欲と情熱を持って責任あるリーダーとして市政推進に邁進をしてきたところであります。その市政の推進に当たりましては、次の6つの基本施策を所信として表明をし、取り組んできたところであります。1点目は、民間会社名寄市的発想での行財政運営でございます。私は、市役所は市内最大のサービス業であり、民間的な発想が必要といった思いから、この間観光振興、交流事業などを通じ推進をし、みずから足を運ぶトップセールスで本市のPRを図り、南相馬市あるいは台湾を初めとする交流事業の広がり、さらには西田敏行さんや玉山鉄二さん、有森裕子さんの著名人との結びつきが生まれました。また、市民が主役のまちづくりとしまして、パブリックコメントの実施、総合案内窓口の設置、行財政改革や職員提案によるゼロ予算事業の実施、東京都杉並区への職員派遣など意識改革あるいは人材育成にも努めてまいりました。

2点目は、基幹産業農業の推進についてであります。モチ米やアスパラを初め地域の利を生かした安全、安心でおいしい農畜産物はまさに地域のブランドであり、本市の財産であります。この間JA施設への支援を初めエゾシカの焼却施設や食肉センターの整備など安定生産をさせてきたほか、油用ひまわりや薬用植物など新たな作物の振興にも着手をしてきたところであります。

3点目は、名寄市立総合病院のさらなる充実についてであります。市民の安心はもとより地方セ

ンター病院として地域の医療の確保、充実を図るため、精神科病棟の改築を初め計画的な施設整備を進めるとともに、この3月に勇退をされる佐古院長に多大な御貢献をいただき、地方病院が厳しい環境に置かれる中で、医療スタッフの確保や安定経営がなされてきたところであります。

4点目は、財産を生かしたまちづくりについてでございます。本市には、市立天文台、道の駅、道立サンピラーパークなど多くの財産があり、指定管理者の導入やイベント開催などにより施設の魅力を発揮をして交流人口の拡大に努めてきたところであります。また、市立大学では地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献する大学として、大学図書館の整備など教育環境の充実に努めてまいりました。

5点目は、陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持であります。名寄駐屯地は、本市においてなくてはならない存在でありまして、この間市内外の関係機関、団体と連携をしてその堅持を強く国に働きかけをしてきたところであります。

最後に、市民福祉の充実であります。この間民間が実施をする全国住みよさランキングにおいて常に道内上位にランキングをされておりまして、本市の医療や子育て支援、高齢者、障害者福祉、消防や防災などの安全、安心対策、あるいは教育など、これら地道な取り組みが評価されてのものと受けとめております。残された任期はあと1年と少しとなりましたけれども、引き続き明るく元気なまちづくりを目指して全力で取り組んでまいり所存であります。

小項目2、観光振興策についてお答えをいたします。平成24年度スタートいたしました名寄市観光振興計画では、1年目を播種期と位置づけまして、道内外における名寄市の知名度向上による観光PR相乗効果の可能性について取り組むこととしております。まず初めに、市民に対する取り組みとして、観光振興計画の中でも定めておりますが、本市の観光のメインイメージをモチ米と星

と位置づけまして、それを可視化させるために新たに観光キャラクターなよろうを誕生させ、当初の目的のとおりなよろうが多く多くの市民に理解と愛着を持ってもらうため、市内行事を優先的に貸し出しをし、市民から多くの御利用をいただいております。さらには、地域活性化策として民間活力によるグッズの販売などの動きもあり、当初の目標どおりの成果があったものと考えております。

次に、対外的な取り組みとして、本市の夏の象徴でありますひまわり事業についてであります。一昨年は試験的に実施をいたしましたひまわりのライトアップを今年度から本格的に一定の期間中実施をすることにより、天文台とあわせた名寄での宿泊旅行商品が販売されるなどの新たな動きもありました。また、市民ホスピタリティーの醸成という目的で国道239号線でひまわりボランティア事業も行いました。交通安全の視点から、背の高いヒマワリはだめと。あるいは、雑草が予想以上に多かったことや干ばつの影響で発芽が大幅におくれて開花がそろわなかったことなど、予想外の反省点もありましたが、多くの市民の皆様に参加をしていただき、次の展開につながるものと考えております。

次に、ご当地グルメPR事業として北海道遺産でもありますジンギスカンの道内各地での食べ方の違いに焦点を当て、名寄地方独特の食べ方を表現しやすいネーミングにした煮込みジンギスカンを本市のフードツーリズムの可能性について道内外の方々の反応を伺う取り組みを行いました。その結果、特に道内はもとより道外でのお客様の反応が大きく、今後も創意工夫は必要であります。本市の優位な観光資源の一つになる可能性も見出せたところであります。

次に、交流人口の拡大の視点から、昨年総務省の緑の分権改革調査事業の採択を受けることができました。本市の特産品であるモチ米を原料として使用している三重県伊勢市の株式会社赤福、群馬県の群馬製粉株式会社、岡山県の株式会社廣榮

堂の企業に職員研修の一環として本市での農業体験などを組み入れた企業交流プログラムの開発を行い、企業と生産者とのきずなの確立による相乗効果を目指すための実証実験を行い、新しい交流人口の拡大策の可能性を見出すことができました。さらには、本市のひまわりが御縁でオリンピックマラソンメダリストの有森裕子さんに本市のスポーツ及び教育振興など元気なまちづくりに寄与していただくために、名寄市ひまわりまちづくり大使を委嘱をいたしました。このことにより本年7月にも有森さんの思いを盛り込んだ名寄の特色を出したひまわりイベントの構想も検討をされています。ほかにもさまざまな取り組みを平成24年度中に実施をいたしました。私の率直な感想としては本市の観光振興の可能性を秘めた種は十分まくことができたと感じているところであります。

次に、平成25年度から始まる観光振興計画の中での育成期についてでありますけれども、到達目標として道内外からの交流人口拡大を目指すための受け入れ態勢の整備、観光資源開発試験事業の展開と定めております。育成期の具体的な取り組みとして、観光振興を図る上でもNPOなよろ観光まちづくり協会が担う役割は大きく、宣伝誘致業務体制の強化を図るとともに、観光振興戦略拠点として駅前交流プラザよろ一を位置づけ、観光物産情報の集約、交流人口拡大事業発信基地として機能させるための環境体制整備を構築をしております。また、交流人口の拡大策として新たに教育旅行の受け入れ態勢整備として交流都市であります杉並区からの強力な御支援もあり、道内への外国人観光客として最大の入り込み数である台湾に焦点を当てまして、平成26年度の本格的実施に向けた台湾教育旅行関係者モニターツアーを平成25年度の夏に実施をする予定であります。さらには、観光振興と両輪である物産振興について、今まで全市的な視点に立った総合物産窓口がなかったことから、平成25年度からNPO

なよろ観光まちづくり協会が物産業務体制を整備していただくということになっております。ほかにもさまざまな取り組みを実施をする予定をしておりますが、平成24年度の播種期にまいた種が芽を出し育っていくための環境づくりが育成期の最重要課題となっておりまして、それらを達成するための観光事業及び物産事業など受け入れ態勢の整備を中心に取り組んでまいります。

新年度の予算編成に対する情報公開についてのお問い合わせがありました。平成25年度予算編成の編成過程につきまして、平成24年11月1日付で市長訓令、総務部長事務連絡を出しまして、11月30日に各課からの要求を締め切り、その後財政課長査定を経て平成25年1月15日から28日にかけて副市長、市長による上部査定を実施をし、さらに計数の整理を経て平成25年2月21日、新年度予算を記者発表させていただいたところであります。今回の予算編成におきましては、国による地方財政対策の発表がおくれたことに加えて、平成24年度予算の前倒しの実施など通常の予算編成に比較すると時間がかかったところであります。予算案は、各課からの予算要求から最終案の決定までその事業の必要性、あるいは他の事業との整合性、今回の予算であったような国の補正予算をどのように組み立てをして実施をしていくかなどさまざまな議論と計数整理を加えて、複雑な過程を経て決定をしております。このため過程を追いながら予算の編成の過程を報告するという事は非常に困難な作業となり、また間違った情報を発信をしてしまうといった危険性もあるため、全ての予算案がまとまった時点で議論経過などの情報公開を実施をすることとしております。

次に、小項目2の生活弱者への生活援護についてということで申し上げたいと思います。まず最初に、生活保護費の生活扶助費減額に伴う受給者への支援と影響についてということで申し上げます。これは、全国的な被保護者の増加と保護費の

増大が大きな社会問題となっておりまして、政府は平成25年度から3年かけまして保護費を約7.3%削減することを決定をしております。生活扶助基準額は、一般国民の消費動向と前年度までの消費水準との調整によって決定をされました。この水準は、単に必要な衣食住の充足だけではなくて、社会的費用も確保をされ、一般国民の生活水準と均衡がとられているものと認識をしております。しかし、この基準額が他の福祉制度等にも使用されているということから、大幅な引き下げが実施された場合には他の低所得者に対しても影響が及ぶことが懸念をされているところですが、引き下げが実施をされた場合の被保護者への影響でありますけれども、生活扶助額の7.3%で単純計算では老夫婦世帯で月約7,200円の減額ということになります。当市の3級地での試算では4人家族で最大1万5,000円の減額、60代の単身では1,000円の増額ということで、家族構成や年齢により大きく異なることとなりますけれども、保護世帯の多い高齢者世帯においては月1,000円から3,000円程度の減額となると思われまます。削減の詳細通知がないので、今のところ申し上げられませんが、この額が適正かどうかの判断は今後の物価の上昇や消費税率の引き上げを含めて検討されるというふうに思いますが、名寄市においては平成25年4月1日から1年間、5件の被保護世帯における家計簿調査が実施をされることから、その結果次第では道や国に対して適切な額の支出を強く要望していくなど、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、低所得者への就学援助による生活支援等の対策についてであります。生活保護費と連動する施策として、就学援助、住民税の非課税世帯、介護保険料、障害者福祉サービスの負担の軽減、高額療養費の所得区分などへの影響が懸念をされておりますけれども、国からは影響を受けるそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮をしながら、できる限りその影響が及ばないように対

応することを基本的な考え方とすると。この旨の対応方針が示されておりまして、地方単独事業につきましても国の対応方針の趣旨を踏まえて適切な対応が望まれております。平成25年度の就学援助につきましても、切り下げ前の基準を用いるため影響はございませんけれども、平成26年度以降につきましても平成25年度の生活保護基準を用いるために影響を受ける準要保護児童生徒が出ることも考えられるといったことから、これは不利益をこうむらないように平成24年度の基準を用いるなど名寄市児童生徒生活就学援助要綱、この要綱の改正も検討をしております。また、当市の単独事業であります除雪サービス事業についても、これも生活保護基準額を適用しておりますが、これは対象収入額は平成24年度中の収入や必要経費を参照としておりまして、個人の住民税の賦課決定と同様の期間を基準とするということで、平成25年8月改定予定の基準見直しの影響は平成26年度以降となる予定であります。

なお、平成26年度以降につきましても、具体的には減額の詳細が判明してからの検討となりますけれども、影響は数世帯あると見込んでおります。ほかに関係する事業、制度におきましてもその取り扱いが市町村長の判断に一任をされるなどの対応措置が示されておりますので、検討の上、より少ない影響の中で事業が進められるよう考えております。

行財政運営の人事評価制度についてであります。行政需要の高度化と厳しい財政状況を背景に地方自治体には簡素で効率的な行政システムの構築が求められ、限られた職員で継続的に行政サービスを提供するために効果的に職員のレベルアップを図る仕組みが必要となっております。このように人材育成とともに組織の活性化、行政機能の強化を図るためにも人事評価制度を進めていくことが必要と考えております。本市の人事評価制度につきましても、平成21年度に5部の課長職を対象に1カ月間の試行を実施をして以降、22年度に

は課長職の範囲及び部次長職への拡大、期間をまた7月から2月までの8カ月間として制度施行の基礎固めを図ったところです。23年度は、評価方法の見直しに着手をし、シートの改良、具体的には評価項目のうち役割達成度に重点を置きまして、次に能力、性格にかかわる評価を低くするウエートの手法を取り入れた評価方法に改良をしてきております。本年度は、さらに業務改善を図るために課内目標を設定シートを用いまして個人の評価から一歩進め、評価期間の当初に課の目標を設定し、期末には結果として構成員それぞれがどう役割を果たしたのかを考察をし、次につなげていくよう改めたところであります。

また、今年度は評価結果の個人への開示も行い、レベルアップを図るための仕組みを整備をしました。このように毎年改良を重ねてより制度の高い人材育成の観点から人事評価の試行を継続をしているところでありますが、成果主義の導入には目標設定の際の難易度の調整をどう図るか、あるいは難易度と達成度で計算を行って客観的評価ができる体制をいかに構築していくかということが課題になってまいります。試行における課題、問題点をより見直し、より精度を高めて人材育成とともに組織の活性化、行政機能の評価が図られる制度の取り組み、制度の構築に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。

同意人事案件についてのお尋ねがありました。同意人事案件については、法令等に基づいて行っておりまして、選考に当たりましてこれまでの経歴等を参考としながら、その人格や各分野における豊富な経験と高い見識を持っている方を適任者と判断をし、議会の同意を求めているところでありまして、したがって議員から御指摘のありました候補者からの所信聴取につきまして、現段階では考えておりません。

次に、大きな項目の3、小項目3、民生委員児童委員の一斉改選より、少子化、長寿化に向けた取り組みについてのお答えであります。複雑化す

る社会で福祉の増進と健全な社会づくりに日夜努めておられる民生委員児童委員の皆様には、心から敬意を表するところであります。

さて、少子高齢化が進行する中で町内会の役員や民生委員など社会基盤の構築に欠くことのできない方々のなり手不足は大きな社会問題となり、今後も高齢者の増加は続くものと推測をされ、それに比例して見守り体制を強化する上からも民生委員の業務がますます増加をしていくものと認識をしております。この問題につきましては、一斉改選に向け全国的にも波及しておりまして、民生委員みずからの高齢化も例外ではありません。当市の民生委員児童委員の平均年齢は63.8歳となっておりますが、北海道の審査会の指針においては年齢制限を緩和するといったことなど定員確保に向けての手段が講じられております。当市の民生委員児童委員連絡協議会におきましては、平成24年度において組織機構改革を実施をし、民生委員本来の業務に専念ができるように、これまでの連絡協議会主体の活動から地区協議会主体の活動に転換する旨の規約改正を行ってまいりました。平成25年度からは、地域に見合った活動が推進されるものと期待をしているところであります。

さて、当市の充足状況では、年間4人から5人程度の退任者があり、その都度該当する町内会の御協力をいただき、補充をしておりますけれども、現在98名中1名が不補充の状態となっております。本年12月1日付の一斉改選に向け、後任候補者の推薦についてはこれまで同様に町内会からの推薦が適切な方法と考えておりますけれども、推薦困難な町内会にありましては町内会、民生委員、福祉関係者等で構成をする推薦準備会を設置すべく、去る1月18日に開催をしました推薦会議において提案をさせていただいて、広く皆さんの御意見をいただきながら、人材の発掘に努めるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4、名寄東病院の管理運営について申し上げます。名寄東病院は、道北における慢

性期医療機関として内科、リハビリテーション科の医療を提供しており、地域密着型の病院として症状が安定をし、その後も長期療養が必要な患者が療養生活を送るための慢性期医療機関として運営をされており、今後においてもこれらの診療体制を継続してまいりたいと考えております。この地域の医療体系は、今後におきましても大きく変わることがないことから、現有の医療資源を最大限に活用して、市内のプライマリーケア、いわゆる初期診療、かかりつけ医を担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う名寄東病院、それぞれが医療機能の分担を図ることが必要なことから、平成26年度以降につきましても維持管理などに必要な費用については市が責任を持ち、現行の指定管理者制度を活用し、継続することが望ましいと考えておりますので、現在関係機関、いわゆる上川北部医師会と協議を進めているところであります。今後の予定につきましては、相手方の機関決定を経て手続に入り、9月の定例会では指定管理者の管理の期間の一部改正、12月定例会では指定管理者の指定について提案をまいりたいと考えております。さらに、平成22年4月から3カ年間不在となっておりました院長が着任をするということになりましたので、さらなる道北地域における慢性期医療機関としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

大項目の4、市民生活の環境整備と改善から、小項目の1、今冬の除排雪の対策を総括してお答えをいたします。今年度は、初雪が根雪となりまして、12月8日に降った雪が56センチと過去最大で、積雪が125センチに達し、前日と比べて一気に44センチも積み上がった状態となりました。その後平均気温が低い日が続き、雪が解けることなく雪が多く残った状態となりました。これまで経験したことがない12月の降雪状況となって、多くの市民の皆さんに大変御苦勞をおかけをしたところであります。降雪に伴う除排雪作業

につきましては、12月13日から幹線道路の通学路の排雪を2班体制で開始をして、12月29日に終了したところであります。明けて1月4日より生活道路に排雪が入り、1月7日から3班体制で排雪作業を進めてまいりました。生活道路の排雪が終了したのは2月19日でございます。この間排雪ダンプ、運搬台数も9,900台の計画に対して1万6,100台の実績となり、62%の増加となったところであります。12月の降雪が平年に比べて異常であったことの確認ができたところであります。また、前年に排雪をした幹線道路、通学路の排雪必要路線を確認をして、2月27日までに2回目の排雪作業を終了いたしました。排雪作業に当たり現場に応じて機械構成は多少変わりますけれども、排雪機械、一般の機械構成はロータリー車が1台、タイヤショベルが2台、グレーダーが1台、排雪ダンプ13台と交通誘導員が5名、これで1班として進めております。例年生活道路の排雪は2班体制で行っていましたが、ことしは3班体制としたことから、ダンプ台数が不足をし、他管内からの協力により排雪作業を終えることができたというところであります。これまで降雪パターンは、12月までは少しずつの降雪が積み重なり根雪となり、1月末から2月にかけての吹雪、そして3月に入り融雪と降雪といった形で春を迎えるのが通常と想定をしていたわけではありますが、今冬は全国的な異常気象による降雪状況となっていることから、例年の除雪体制ではなくて異常降雪にも十分耐えられる準備が必要だと認識をさせていただきました。しかしながら、近年の豪雪に対応した除雪体制、いわゆる除雪機械や作業員の増強といったことを維持し続けるということは現段階では難しいと判断をしております。今後は、本年度の降雪状況に伴う除排雪の検証を行い、次年度に向けて研究をするとともに、市民の協力が必要と考えております。次年度については、早い時期からの道路除雪に対する市民周知や除雪事業者を初めとする関係機関と協議を行

い、安全、安心な冬の道路環境の整備を行ってまいります。

市民生活の環境整備と改善から、雪害がもたらした市民生活の影響より、屋根の雪おろし事故の防止対策についてであります。今冬上川管内において雪による事故が増加をしております。3月4日現在、管内では雪おろし中に屋根から転落をしたり、落雪に巻き込まれるなど除雪中の事故などで8人が死亡、道の統計が残る2005年度以降で最多となっております。負傷者数も75人が重軽傷を負っております。昨年度の95人に次ぐペースとなっております。道では、融雪期を迎え、屋根からの落雪や雪崩などによる雪による事故に注意を呼びかけているところでございます。名寄市では、今冬の豪雪により2月2日と2月4日に落雪事故により2名の方が亡くなりました。また、負傷者数は昨年度の7件に対し3月9日現在11件と事故が多発をしております。屋根からの落雪、屋根の雪おろし作業中、除雪機操作などで発生しております。名寄消防署が雪による被害で救急搬送した者は今シーズン13名で、うち12名が50歳以上、死者が2名、重症が2名、軽症が9名ということであります。屋根からの落雪や除雪作業における事故防止対策としては、安全な服装で命綱をつけることや気温が高くなる午後は屋根の雪の緩みに注意をすること、雪おろしは1人で行わず、2人もしくは家族や隣近所に声をかけるなど、命を守るためには十分な備えをすることが必要であります。また、高所や積雪量によっては業者に依頼をするなど、安全策をとることも必要と思います。今後とも雪おろし等の作業中の安全を確保するため、地域住民や事業者等への周知について、関係各機関と連携をし、広報やホームページ等により注意喚起に努めてまいります。

名寄市の経済産業施策から、TPP参加交渉によるお問い合わせがありました。TPPにおける名寄市の農業への影響額でありますけれども、米が現状の1割程度、豆類は大豆が壊滅で4割程度、

麦類は秋小麦が壊滅で3割程度、バレイショは生食以外は壊滅し5割程度と。てん菜壊滅、牛乳は飲用以外は壊滅し2割程度ということで、現在80億円の農業生産額が34億円になるといった試算がされておまして、関連産業も含めると地域経済に及ぼす影響は多大であると考えます。市議会においても平成22年第4回定例会で反対決議、さらに平成23年第4回定例会及び本定例会でも意見書が採択をされております。今月11日には、北海道農民連盟主催の集会在1,000人規模で開催をされておまして、名寄市としてもこれまでの反対の方針に変更はございません。国では、私どもの想定以上に交渉参加への取り組みが進められていることから、JAを含めて農業関係者、市町村関係者等と連携をして、今まで同様反対姿勢を貫いてまいりますし、今後の対応も検討してまいります。

次に、商工業施策の中での中小企業、零細企業等の現況と課題についてであります。名寄市の地域経済の状況については、地元金融機関が3月に発表した地域企業景気動向調査を見ても管内の全体の業況は前年比で改善しているものの、依然として厳しいといった環境であると分析をしております。御質問のございました中小企業金融円滑化法終了後の相談窓口の開設、あるいは代替融資制度の説明等の対策については、名寄市においては金融を専門とする職員の配置がありませんので、地元金融機関及び名寄商工会議所並びに風連商工会などと連携をして情報収集に努めて、中小零細企業の支援をしてまいります。

なお、地元金融機関では、この法律が施行される前からみずからのコンサルティング機能を積極的に発揮をし、中小企業等の立場で相談体制をとってききましたが、期限到来後も引き続き資金需要や貸し出し条件の変更などに対応する旨地元紙ほかで報道されているところでありまして、他行についても同様の対応を行う旨の情報を得ております。また、名寄商工会議所では本年1月中旬以降、

特別相談窓口を中小企業相談所に開設をして相談に対応しているところであります。

名寄市の中小零細に対する支援では、名寄市中小企業振興条例により融資のあっせん事業により対策を講じてまいりましたが、中小企業金融円滑化法が終了することから、名寄商工会議所、風連商工会から支援の要望もあり、平成25年度から新たに制度を創設をし、小規模事業者が多く利用する小規模事業者経営改善資金の利用者に対する利子補給制度により支援をしてまいります。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ加藤市長から御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。再質問は必ずしも通告順ではないので、入り繰りがあるかと思ひます。あらかじめ御承知おき願ひます。

最初に、残すところあと1年となった加藤市政への総仕上げについてお聞きをしております。答弁の中で残り1年、6つの基本姿勢、施策について完遂に向けて今後も取り組んでいくというようなお答えがございました。とりわけ加藤市長、基本政策である民間会社名寄市という、そういった発想の中で、トップセールスマンとして名寄市の観光資源や物産を国内外に積極的に売り込み、地域の活性化を図ると決意のほどを述べておられました。私も行政視察あるいは政務調査等で市内外に赴くことがあるのですが、最初の訪問先では十分名寄市の調査研究をされていて、そんなに戸惑いはないのですが、その訪問先で2次的、3次的な訪問先を訪れたときに名寄市ってどこにあるのというふうに言われるケースが少なくないのです。そのたびに名寄市もまだまだだなというふうに胸のうちで呪文を唱えるのですが、まずはこの方から名寄市を知っていただくということで、名寄市の地理的位置や美しい四季折々の季節に彩られた名寄のまちについて御紹介をし

ていくのですが、先ほど市長のほうから御答弁があって、南相馬市を初めいろいろなところに足を運んで知名度を上げるために奔走しているというお話でございましたけれども、私も名寄市を効果的にPRするために一生懸命セールストークを考えるのですが、市長が常套句で用いられるようなセールストークがあればぜひ御紹介をしていただきたいと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これだということではなくて、先ほどからいろんな地域資源がある中で、その場、その場でいろいろなセールストークを使っているつもりであります。場面によっては、最北の公立大学であったりとか、雪質日本一であるだとか、星が日本一きれいに見えるまちでありますとか、さまざまな切り口でみんなそれぞれの地域資源が積み重ねてきた歴史と伝統があるので、一つの切り口でなくて、そうしたことがいろんな角度から見えてくる中で地域ブランドが創出されていくというのが私のイメージであり、今まさに観光交流振興協議会を通じてやっていることだというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 私も郷土が輩出した名寄岩だとか、あるいは伊勢神宮の名産となっている赤福、原料のモチ米、全部が全部名寄ではないものですから、大方という言い方をしながら、赤福の原料は名寄が多いのですよというような話をしながら、また先ほど市長もおっしゃられた国内で第2位の口径を持つ天体望遠鏡と。天文台きたすばるを織りまぜてお話をするのでありますが、どうもやっぱり反応のほうがいま一つだなど、大変申しわけないのですが、私は率直にそう思っております。加藤市長は御存じかどうかかわからないのですが、今九州、四国のほうでその地の名産、特産、名跡、そういったもの、あらゆるものを動員して、本来の自治体名にかわる代名詞、例えば大分県であれば温泉が4,500あって、1分間のお

湯の湧出量が2,800リットルだとか、そういった温泉を前面に出して日本一の温泉県と。大分県ではなくて温泉県というふうに称して、これは商標登録もしたと。昨年12月です。そういった地元の、地場の名産、名品、名跡、何でもいいのですけれども、その地を代表するものを新たに代名詞として、その地名として使っている。例えば先ほども申し上げましたが、今度は四国のほうでは香川県は讃岐ですから、うどん県というふうに名乗っている。同じく香川県の丸亀市は骨付島市というふうに、丸亀市以外の中で骨付島市西5条南1丁目であれば手紙が届くのだそうです。同じくお隣の観音寺市もうどんのだしに使う特産のいりこからいりこだ市、非常にわかりやすいなど。あと、香川県の東かがわ市ではてぶくろ市、岡山県の岡山市は桃太郎市と。ただ、岡山県の岡山市の桃太郎市は何かトラブルがあって、少し今休止状態なのですけれども、こうした名寄市の特産、名産、旧跡、名跡、こういったものを動員して、名寄市ではどうしてもまだインパクトが弱い。インパクトが弱いから、名寄市を売っていいのではないかと問われればそれまでなのですけれども、こうした取り組みに倣って名寄市も1つ代名詞にかわるような観光振興の観点から、ひまわり市というのはいかがですかということで御提案を申し上げたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御提案ありがとうございます。ひまわり市ということでしたけれども、ひまわりも1つ大きな名寄市の重要な地域資源ということでありますけれども、それぞれいろんな地域資源がある中で観光キャラクターもひまわりでなくてモチと星ということになったという経過もありまして、私がここで一存でひまわり市でいこうという話はなかなかちょっと乱暴な話であります。地元の地域資源を生かした新たな名前の売り込み方という観点ではおもしろい角度からの御提言だというふうに思いますので、今オール名寄

で協議をしております観光交流振興協議会だとか、ぜひこれは皆さんの意見をお聞きをしてみて、今後対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がないので、次の質問に入ってまいります。TPPお伺いをします。私のほうで事前にいただいた影響度の試算表拝見しますと、米が31億3,000万円のところで、TPP導入後は9割減の3億1,000万円、損失額は28億2,000万円、このほか大豆、秋まき、甘味資源作物のバレイショ、てん菜、豚肉、加工に回る牛乳はいずれも壊滅、TPPによる関税が全て撤退された場合は、名寄農業の損失額は80億円の57.5%に当たる46億円というような試算結果になりましたが、ただこの試算表をいただいたのですが、ここ23年2月というふうに、ちょっと2年ほどたっているなど。改めて再試算を行う考えはございますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 大石議員のほうから改めて再試算をしてはどうかという御質問です。御指摘のとおり、2年前にホクレンの中央会で試算をしていただきました。現在進められている交渉内容に従いまして、例外5品目だとかと今言われていますので、その部分を含めて今後改めてホクレンの中央会に影響額等の試算の要請をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） まだ再試算はやっていないと。中央会のほうに要請をしていくのだということですから、再試算の結果、損失額はふえる可能性があるのかないのかについてはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども申し上げましたように、例外5品目の関係がありますので、その部分を考慮しますと影響試算額は前の部分と

比べて少なくなってくるのではなかろうかというふうに現在のところ判断をしております。前の試算については全て、例外なき関税撤廃の部分で計算をさせていただきましたので、影響額は少なくなるものと今のところ判断しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

今のところ農業生産物についての影響だったのですが、TPPが導入されると農業従者、いろいろな呼び方があって大変だなと思ったのですが、こういった農業関係あるいは関連産業の雇用のほうというのは数値として出ているものなのでしょうか、雇用の影響の関係というのは。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 詳細については、今手元に資料はないのですが、先ほどの2年前の計算では農業だけではなくて関連産業も含め、医療、それから自動車関連も含めての名寄市における影響試算額ということで計算しておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。それでは、今後ちょっと目を離せないTPPでありますけれども、ぜひとも道と、あるいは地元には道議会議員もいますので、こういった方々も動員をして、TPP交渉参加の阻止、要請行動をとっていただきたいと、こういうふうに考えます。

続いてまいりたいと思うのですが、生活保護についてお聞きをしてみたいです。生活保護の生活扶助の引き下げについては、今のところ確たる状況はないということだったのですが、1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。ことし8月から3カ年の期間で生活扶助費を漸減。削減、減額していくことによって、生活扶助の受給者、あるいはもちろん保護基準によって影響が及ぶであろう生活困窮者の皆さん、先ほどの就学援助、除雪サービスはそんなに、数人程度の影響しかないというお話ではございましたけれども、

こうした方々に対して名寄市独自で法律外という、法外で援助を行っていくというような考えはあるかどうかについていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員からの御質問で扶助費の部分でございますけれども、現在名寄市では近年におきましては扶助費は大体5億円程度ということで、御存じのようにそのうちの25%が市の負担になるということでございます。生活保護制度につきましては、生活保護法によりまして日本憲法でもうたわれておりますように、生活の困窮者、最低限度の生活の維持ということでうたわれてございますので、この制度以外のものを当市で単独で行うということになりますと平等性を欠くとともに、名寄市民の負担が増になるということを考えますと、やはり名寄市民だけが負担の増ということを考えますと市民の合意が得られないのではないかという考えを持っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 合意を得られないかどうか提示してみないとわからないというところで、ぜひかなり厳しい生活を強いられている方々ばかりですから、何とか救済の道をどこかで考慮していただきたいなというふうに考えます。

次に、民生委員のほうに移ってまいりますが、これは、当初再質問のほうでお答えいただくようなものが最初の質問で答弁で出ていましたけれども、市長、どなたかの答弁の中で間もなく名寄市が高齢化率が30%になるというふうにおっしゃっていましたが、実は国立社会保障・人口問題研究所というところが資料を出してまして、2年後には31.9%です。ですから、高齢化率というのはそんなに遠い先ではなくて、もう3人に1人が65歳以上ではなくて、間もなく2人に1人というふうになっていくふうに階段を急速に上っているととております。ぜひとも民生委員の皆さんの長寿化に担い手が見つかるよう、何か具体的に実践的な選考委員会を設定するというところで

すが、これはかなり効果的に担い手というのが見つかっていくことにつながりますか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 議員御心配のように、町内会の役員のみならず手不足及び民生委員児童委員さんの手不足というのはもう全国で共通認識をされているところだと思います。先ほど市長の答弁にありましたように、名寄市の平均年齢が63.75歳ということになりまして、そのうち年齢構成で見ますと一番多いのが60歳から70歳が一番多くて、次が50歳から60歳、次に70歳以上。経験年数でいきますと、一番多いのは3年未満。ということは、前回の改選時期で約3割、三十数名の方の改選がありましたので、その部分が一番多くて、次に3年から6年、2期で、それから10年から20年が3番目というような形で、やはり名寄市におきまして非常に高齢化が進んで、今現在5つのブロックで会長さんになっていただいている。その会長がそれぞれやはり70歳以上という形の中が実態でございます。

それで、基本的には議員御存じのように民生委員児童委員にはそれぞれ兼任をしてはだめですよという項目が言われております。その中の一つとしては、市会議員の兼務はだめですとか、いろいろな項目がございますけれども、先ほど市長の答弁にありましたように年齢制限が非常に緩和されたのも1つであります。基本的には65歳、それから75歳という例につきましては原則が、原則という項目が外される。65歳という項目もできるだけ地域の理解が得られて、地域の情報がわかっている方というような形で、年齢制限も非常に緩和された。しかしながら、それでもやはり3年に1回の改選のときには、前回のようにな寄市においても3割程度が改選すると。それにプラス毎年四、五人の方が体調不良、または家庭の事情で退任されるという状況がございますので、そういう部分を含めると、今の実態の中では町内会長さんも兼任でされている方が何人かございますけれ

ども、できるだけやはり町内会長さんですとか、ほかの兼職のない方をお願いするのが我々では一番だと考えております。その中でもやはり町内会の中で今言った高齢者の役員不足も含めて、民生委員がなり手がいないということで、先ほど市長答弁あったように準備会という、今の選考委員会の下に1つ民生委員及び町内会及び福祉団体等々のメンバーによる準備会をつくらせていただきまして、これも先ほどの1月18日の選考会議の中で承認をいただきましたので、今回の改選に間に合うような形で要綱をつくって、準備会をつくって進めさせていただければ、幅広い御意見が、例えば教員の情報等を含めて幅広い情報があって、選任されるのではないかと期待をしているところです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 幅広いということで、選任手続が進むだろうというお話でした。

次に、人事評価のほうへちょっと移ってまいりたいと思います。最初にお聞きしようかなと思うのですが、名寄市の人事評価の試行期間というのは一体いつまでなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） この間試行を続けておりまして、いつまで試行を続けるかということでありまして、私どもの人事評価、考え方としましては、単に人となりを評価をすることではだけではなくて、しっかり業務改善なり人材の育成と、そこに結びつくような人事評価にしたいという、そんな思いがあります。そういうことでこの間の試行含めてさまざまな取り組みを随時加えておりまして、まだ私どもはそういう意味では人事評価、これというものを見つけないに達していないということでありまして、いましばらく試行を続けながら、ぜひ私どもが望むべき人事評価制度をつくり上げていきたいというふう考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 明確にいつまでというふうには出ないのだなということなのですね。いましばらくというのは、期間的に数値であらわすことはできるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 現在のところ、平成何年までという期限は切っておりません。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ずっと試行期間かもしれないませんが、ちょっと聞いてまいりたいなと思います。私平成21年度のやっていた人事評価あるいはシートですか、そういったものもいただきながら見ていったのですけれども、当初は21年及び22年の人事評価は知識や技能や評価や企画力など10項目から成る職務、行動評価の人事評価シートと業務の目標を設定して達成度を評価する目標達成シートの2本立てで行われていました。23年度、24年度の2つのシートとも改良はされているのですけれども、評価項目の評価基準、シートでは着眼点という言葉が使われていたけれども、例えば知識、技能の評価基準は所管する業務に関して専門的な知識、技能を有していると、こう書いてあります。これを5段階評価するのですけれども、私見て所管する業務に関して専門的な知識、技能を有しているというのを、これを5段階評価でやるというのですけれども、一体どこからどこまでが5で、どこからどこまでが4で、中葉の3はどこからどこまで、一番下の1というのはどこからどこまでという、そういう目盛りというか、物差しがよく見えないのですが、この点はいかがなのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 評価の仕方につきましては、この間個人的な評価を含めて、あとは自分の目標を持ちました業務に係る、いわゆる課長さんなどのやり方、手法、そこに至る結果、そういったものをできれば総合的にしっかり判断をしたい。言えは個々人の性格にかかわる部分につ

いてはできるだけ避けるといいますか、そのところはできるだけウエートを小さくしながら、どれだけ目標に対して力を発揮をしていただいたかというところにウエートを大きく持って評価をするということでもあります。仕事のありようを含めて細かな設定をするということはなかなか難しいことでありまして、まさにそのところも課題と思っておりますけれども、一応一般的な人事評価の整理の中でそれぞれ知識、企画力、判断力、指導力、折衝力等大枠で設定をさせていただいております。これにつきましても今後の試行の中でまた一步踏み込んだ形で少し整理をさせていただいて、もう少し成果がしっかり客観的に評価できるような、そんなものをつくっていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 今扇谷部長のほうでできるだけという言葉が随分頻繁に使われていたのですが、評価というのは絶対評価で、ある程度のステップに行くと相対評価というのが出てくるのかもしれないけれども、人事評価が試行期間を抜けるというのはかなり長いトンネルの中に入ったままなのだというのがよくわかりましたけれども、いっそのこと各部、各課、課長、次長職なのでしょうけれども、今おやりになっている方々の職務、仕事の内容を洗い出しをして、課長、次長、課長はこの程度の仕事という、まず出してみ、次長はこの仕事ができる。これは、職務の遂行ですよ。そちらのほうに限っては、今やっている仕事を洗い出しをして、課長から次長へステップアップするときにはこういった仕事ができなければならないのだという目標が見えなければ、課長さんあるいは係長さん、これから落としていくのかもしれないけれども、課長、次長になるためにはどうしたらいいのだというのが見えてこないうちではなかなか人事評価は難しいなというふうに思います。

あと、私の大好きな方で堀田力さんという元東

京地検の特捜部の副部長やっていた方で、今さわやか法律事務所というのを東京で開設している方の人事と組織の管理学で「おごるな上司」という本があるのです、新書版で。その中では、部下は自分の能力を3割増して見ていると。上司は部下の能力を3割減で見ていると。都合6割の差があるのです。これを今のような曖昧な物差しの選考では、なかなか評価基準では、名寄市の評価制度というのはかなり長い道のりをたどることになりそうだなというのを申し上げて、鋭意改善に努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、同意人事のほうに移らせていただきます。私名寄市の同意人事案件がどのくらいあるのかなと思って、平成22年度からさかのぼってちょっとカウントしてみました。そうすると、選任が14人、諮問が4人、推薦が4人の計22人いらっしゃいました。もちろん選任、諮問、推薦されるに際して、先ほど法律に基づいてやっている。副市長は地方自治法でというふうに決まっていますのですけれども、いずれの方も人格、識見、専門性。専門性という教育委員会の教育委員というのはレイマンコントロールというふうについて、一般市民の方がなって合議制をやっていくというふうになっていますから、必ずしも全部が全部専門性にたけているということではないだろうというふうには思いますが、いずれにしても指名された方々は全てが最適者なのだろうと思いつつも、こういうふうにならぬ人も同意案件が重なってきますと、私の自戒と反省も込めて申し上げるのですけれども、正直言ってお名前と顔も存じ上げないという方が中にはいらっしゃいました。こうした方々の中で同意をせざるを得ないというのは、なかなか不自由というか、苦渋があるのですけれども、これまでを見ていると再任、留任の方は一気に議案で出てきます。新任の方は、議会前の代表者会議等でA4の経歴書1枚があって、こう出てくると。これでは、候補者の方がどのような所見あるいは所感、使命感を持ってその任に当た

られようとしているのかというのがなかなか見えないというのが正直に申し上げるところなのですが、以前私名寄市の教育委員会に対して御質問したことがあります。ちょっと探してみました。平成22年第4回定例会の一般質問で、教育委員会と市民のかかわりについてということで、顔が見えないというお声の中で、教育委員の皆さんの顔の写真と教育にかける所信についてホームページ等で掲載されるお考えはありませんかというふうにお聞きしたのですが、その後何か検討された経過があるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 教育委員の紹介についての件でございますけれども、教育委員会のほうではこれまで毎年発行しております「教育なよろ」、これで教育委員の顔写真と、それからお名前等掲載しております。もう一つは、ホームページで教育委員会議の議事録ですか、これを掲載しております。ただ、その2点だけでしたので、今後なのですが、新年度から教育委員の所信表明ですか、それと活動内容等を掲載していく予定になっておりますので、お知らせをしておきたいなと。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） お時間はかかりましたが、やっていただけということで、教育に関する、お子様をお持ちの御父兄の方から、この方が私の身近なところにいらっしゃる教育委員会の方なのだというふうにわかっていくだろうというふうに思います。教育委員会は、こういうふう努力されていると。では、市長部局はどうかというふうに、今教育委員会のほうの取り組みについて踏まえた上で、再度御答弁いただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 副市長を初め庁議メンバーといいますか、そうしたところの定例の庁議等は既にホームページに公開させていただいてますし、また副市長以下、これは6部長、ホームページでそれぞれの顔のビデオ、動画での所信とい

いますか、それを公開をしております、毎年度更新しますけれども、そうしたことでみずからの考え方なり意気込み等、既にこれも公開をしているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。なかなか重い腰は上げていただけないなと思いますが、部長職についての動画サイトについては後でお聞きすることがあるので、部長、副市長については公開をしていると。その他の選任、諮問、諮問はいかがかなと思いますが、選任について今のところ取り組む考えがないということを確認させていただきました。

次に、予算についてお話を聞いてまいりたいなと思いますが、先ほどる市長のほうからも御答弁をいただきました。予算の編成過程、私も一連の予算編成過程を経て予算書を手にしたのが3月4日でした。つい最近です。これはいかに何でもちょっと遅くはないでしょうかということなのですが、予算書が来てから初めて、予算の全部目通すわけにいかなかったものですから、フレームだけなのですけれども、拝見をして、つくづくべらべらととじのきつい予算書を見ながら、いつ出るかということもわからない予算書を見ていて、余りにも情報の提供と共有というのになっていないというふう感じた次第であります。そこでちょっと突き詰めてまいりたいなと思うのですけれども、自治基本条例を持ち出して大変申しわけないのですが、自治基本条例の第20条第3項には、市長らは予算の編成及び執行に当たって、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならない。少なくとも今回平成25年度の予算の情報については、11月1日の市長の訓令と総務部長の部内の事務連絡、そしてその後11月30日に、これは口頭でしたが、予算要求を締め切るのだというようなお話と、その後年が明けてから市長査定が始まりました。そして、2月21日に記者発表、翌22日に報道発表という経

過でした。これで果たして本当に自治基本条例の第20条第3項、ほかにも市民の知る権利、第7条とか、いろいろあるのですけれども、第20条第3項に、新年度予算の情報の提供と共有ということに対して内容にそごを来してはいないですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） どうも大石議員は、予算が2月なり3月の記者発表、予算書が手に行かないと予算の全貌がお見えにならないというふうな感じにちょっと見えるのですけれども、実は予算編成というのは年度が始まりましてから、さまざまな機会を通じて、例えばまちづくり懇談会であるとか、町内会長さんとの会合を聞きまして、その中で地域要望等を確認させていただきました。市長も先ほど述べていましたけれども、5カ年、5カ年の前期計画、後期計画の総合計画を実はお示しをして、その中で具体的に3年ローリングということで、今後3年間の事業、特に次年度の事業の関係について、遅くても年内、12月ぐらいまでには議員の皆さん方にも議員協議会という立場を通じましてお示しをさせていただいているというふうに考えています。その内容についてもホームページに載せてあります。それから、行政の予算の組み立て方というのは、国が求めているシビルミニマム、国民として、市民として必要な施策については、教育であったり、文化であったり、それから福祉予算であったりということで、おおむね毎年求められているものについては一定規模のもの予算が当然そこには出てくるようになりまして、特殊なものについては必要な箱物であるとか、新規施策を中心にして毎年毎年の予算査定を実は行っております。その段階でも市民の皆さん方の目線に触れるという面では、行政評価という形でこれもお示しをして、その結果等についてもインターネット環境で提示を、公開をさせていただいております。

それと、この間いろいろ何回も説明させてもらっているのですけれども、1つは地方交付税に大

きく依存をする市町村の行財政運営というのは、国から出される交付税の総額、地財対策がどのような形になってくるかと連動しながら予算査定を行っておりますので、予算編成というのは大きな意味で捉えると年度が始まるとそこからもう次年度に向かって住民の要望も把握もしながら、同時進行で進めているということで、今の言っているのは成果品として本になったものについて、大石議員には3月4日、その前には記者発表の資料ということで新聞等を通じまして市民の皆さん方にもごらんいただけるようなものを実は提示をさせていただいています。ここがほかの市と比べて自治基本条例を持っていないがかなり遅いという御指摘なのですけれども、現実的には予算編成というのは一定の時期でないとお尻が決まらないという状況ありますので、決まってからはできるだけ速やかに議員の皆さん、それから市民の皆さん方のほうにも、報道記者発表も通じながら、予算の全体的なフレーム、新規的な事業とか、そういうものについてもお示しをしておりますので、十分かどうかは別にしましても、決して自治基本条例の条文に触れるようなことについてはないのかなという認識を私は持っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） おっしゃることはよくわかってはいるのです。わかっていながら聞いているのですが、ただ11月末で例えば各部各課から予算要求上がってきている。その段階でも名寄市の概算要求というのはこういうふうになっていきますよという、知らしめていざらうと私思います。その後財政課長なり副市長査定、あるいは市長査定というのは経ていくのだらうと思うのですが、ただこういったものが上がってきているという段階でもいざらうと私は思うし、名寄市の予算編成のスケジュールはこうなっていますよ。こういったものでもいざらうと。簡便なものでもいざらうというふうに思っているのですが、残念ながら名寄市の予算というホームページを見て

も全然出てこない。少なくとも11月1日付の市長と総務部長の文書しかないというのが実態です。年が明けて記者発表のレジメが出ていましたけれども、最初は市長のホームページから入らないと出なかったと。予算のほうからはなかなか入れないというホームページの設定だったのです。これおわかりかどうかわかりませんが、かくしてなかなか入り方によっては記者発表したレジメが見えないというようなところもありました。ですから、私は何も難しいことを言っているのではない。だから、まずは名寄市の平成25年の予算、例えばまずこういったスケジュールでいきますよと。11月30日と。これはもう部内でしかわかっていないことですから、名寄市の予算のこういうようなスケジュールでいきます。11月30日には、各部各課から概算要求がこんなふうになって上がってきました。全てが予算化されるわけではありませんよという前置きをしながら、例えば財政課長段階でこうなっていました。副市長、市長査定ではこうなっていましたという、順次追ってもいいだろうと私は思っているのです。ですから、全てを知らしめるということではなしに、先ほど3月4日に出てきたというのは初めて予算書なりというものが手に渡ったのが3月4日の議会初日のお昼どきだったということです。

ちょっと時間がなくなってまいりましたので、最後に健全財政のところ、自主財源、歳入額について、これまでも何回か申し上げてまいりました。これまでのことをちょっと振り返りますと、公有地の空き地に看板や広告塔を立てて使用料、利用料を徴収したらどうだと。あるいは、800人近い市の職員がいらっしゃる名寄市の市の職員が利用されている駐車場に月額で駐車料金の御負担を願ってはどうかというふうなことも申し上げてまいりました。こうした中でいろいろ私なりに名寄市の新たな財源確保ということで、どうかというふうに見ていく中で、今回の市政報告書、その中でも使用料、手数料の見直し、受益と負担

の原則というようなのございましたけれども、ちょっとお聞きしてまいりたいのですが、名寄庁舎の北側1階に市職労の書記局がございます。こちらの事務所の賃料、光熱費というのはどういうふうに扱われているのかお教えいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 職員組合の事務所に関する経費については、全て免除しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 免除の根拠は何でしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 労働組合法というのがございまして、この中で最小限の広さの事務所については便宜供与が認められております。私どもの職員組合につきましては、労働組合法に係る組合ではなくて地方公務員法に係る、いわゆる職員団体という扱いになっておりまして、基本的には同じ扱いをしていくという判断のもとでそうさせていただいているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 労働組合法の第7条は、たしか不当労働行為の中で触れているのですが、その第3項の中に最小限の広さの事務所の供与は不当労働行為に当たらないとちゃんと書いてありました、確かに。ただ、最小限の広さの事務所の供与は不当労働行為には当たらないけれども、賃料についてまでは言及していないですね。あまつさえちょっとお聞きすると、光熱費についても免除しているというお話でございましたけれども、これについてこの費用というのは組合の運営費の援助にはならないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 使用料の免除の考え方についてでありますけれども、職員団体の役割として、この辺については地方公務員法に記載もされておりますけれども、いわゆる職員の勤務条件の維持でありますとか改善を図るということで

あります。一部福利厚生に係る部分もございます。私どもとしては、職員の勤務状況、それから福利厚生等含めて、この間職員団体とさまざまな交渉の中で一定程度対応してきているということがございますので、そういった観点から、あえて賃料については考えていないということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 今交渉で一定程度というお話だったのですが、実は先日組合で要職にある方とこのことについてお話ししてみました。私たち地域の中で生活をし、地域の中で活動して、そして地域の皆さんに支えられて活動を展開しているのだというお話でした。ただ、昭和43年8月ですか、この庁舎ができたのは。そのころから入居しているらしいのですけれども、44年から45年たっているというお話でしたが、その当時は無償供与されていた最小の広さの事務所ではあるのだけれども、当時はよくても時代や社会が変わってきて、地域の住民の皆さんからそれはおかしいよという声が上がってくれば、それは俎上にのせて協議していくのはやぶさかでないというふうにお話をされていましたが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 確かに時代はどんどん、どんどん進んでおりますけれども、厳然としてこの間労働組合法なり地方公務員法に係る職員組合の役割というのは実は余り変わってはおりません。実態として先ほども申し上げましたとおり、職員の勤務条件とか、いわゆる役割、改善を図る部分につきましては、私どもとさまざまな交渉を進めながら、この間人事管理についても一定程度対応させてきていただいたという経過がございしますので、入居当時と現在と基本的には私どもの認識というのは変わっていないということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そうすると、例えば市職労のほうは考え方が進んでいるなと私は思うの

ですが、これからいろんなまた新しい施設も出てくる。その中で使用料、手数料、そういったものを御負担いただくというときに市役所の庁舎の中で労働組合法の不当労働行為に当たらないという最小の広さの事務所を供与するということについて、使用料、手数料をいただかないと。考える考えはないと。一方の市職労のほうでは、時代の変化と社会が変わってくれば話し合いの場に、俎上にのせていただいて構わないと。話をしていく場はあるのだというふうに言っている。これはいささか、これから使用料、手数料を御負担いただく市民の皆さんに果たして納得のいくことになっていくのだろうかというふうに深く疑問に思うわけですが、たまたまなのですから、調べてみました。ちょっとまた本州かというふうに言われそうなのですが、奈良市では平成25年度から賃料369万円、兵庫県の高砂市は昨年度から、また福井県の越前市、あるいは東京の町田市、これも賃料の徴収に向けて組合との協議が始まっているという文面を見ました。こうした時代の要請あるいは社会の変化に伴って、一方の供与される側は俎上にのつたら協議に応じる考えはあるというふうにおっしゃっているのに、こちらでは俎上にのせていく考えはないというのは、いかに何でもちょっと市民の理解が得られるかどうかと私は不安なのですが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 職員組合の庁内事務所について、全国的に今特にとりわけ関西圏においてかなり一部で訴訟問題にもなっているということで話題になっているのは十分承知をしているところであります。私としては、組合活動は福利厚生活動の一環ということもあって、今の最小限の庁舎内の事務所で無償供与ということも福利厚生

観点からいいのではないかと判断をしておりますけれども、今議員からもそうした御指摘をいただきましたので、改めてこれは職員組合とも議員のいただいたお話も受けて、ぜひ協議をすることも検討していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 明日3月16日と明後日3月17日は休日により休会です。

3月18日は午前10時から会議を開きます。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもちまして散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午後 4時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 高 橋 伸 典

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年3月18日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 益 塚 敏  
書 記 高 久 晴 三  
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君  
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市 立 総 合 病 院 長 松 島 佳 寿 夫 君  
市 務 部 長  
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君  
市 務 局 長  
営 業 戦 略 室 長 湯 浅 俊 春 君  
上 下 水 道 室 長 石 橋 正 裕 君  
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副 議 長 14番 佐 藤 勝 議員  
1 番 川 村 幸 栄 議員  
2 番 奥 村 英 俊 議員  
3 番 上 松 直 美 議員  
4 番 大 石 健 二 議員  
5 番 山 田 典 幸 議員  
6 番 川 口 京 二 議員  
7 番 植 松 正 一 議員  
8 番 竹 中 憲 之 議員  
9 番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長（黒井 徹議員） 14番、佐藤勝議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

G I S（地理情報システム）による情報の共有化について外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） おはようございます。議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点について質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1点目のG I S、地理情報システムによる情報の共有化について質問いたします。G I S、ジオグラフィック・インフォメーション・システムとは、地理情報システムのことで、地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持ったデータ、空間データを総合的に管理、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。全国の自治体では、G I Sもしくは類似のシステムが導入されていますが、本来の活用とはほど遠い現状にあります。このシステムのメリットは、既存のシステムデータをそのまま流用可能で、統合化G I Sの拡張性の高さは言うまでもありません。情報の共有化による業務の効率化、政策判断の基準、または戦略的な政

策立案に活用する有効な手段と考えます。地図上の視覚的情報を的確にわかりやすく表示する各層、レイヤーごとの情報を重ね合わせることによる総合的なデータ構築にすぐれていること、必要なデータを絞り込んで簡単に視覚的に表示することが容易であること、操作性や拡張性に富んだシステムだと考えます。情報の共有化による行政の見える化の推進、既存システムの有効利用、地図情報の低価格化、情報ネットワークの既存システムとの整合性を考えても統合型G I Sの導入に向けてしっかりとした方向性を出し、情報システムの有効活用を進めることが行政改革の核となると考えます。ハード的な構築は一切必要なく、データベースがあるものについてはデータの整備も必要ない。ソフトの導入によりすぐ利用可能であるメリットを最大限に生かせるものと考えます。住基システム、防災ハザードマップ、防犯情報、要援護者情報、道路管理情報、観光情報、さまざまな情報をセキュリティー管理し、情報の共有化を推進すべきではないでしょうか。

まず1点目に、名寄市におけるG I Sの現状についてお聞かせください。

2点目、政策判断の基準としての標準化について、優先順位の客観性、説明責任の観点からお聞かせください。

3点目、名寄市における統合型G I Sの導入と可能性についてお聞かせください。

最後に、4点目、情報の共有化による行政の見える化について市民の合意形成と協働参画の観点からお聞かせください。

次に、大項目2点目、地域コミュニティの再生について質問してみたいと思います。地域の問題を地域住民で解決の方法を考え、そこに行政がどのようにサポートしていくか、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティのパラダイムシフトがどのように進み、新しいコミュニティのあり方を考えねばなりません。自由と安心のバランスを求める時代であり、人のつながりも変

化している現状で、ある一定のかかわりを持ちながら安心を保障してくれることを望む世代がふえているのも現実であります。今までのような深いつながりを余り持たず、安心する居場所をじっくりと時間をかけてのんびりと求めている人がいることを何となく感じるところであります。最近コミュニティデザインという言葉が聞かれます。人々のかかわりやアクティビティ、活動をデザインすることをいうそうです。あくまでソフト面でのデザインをコミュニティの中で実践しているコミュニティデザイナーと言われる人々が全国で先進的なコミュニティ活動の仕掛人として活躍しています。名寄市においても新しい観点に立って、新しいコミュニティの拠点をどのようにプロデュースするか問われているところだと思います。

以上の観点から、1点目に名寄市における地域コミュニティの現状と課題についてお聞かせください。

2点目に、新しい取り組みと方向性についてお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。上松議員からは、大項目2点にわたる質問をいただきました。まず、GIS、地理情報システムによる情報の共有化についてであります。名寄市における地理情報システムは現在3つの部署でそれぞれ個別のGISを活用しております。まず、農務課では平成16年から農業者が所有する農地や作付状況などの情報を地理情報システムで管理しており、同じく農業委員会でも地理情報を基本とした農家台帳システムを稼働させております。これは、旧風連町が構築したシステムとなっております。また、税務課でも同システムを補助的に活用し、家屋や土地の評価業務に活用しております。さらに、この3業務とは別に庁舎内ネットワークで運用されている地理情報システムがありま

す。これは、住宅地図を基本としたGISで、全職員がそれぞれの業務で汎用的に利用をしております。

次に、政策判断の基準としての標準化についてありますが、GISの大きな特徴としましては、デジタル地図上にさまざまな情報を重ね合わせることが可能で、これをもとに資料の視覚化を行い、業務分析や進捗状況の確認など業務の効率化に有効であると考えております。また、政策決定の判断材料として、複数案の提示や比較など課題の評価が容易となり、とりわけ統合型GISではさまざまな分野の情報を共有することが可能なため、その中から政策判断に必要となる複数の情報を抜粋し、効率的に可視化ができるとされます。その一方で、政策判断には最新のデータが必要であり、データの収集や作成あるいはマッピング作業におくれが生じると判断材料の信憑性に欠くことが考えられますので、標準化という観点に立ちますとこの点についてしっかりとした横の連携と体制の整備が不可欠と考えます。

次に、統合型GISの導入と可能性についてありますが、統合型GISのメリットとしては1つ目に統合型GISは庁内横断的なシステムであることから、データの効率的利用と迅速な情報共有による行政事務の効率化と住民サービスの向上が図られると考えます。2つ目には、GISデータをインターネットなどで公開することで、市民への情報公開という観点でのサービスの向上が図られると考えます。3つ目には、さきの質問で申し上げましたとおり政策判断における活用が期待されるという点であります。一方のデメリットですが、GISアプリケーションの購入や地図データあるいは航空写真を市単独で整備するには大変大きな投資が必要となることが挙げられます。また、既存の紙ベースのデータを電子データに変換するなど作業量が膨大になることから、職員の負担増や業務委託等の財政負担が増大することも考えられます。また、導入の前にも稼働後の

潜在的なニーズを把握し、計画的な運用を行わなければ統合型のメリットを生かすことができず、個別システム化してしまい、過剰な投資となることも考えられます。今後名寄市における統合型GISの導入については、以上の点を踏まえるとともに各業務に対する必要性や各部署のニーズ、あるいは費用対効果も十分に勘案した上で導入の検討をする必要があると考えます。現時点では、各業務に対する必要性や各部署のニーズを把握しておりませんので、今後ニーズの把握や導入経費の調査などを行い、内部議論を進めてまいりたいと考えます。

次に、情報の共有化による行政の見える化についてであります。市民と行政との協働によるまちづくりを具現化するためには行政情報の提供と共有化が欠かせません。そのためには、さまざまな手段を用い、市民に対し情報収集の機会を提供することが必要です。とりわけインターネットを活用した情報提供は、スピーディーさと視覚に訴える見やすさを得意とすることから、情報の見える化を実現するにはすぐれた手段と考えております。GISからつくられる電子地理情報は、ホームページを通じて公開することができますので、文字情報を地図情報に変換して市民の皆さんに提供することは可能であると考えます。しかし、こうした情報提供に当たっては統合型GISの導入が前提となりまして、さらに各種の内容を作成し、更新するための体制づくり、さらには情報公開に係る基準の策定なども必要となります。今後導入に係るさまざまな課題を整理し、また先進的な事例も参考としながら対応を検討してまいります。

続きまして、大項目の2番目、地域コミュニティの再生についてであります。次に、地域コミュニティの現状と課題についてお答えをいたします。現在市内には82の町内会が組織されており、それぞれの町内会では安全、安心な住みよい地域を目指し、自主的に取り組んでいるところですが、近年は少子高齢化や生活様式、価値観の多

様化により地域の連帯感が薄れるなど新たな課題が発生をしております。昨年町内会連合会と合同で実施をしました町内会に関するアンケート調査の結果では、町内会への未加入者の増、行事への参加減少、役員のなり手がいないなどさまざまな課題が明らかとなっております。一方で、単位町内会では取り組みなくなった事業、町内会の枠を超えた活動を地域連絡協議会に求める御意見もいただいております。地域によって活動に温度差が生じている状況を活性化させることが課題となっております。

次に、新しい取り組みと方向性についてであります。市としましては歴史的に形成された地縁型の町内会をコミュニティーの基本と考えております。しかし、先ほど申し上げましたように町内会では取り組みが難しくなった事項や既存の枠を超えた活動など町内会活動の補完や新たな目的に取り組むことなどを地域連絡協議会の役割として期待をするものであります。このことから、町内会活動への支援はもとより、地域連絡協議会内における町内会などが複数集まった事業を支援の対象とするなど制度を拡充し、対応してまいりたいと考えております。また、目的や内容に応じましては、まちづくり推進事業でありますとか、各財団などによる支援事業も考えられるところでありますので、一層の周知に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 答弁ありがとうございました。再質問のほうに入りたいと思います。

GISというと何かぴんとこないという感覚で、私も1カ月ほど前にGISという言葉を変えて知ることになりまして、東京のほうに出向いて早稲田大学のゼミのほうに行きまして、シンポジウムに参加してまいりました。GISというものがまだまだ現状の中で、皆さんの中で、本当にどうものかということについて今回やっぱり私も勉強しながらやってきました。現状の中では、いろんな情

報システムが庁内で存在しております。しかし、もっとわかりやすく、もっとその情報をほかの課とかほかの部に共有しながら、何か違った形のもが見えてくるのではないかと。今情報システムの現状の中で運用していて、問題点とか課題というものがやっぱりあると思います。どのように情報システムの問題点を捉えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今お答えをしましたがけれども、情報の共有ですとか、それからまさに業務の効率化、またそれらをしっかり市民の皆さんにお伝えをする、いわゆる市民の皆さんに情報を提供するという面では非常にわかりやすい情報のあり方だというふうに考えておりますけれども、現状お話ししましたとおり、個別の対応にまだおさまっていると。なかなか私どもも情報の共有の仕方に余りなれておりませんで、それぞれの業務で一定程度効果は出して活用はされておりますけれども、一方共有をするという考え方に立ちますと、さまざまなレイヤーの組み込みが必要になってくるということもありまして、費用の面からも実は少し尻込みをしているという状況もございますので、今後さまざまな活用、先進的な事例もあるという御指摘もいただきましたので、そこについてはしっかり研究をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 問題点とかいろいろあると思いますけれども、先進的な事例ということではちょっとお話ししたいのですけれども、あるまちというか、糸魚川市における事例なのですけれども、街路灯の設置についてどのように判断してやっているかという、これはGISに基づいて地図上に街路灯の位置とか不審者出没位置、こども110番の家、防犯パトロールのルート、注意看板の設置位置、24時間営業の店舗等、ビジュアルというか、見えるようにして地図上に全てイ

ンプットされている。それによって市民の皆様のこういうところにつけてほしいという要望を受ける。そのときにこの情報に従って、今現在優先順位はこのようになっていきますというきっちりとした政策判断に基づいた、根拠に基づいた対応がなされていると。そして、優先順位はその場所では低いという説明とか、または優先順位が一番になりますという説明をきっちりとできる。まさにGIS化によって行政の見える化がそこにあり、そして行政の説明責任と政策判断が人がかわることによって変わるのではなくて、担当者がかわる、首長がかわる、課長がかわるのではなくて1つの判断基準が1つに出てくると。GIS化によって、すばらしい事例だと思います。また、高齢者の雪おろしの対策としてもこのGISを使っている。いろんなことに使っておりました。災害弱者の救出、救助についてもこのGISを使って地図をただの地図ではなくてやはり有効に働く情報としていろんな人に共有してもらって、庁内だけではなくて市民の皆様といろんな関係者の人たちに情報を共有化することによって、今何をすべきかということも瞬時に判断できる。ある自治体では、被災証明の発行に50倍の効率化を達成したというところがありました。50倍の効率ってどういうことなのか。すばらしいと思います。ということは、GIS化を推進してきたちはやっぱり防災に強いまちということになると思います。私たちもやっぱりそういう防災意識に基づいたGIS化の推進と庁内の連携の強化による行政の見える化を推進していくためにも、ただ問題だ、問題がいっぱいあるではなくて、どうやってGIS化に取り組んでいくかが必要だと思います。この件についてちょっとまたよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘いただきましたように、さまざまなメリットがあるということも私どもも一定程度理解をするということでもありますけれども、なかなか体制の整備含めて課

題が多いということをもた改めて申し上げなければなりません。御指摘のあった一つの例として、例えば一つの事業をどう進捗状況になっているかということを含めて市民の皆さんに情報提供すると。そういったことで一定程度政策判断の状況なりがしっかり市民の皆さんに周知をされるということであれば、相当わかりやすい情報の提供になるだろうというふうに考えておりますけれども、ただしかしながら災害情報等におけるものについては、特に緊急性を要するもの、ある意味リアルタイムで情報を発信しなければいけないという、そんな形になるのだろうと思います。そうすると、実際情報を更新する私どもの体制づくりというものをしっかり考えてやっていかないと。1つは費用の面、さまざまありますけれども、そういった総体的な費用対効果含めて検討するべきというふうに考えておりますので、これは決して研究をしないということではありません。まさに時代に合った情報の提供のあり方は議員おっしゃるとおりでありますから、その辺はしっかり先進事例含めて研究をさせてもらいたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） GIS化によって結構経費がかかるというふうに先ほども言っていたみたいですが、私の認識としてはGIS化によって経費というのは、10年も15年も前からGIS化というのが取り沙汰されておまして、技術的な進歩とか、パソコンとか、コンピューターの情報の処理能力の速さとか、いろんな変化によって今ソフトウェアの価格もかなりリーズナブルになってきている。それと、既存のエクセルのデータをそのままずっと利用できる。まさに今使っているシステムを無駄にするのではなくて、今あるシステムを有効に推進していく意味でもGIS化が必要だということなのです。GIS化によって何ができるかというと、やっぱり先般の大雪のときにもあったと思うのですけれども、道路

情報を共有化してられないという現状があります。国、道、市町村のもっと密な道路情報を共有化して、きちっと道路の管理をできれば、9人の皆様の犠牲が無駄にならないのではないかと。ああいう事例をもとに今現在自治体ができる道路の管理情報をGIS化しているかということなのです。GIS化していないというふうに、先ほどの答弁からいうと道路管理も除雪にしても整備にしても見える形で、どこまで進捗しているかもわかる、やっぱりきちっとした道路管理システムをGIS化によって防災も含めてやるべきでないかというふうに思います。この件について答弁お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今まさにおっしゃったとおりでありまして、国はさまざまな形で道路情報を発信をしております。災害時における通行どめ等の箇所がある意味リアルタイムに見られるような形にもなっております。そういう意味では、国道関係は随分進んでおります。しかしながら、御指摘のとおり国は進んでおりますけれども、北海道、道道でありますとか、市道の状況がある意味リンクをされていないということでありまして、まさに市は特に手作業でさまざまな道路情報を市民の皆さんに提供せざるを得ないという、まだまだちょっと寂しい状況というのがございます。まさに必要性については十分理解をしておまして、今後国と北海道、そして市のさまざまな道路情報なりをあわせて災害情報なりがどういう形でリンクをしてある程度情報として出し得るのかというところは、まだまだ私ども国から、もしくは北海道のほうから具体的なそういう考え方なりのすり合わせというのも行った事例がないわけでありまして、今後1つ研究するテーマとしてぜひ考えてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ぜひもうGIS化というか、せつかく3つの部署で3つの個別GISが

運用されていて、それをなぜ統合化に向けて進めていかないか。やっぱり垂直のラインでしか考えていないのではないか。各部の垂直のライン、もっと横の水平のラインでつながりを深めていって、隣の部の人、隣の課の人がどういう仕事をどのようにやっているかも逆に見えるのではないかと。私は、ただ問題はあっても、やっぱりメリット。デメリットよりもメリットが多いと思います。デメリットは、本当に少しのデメリットしかないと思います。デメリットのうちの航空写真を撮ったりとか、既存の地図を電子化するのにお金がかかったりとか、財政、そういう問題言っていますけれども、航空写真等にしても国土交通省のほうからダウンロードできるものもあるし、または今かなりグーグルとか、いろんなものを使ってコストダウンができる。地図情報についてもまさに今すぐやろうと思ったらできることなのです。例えばグーグルのマップを利用しながら、自分たちの必要な情報をそこにピンドロップしていく。ピンドロップしておけば、そこに情報がちゃんと見える化になる。その情報をどうやって使うかは、やはりどうやって使うかという目的によって変わってきますけれども、簡単に今はもうとにかくお金かけなくてもできるやり方、GIS化というものがあると思います。だから、とにかく低コストでできるGIS化、まず各部にGIS化を検討してみてください。その点でどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 1つは、費用が随分低く抑えられるような、そんな汎用のさまざまな地図情報も含めてあるという御指摘もちょっといただいております。ただ、現状それぞれ3つの部で活用しています地図、特に農業用のさまざまな情報を入れた農務課でつくっているシステムがございまして、実は今年度中山間地図情報システムのデータ更新を行いまして、改めて航空写真等を撮り直したということがあります。この内容につきましては、それぞれの土地における傾斜

地、どのぐらいの角度をもった傾斜地なのかとか、そういったものをしっかり地図上で色分けをして、土地の利活用に活用すると。そういう内容になっておりますけれども、これ航空写真撮るだけで実は2,000万円以上の費用がかかっていると。個別それぞれの部署で活用されているシステムは、単独の機能をより特化しようという形で、やっぱり結構お金をかけて更新をしているという事情がありまして、なかなかそういったものをしっかり連携をとって同じような形で活用できるかということ、一定程度これは1つは使い方の問題もあるでしょうけれども、この辺につきましてはしっかり研究をする必要があるということでありまして。

それから、グーグル等含めて無償で使える地図情報の提供システムもございまして、まずはこれをどういう形で活用していくのかという1つ概念的なものをしっかり私ども持たないと、なかなか活用には至らないということがありますので、やはり統合型の地図情報システムをしっかりと活用するという。こういった理念で活用していくかという、まさに方針づけのところから始めないといけないということもありますので、この辺につきましてはしっかり研究を含めて庁内で対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） まさに航空写真を各部署で撮るのでなくて、まず農務のほうで使うのであればその航空写真をもう名寄市全体が使える。情報の共有化、それによってコストダウンが図れるという考えなのです。GISというのは、まさに各ばらばらでやっている仕事を一つにまとめて、無駄な作業とか、無駄な仕事を省きましょうと。そして、そこに見える仕事。行政が見える。そして、いろんな災害時に緊急時にでもデータがスムーズに利用できるということだと思います。まさに防災についてもやっぱりもっとGIS化もやっていくべきだと思いますし、レーザーの測量とか、いろんな面でコストがかかる部分も出てくると思

います。さまざまなデメリットもあると思いますが、きっちりとした方向性と何でGISが必要なのかということをいま一度考えてもらって、市長のほうに答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今総務部長大分いろいろなさまざまな検討も含めてということで答弁させていただきましたが、実はGIS、地図情報をコンピューター化したものを使って行政に生かしたというのは、平成元年ごろに横浜市と神戸市で家屋がないのに固定資産税がかかっていると。それがたくさんありましたので、課税体系の根幹を揺るがすものだとということで、一気に総務省が普通交付税の算定のところに地図情報システムを使った固定資産の台帳の整備と。それと、毎年毎年写真を撮って現地確認作業をということで始まった経過があります。その後消防の住宅情報関係とか、さまざまところに防災、消防も含めて使われるようになったというふうに考えています。たまたま名寄市は、その以前から農業関係で水田の形が大規模化することによって、航空写真を使って状況の把握なんかに使ったものについてもそれを税務課で使ったりとか、それぞれ企画のほうで使ったりということで、まちづくりの観点からでもペーパー情報、写真情報だったのだけれども、使ってきた経過もあります。今なぜかという、コストの関係につきますと大都市であればさまざまな検討をして複合的にうまく使うということが可能なのですけれども、名寄市の場合については毎年飛行機を飛ばして固定資産の家屋の荒廃状況とか新築状況とか増築状況とかということを確認するだけのコストをかけた割にはメリットが少ないという、こういう状況でもあります。この辺できるだけコストの安い地図情報システムをどのように構築をして利用するかについては、さまざまな検討が必要だということにつきましては、総務省今述べましたけれども、平成元年から一定の期間がたっていることによりまして、それ

にかわるような仕事の仕方が既に構築をされていて有効活用しているという部分もあります。それと、先ほど農務課の撮った写真については税務課のほうにもうまく連動させるような形の作業も進めておりますので、できるだけ無駄にしない。それから、名寄市においては大都市がするほど業務の効率化については難しいという側面がありますけれども、防災の観点からでいうともう少し上手な活用の仕方とか、市民の命、財産を守るためにもう少し有効な活用とコストの低減ができないか、この辺については先ほど総務部長が述べましたようにしっかり先進事例につきましても検証しながら、できるだけ有効活用とコスト削減に努めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ありがとうございます。

GIS化というのは、既存システムをやっぱり有効に使えるということだと思うのです。今までのやっているいろんな先進的な取り組みも情報処理として今もう電子化されていると思います、庁内においても。それをただ、今のままではなくてGIS化できるのか。GIS化しなくてもそのままいいという場合もあると思います。しかし、GIS化によってもっともっと効率的に業務が推進したり、市民の人たちにわかりやすいシステムになるのではないかというふうに思います。既存システムを有効に生かしながらGIS化というのがやっぱり大事だと思います。政策判断の基準というのは何かということなのですが、客観的なデータに基づいて、ただのエクセルの台帳みたいのをただ見せられてではなくて、やっぱりもうちょっとビジュアル的に簡単に、簡潔に説明できるものがあれば本当に理解しやすいと。客観的なデータに基づく独自の政策判断をちゃんと立案しながら、判断基準はそこにあるのだというふうなものにもなっていくと思います。人がかわったり、担当者がかわったりしてやり方が変わるといいうものではなくて、きちとしたデータに基づく

誰でもわかるような情報を管理するという形では、GIS化がもうベターだと私は思います。そして、進化するシステムだというふうに思います。ただ、一回つくったものがそのままではなくて、自分たちが使いやすいように改修もできるし、カスタマイズもできるというふうに聞いています。そして、行政情報の提供のツール、オープングバナンスというか、開かれた行政をきちっとやる意味でもGIS化というものがやっぱり大事になっていくと思いますので、ぜひただの地図ということではなくて、今持っているデータが地図になったときにどういうだけの効果が発揮できるかという意識改革を職員の皆さん、または幹部の皆さんもまずしてもらいたいと思います。そのためには、GISというものは何なのかとか、GIS化によってどのようなことができるかということをもっともって勉強会とか、そういうものを開いて、研修制度とかも使ってやっぱり今の業務のデメリットとメリットを洗い出して、できること、できないことをきっちりとやってもらいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） これまでも地図情報につきましては、さまざまな形で利用させていただいておりますので、なぜそれが統合型にうまくいかないかについては、複層型にすることによってデータの保守管理にかなり時間がかかるということもありまして、コストも相当かかります。これからも従前も政策判断については必ず写真情報とかについてコンサルのほうからいろんな提供してもらったり、内部にある航空写真図等を使いながらさまざまな政策判断もしておりますので、職員のほうにつきましては一定のそれを使っての政策判断とか政策立案とかについてはやっているつもりをしております。ただ、そこをところを全ての市民の皆さん方に見ていただくような状況になっているかという、そこはコストの関係とか使い方のことも含めてそこまでは至っていないのではないかなと思っておりますので、統合型になっ

ているか、なっていないかは別にしましても、そういう写真情報、地図情報等については活用させていただいておりますので、今議員のおっしゃるとおり一定程度職員研修も日常的に使っているセクションとそうでないセクションもありますので、さまざまな活用方法について職員のほうにもしっかり周知をしてまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） よろしく願いいたします。

GIS化したとすると。そうすると、情報のアップデートについてやっぱり問題が出てくるというふうに当初から言われていますけれども、いわゆる地図情報でありますから、引っ越ししたとか、そこに入ってきたとか、情報がいろいろ変わってきます。住民基本台帳をもとにいろんな情報がリンクしながら、そこにやはり自動的にアップデートできるような方法もあるのではないかと思います。そのためにもやはり横の情報の共有化、各部署がデータを共有化することによっての業務の効率化が図られると思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私は、資産税時代に地番図の中に登記図面の家屋を全部1棟1棟入れまして、それに基づきまして現地確認をして家屋の評価をしたことがありました。その情報を市民課のほうに、ペーパー情報だったのですけれども、住民登録されるときにその情報を使っていました。それを先ほど扇谷部長言いましたように、戸籍、住民基本台帳のほうにも、そういう図面情報というのを今コンピューターで使っています、市民の皆さん方が、転入者が来たときにどこの何条何丁目というのはこの辺なのですよとかいうことの住民サービスも実は既にやっておりますので、既存のあるものについては市民の皆さんについても有効活用してもらえるように、わかりやすい住民サービスをするための一つのツールとして使って

いる事例もありますので、これから農地情報とかにつきましても農業委員会とか林務とかさまざまな場所で住民の皆さん方の相談業務にも使っておりますので、それら一層よりわかりやすい、使いやすいシステムのほうに構築してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） すごく今やっていることも前からやっていることも理解できるのですが、やはりもっと積極的なワンストップサービスに向けて何ができるかということです。やっぱり一つの課に行って、うちではないからこちらに行ってください、こちらではないからこちらへ行ってくださいというのではなくて、一つの部署に行ったらそこでぼんと用を足せるというか、そういうメリットというのも絶対GIS化には出てくると思います。そして、まさに行政というもの、国でも道でも市町村でも同じ、いわゆる申請主義というか、申請しなければ全ての許可もおきないのですけれども、やはりもっと積極的な行政にチャレンジする意味でも、情報があればあなたはこういう法律に基づいて今回こういう手当てが受けられますという、申請しなくてもできるような方向づけもできると思います。これは、今国でやっています共通番号、背番号制の導入にもやっぱりかかわってくると思います。ワンストップサービス、積極的な行政を可能にするという、一つの一人一人が持っている権利をきっちりと保障する意味でも情報をきっちりと共有化して有効に使っていく。それがまさにGISだと思っておりますので、名寄市には道北、上川北部の中心市の役割を担って、GIS化によっていろんなさまざまな情報を各市町村とも共有しながら、先進的な取り組みに結びつけてほしいと思います。これでGISについては終わります。

続きまして、地域コミュニティの再生について移りたいと思います。地域コミュニティの再生というと何か漠然としているのですけれども、

要は町内会の活動とか地域の活動が今まさに少子高齢化の中でいろんな問題を含めて問題を持っていると。今私思うのは、地域コミュニティというのが昔と今では変化しているというふうに思います。地縁型コミュニティという言葉と、もう一個、テーマ型コミュニティというのがあります。地縁型というのは、従来の町内活動とか自治会の活動、子供会の活動なのですけれども、テーマ型というのはまさに町内を超えた枠組み、地域全体とか、地域外から入ってきた人たちの参加によるある目的を持ったコミュニティなのです。それがどのように今社会が変化しているかというふうに考えると、やはり両方のいい面を生かしながらやっていかなければだめだと思います。地縁型には地縁型のいいところもあるし、テーマ型にはテーマ型のいいところもあります。それをどのようにコーディネートをしていくかというのが大事なところだと思いますので、そういう意味でもやっぱりフィールドワークとか調査に基づいた客観的なデータを出して行って、その地域にはどれだけの老人がいるのか、どれだけの子供がいるかということもデータ上きちんと捉えて、その中でどういうコミュニティが大事なのかということが出てくると思いますけれども、客観的なデータとか、そういう収集とか調査というのは行われているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほども答弁いたしましたとおり、なかなか町内会活動も課題が多いという現状がこの間アンケート調査なりで明らかになっております。そして、枠を超えて、ある意味単一の町内会ではなかなかもう取り組みが難しいというものについては、この間何回も議会でもお話をさせていただいておりますけれども、いわゆる地域連絡協議会、これを何とか活用しながら、やはりコミュニケーションの醸成を図っていかないかという取り組みをしてきております。現状私どもは、1つは地縁型のこれまでのコミュニティ

一組織を重視してきたという経緯がありまして、議員御指摘のテーマ型の新たなコミュニティの醸成の仕方もあるというお話もいただきました。テーマ型のコミュニティに関しては、私どもなかなかこの間手をかけてきたということが実はございませんで、いろんな情報を見ますと確かに都会のほうではさまざまな新しい取り組みがなされているということがありますので、この件に関してはしっかり私どもも研究をして、今後の私どもの名寄における新しいコミュニティのあり方を含めてぜひ研究をしてまいりたいというふうに考えております。

それで、個々の町内会におけるさまざまな情報のデータの扱いについてでありますけれども、なかなか細かいところまで私ども行政として押さえているということではありません。必要に応じて町内会連合会含めて細かい情報はいただくという、そういう手はありますけれども、現状具体的な町内会の個人的なデータについてはちょっと押さえがなかなかできていないというのが現状であります。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 先ほどにちょっと戻るのでありますけれども、やっぱりそういった情報もGIS化しておけば簡単にわかるということだと思います。だから、やっぱり地域コミュニティのデータにしてもそういった客観的なデータに基づいてどういう政策が出されるかということも大事だと思います。

2番目に、ちょっともう一点について聞きます。今人々はどういうことを望んでいるかということなんですけれども、先ほども言ったように自由と安全のバランスってどういうふうに捉えているか、そしてコミュニティデザインをどのように行政としてサポートしていけばいいのかということをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） コミュニティにお

ける自由と安全の確保ということでしょうか。この間町内会では、いわゆる災害時における要支援の対応ですとか、実際防災上におけるさまざまな対応については町内会もしくは市全体の中で取り組んできた経過があるということでありまして。この間町内会では、隣組のいろんな、いわゆる連携含めて私どもの見えないところでもさまざまな助け合いが行われてきたという状況はあるというふうに押さえております。私どもの具体的な取り組みは、現状そういったところにおさまっているということでありまして。

それから、先ほど答弁をいたしましたデータの扱いでありますけれども、個別のデータの押さえは余りされていないという話をちょっとしましたけれども、私どもには住民情報が集まってきておりまして、福祉は福祉、それから住基情報等さまざまなデータがあることは確かでありましてけれども、それをいわゆる具体的にコミュニティの醸成にかかわって活用しているというような状況にはなかなかないということでありまして。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。

自由と安全のバランスという観点というのは、私はこういうふうに思うのです。ある程度の人と人のつながりは、今距離を持ってつながりたいという人がふえていると思います。しかし、その中にはでも誰かとかかわりながら、ちょっとは自分の安全をどこで委ねるのか。だから、やっぱりある程度の距離を置いて、でもしっかりと安全の担保も欲しいという、そういう人がふえてきている。いわゆる地域の活動には参加は余りしたくないのだけれども、安心、安全は担保してほしいというような人々がやっぱりふえているのが現実だと思います。だから、そういう人たちがどのようにして地域コミュニティの中に入ってくるか。どうやって誘導するかということが大事だと思います。だから、余りにも型にはめないで、目的とかを決めないで、自由にちょっと参加していただき

いと。ちょっとお茶でも飲みましょうという形の中で、その中からいろんな意見とかアイデアが出てきて、そしてこれが地域のためになるのかとか、自分なりの考えを出したりとか、自分も何かこの地域の中に貢献できるのではないかという居場所が発見できると思うのです。そういう居場所をやはり自治体が、行政がどうやってつくっていくかという、サポートしてつくり上げるかということだと思います。だから、今実際には全国でコミュニティデザインということで注目されているコミュニティデザイナーという人たちがやっぱりいろんなワークショップや研修会みたいのを開いて、地域の問題を地域の皆さんで解決してくれと。それに対してオブザーバーみたくしてついて行って、それ見守るような形で、そしてファシリテーションというか、いわゆるいろんな方向に、いい方向に誘導していくとか、そういう役目になっています。ただ、誘導する形をきちっと出すためにもソフト面でのデザインとか、やっぱりつながりとか活動支援のデザインをきちっと出していくことが大事だと思うのです。そのためには、リーダーの研修会とか、連合町内会でもよろしいですし、いろんな地域の集まりの中でそういった先進的な活動をしている人と呼んで、そこでどういうワークショップをやるかということだと思います。雪の問題もそうだと思います。みんなで話し合っ、地域力で雪を解決したい。行政に全て委ねて、ただクレマー的な発言をするのではなくて、住民自身が責任を持ってこの問題をどうやって解決するか。それがまさにコミュニティデザインにかかわってくると思います。その件についてどのように考えているでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 確かに時代とともに町内会のコミュニティのあり方もある意味少しさま変わりをしているというところがあります。古い人間ばかりということではありませんけれども、新しいさまざまな考えの方がどんどん、どん

どん入られて、特に若い人方と、それからお年寄りの方の考え方の違いだとか、また運営方法一つとっても違いがあるのだろうというふうに思います。そういう意味では、やっぱり価値観が多様化しているということで、ある意味そういったものを受け入れながらコミュニティをつくっていくような、そんな時代に入っているのだろうと思います。一方では、少子高齢化が進んでおりまして、なかなか単一の町内会ではコミュニティの醸成が難しいというような状況もありまして、それで地域連絡協議会という、1つ枠を大きく広げながら新しい取り組みをしていこうと。議員御指摘の新たなコミュニティの考え方もその中で1ついろんな形が出てくるのではないかと、そんな期待が実はございます。まさにそういう期待を持ちながら、地域連絡協議会についてはぜひ新しいコミュニティのあり方について、何かしらのやっぱり展望なりをしっかりと持っていただければという期待もございます。実際に町内会連合会では、さまざまなコミュニティの研修会を行っておりまして、なかなか私どもでは1つ枠を飛び出すことができないような取り組みをされている先進的な事例もたくさんございます。そういった先進的な事例含めて、やはり研修会の中でもいろいろ勉強されているというふうに聞いております。そういった機会をしっかりと大事にして、またより多く持ちながら、やはり今後の名寄市における一番いいコミュニティのあり方というのをぜひ探していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ぜひ地域連絡協議会をもとに新しいコミュニティのあり方を模索しながら、きちっと地域の問題は地域住民の皆さんの力で解決できるという方向に持ってってもらいたいと思います。

最後に、地域コミュニティの再質問について、地域と大学との連携についてちょっと質問したいと思います。先般私もちょっと東京のほうに行き

まして、港区の芝に行ってきました。そこでは、港区の補助メニューで昭和の地域力再発見事業というものをやっています。何かというと、地域の大学というと、芝というと三田なのです。三田というと慶應大学です。慶應大学の学生と地域の住民の皆様の協力に基づいて、こういうことです。子供たちが伸び伸びと遊び、お年寄りが安心して暮らせるような、人々がお互いに支え合うという関係をつくるために、一つのコミュニティー拠点、コミュニティーの発信拠点として芝の家というものを運営しておりました。この芝の家というものがどういうものかということ、地域地縁、いわゆる昭和30年代に隣近所の地縁のよかった時代に戻そうというような取り組みだそうです。そして、ただ違うのはそこに携わっている人は芝に住んでいない人もいました。いわゆる遠くから電車に乗って、ボランティアとして支えてくれる人、まさに先ほど言った地縁型とテーマ型のいわゆるコラボレーションと言ったらおかしいですけども、新しい形でのやっぱり取り組みだと思います。名寄市においても名寄大学と連携しながら、この新しいコミュニティーの拠点として、一つの考え方の中で大学との連携の中で新しいコミュニティー拠点ができないものかということをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 名寄市立大学では、平成20年度に文部科学省が実施しております質の高い大学教育推進プログラムというのをございまして、このプログラムを活用しまして人口減少地域における人口減少地域の中心市街地を元気にする大学づくりを目指して、異世代交流と体験学習を軸とした教育改革の取り組みということで、この質の高い大学教育推進プログラムに申請を行った経過がございます。この申請の主な内容は、中心市街地の空き店舗を活用しまして異世代交流の場として整備を図り、本学の特色ある教育活動の拠点としようとしたものでございます。

高齢者、子供、それから障害のある方と学生との交流や体験活動学習を通じまして、本学の教育活動の特性をより高めようとしたものでございます。残念ながらこの申請した取り組みにつきましても、教育プログラムとしての未熟さもございまして、採択には至りませんでした。しかしながら、昨年9月に実施されました商店街あそびの広場では、名よせ通商店街、それからサンピラー商店街、それから名寄名店街をフィールドにいたしまして、この空き店舗や商店街の広場を活用いたしまして、短期大学部、それからこの3つの商店街、それからMOA美術館北の児童作品展実行委員会、ひまわりの絵コンクール実行委員会などの団体が協力をいたしまして、児童絵画の展覧会ですとか、人形劇、それから絵本の読み聞かせ、茶の湯の体験、生け花体験、それから昔遊びやパフォーマンスなど3日間にわたりまして交流活動を通じた商店街の活性化事業に取り組んだという経過がございます。地域コミュニティーの形成ということは、大学としてはそれを教育プログラムに組み込んでいくというのは少し難しい面もありますけれども、今後いろいろ多方面にわたりまして関係機関からの要請に応じまして協力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 再度ちょっとまとめていきたいと思っております。地域コミュニティー、本当に新しい形で大学と地域が連携した形の中で、新しいやっぱり発信拠点、中心街の空き店舗を利用した中で誰もが行けて、そこで弁当食ったり、いろんなこともできる、子育ての支援もできる、イベントもそこでやれるような、少し小さな形でもいいですから、新しい形での拠点をぜひ強く求めておきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどからいろいろと貴

重なる御提言いただきまして、ありがとうございます。大学と地域の関係については、それぞれが高め合う仕掛けというのがやっぱり必要なのかなというふうにも思います。大学生にもそんなに負担をかけない。しかし、しっかりと地域の中に入って行って勉強ができるような、そして地域にも喜ばれる仕掛けというものを商店街やいろんな施設も含めて考えていきたいというふうに思います。

また、先ほどGISの関係で、いろいろこれも貴重な御提言をいただきました。情報を全て統合していくというのは、多分いろんなメリットも、しかしデメリットもあるのだと思いますが、データをしっかりと生かし、活用して、それを地図上に落とし込んで戦略的な政策に使っていくというのは全くそのとおりでありまして、今の地域のコミュニティの話にしても、町内会の人口動態のデータだとか高齢化率だとかのデータを色別に落とし込んで行って、わかりやすくその情報を地図上に落としていろんな戦略に使い込んでいくというのは非常に大事な提言だというふうに思いますので、ぜひこれはきょういただいた提言持ち帰って、できることからしっかりとやっていきたいというふうに思いますので、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

雪対策（冬のみちづくりプラン）について外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず、大きい項目の1番目、雪対策、冬のみちづくりプランについてお尋ねをいたします。今年度異常気象、また低温のため降り積もった雪が解け切らず、積もった雪が道路に積もり、狭く、交通または安全対策に大変支障を来しております。ある札幌から転勤された方がこのように言われておりました。名寄は、除雪は本当にすばらしい除

雪をするのに、なぜ住民が雪を道路に捨てるのか。雪を出す人もいるし、自分の雪を向かいに出す方もいると。また、除雪を請け負っている業者がその除雪の雪を民地に置かず、道路に雪を押しつけていく。その道はS字に湾曲し、車や人間が通行に大変支障を来しております。この冬の除雪対策を取り巻く状況というのは、高齢社会の進展や除雪作業員の高齢化という担い手不足のため、建設業者の経営の縮小、また経営の体力の低下などの課題と市民ニーズの多様化など、社会環境の中で満足度の高い除雪体制を進めるためには、行政だけではなく、市民や企業との協働での取り組みが必要であると考えられております。雪対策は、現状の取り組みや体制やルールやマナーを広報または新聞でPR活動しております。また、業者には除雪ルールを降雪前に説明会を開催しておりますが、一部の関係者や関係業者がルール違反、マナーを必ずしも守らないのが現状であります。そのようなこともあり、名寄にも札幌市のように冬の市民生活のルールの確立が必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、本年の雪の状況を見るに道路等に雪を出す行為をされないためにも、地域の雪は地域で、地域の処理を行うためにも雪投げ場の確保をする必要があると思われれます。例えば既存の公共用地の公園や使用されていない公共用地または民有地を利用して可能な限り拡大していくことはできないのでしょうか。札幌においても民有地の確保に向けて、土地所有者に対して優遇策を行っております。本市も民有地拡大のためにも優遇制度をつくり、各地域の土地を確保し、除雪体制を進める必要があると思われれますが、理事者の御見解をお願いいたします。

市民に対しても堆積スペースの確保や雪を踏み固めるなど敷地内、駐車場内、また庭先などに雪を処理する工夫や指導を進めることが必要と考えますし、建築確認申請時を活用して可能な限り敷地内の雪は敷地内で、自分の雪は敷地内で処理

するためにも堆雪スペースを確保し、市の除排雪助成で雪を投げる体制の仕組み等々の啓発が必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、限られた予算や除雪車、除雪機械などで今後とも市民、行政が満足の高い雪対策を推進し、安定的に除排雪作業を実施するには、市民の除雪のルール、マナーの徹底も必要かと思われまます。そのためにも雪対策の基本計画、早期の策定が必要と考えられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2点目、障害者の自立のため、就労支援の取り組みについてお尋ねをいたします。障害者優先調達推進法が昨年8月に成立をいたしました。本年4月1日から施行されております。同法は、国や地方公共団体、独立行政法人に対し障害者が就労施設でつくった製品の購入や掃除など業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求められております。障害者優先調達推進法が4月1日から施行され、本市も就労施設等の受注機会の積極的な取り組みが必要と考えられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

自治体は、障害者就労施設等々の受注機会の増大を図るために必要な措置を講ずるという今回の法の努力義務が課せられておられます。このことを実行するためにも、1つには物品の調達目標を定め、調達方法を策定し、公表しなければならない。2つには、その方針に即して調達を実施する。3つには、調達実績を取りまとめ、住民に公表することと法律で成立をされております。本市の目標、取り組みについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

現在国や北海道、市町村などの商品購入や業務委託に際し、競争入札による契約が原則になっております。民間企業に比べ競争力の弱い障害者就労施設が契約するのは大変厳しい実情であります

し、現状であります。また、施設や自宅で働く障害者がふえる一方、景気低迷により民間企業からの仕事依頼は減少しております。さらには、障害施設の発注が不安定であるため、行政からの安定した仕事を求められる声が国からも求められておりますし、障害施設からも求められております。各地方公共団体や独立行政法人では、ハート購入法の制度を本市でも導入する必要があると思われまますが、理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目3つ目、名寄市立病院の改善についてお尋ねをいたします。前回も定例会で名寄市立病院の駐車場問題は質問をさせていただきました。今回もやるつもりはありませんでしたが、市民からの苦情等がちょっと多いものですから、今回入れさせていただきます。駐車場、ビル風、待合室の仕切り、調剤薬局までが遠い等々の皆さんの御意見がありますので、まとめてお尋ねをさせていただきます。今回駐車場問題が出ましたのは、工事が始まり、なかなか駐車場にとめる方がとめづらいというふうに言われておりました。それで、患者さんが駐車場にとめられないのであれば、親族または友人、知人の方に病院まで送っていただくということと言われてまして、今前のほうにはおりられるものですから、北側の裏口に皆さんが患者さんを送り迎えをされております。その部分で入る際に大変強いビル風が起きているという苦情をお聞きをいたしました。これは、結核患者で結核の手術をした方、本当にもう呼吸が困難になりそうになったというふうに言われております。また、小さい幼児、赤ん坊を抱えたお母さんがあそこに入る際に本当にもう大変な思いをして入られたという部分がありましたので、このビル風等についての改善ができるのかどうかお伝えいただきたいというふうに思います。

また、駐車場に関してはこの工事区間で、病院内、病院外で300ぐらいの駐車ができるようになっておりますが、今回工事が始まり、なかなか病院に車をとめられないという部分で大変苦情を

いただきました。朝回してみると、やはり花園公園、そして幼稚園の横等々、また病院の古い医師住宅の裏、またはお菓子屋さんの横はもう朝になるとびっちらになっていると。私たちが行ったときには、もう駐車場がないという状況になっているということで言われております。そのため裏側の精神病棟にとめる方が多いものですから、そこから調剤薬局まで歩く距離が大変長いと。この名寄市立病院へ行くのは、私たちは体が弱くて行くのですよと。健康で行く人はいないのでというふうに言われて、改善はできないのかというふうに言われております。

また、もう一点は、待合所の仕切り、やはり裏から入る回数が多くなったので、人に見られるのが恥ずかしいという方がいると。この部分を言われておりますので、本市としてこの改善ができるのかどうかをお答えいただきたいというふうに思います。

最後に、大きい項目4番目、名寄東病院のことについてお尋ねをいたします。きのう大石議員が言われておりましたけれども、私もその部分をお聞かせをいただいて、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ただいま高橋議員から大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、雪対策、冬のみちづくりプランについては私から、大項目2の障害者の自立、就労支援の取り組み及び大項目4の名寄東病院の運営については健康福祉部長から、大項目3の名寄市立総合病院の改善については病院事務部長からの答弁とさせていただきます。

大項目の1、雪対策、冬のみちづくりプランについての小項目の1、冬の市民生活のルールについてお答えをいたします。市民への周知として、雪が降り始める前に広報やホームページで道路に雪を出さないように呼びかけていますが、なかなか理解が得られない現状にあります。また、道路

パトロール中に道路に雪を出している市民を直接見かけた場合は口頭で注意をしていますが、さまざまな理由で協力を得ることがなかなかできない現状でもあります。また、町内会にも御協力をいただき、雪出し禁止の看板やのぼりを設置して対応をさせていただきます。今後におきましては、年間を通した広報活動を通じて、除雪や利雪・親雪の理解を高めるほか、市民一人一人のマナーの向上のために協力と理解をお願いしてまいります。

次に、小項目の2、雪置き場対策についてでございます。名寄市では、天塩川河川敷など7カ所を雪置き場として設置をしております。また、近隣市町村においても公園を雪置き場として使用している例もありますが、名寄市の場合は各町内会に維持管理をお願いしてきた経緯の中で、道路除排雪の雪については公園に搬入しないことを現在も双方で約束を継続しているところであります。また、他市では民有地の空き地を活用する事例がありますが、名寄市の場合ではまとまった空き地を確保することが難しいことから、これまで特段の対策は行っていない現状となっております。雪置き場対策としては、平成22年度から雪印跡地を借り入れて利用していますが、異常気象による大雪の対応として新たな雪堆積場の確保が急務となってきておりますので、新年度に向けて確保してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、敷地内の処理対策についてであります。札幌市では、一部都市計画区域内に地区計画を設定して雪の堆積スペースを確保するよう制限を設けている例がありますが、名寄市におきましてはスペース確保の指導は行っておりませんが、新築住宅については平成4年から勾配屋根の雪の落雪による雪どめ設置指導基準を設け、隣地との敷地境界までの建物の離れについて、建築計画の段階で確認し、指導をしております。近年は、北国の住宅建築について寒地建築技術講習や北方型住宅技術指導講習などで使われるテキストでも冬の暮らしづくりのサンプルとして敷地計

画と雪処理について堆積スペースの設け方などが示されているものがあり、冬に暮らすための建築計画を行う建築業者の配置計画はこれらを参考とされることや建築基準法で規定する敷地に対する建築面積の割合による制限があるため、常識的な範囲の空きスペースが必然的に設けられるため、この建蔽率のチェックを行うこと以外に雪処理に関する指導は行っておりません。また、堆積スペースがない場合の融雪槽の設置ができる仕組みなどにつきましては、平成8年から8年間民間住宅の融雪施設設置への資金貸付事業を行い、一定の実績がありましたが、現在は敷地に対する雪処理対策としては排雪ダンプ助成等事業で対応させていただいております。個人住宅建設に当たり、建築基準法以上の規制をかけることは難しいと判断をしており、個人の敷地内雪処理については個人負担を伴うこととなりますが、今後におきましても引き続き市民に協力をいただけるよう情報発信を行ってまいります。

次に、小項目の4、雪対策の基本計画の策定についてお答えをいたします。名寄市においては、平成元年に住みよい雪国都市を目指すために名寄の冬を楽しく暮らす条例が制定されております。条例では、行政と市民の果たすべき役割についても定められており、この条例の精神に鑑みながら、目前に迫った高齢化社会や除雪事業者の担い手不足、限られた財源の中でどのような施策を展開させていくことができるのか、また市民との協働の推進を図るための情報発信やソフト事業の導入など雪対策に関する具体的な計画について、研究を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目2と4について申し上げます。

初めに、大きな項目の2の障害者の自立、就労支援の取り組みについて、小項目で3点の御質問をいただきましたが、関連しておりますので、一

括して申し上げます。最初に、当市における障害者雇用の現状について申し上げます。障害者の自立に向けた就労継続支援は、市内6事業所において行われており、一般企業との間で正規雇用契約を結んだ事業所で行われるA型が2事業所、リハビリを主な目的とし、賃金体制や労働法規などの法令適用外となるB型が4事業所となっております。これらの事業所での生産、販売部門では、シイタケ、蜂蜜、パン、カレー、チーズ、お弁当などの食品提供が主なものとなっており、他の部門では清掃、除雪、資源分別作業などの事業に従事され、事業所全体では1日約160人の障害を持った方々が就労している状況となっております。また、一般の民間企業での雇用状況では、平成23年3月末現在で73人の雇用があり、雇用率達成企業は63.2%となっております。この数字は、全国平均47%、北海道平均53%を上回っており、現在も微増の傾向にあると認識しております。第3期名寄市障害福祉実施計画における就労継続支援の目標数値では、A型においては1カ月の利用目標人数110人に対し108人、B型においては1,606人の目標に対し1,826人となっており、本年3月1日付で市内に新たに就労継続支援A型事業所が定員20名規模で開設されたことに伴い、今後さらに雇用の拡大が推進されるものと期待しております。

御質問の障害者優先調達推進法及びハート購入制度への取り組みにつきましては、現在事業所での生産物には市が必要とする物件がないため予定はありませんが、地方自治法施行令第167条の2に定める障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に該当する事業所等で随意契約にて発注する事業については、継続して実施してまいりたいと考えております。今後障害者総合支援法に基づく事業者や施設並びに在宅就労障害者等の提供可能な物品、サービスの状況を見据え、市としての調達方法について検討してまいりたいと考えております。

なお、障害者の自立促進に当たっては、NPO法人なよろ地方職親会が主催するジョブコーチ養成研修も大きな力となっており、また名寄市立大学におきましても平成26年から精神保健福祉士の養成課程設置に向け準備が進められており、精神障害者の社会復帰に向けた取り組みが一層推進されるものと考えております。

次に、大きな項目4の名寄東病院の現状と将来展望について申し上げます。さきの代表質問の答弁内容と一部重複することを御了承いただきたいと思っております。名寄東病院は、道北における慢性期医療機関としての役割を果たすため、平成15年12月に国から移譲を受け、国から示されている病院形態の用途指定を10年間委託、管理を指定することとし、名寄東病院の管理運営の委託に関する基本協定書を名寄市と社団法人上川北部医師会で締結しております。名寄市病院事業の設置等に関する条例第16条の規定により、平成18年9月から平成25年度末までの指定管理の管理期間となっております。名寄東病院は、開設当初から指定介護療養施設サービス60床を提供してきましたが、医療制度改正により療養型病床の再編を先取りし、平成19年7月に介護療養型病床の指定を返上し、全床106床を療養病床に変更いたしました。慢性期医療機関として、内科、リハビリテーション科の医療を提供しており、地域密着型の病院として、症状が安定し、その後も長期療養が必要な患者が療養生活を送るために慢性期医療機関として運営されております。平成23年6月から常勤医3名を確保することができ、週末当直を月1回から2回出張医に依頼し、診療体制を維持しており、現在も地域密着型の病院としてより地域の方々に必要とされる病院づくりを目指しております。

名寄市は、名寄東病院の円滑な運営を図るため、名寄市病院事業の設置等に関する条例第14条の規定に基づき指定管理の指定を受けた上川北部医師会に対し、地方自治法第232条の2の規定並

びに名寄市補助金等交付規則及び名寄市名寄東病院診療交付金交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で病院の管理に要する経費のうち病院に勤務する職員の人件費に相当する額を交付し、健全経営に努めております。この地域の医療体制は、今後におきましても大きく変わることがないことから、現有の医療資源を最大限に活用し、市内のプライマリーケア、初期診療、かかりつけ医を担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う名寄東病院、それぞれが医療機能の分担を図ることが必要なことから、平成26年度以降につきましても維持管理などに必要な経費につきましても市が責任を持ち、現行の指定管理制度を活用しての継続が望まれると考えておりますので、現在上川北部医師会と協議を行っているところであります。今後の予定につきましても、相手方の機関決定を経て手続に入り、9月定例会では名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、12月定例会では指定管理者の指定について提案したいと考えております。さらに、平成22年4月から3カ年間不在となっております院長が着任することとなり、さらなる道北地域における慢性期医療機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院の改善について、（1）の駐車場、調剤薬局の問題についてからお答えをいたします。

精神科病棟の改築工事によりまして正面駐車場が減少し、周辺駐車場も点在しておりますことから、御利用の皆様には大変御不便をおかけしております。来院者へ駐車場を案内するために誘導員を配置しておりますが、近いところからの駐車場が満車となるため、歩行がづらい症状をお持ちの方でも少し離れた駐車場を御利用いただくしかないのが現状となっております。御指摘のありまし

た救急入り口正面駐車場に駐車をし、調剤薬局で薬を受け取り、また戻るのがつらいという場合には、医事課会計のところに各調剤薬局のファクスコーナーも設置されておりますので、御希望の調剤薬局を選択され、お車での御帰宅の途中でお受け取りいただくことも一つの方法ですので、御利用をいただければと思います。

また、現在医師寮の解体工事を行っておりますが、3月25日から5月の連休明けぐらいまでの予定で約40台の駐車が可能になります。夏に再び本格的に駐車場として整備を行います。工事終了後は病院正面にも近く、調剤薬局にも近いところに駐車場が拡大できる予定ですので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。あわせて2月23日から休日も正面玄関に警備員を配置して、午前7時から午後6時まであける対策をとり、8号通側から病院周辺を回って調剤薬局へ行かなければならない御不便は、時間内については解消することができました。

次に、調剤薬局付近の路上駐車が多いという点につきましては、病院周辺を含めまして名寄警察署からも指導があり、セーフティーコーンの配置や看板の設置、誘導員の巡回、院内放送などで駐車禁止の呼びかけを行っております。工事開始以前からも法規やマナーを守らない駐車が見られまして、日ごろよりお願いを申し上げておりますので、今後も引き続き啓発活動を行ってまいります。

次に、(2)の裏口、救急出入り口のビル風対策についてお答えをいたします。現在の救急出入り口は、平成19年から20年度に救急棟を増築した際に改修を行っておりますが、建築に関する法令等により既存建築物の本院を全面改修しなければ本院と全面で接合した増築はできないことから、現状の通路を設置いたしました。天候により強風時には、片屋根であることと周辺の建物の構造から風が巻く現象が見られることがあります。精神科病棟の改築工事中は、救急出入り口の利用が多くなることから、自動ドア化と通路の風除室

化を検討し、事業者の積算を依頼いたしましたが、救急待合室付近の暖房能力強化などを含めて全体で4,200万円程度の費用が見込まれ、院内協議の結果、断念をしたところであります。さらには、テント材料などにより通路を覆う構造についても検討しましたが、通路側の不足と強度の面で仮設物は設置しないことといたしました。また、車椅子等の利用者の皆様には配置している誘導員がドアの開閉の援助を行うなどの対策も実施しており、現状での運用を行っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、救急外来の待合室の件であります。救急外来の利用状況につきましては1月以降インフルエンザの流行もあり、多い日には1日100名を超える患者数の日もありました。そのような混雑時期には、廊下にも席を用意するなどして対応しておりますが、重篤な状態で搬送された患者さんの御家族や事故などで関係者の方がお集まりになるなどした際には、医療スタッフとの調整もあり、待合を仕切って対応することは困難な状況であります。また、事務当直者が救急の受付業務とお見舞いの御家族や来院者、職員の出入りも管理することから、現時点で入り口の横などをカーテンで仕切るとは安全管理上からも支障があると考えております。

なお、救命救急センターの指定に向けた協議の中で待合室等の改修が必要になる場合には、改めて協議をする事項であると認識をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 答弁をいただきましたので、再質問と要望をしてまいりたいというふうに思います。

まず、冬の除雪体制についてちょっとお尋ねをいたします。今冬は、やはり大変に雪が多いというか、雪が降っても解ける日がなかったものから、累積降雪量が2月10日ぐらいで702セ

ンチと。まだまだ解ける能力がないと。前年度よりも57センチ、平均で65センチ多いということで、大変な思いをして、今回は除雪業者の方々も苦勞されたかなというふうに思っております。今回札幌から来た人がいまして、本当にその方の会計士の方が名寄というのはどういう状況なのですかというふうに言われまして、札幌では罰せられているみたいなのです。敷地内の道路に雪出しをしないということで、道路法の43条、道路交通法の第76条、道路交通法の施行細則の第19条だとか、路上駐車をしないだとか、河川に雪を投げないだとか、下水道、雨水樹に投雪をしないということで下水道法第16条等々があって、罰せられている状況みたいなのです。その方は、本当にもうここまで、私は毎年市民にもルールや何かは広報等で言っていますし、業者にもこの除排雪前に集めてこういうふうに道路に雪を投げたらいけないよというふうに指導しているのですと言ったのですけれども、その指導はどうなっているのですかというふうに言われております。その中でやはり私は、ここのルールまでは、条例までは必要ないと思うのです。本当やはりこの市民のマナー、また業者のマナーがしっかりしていれば、ここには投げてはいけないなど。そのときに言われたのが市職員はうちの斜めにいるのですけれども、その方が私の向かいに雪を投げるのですと言われたのです。その名前は知りませんよ。名前は知らないのですけれども、そう言ったのです。だから、本当やはりマナーをしっかりするためには、市としてはどうしていけばいいのか。先ほど広報等でしっかりとやっていくと言ったのですけれども、先ほど言ったように雪をダンプで投げている方には市では指導していますというふうに言っても、やっぱり聞いてくれないと。札幌では、町内会、そして警察、行政が一緒になって回って、排雪をしているの方々に対しては、排雪って道路に投げている人だとか、除雪業者が道路に投げているところというのは、その3者で指導しているみた

いなのですけれども、名寄はそういう取り組みと  
いうのはできないのかどうか、ちょっと教えてい  
ただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 職員の雪出しと  
いうことでは、まことに申しわけなく思っており  
ます。

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけ  
れども、シーズン初めに実は1回しか周知をして  
いないという、これ本当に申しわけないのかなと  
思っております、なかなか1回では理解してい  
ただけないのかなと思っております。まずは、市  
民の理解が必要ということで、年間を通して広報  
活動、25年度からやろうということにまず重点  
を置いていきたいなと思っております。その上で  
議員が言われている札幌の冬のみちづくりプラン、  
これをお手本にさせていただいて、今言われてい  
る警察、町内会、それとできれば関係機関も含め  
て協議、研究などしていきたいなと思っておりま  
す。単に先ほど言いました交通法で、罰則規定は  
まさにあります。これは、条例でも規則でも使わ  
なくても交通法で罰金刑になっておりますので、  
わかればそうなりますけれども、まずうちのほう  
は周知が足りなかったというものも含めて、こと  
し1年そこを重点的に頑張っていきたいと思っ  
ております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひこの周知は願  
いしたいなというふうに思います。本当私警察と  
町内会、行政が一緒に回るといのは、これは必  
要だと思うのです。先ほど言ったように、やっぱ  
り行政だけで行くと何だというふうになりますの  
で、警察が1人入ればまずいのかなというふうな  
状況になるのかなというふうに思いますので、そ  
の体制は一応つくっていただきたいなというふう  
に思います。

市として排雪業者、または今排雪業者ではなく  
民間の住宅の出入り口を朝除雪されたものを、重

いものをこうやってはねる業者がたくさん出てきております。その中で何件かの方だと思うのですが、業者でもやはりはねるところの逆に住んでいない土地だとか何かあると、そこに投げる業者がいるのです。そこがやっぱり湾曲にこういうふうな道路になってしまったりなんかするのですけれども、そういうパトロールというのは市として、朝やりますから、朝5時だとか4時だとか3時だとか出てきつとはねていくので、どこの業者が出たというのわからないと思います。でも、それを見つけてやはり指導をしていかない限り、今の現状ではずっとそのままになってしまうというふうな思うのですけれども、そういう部分というのはどういう対策をされるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 民間の除雪では、今議員言われたとおり敷地がある場合については民間の除雪を受けていただきたいということで、敷地がない場合については受けないということ、敷地がない場合については当然排雪していただくという、これが原則でありますけれども、実質上議員言われたとおり確かに業者の方が堆積場ないときに雪というか、ちょっとしたスペースでも置いていくというのは、それは私も確認しております。これパトロールで見つけるというのは非常に難しいことなのですけれども、これも先ほど言いましたとおりシーズン初めと、それと事あるたびに業者のほうにはお話をさせていただいているのですけれども、なかなかこれも理解していただけないという部分が1つありますので、そこも含めて先ほどの協議ばかりになりますけれども、してまいりたいなと思っておりますし、できればパトロールも朝早いものですから難しいのでありますけれども、そこら辺も何かそういう工夫をしていきたいなと思っております。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。業者にもいろいろありまして、名寄市で年前にやる講習会に出ていない業者も何件かあるものですから、その辺もやはり排雪業者に聞けばあそこもやっているよ、ここもやっているよというのがわかりますので、シーズン初めのときにはそのわからない業者も入れてしっかりやっていかない限り、これはずっと終わらないなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、土地の確保なのですけれども、今公園等は先ほど言われたように町内会が管理しているものですから、排雪機械で入れるというのはやっていないで、本当に人を入れるような形では入れさせるだとかという協定はある程度ありますけれども、札幌のようにここは土地がないわけではないのですからいいのですけれども、しっかりとしたある程度の投げる場所の確保だけはしっかり道づけていただきたいと思います。町内会でも、8号なのです、一番。8号、毎回一番最初にあそこは道路が狭くなります。そして、排雪をします。排雪をして、次の日の朝にはもとに戻ってしまうのです。それはどういうことかということ、西小から向こうはほとんど道路の幅員幅がもとのところですから、8メートル以下だとかということもあるものですから、皆さん8号道路の排雪が終わると向こうから持ってくるのです。そして、次の日の朝になるともう同じような状況になってしまうという状況になります。だから、ああいう町内会に対しては、あいている敷地を利用していただいて排雪する体制をやっぱり。あそこは寺町なのですか。寺町地区だとか、ああいう部分というのは町内会でしっかり話し合っていたかからない限りもう本当に終わらないと思うのです。道路の排雪終わったら雪を出せばいいなという状況で進んでしまうような状況なのですけれども、そういう部分というのは行政として進められているのかどうか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員が言われました8号道路、それとこれは市道ではありませんけれども、道道、15線もまさにそのとおりで、排雪した後はすぐ雪で道路が真っすぐでなくなるという状況になってございます。個人の堆積場につきましては、きょうの答弁の中にもありましたけれども、個人住宅の中では一般には建蔽率というものがありまして、一般的な住宅では10分の4から10分の5、10の6だとか、例えば一番きついところでは100平米で40平米の建築の面積しか建てられません。そうすると、60平米スペースができます。それは、法の中では住環境ということで、木を植えたり、芝とかということになっておりますので、そこを先ほども言いましたけれども、法以上の規制をかけるというのは非常に難しい状況になります。そうしますと、地区ごとにどうするかといいますと、今言われたとおり町内会のほうでそういうスペースがあれば一番いいのでありますけれども、先ほども言った寺町もそうですし、西町もそうですけれども、空間スペースがほとんどない状況なのです。そうしますとどうするかといいますと、先ほど言いましたとおり個人住宅の中で一定程度堆積スペースを設けていただいて、それでたまった場合は排雪ダンプで排雪してもらうというのが今の状況になっております。今現在私の頭の中ではそこしか解決方法はないかなと思っておりますけれども、一定の全道的なそういう堆積スペースも含めて調査研究というのはこれからやらなくてはいけない。ちょっと自分としては遅いかなとは思いますが、やっていかなければならないのかなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。そういうところは、やっぱり民間のスペースを活用するしかないかなというふうに思いますし、そのためにも土地の所有者に対して優遇措

置、そういう部分はつけるだとかするのがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。私は、建築申請時にしっかりと雪対策の堆積スペースはとっていただくようにしていただかないと本当にもういろんな部分で大変なのかなという部分がありますので、この部分でもしっかり指導をしていただきたいなというふうに、この指導できないのが今なのですけれども、やはりこういう条例をつくることによってそれを解消できると思うのです。国ではそういう条例だけれども、本市ではこういうふうになっておりますよという。道州制や何かもこれからどんどん、どんどん進みそうですし、そういう部分も活用してこの雪対策を進めていただきたいと思います。

最後に、この除雪の体制なのですけれども、今除雪業者も含めていろんな部分をやられています。先ほど言ったように、除雪をする方の人材がもう65を超えて70歳の方もおられて、この除雪ダンプに乗る方を募集したと。そうしたら、ある業者は1人しか来なかったと。除雪の経験がありますかと言ったら、ダンプはあるけれども、除雪の排土板で除雪をしたことはありませんという、ことし1年は除雪の機械の助手席に乗せてどういうものか見せなければだめだという業者もいました。そういう企業もいますし、今までこれ一番公共工事の最盛のときから今約半分になっています、公共工事が。企業も機械も減らした、人も減らした、企業も縮小している中で、これからの名寄市も高齢化率も今28%、これからどんどん30、35までいくようになってくると思いますから、本当に除雪の体制が大変だなと思っておりますけれども、名寄市としてこれからの除雪体制どう考えているのか。ちょっと具体的というか、長内部長さんの思いなのか、本当に思いがこれからどんどん行けばいいのですけれども、思いを言っていただいて、除雪に対しては終わらせていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 途中から自分の考え方になるかもしれませんが、今議員が言われたとおり夏場の公共事業、これの縮減によって、経営環境の改善なんかによりまして、重機やダンプ、あるいは先ほど言いました作業員が非常に減ってきております。当然ながら業者による機械力の低下、あるいは運転手の高齢化、それに伴う若年運転手の確保、それとそれに伴う育成に係る時間が非常に多くなるかと思っております。しかしながら、これは何とかクリアしていかなければならないと思っておりますので、これまで名寄市的にはハードな部分で協議を、検討を行ってまいりました。先ほど来言われているいろんな計画も含めて、ソフトもこれから重要なことではないかと。それと、雪出しも含めてそういった部分で研究をしてまいりたいと思っておりますし、その中では早急な対応として25年度からやる時には、まずダンプが少ない、作業員が少ない、それと交通整理人がいないということでは排雪体制が整わないというのが1つあります。これをどうするかということで、いろいろ今の段階で25年度についての研究しかしておりませんが、東西南北に雪堆積場を設置して、今堆積の部分では1カ所しかあけないで、そこにそれぞれ排雪ダンプを持っていくと。そうすると、ダンプは非常に混雑をして、そこにもまた時間かかるということになってございます。それで、25年度から何とか東西南北に地区ごとに決定しまして、堆積場を確保して、そうすることによって回転率を上げよう。ここしか今のところはないのではないかと。ここで、これは25年とりあえず取り組んでみようということで今ちょっと検討させていただいている最中です。そのためには、堆積場の確保というのはこれ最重要課題になってくると思っておりますので、そんなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。残った部分は、熊谷議員のほうに託したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、障害者の雇用についてちょっとお尋ねをいたします。先ほど言われました部分、民間企業で73名雇用されているというふうに言われました。そして、事業者の雇用率が63.2%、北海道は53%ですから、十何%ぐらい高いというふうに言われて、A型の今回の雇用が、A型というのは年間雇用でしっかりした就労、金額をもらえる人たちだと思いますけれども、この73名というのは業種別にどのようなところにお勤めになっておられるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今御質問にありました73名につきましては、事業の部分でいきますと19企業ということで、この数字につきましては平成23年3月31日現在のハローワークなよろのデータによるものでございます。基本的には、それぞれの業者がでございますけれども、一番多いのはやはり卸売、小売業という形になってございます。それ以外には製造業、さらには総合サービス業、医療、福祉というような形の数字になっているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） これ何社なのでしょうか。名寄には、障害者雇用の部分が何社あって、何社の確率でこの73名が雇用されているのか。この障害者雇用促進法があって、今1.8でしたか、身体等含めて。18年度からは、障害者、精神障害の方も含めての雇用体制に入ってくると思いません。ことしは、身体や何かは2%にはね上がるのですけれども、名寄には何社ぐらいこの雇用業者があるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） データによりま

すと19企業と聞いております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 19企業ということは、民間の企業は何社入っていて、きっとこれ民間の企業でしたらほとんど何社も障害者を雇用されていない状況なのかなど。2%というのは、きっとその会社の職員に対しての2%の方を雇用しなさいという部分だと思いますから、雇用しているのは、19社の中にきっと陽だまりだとか、ああいうところも全部入って19社だと思うのですけれども、本当の民間企業というのは何社なのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） このデータによりますと、産業別雇用の状況で障害者を1人以上雇用することが義務づけられております一般の民間企業ということのデータでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） それなら、私はまだまだ上がってくると思うのです、きっと社会的には、19社では済まないというふうに思うのですけれども、いいです。

それで、その雇用に対して今回障害者優先調達推進法ができて、市としても目標等が決められるというふうに思いますし、これからどういふふうに進んでいかなければいけないのかというのも先ほどは出ませんでした。今までやっていることが出ていたのですけれども、そういう部分を出さなければいけないというふうに思いますし、私はこの19社ではきかないと思いますので、しっかりと障害者就労施設という形で民間企業にもPRをされたほうがいいのかというふうに思っています。最後に言ったハート購入制度導入がやはりその制度だと思います。その中で障害者の雇用努力企業ということで、このハート購入制度を活用することによって、うちの会社には障害者、職員が10名ですけれども、2%ですから2人の方を雇用していますと。努力企業ですから、うちか

ら企業としても行政としても物品等々を買ってもいいというような形のハート購入制度もあるみたいなのですけれども、この部分というのは三谷部長はどういうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほども答弁で申し上げましたように、現在名寄市でそれぞれの障害の部分で製造等々をされている分は先ほどお話ししましたように食品が主だということで、名寄市で例えば物品で何か欲しいという部分は、今つくっておられる、またはそういう企業というか、事業所が残念ながら今のところないと。ただ、就労でいきますと名寄市総合福祉センターの清掃関係ですとか、名寄公園の清掃管理の部分、例えばこの市役所でいきますと庁内食堂、陽だまりさんが入っているだとかというような形でそれぞれの雇用の部分はありますけれども、物品については今つくられている部分は名寄市では要求というか、欲しいという物品には残念ながら該当しておりませんので、ただ、今議員お話がございましたように、先ほどの答弁のように今後購入については研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく願います。

時間がありませんので、次に参りたいというふうに思います。次に、市立病院の部分お願いいたします。やはり4,200万円かけて直せとは私もなかなか言いにくい部分もありますので、これは言えないのですけれども、先ほど言ったようにテント式を検討したということで、強度上どうのこうのと言われましたけれども、テント式でも私は可能なことは可能なのかなど。今の構造をちょっとあそこへ行って見てきたのですけれども、テント式でも可能なのかなという部分があったものですから、テント式であればそんな何千万円もいかないで数百万円で済むのかなという部分があった

ものですから、このような話をさせていただきました。

調剤薬局のファクスコーナーはわかりました。ぜひ病院等々の会計のときにも説明をしていただきたいですし、そういう方がおられますので、お願いいたします。

あと、医師寮に40台できるということでお聞きしました。しかし、あそこの40台ができたとしてもまだまだ。名寄市立病院は、住民の医療の提供を理念として、1つには患者が中心だと言われております。患者が中心というのは、やはり患者がとめるスペースをつくらなければいけないというふうに思うのです。そして、今名寄のスポーツセンターに車をとめるということで職員が行っておりますけれども、何十台ぐらいそちらのほうにとめておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 主に職員用としましては、今議員から御指摘がありましたスポーツセンターと、あと民有地を2カ所借りておりまして、全部でスポーツセンターは100台程度確保しております。毎日正確に確認はしておりませんが、スポーツセンターには五、六十台、数十台はとまっているのではないかなと思っております。また、周辺にはつばみ保育所利用者ですとか、そういう病気を持った方などは花園公園の一部と民間の駐車場を優先的に配慮をして割り当てをしております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。数十台はとまっているようにはちょっと見えないのですけれども、とりあえず部長のことを信じておきたいというふうに思います。ぜひ市民が、患者が中心の病院にしていきたい。なっていると思うのですけれども、そういう形でやはり進めていただきたいなというふうに思います。この部分、

もう時間がないので、ぜひその部分で進めていただきたいと思います。

最後に、名寄東病院についてお尋ねをいたします。慢性期医療の本当にもう治療を進めるためにも、東病院は重要な施設であります。そういった部分で、私は12月にここの病院がちょっとなくなるというふうにお聞きして、患者さんと看護婦さんが言われていたものですから、この話をさせていただきました。きのう市長が言われた、本当にもう来年度継続して上川北部医師会にやっていただくということで、安心しております。しっかりとした名寄の医療をつくるべく、進めていただくようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

いじめのない学校と社会を外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、いじめのない学校と社会をについて質問をさせていただきます。日本共産党は、昨年12月にいじめのない学校と社会をとの提案を発表したところであります。子供たちの深刻化するいじめを解決していくために、社会全体で力を合わせようと提案しています。研究者の丹念な統計によれば、標本誤差を最大限に見積もってもいじめのない学級は2割を上回ることはあり得ないといえます。相当の数の子供たちがいじめたり、いじめられたり、その模様を目撃して育っているのではないのでしょうか。そこで、子供の命を守るためにお考えを伺いたいと思います。いじめはい

かなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力です。目の前のいじめから子供たちのかけがえのない命、心身を守り抜くこと、子供の命最優先でともかく子供を救おうということが大切だと考えます。さらには、根本的対策としてなぜここまでいじめが深刻化したのかを考えて、その要因をなくしていきこうという社会的な取り組みも必要です。

さて、教育行政執行方針でいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施し、早期発見、早期対応に努めると述べられていますが、どのような方法、対応を考えているのかお伺いします。子供たちへの対応、教員への対応についてお知らせをいただきたいと思います。

また、大津市の第三者調査委員会が同市の市立中学校で起きたいじめ事件について出した調査報告書、ここから学ぶことは多いのではないのでしょうか。どのようにお考えか伺いたいと思います。

次に、子供の権利条例制定の考えについて伺います。平成23年第3回定例会の一般質問でも取り上げさせていただきました。そこでは、その実効性を高めることが求められますので、内部で研究を重ねながら検討してまいりたいとの答弁をいただいておりますが、改めてお考えをお伺いしたいと思います。子どもの権利条約の精神に立って、子供の声に耳を傾け、子供たちが学校運営や社会のさまざまな場面に主役として参加できるようにすることが求められます。隣の土別市では、条例制定に向けての取り組みが進められています。昨年進捗状況等含め視察をさせていただいてきました。子供を常に真ん中に置いた取り組みとして学ぶ点が多いと思います。こども委員会の設置、そして子ども議会へとつながっているのではないのでしょうか。お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

大きな項目2点目、高齢者の暮らし支援について伺います。最初に、風連地区のごみ収集についてお伺いします。風連地区のごみ収集については、平成23年4月から家庭ごみの収集回数がふえ、

風連地区の方々から喜ばれているところであります。最近高齢の方を中心に名寄地域で行っている個別収集を望む声が寄せられています。風連地区のごみステーションの活用は、地域住民のつながりを深めながら行われてきたものと理解しています。しかし、年齢を重ねるごとにごみステーションの管理等、特に冬期間の雪はねなどの負担が重くなってきているのではないのでしょうか。アンケート調査も行われているようですが、風連地区のごみ収集についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、コミュニティバスの運行について伺います。高齢期に入り、運転することに不安を覚え、運転免許を返上する、車を手放す方がふえています。バスに乗ったことがないので、乗り方を教えてほしい、バス停の場所や時間を調べておかないとねと、こんな声をよく耳にするところであります。公共交通機関としてのコミュニティバスの重要性が増してきています。冬期間の利用も多く見受けられます。検証、改善を行うとのことですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。今現在建設が進んでいる北斗団地、高齢の方々も多くなっていると思います。現在のバス停へは随分と遠くなっています。病院、公共施設へのアクセス、町中をどう結びつけるか、まちづくりにもかかわると考えます。今後のコミュニティバスのあり方についてお考えをお聞かせください。

大項目3つ目、平成25年度予算編成にかかわって伺います。地域の元気臨時交付金の有効活用についてお聞かせをいただきたいと思います。昨年末発足した安倍政権下での平成24年度補正予算において、地方の資金調達への配慮と緊急経済対策の迅速な実施として地域の元気臨時交付金の創設が行われました。元気臨時交付金の活用で一般財源の縮小がなされるわけですが、さきの市政執行方針の中では基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期計画の具現化を最優先とした予算編成を行ったと述べ

られています。一般財源の縮小部分の活用をどのようにされようとしているのか伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 川村議員からは、大項目で3点の質問をいただきました。大項目1の小項目1は私のほうから、小項目2は健康福祉部長から、大項目2の小項目1は市民部長から、大項目2の小項目2と大項目3は総務部長からの答弁となります。

大項目1、いじめのない学校と社会をの中から小項目、子供の命を守るために、いじめをなくす取り組みについてお答えをいたします。いじめの問題は、どの子供にもどの学校でも起こり得るものであり、学校教育にかかわる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識をし、いじめの兆候をいち早く把握をして迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときにはその問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携をして対処するなど、いじめの解決を図る取り組みの徹底が強く求められております。これまで本市では、いじめの問題の早期発見、早期対応を図るため、市内の小中学校の全児童生徒を対象に北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施をしてきております。この調査では、今でもそのいじめは続いていますかと回答した児童生徒に教員が内容を聞いて事実を確認をし、校内で検討した結果、いじめであると認知した場合には学校と教育委員会が連携をして解決に向けた取り組みを行ってきております。この調査のほか、各学校では教育相談を適宜あるいは定期的実施をするなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて努めております。

また、いじめをなくすためには、児童生徒に思いやりの心や態度、命を大切にする心や態度を養

うことが大切であります。各学校では、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を実施をし、児童生徒の豊かな心の育成に努めておりますし、道徳の時間の指導や性に関する指導などを通して生命を尊重する心や態度の育成を図っております。

さらに、予防対策としては、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、現在各学校に対しては児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会やいじめ防止の標語、ポスターづくりなどを一層工夫をして児童生徒の自発的、自治的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校づくりを強力に推進していくようお願いをしているところであります。

なお、大津市のいじめの問題に対する第三者調査委員会の報告につきましては、調査委員会みずからが調査活動に限界があったことを述べております。この調査委員会の報告内容が正確であれば、大津市教育委員会の対応は適切さを欠いており、まことに残念であります。この事案を教訓とするならば、第三者調査委員会を組織しなければならない状況に陥る前に教育委員会では学校と保護者、関係機関等と連携をしていじめの問題の解決に全力を尽くすべきであったかと考えております。今後も名寄市教育委員会といたしましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組みを徹底してまいります。そのためこれまで実施をしてきましたいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査などの結果を効果的に活用するなどして、日ごろから積極的に学校の実態把握に努めてまいります。なおかつ、いじめの問題が起きた場合には、学校、保護者、教育相談センターなどとの連携を十分に図りながら、迅速に対応してまいります。また、個人情報の取り扱いには留意をしつつ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行いながら、適切な情報提供を行うなどして、保護者や地域住民の信頼を確保してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、小項目2の子供の権利条例制定の考え方について申し上げます。

平成23年第3回定例会において川村議員より子供の権利条例制定の考え方についての御質問をいただいております。次世代育成支援後期行動計画の着実な具現化に向け取り組みを進めていること、また子供の権利条例制定につきましては実効性を高めることが求められることから、内部で研究を重ねながら検討を進めると答弁させていただいたところであります。次世代育成支援後期行動計画には、次世代の育成に向けた重点課題として少子化への対応、子育てニーズの増大、多様化への対応、地域の子育て機能の低下への対応の3項目を掲げ、さらに基本施策を156細項目に分け、庁内の各担当課で対応してまいりました。平成16年度に策定した名寄市次世代育成支援行動計画の平成21年度の進捗状況は、156細項目中139細項目、89.1%を実施し、17細項目が未実施であり、次世代育成支援後期行動計画の平成22年度の進捗状況は156細項目中143細項目の91.7%を実施し、13細項目が未実施の状況であります。今後におきましても引き続き未実施の細項目の検証に努めてまいりたいと考えております。

士別市におきましては、平成25年4月1日より士別市子どもの権利に関する条例が施行されます。士別市の条例は、こども委員会を立ち上げ、小中高生の話し合いを尊重し、大切にすることをうたい、優しい条例であると考えております。名寄市においては、子ども・子育て関連3法に基づくニーズ調査をすべく、国の動向を注視しているところではありますが、次世代育成支援後期行動計画の検証結果を踏まえ、計画との整合性を図りながら、家庭、地域、事業所、学校等のそれぞれの役割と行政の役割をしっかりと位置づけ、子育てに優しい環境づくりが必要と考えております。

また、重点課題として、子供を中心とする取り組みを進めるなどの行動計画を策定する必要があると考えております。今後におきましてもここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりを目指して、さらなる次世代育成支援後期行動計画の着実な具現化に向け取り組みを進め、子育てに優しい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の2、高齢者の暮らし支援について、小項目1、風連地区のごみ収集についてお答えをいたします。

ごみの収集方法につきましては、定例会におきまして何度か御質問をいただきました。合併後の平成21年第3回定例会においては、収集方式と同じにすべきではないのか、名寄地区をステーション方式にするほうが経費の削減につながるのではないかという御意見もいただきました。個別方式、ステーション方式ともそれぞれ長所、短所がございます。名寄地区では主に個別方式、風連地区ではステーション方式で収集を行っています。これは、地域の形態、住民意識、地縁的なつながりなど地域事情を踏まえて長年にわたり現在の方式を採用してきたところでございます。風連地区におけるステーション及びリサイクルステーションは、旧風連町時代に設置し、以降管理は町内会で行っており、現在約150カ所のステーションと19カ所のリサイクルステーションがあります。ごみの分別、資源ごみの回収など地域住民に浸透してきており、ステーション方式は住民のコミュニティの上で成り立っているものと考えております。市では、リサイクルステーションの維持管理に対する費用として1カ所2万5,000円の助成をしているところでございます。

御質問のありましたように、高齢者や身体が不自由でステーションへのごみ出しが困難な世帯がふえております。こういった御相談に関しまして

は、名寄地区、風連地区にかかわらず、福祉関係部署とも協議をして個々に対応させていただいているところがございます。一般的にステーション方式から個別方式に変更すると、収集業務作業員の人件費と収集時間の延長、収集車両燃料費等で3割程度経費が増額になると言われています。また、現在使用しているステーションも無駄になると考えられます。収集方法につきましては、常にベターな方式をと考えておりますが、変更するには広く住民の意見を聞き、説明し、理解と協力がなければできません。現在風連地区町内会連絡会では、資源物収集に関するアンケート調査を町内会長及び各班長を対象に行っております。その結果を参考とさせていただきながら、地域住民と十分に協議を行い、将来の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、まずコミュニティバスの運行についてお答えをいたします。

高齢化社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を目的に昨年7月から実証運行を実施して8カ月が経過をいたしました。実証運行では、名寄駅を起点とし、従来の東西線と市内循環線の再編を行い、徳田線などの既存路線とのつながりについても考慮しながら、運行ダイヤの調整を図ってまいりました。再編後の昨年7月からことし2月までの8カ月間の乗車状況については、前年同期比で市内東回りで9,663人、32%の増、市内西回りでは1万9,296人、32%の減となっておりますが、現在冬期間の運行となり、利用者数は当初に比べ伸びている状況が確認をされております。この間多くの利用者の方々からさまざまな御意見をいただき、また利用状況調査もしくは聞き取り、さらにはアンケート調査を実施し、これらの結果を今後の実証運行に反映すべく検討を進めております。とりわけこの4月1日より駅前交流プラザよろーながオ

ープンし、市民会館から貸し会議室機能が移行することから、多くの市民の皆さんがよろーなへ足を運ぶことを想定し、昼間の便数をふやし、乗り継ぎの利便性をより向上させるべく対応を急ぎたいと考えております。また、各公共施設間などのつながりや東西間の一体運行などこれまで伺っているさまざまな課題につきましては、新たな路線見直しにも及ぶことから、今後公共交通活性化協議会や専門部会で検討いただき、対応を進めてまいります。

なお、路線の設定に当たりましては、交通安全上の確保が図られることが前提となりますので、道路幅員が狭い場所等への乗り入れは運行許可を受ける上で一定の制約が出てくることを御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、平成25年度予算編成にかかわって、地域の元気臨時交付金の有効活用についてお答えをいたします。国は、日本経済再生に向けた緊急経済対策を平成25年1月11日に閣議決定をしております。この経済対策において公共投資を補正予算等において追加して実施することとしておりますが、この追加される公共投資の地方負担が大規模であることや国の予算編成がおくれている中で円滑な経済対策の実施を図る必要があるなどの理由により、特別の措置として国の平成24年度補正予算において地域の元気臨時交付金が創設されたところであります。この地域の元気臨時交付金につきましては、その対象となる公共投資事業は建設地方債の対象事業とされております。このため単なる維持補修にとどまる事業はこの交付金の対象とはならず、少なくとも現況の施設、設備の機能向上を図る事業が対象となるものであります。しかしながら、国の補正予算成立後、いまだ詳細な情報が出ておりません。地域の元気臨時交付金の交付額の計算方法やより詳細な対象となる事業のリスクなどが示されておられませんけれども、平成25年度当初予算におきましては建設地方債の対象となる事業、また機能の向上などに

つながっていく事業を中心に対象となる事業を選定し、交付金を充当することで一般財源の圧縮を図っていくこととしております。

地域の元気臨時交付金は、建設地方債対象事業への充当とされておりますので、当然ソフト事業は対象とならず、ハード事業が対象となりますが、その中でも充当できる事業が絞り込まれていくという特徴があります。地域の実情を踏まえ、緊急性の高い事業、真に必要な事業を厳選していく必要があると判断をしております。今後は、地域の元気臨時交付金の総額がどれくらいになるのか、また一時的に基金に積み立てをし、平成26年度までの事業に充当することが可能という情報も得ておりますので、スケジュールを組み立てながら必要に応じ予算化を進めてまいります。先ほど述べましたとおり、この元気臨時交付金を使うことは、結果的に一般財源の圧縮につながってまいります。平成25年度の予算編成においては、地方交付税が削減される中、非常に厳しい予算査定となりましたが、元気臨時交付金を使いながら新規のソフト事業も予算化することができたと判断をしております。この元気臨時交付金を使い、また圧縮された一般財源が充当される対象として、どのような事業を実施していくべきかにつきましては、その事業の必要性など多方面から総合的に判断をし、やはり真に必要な事業の厳選が重要と考えております。また、将来の財政運営において必要となる財源を確保していくということも重要でありますので、事業を拡大せず、基金積み立てという選択肢もありますので、状況を勘案し、適切に判断をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問等させていただきたいと思っております。

まず最初に、いじめのない学校と社会をについてお伺いをしたいと思っております。今鈴木教育部長の

ほうから御答弁いただきました。いじめの問題、例として大津市の第三者委員会が出した調査報告書を出させていただいたところなのですけれども、隠さずに教育委員会、学校、地域、家庭ということら辺でみんなで連携しながらという御答弁だったかと思いますが、隠さずというのが非常に重要だなというふうに思っているところであります。みんなで考えていかなければならないのだというふうに思っているのですが、この調査の結果をどうするのかということら辺がなかなか具体的に伝わってこなかったなというふうに思っているのですが、実は臨床心理士で元北海道大学の教授であった横湯園子さん、この方が大津市の問題を取り上げているのですが、いじめを目撃していた生徒たちに今回調査委員会が丁寧に取り取りをされていると。いじめを見ている生徒たちも同じように間接的に被害者であり、傷ついているのだということです。いじめたり、いじめられたり、そして見ている子供たち。それでまた、北海道教育大学の教授である福井雅英さんは、いじめた子供への見方やケアについても大事だと、このように指摘をされています。この部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 再質問の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは、大津市の第三者委員会の報告書の中にもございましたが、問題点としては学校とか、それから教育委員会が事後対応が非常にまずかったという部分につきまして、まず問題点を指摘しておりますし、また事実解明の中途半端さがあったということも指摘をしております。ただいまの質問にあったとおり、直接いじめた子供も、また間接的にいじめを見過ごした子供も、いろんな意味で心にストレスを負ったのではないかなと考えております。教育委員会といたしましては、まず教員の方には日ごろから児童生徒との触れ合いを細かく対応して、観察をして、一つの問題が起きた

ときにはクラス単位とか、みんなで話し合いながら解決をしていくということが大切なと考えております。また、もう一つは、名寄市は中学校で心の教室相談員等を配置をしておりますけれども、学校のカウンセリング力、学校自体もしくは教職員のカウンセリング力の向上などがこれらにきちっと対応するための一つのキーワードになってくるのではないかなと考えているところであります。いずれにしましても、いじめが発生したときには危機対応をきちっとして、正確な情報をみんなで共有するというに尽きるのではないかと考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） みんなで共有をしていく。大事だというふうに思います。しかし、教員の方々の話がされましたけれども、本当に今先生たち非常に忙しいということです。いじめ対応の時間が足りないということなのだというふうに私は思っているのですが、ある先生はもう文書報告が優先されていて、ゆっくり児童生徒の話を聞く時間がとれないのだというふうにして、そのことで非常に悩んでいるというようなことであります。それから、子供とゆっくり遊んだり、そして向き合って小さなことでも見つけ出す、そういう余裕がなくなっているのではないかというふうに思っているのです。この部分については、以前から何度か指摘をさせていただいているのですが、その部分での支援についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校教育の現場におきましては、教科、カリキュラム以外にも子供たちの頭の先から足の先までの健康の問題等で教員は大変忙しい時間を過ごしているというのは議員御指摘のとおりでございます。教育委員会でもいろいろな調査物について、文書等の部分で教員の方の負担を減らせるように一定程度整理をして報告を願うというような工夫、それから校内での各

会合、会議等もなるべく同じようなテーマのものをまとめて時間をとって解決するような部分でのお願いをしているところではあります。触れ合う時間を少しでも多くすることが教員と子供たちの信頼関係を大きくするもとと考えておりますので、今後も教育委員会として各学校等にお願いをしていきたいと考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほど議員御指摘のように、いじめを見ている子供たちにも問題があるというようなことをお話しいたしましたので、そこをちょっと補っておきたいなと思います。

これある調査でございますけれども、日本とイギリスとオランダで調査した結果がちょっと出ておりますので、これをもとにお話ししたいのですが、いじめる者、いじめられる者、そして傍観者、それと仲裁者。特に仲裁者にかかわってのお話でありますけれども、各国とも小学校の時代というのは、仲裁者というのですか、いじめがあったらやめなさい、いけないよと周りで仲裁する子供が小学校のときのほうが高いのです。5年生ぐらいから減ってくるのです、どこの国も。ずっと減ってくるのですけれども、ところが中学生の時期になるとまた仲裁者がふえてくるのです。ところが、日本はそのまま下がっていくというような、そんな状況があるのです。これは、やっぱり集団づくりに問題があるのではないかと今指摘されているものですから、このことの実態についてはもう10年も20年も前から指摘されていて、20年ぐらいのいじめの問題のときはどんどんその対応をしてきたのです。それで、先ほど鈴木教育部長のほうからありましたように、防止対策としてよりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大事だというお話ししたと思いますが、今そういう傾向を捉えて名寄市としても中学校を中心に、集団で子供たちの自治的な活動による取り組みを進めてくれというような話をして、これから強力に推進していこうと思います。そのことを通してい

じめを絶対に許さない学校、学級づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、お知らせをしておきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今教育長のほうから集団でいじめを許さない、よりよい関係をつくる集団づくりが必要と。私もそう思います。子供の力を信頼する。信頼して、そして自己肯定感情を深めていく。これが求められているのだなというふうに思っています。そういった意味でも先ほどちょっと紹介した土別市での取り組みなんかも、こども委員会を設置し、そして子ども議会も開かれているというような、こんなこともやっぱり学びながら、名寄の子供たち、しっかり見守っていききたいなというふうに思っているところであります。

あと、先生方の支援も非常に必要かなというふうに思いまして、先ほど御紹介した臨床心理士の横湯先生がこう言っているのですが、実は国連子どもの権利委員会の日本政府への第3回の勧告で、子供にかかわる全ての専門家に子供の人権に関する研修が必要だと、こんなふうに述べています。やっぱりいじめ問題の研修も必要ではないかというふうに思っています。名寄では、名寄大学があって専門家もいらっしゃいます。だから、教師や小児科医であったり、カウンセラーの先生方であったり、そういった方々とともにいじめ問題の研修も必要ではないかというふうに考えるのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄市立大学には、スクールカウンセリングの専門家の先生もいらっしゃるということを知っておりますので、今までも特別支援も含めて名寄大学とは連携をしてきましたけれども、いじめ問題に関する研修も含めまして大学と連携をして、いい形での研修活動を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひそのところを進

めていただきたいと思えます。

先ほど集団づくりの中でいじめを絶対に許さない学校づくりというお話がありました。ある先生のお話を聞くと、いじめと認識させる。いじめはいけないのだよと認識させることは必要であるけれども、認識したからといってとめられるかというところではないのだというふうに指摘しています。だめだということで懲罰を与えたり、何かすることだけで本当の解決にはならないと。非常に難しいところだけれども、本当に解決にならないと。だから、そういったいじめた子供への見方やケアも必要だと。そういう部分では、今話があったいじめ問題への研修が非常に大きなウエートを占めていくのかなというふうに思っています。子供のことを学校や地域や社会の各分野で語り合っていて、いじめのない学校と社会をつくるために力を合わせていきたいということをお願いして、次に移らせていただきたいと思えます。

2番目に取り上げました高齢者の暮らしの支援についてであります。風連地区のごみ収集です。今アンケートも行って、広く住民の皆さんの意見を聞いたり、協議を行って行くというお話でした。住民合意が非常に大切だというふうに思っています。よいところは残しながらも進めていただきたいというふうに思うのですが、ただ以前にも質問があったように、取り上げられていたように、名寄地域との格差といいますか、差があることについての思いもやっぱりあるのかなというふうに私は捉えているところであります。また、収集のコースを変更する。ステーション収集から戸別収集に変更することで負担が3割増というお話もありましたけれども、やはりこのごみ収集こそ基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行かなというふうに思っているところであります。その部分についてお考えをお聞かせいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 先ほど申し上げましたとおり、現在の収集方式につきましてはそれぞれ

れ名寄地区、風連地区につきまして歴史的経過を踏まえて現在に至っているわけであります。今アンケート調査等で行っておりますけれども、以前にも何名かの方に収集方法を統一してはといったような意見も伺っているところでありますが、現在までこうなったのはやはり風連地区においてはステーション方式を支持する方が多いという判断のもと、こうやってきたところでございます。先ほど言いましたように、収集する側の費用もステーションから戸別に変えるとふえてまいりますけれども、各世帯個人個人でまたごみ箱を用意していただくとか、ポリバケツを用意していただくとか、実はそういった世帯ごとに個人負担といたしますか、負担もふえてくるという事情もあります。先ほど申しましたとおり、町内会連絡会のアンケート、これらを踏まえてまた検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほども申し上げましたように、住民合意が非常に重要だというふうに思いますし、将来を見据えながら、よいところは残しながら皆さんの思い、大変さ、先ほど高齢でどうしてもごみステーションまで行けない方への支援なんかもあるというふうにお知らせいただきましたけれども、そういった部分ももっと皆さんにお知らせする中で、ごみの収集について前向きな検討を進めていただくことをお願いして、次にいきたいというふうに思います。

コミュニティバスの運行についてであります。今検証を進めているところではありますけれども、随分いろんな声が出されているところであります。ちょっと御紹介をさせていただきたいというふうに思うのですが、昨年私視察に訪れた盛岡市です。ここでは、視察項目ではなかったのですが、循環バスがあったものですから、乗せていただきました。ワンコインバス、100円です。右回り、左回りで大体一周すると35分から40分ぐらいという状況なのですが、100円というので非常に

びっくりして、視察項目でなかったものですから市の職員の方にこっそりお聞きしたのですが、最初は100円ということで異論も多かったということだったのですが、100円にしたことで乗車率が非常に高く、好評を得ているというようなことでした。こういった部分も参考にさせていただければなというふうに思いますし、またちょっと遠いのですが、大分市、70歳以上の方々にバスのパスが出ていて、100円で乗れるということなのです。これを70歳以上だったのを65歳以上にしよう。今するところだそうです。また、高齢者のワンコインバスの目的のところが高齢者が気軽に外出できる環境づくり、自立した健康的な生活や積極的な社会参加を促進することで生きがいを持って暮らせる元気な高齢者づくりを目的とすると。それで、あわせてまちの活性化とバス利用の促進を図るのだということで、70歳以上の5割の方々が申請をしてカードを持っているというふうなことでありました。大分市では、公共交通機関を、バスを利用してもらおうということで、小学校へ出向いて乗り方教室も行っているということです。また、帯広市でもせんだってNHKでやっていました。十勝バスが利用者の把握、またバス停の移動なども考えながら、乗り方の説明もしながらということで、乗車する方々、お客様をふやそうという取り組みを行っているところです。このようにして住民の皆さんの利便性を高めることというのが非常に必要だというふうに思っているのですが、ことしの冬の大雪で道幅が狭くなったところで車が行き交うのに大変だったのですから、こういったときに大量輸送が可能な公共交通機関、バスが利用されるのは必要なと、力が発揮できるのでないかなというふうに考えるのですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 昨年の7月から実証試験運行を始めまして8カ月がたったということ

で、この実証運行自体は平成27年3月31日まで予定しておりますので、期間としては2年と7カ月という期間の中で将来におけるいわゆる利便性の高い公共交通などを確立していこうと。その礎をつくろうということで取り組みを進めてまいりました。この間東西線の再編ですとか、市内循環線の再編を行いまして、より利便性の高いようなルート変更も含めて対応しておりましたけれども、実はさまざまな御意見をいただいております。乗り継ぎという新しい状況が出てきましたので、その辺の周知を含めてやはり課題が多いなという感じが実はしております。おおむね1年間少し実証運行の様子を見ながら、やはり改善すべきところはその時点でしっかり改善をしていこうというふうに思っております。特にことしの冬は大変な大雪で、バス運行にも大きな支障が出たということで、この乗り継ぎというところでやはり大きな不便さというか、苦情をいただいております。おおむね1年間の実証運行の中で冬場も含めて次にどんな形がいいかというのをちょっと見きわめて、新しい形をぜひ取り入れてやっていきたいなということであります。今議員のほうからワンコインというお話もありました。それから、70歳以上のバスの割引と、100円というものもありましたし、いわゆるバス利用に関して乗り方の教室もという話もありました。御承知のとおり、名寄は平たんなまちで、碁盤の目に非常に整然と町並みが形成をされているということもあって、なかなかこれまでバス文化というのは実は余り浸透しておりませんでした。ですから、今後高齢化社会に向けてしっかりとした本当に利便性の高い公共交通のあり方というのをやっぱり私ども見つけないといけないということで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、おおむね1年間、夏場ぐらいまで1年間で一通り夏場、冬場の運行状況が大体押さえられるというふうに考えておりますので、この間さまざまな御意見をいただいていることを含めて、ぜひ新しい形での実証運行に入っ

ていきたいと。その中で今御指摘をいただいたような料金の関係も含めて、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほど部長からもよろいなオープンということで、交流人口の増への取り組みです。外から来ていただいた方々に市内をぐるっと見てもらうためにも、やっぱりバスが重要だなというふうに思っています。乗り継ぎの問題も今出されていましたが、ルートの変更ということも、先ほど紹介した盛岡ではちょっとこうなりながらも一周なのです。ですから、そういうふうにして右回り、左回りという形でいくと、非常に便利なのかなというふうに思っています。さっき北斗団地のところのルートのこともしり上げましたけれども、そういった部分も含めてルートの検討も非常に必要かなというふうに思っています。皆さんの苦情も含めて御意見たくさん来ているかというふうに思うのですが、そういった皆さんの意見も反映させながら、利便性の向上のためにそれぞれで知恵を絞りながら、乗りやすいコミュニティバスのために、私もいろいろ研究をさせていただきながら、提案もさせていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、3つ目の25年度の予算編成にかかわってであります。先ほど扇谷総務部長から御答弁ありましたように、今回の元金臨時交付金はソフト面では利用ができないというようなことですが、しかしこの交付金を活用することで一般財源が圧縮というふうなことであります。その分に今国が出した緊急の経済対策ということでありますので、やっぱりその部分を大いに発揮しながら、ソフト面での大いなる活用が必要だろうというふうに思っています。個別事業については、これ次に始まる予算特別委員会で取り上げさせていただきたいというふうには思っているのですが、ソフト面でも多くの事業を盛り込んだというふうなこ

とでしたけれども、大枠が3億円。はっきり出ていないということなのですが、3億円を超える中での圧縮部分をどう市民に還元し、活用していくのかというところら辺がなかなか見えてこないのかなというふうに思います。もう一度御答弁をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回国の経済対策として平成24年度の補正予算の中で元気交付金というような形が出てきたわけですが、今私も答弁させていただいたとおり、適債事業でないとか該当しないという使い勝手の悪い、かなり狭い交付金ということでもあります。かといって使い勝手が悪いといいますが、大きないわゆる適債事業、私ども抱えております。さきの定例会というか、今回の定例会の冒頭で補正予算を出させていただきましたけれども、特に市民ホールの建設事業につきまして何とか該当になるのではないかと、国のほうに実は出させていたいただいております。こうした前倒しをすることによって、25年度の中でやはり一般財源の一定程度の圧縮につながっているということは、これは事実であります。そういった中で、いわゆる新規のソフト事業もそれぞれ入れさせていただいたという経過が確かにございます。しかしながら、また予算特別委員会の中で改めて御説明を申し上げますけれども、そうであっても実は私どもの財政状況というのは決して豊かではないということでありまして、今回の予算の段階でもやはり相当な収支不足が発生をしているということでありまして、特にその部分を財調の基金をもって2億9,600万円という大変多額な基金の取り崩しを行わざるを得ないというような財政状況もありますし、政権交代とともに交付税の減額にも一定程度足が踏み込まれたという認識を持っておりまして、今回元気交付金はできればしっかり活用するというような方向性は持っておりますけれども、なかなか私どもの財源総体としてある意味豊かになっていくと

いう状況ではないということも御理解いただきながら、しっかり一般財源が浮いた部分については事業を厳選して対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 事業厳選は当然必要だというふうに思っているのですが、ある障害をお持ちの方からこんなふうに言われました。福祉に対する思いが全然伝わってこないというふうに言われました。私もそのとおりだというふうに思っています。やはりこういう機会だからこそ、今まで懸案だった福祉への思いやりをあらわしていただきたかったなというふうに思っているところがあります。また、基金の問題も基金にもというふうに、積み立てもというふうなお話でしたけれども、国の説明では緊急経済対策の趣旨に鑑みて早期実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるようということで、2年間は猶予されているのかなというふうに思うのですが、ただ返済のためになるのか、ちょっとどの部分に基金というふうに、積み立てというふうにおっしゃっているのかわからないのですが、やはり市民のために使っていただく。全部市民のためなのですが、福祉のために使っていただくことが非常に望まれるところだというふうに私は強く思うところなのですが、その部分についてももう一度御答弁をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の交付金の考え方、扱いにつきましては、一定程度国の公共事業対策ということもありまして、なかなかこの財源そのものが目的として福祉のほうに使われるという状況にありません。ただ、議員御指摘のとおり一般財源で浮く分についての扱いも含めてのお話だと思いますけれども、この間福祉、特に扶助費の扱いについては毎年増嵩しております。この間人件費とか、さまざまな費用の削減を私ども進めてきておりますけれども、扶助費はそれとは逆

の右肩上がりの状況になっているということであり、福祉を取り巻く状況につきましては、国の施策もありまして、私ども単独で踏み込むというのはなかなか難しい状況もありますけれども、こうした福祉対策の充実につきましては、この間私どもも国にさまざまな形で要望させていただいているということもありますので、今後の制度のありようにつきましてはまた議会の中で御議論をいただきまして、私どもも国にしっかり要望すべきものは要望していくというような対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今国が示している執行スケジュールの中になかなか沿わず、交付決定もおこなっているということでありまして、これは交付金が出るというのは決まっていますので、しっかりと市民の皆さん方が喜ばれる施策をぜひ考えていただき、実行していただきたい、そのことを強く求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市の農業振興施策について外2件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問してまいります。

初めに、名寄市の農業振興施策についてお伺いをいたしますが、その前に名寄市の農業または地域経済に大きな影響を及ぼすTPPについて、農業者としての立場からも一言申し上げることをお許しいただきたいと思っております。先日3月15日、安倍総理はTPP、環太平洋連携協定への交渉参加を正式に表明いたしました。同時に日本がTPPに参加した場合、農林水産生産額が約3兆円減少する一方、消費や工業製品輸出が増加し、全体で実質国内総生産を3兆2,000億円押し上げるという政府の統一試算を公表しました。このこと

は、交渉参加による農業を含めた国内1次産業への甚大な影響を明言したもので、1次産業切り捨てともとれる発言であり、極めて遺憾であります。また、その影響に対しての国としての対策、方針などの議論が全くない中での交渉参加表明であり、到底容認できるものではありません。改めて言うまでもありませんが、農業を基幹産業とする本市においてもその影響は非常に大きく、また医療、保険、金融などの分野においても影響が及ぶとされており、地域経済にはかり知れない影響を与えることが懸念されます。これから農業振興施策について伺いますが、幾ら真剣に議論をしても国の農業政策が間違った方向に進むということになれば、その議論も意味をなさなくなります。当議会においては、今定例会初日の3月4日、TPP交渉参加断固阻止を求める意見書を緊急に採択し、提出したところでありますが、本市としても関係団体等と十分に連携して交渉参加反対の意思を貫き、国に正しい判断をするよう要請していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本題に入ります。1点目、国の新年度農業予算に対する考え方と今後の取り組みについて伺います。先般閣議決定された国の新年度予算案において、農林水産関係予算は新政権が重要政策課題に挙げた攻めの農林水産業の実現に向け、予算総額2兆2,976億円と13年ぶりに増額となり、24年度補正予算を合わせたいわゆる15カ月予算では3兆3,000億円を超える予算規模となりました。特に農地基盤整備、施設整備関連予算の大幅増額に加え、競争力強化、担い手・農地総合対策、農家の経営安定対策の分野に重点的に予算配分されていることに関しては一定の評価をしておりますが、最終的には私ども末端の生産者が今後の国の農業政策への期待と将来の地域農業に対するの希望が実感できるものでなければなりません。行政としてもこれらの国の政策を的確に捉え、地域の実情に応じた事業の有効活用策の検討、生産者への情報提供などの取り組

みが非常に重要になってくるものと考えるところですが、次の3点の事業に関して本市としての考え方、取り組みについて伺います。1番目に強い農業づくり交付金事業について、2番目に鳥獣被害防止対策事業について、3番目に担い手・農地総合対策事業について、どのように対応できるのかお伺いをいたします。

小項目2点目、農業振興センターの機能拡充についてお伺いいたします。本市においては、農業技術の改善、普及と農業情報等を提供する施設として名寄市農業振興センターを設置し、各作物における新品種、新技術などの実証試験、土壌分析、組織培養などの事業に取り組み、地域の農業振興の拠点施設としての役割を担ってきました。地域農業を取り巻く環境は依然厳しく、農産物価格の低迷による農家所得の減少、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足等さまざまな課題を抱えている現状の中、それらの課題の解決に向けて今後農業振興センターにおいて既存の事業に加え、期待される機能として農業技術指導機関としての機能、新規就農者を含めた担い手の育成、研修機関としての機能が求められていると認識をしております。とりわけ担い手の育成、研修機関としての機能については以前にも質問をさせていただいており、その際農業振興センターの研修施設としての活用方法や受け入れ態勢の検討などを進めていくとの御答弁がありました。その後の検討の経過、今後の取り組みについてお知らせをいただきたいと思ひます。

次に、大項目2点目、名寄市食育推進計画についてお伺いいたします。平成17年6月、国が制定した食育基本法に基づき、市民がより健康的な食習慣を身につけ、地域の食文化を大切に、健康の保持、増進が図られるよう名寄市食育推進計画が平成20年度から平成24年度までの5カ年間の計画期間で策定され、本市においても食育の推進に向けてさまざまな取り組みがされてきたところです。今年度は、第1次計画の最終年度であ

り、平成25年度からは第2次計画に基づいた取り組みが始まりますが、第1次計画の検証に基づく評価について、その結果による第2次計画における取り組みについてお知らせをいただきたいと思ひます。

大項目3点目、生涯スポーツの振興についてお伺いいたします。初めに、市民スキー大会についてであります。昭和55年から33回にわたって開催されてきた市民スキー大会が今年度の開催を待たずに廃止されることが先般の地元新聞社の記事により明らかになりました。旧名寄市においては、昭和54年2月の冬季スキー国体の開催を機に市技にスキーを指定し、翌年の昭和55年2月、スキー市技指定、国体開催記念第1回名寄市雪の祭典市民スキー大会が開催され、以後この大会を通して市技スキーの市民への浸透を図ってまいりました。平成18年の合併により市技の指定はなくなりましたが、当時全国的にも例のない名寄の冬を楽しく暮らす条例を制定し、スキーを中心とした冬のスポーツの振興を図ってきたところですが、市民スキー大会については近年参加者が減少傾向にあり、大会のあり方が改めて問われていた状況でもありました。そのような状況の中においても開催内容、競技種目等の見直しを図り、試行錯誤を重ねながら、雪質日本一をうたうまちの冬のスポーツとしてのスキーを普及、発展させていくという考えのもとに今後も回を重ねていくものと考えておりましたが、今回の例年開催される時期を目前にしての廃止の決定には理解しがたいものがあります。また、24年度予算において大会開催経費が計上されているにもかかわらず、本年度に大会が廃止され、開催されないことに対しても違和感を持たざるを得ません。改めて廃止に至った経緯、議論の経過についてお知らせを願ひたいと思ひます。

次に、各種スポーツ大会の現状と課題についてですが、前段申し上げました今回廃止に至った市民スキー大会を初め市の主催または共催によりス

ポーツの大会が各種行われておりますが、それらの大会における現状と課題についてどのように認識をされているのか、あわせて各種スポーツ大会の開催、運営を含めた名寄市としての今後の生涯スポーツの振興の考え方と取り組みについてお伺いをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2は私から、3は教育部長からの答弁となります。

まず初めに、大項目1、名寄市の農業振興施策について、小項目1、国の新年度農業予算に対する考え方と今後の取り組みについて申し上げます。平成25年度農林水産省事業予算は、総額2兆2,976億円となっており、平成24年度は2兆1,727億円で、前年度比105.7%の予算額となっているところです。御質問をいただきました3つの事業について、その概要と考え方について申し上げます。強い農業づくり交付金につきましては、平成25年度予算額は244億円となっております。事業内容につきましては、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化など我が国農業の危機的状況を打破し、消費者、実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築が喫緊の課題となっており、これらの課題解決に向けた取り組みの推進に必要な共同施設の整備などに事業費の2分の1以内の支援となっております。予算額も増額されており、平成25年度においては道北なよろ農業協同組合が事業主体となるカボチャの選別機械の整備を現在申請しているところであり、次年度以降も各種の施設整備が予定されているほか、加工グループの施設建設も検討されております。

鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、平成25年度予算で95億円となっております。事業内容につきましては、野生鳥獣による被害の

深刻化、広域化に対応し、地域ぐるみでの被害防止活動や侵入防止柵の整備などの鳥獣被害防止対策を総合的に支援するもので、ソフト対策では1つ、鳥獣被害対策実施隊などによる地域ぐるみの被害防止活動、2つとして都道府県が実施する広域捕獲活動、3つとして鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲した鳥獣の食肉利用の研修などの事業並びにハード事業では1つ、捕獲した鳥獣を地域資源として活用するための処理、加工施設、2つとして焼却施設などの事業において2分の1以内の支援があり、名寄市でも活用しながら被害防止に取り組んできたところであります。事業活用の要件であります名寄市鳥獣被害防止計画は、平成24年度で第1次計画期間が終了することから、平成25年度からの第2次計画策定に向けて関係機関との協議を現在行っているところであります。

また、平成24年度補正予算では、鳥獣被害防止緊急捕獲対策129億円が措置されました。この事業は、野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応するため、緊急捕獲活動や侵入防止柵などへの支援となっており、平成25年度から27年度の3年間の期間として野生鳥獣の捕獲目標を30万頭に設定して実施されるものであり、捕獲したものの頭数に応じた捕獲活動経費の支援が受けられることから、この事業を活用するために必要な緊急捕獲等計画の策定を名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会などの御意見を伺い、現在取り組んでいるところであります。

担い手対策では、人・農地問題解決推進事業として新規就農・経営継承総合支援事業は平成25年度予算額238億円となっております。事業内容については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者、経営継承者に対して就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、年額150万円の給付金が交付されます。さらに、担い手への農地集積推進事業は、平成25年度予算額165億円が措置

されております。事業内容は、1つとして農地集積協力金は土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイアなどを契機として農地利用集積円滑化団体等を通じ、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合は、それに協力する者に対し面積に応じて30万円から70万円の協力金が交付されます。2つとして、規模拡大加算は、農地の受け手が農地利用集積円滑化団体を通じて面的集約するために利用権を取得した農地の面積に応じて10アール当たり2万円が交付されるものです。平成25年度においては、農地保有合理化事業における利用権設定においても対象の見込みであります。この事業要件でもあります名寄市人・農地プランにおいても地域での懇談会を開催しながら、見直す作業を行ってきたところであります。新規就農対策では、地域おこし協力隊の事業を活用し、広く募集を行ってまいりたいというふうに考えております。また、地域の農業を守っていくため、耕作放棄地を出さない取り組みを関係機関と連携して今後も進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにしましても、今後も国の施策を有効に活用し、農業経営の安定化を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、小項目2、農業振興センターの機能拡充について申し上げます。農業振興センターにつきましては、農業の振興を図るため農業技術の改善、普及と農業情報を提供する拠点施設として平成3年度に設置されました。平成24年度においては、実証試験展示圃事業、新技術の各種試験展示については関係機関と連携し、各生産部会からの問題提起または名寄市農業振興対策協議会、振興センター部会での要望を検討し、取り組んできたところです。事業内容につきましては、例年公表されております名寄市農林業施策の概要にも記載されておりますが、水稻品種現地試験、直播栽培実証試験、初冬まき春小麦の品種決定試験、地域振興

作物でありますアスパラの新系統の品種比較試験、花卉生産組合との連携試験として有望品種の育種、新品種比較試験、カボチャ部会からの要望で施肥栽培法試験、透排水性改良材を活用しての土壤改良試験、医療用ひまわりの施肥栽培法試験、高設栽培試験による夏、秋イチゴ栽培技術試験、種苗の安定確保に向けたニンニク、高設イチゴ、花ユリ、サンダーソニアの有望品種の育種を目的とした組織培養技術の確立、さらには土づくり推進として土壤診断に基づく施肥法の改善など農家経営の向上に取り組んでおります。これまでの取り組みでは、振興作物の栽培試験とは別に新品種、新技術の各種試験展示栽培は3年から5年程度の試験で取り組み、過去においてはアスパラガス栽培法の実証試験、さらには大苗供給による養成期間の短縮、収益性の向上改善、さらに大根、露地ナガネギ、花ユリなどの品種比較試験による有望品種の確立、近年はスイートコーンの品種比較試験によりゴールドラッシュ、ピクニックコーンなどの選定に寄与しております。新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画では、農業振興センター機能を活用した新規就農者の研修受け入れなどについて研修生の要望も聞き取り、取り組むこととしております。今後とも関係機関を初め道北なよろ農業協同組合と連携を図り、品質の向上と生産コストの低減、農業所得の確保、向上を目指して取り組んでまいります。

次に、大項目2、名寄市食育推進計画について、小項目1、第1次計画の検証と評価について申し上げます。名寄市食育推進計画は、平成17年6月に食育基本法が国において制定され、食育推進計画が示され、北海道においても北海道食育推進計画が策定されたことから、名寄市民がより健康的な食習慣を身につけ、地域の食文化を大切に、健康の保持、増進を図るため、平成20年度から平成24年度までの5カ年の計画として策定しました。第1次計画の検証と評価については、健康、福祉、教育、経済、各分野ごとの庁内食育推進担

当部局によりこれまでの学校や各団体、地域における取り組み状況の把握を行い、第1次計画における効果と今後の課題について整理し、名寄市食育推進協議会において検証と評価についての検討をいただきました。食育の具体的な普及啓発やイベントなどを通じた実践では、各関係機関や団体、学校などで創意工夫され、行われており、それぞれの分野において各種の取り組みが実践されており、年々活発な取り組みを行っている団体も多い状況となっております。特に名寄市は、農畜産物の宝庫であり、新鮮で安全、安心な旬の野菜などすぐ手に入る環境にあることから、食育ファームなどでは生産体験や収穫を通し食の大切さを身をもって学んでおり、第1次計画における目標達成度については各関係機関の協力により、年々ごとの食育の取り組み状況はおおむね達成している状況となっております。

続いて、小項目2、第2次計画における取り組みについて申し上げます。第2次計画は、第1次計画の総括から、食育のさらなる推進を市民全体の力で強力に推し進めるべく具体的な行動計画を持って進めることとしております。第1次計画では、食育についてさまざまなイベントや各団体の取り組みを通して周知を行い、市民レベルの浸透を図ってきました。第2次計画においては、その食育を具体的に実践することを推進し、広く市民に取り組んでもらうこととしております。第2次計画の推進目標は、1つ、家族と一緒に食事を取りましょう。2つ、朝御飯は一日の活力の源、毎日しっかり食べましょう。3つ、お米が中心の日本型食生活を食卓に取り入れましょう。4つ、栄養バランスのよい食事で、自分の健康を見直しましょう。5、農業体験を通して、感謝の心と食の大切さを学びましょう。6、今が旬、名寄の新鮮な農畜産物を食べましょう。7、名寄は食材の宝庫、食に関する正しい情報、知識を身につけましょう。以上、7つの目標を設定して周知から実践を大きな柱として取り組んでまいります。計画の

概要は、今後名寄市のホームページにアップするほか、市内全戸にダイジェスト版を配布して周知を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の3、生涯スポーツの振興につきまして答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、市民スキー大会についてお答えをいたします。市民スキー大会は、昭和54年に旧名寄市において第34回国民体育大会冬季大会スキー競技会、いわゆるまごころ国体が開催されることとあわせて、スキーが市技として指定をされ、13年前より開催をされてきた市民スキー大会にスキー市技指定記念を冠し開催をされてまいりました。平成18年の合併時に新市としてはスキーを市技として指定しないということとしたことによりまして、平成19年に第28回市民スキー大会と名称を改めて今日に至っているところであります。市民スキー大会は、昨年で33回の回数を重ねてまいりましたが、全道的にスキー離れが進む中、名寄市におきましても同様の状況となってきており、ピヤシリスキー場でも平成10年前後ではシーズン中10万人程度の入り込みが5年前では8万人弱、近年では6万人台にまで減少しております。市民スキー大会の参加者もここ5年ほどは延べのエントリー者が200人を切る状況となっております。参加者の拡大を目指しまして、これまで何度か競技内容の改善を行い、平成18年度にはアルペン競技とクロカン競技のタイムの計測方法の改善、平成20年度にはスノーボード競技などにオープン部の設置新設をいたしました。昨年度は、競技性をより薄くし、レクリエーション的な事業を多くするなど工夫をいたしました。昨年度は、実質的な参加者の増加にはつながらず、ここ2大会ではアルペン競技では参加者が50人前後、クロカン競技においては20人前後となっている状況でありました。教育委員会

といたしましては、市民スキー大会のあり方につきまして平成23年度の名寄市スポーツ振興審議会などに諮るなどして検討を重ねてまいりましたが、本年1月に名寄地方スキー連盟と名寄振興公社との実行委員会を開催をして、本年度の市民スキー大会の取り扱いについて検討した結果、本年度は市民スキー大会としては開催をせず、競技性のある事業につきましては今後スキー連盟等で検討をしていただくこととし、スキー普及と振興につながる事業につきましては名寄市振興公社がピヤシリスキー場で行う行事にあわせてできるものを検討するということとさせていただいたところであります。

なお、今回の市民スキー大会の終了につきましては、長年にわたり開催をしていた大会を終えるに当たって判断の決定時期と、加えまして皆さんへの周知が大変遅くなりました。市民の方々、また関係者の皆様に御迷惑をおかけしたことを深くおわびをしたいと思います。

次に、小項目2点目、各種スポーツ大会の現状と課題についてであります。各種スポーツ大会につきましては、例年教育委員会が主催をしている大会が3大会、共催、支援をしている大会が7大会、そのほか昨年度の天皇杯全日本スキー選手権大会のように隔年で開催されている大会、さらに名寄市体育協会が加盟団体へ助成している大会が24大会とさまざまな大会が開催をされております。人口の減少及び少子高齢化に伴いまして、総じて各大会の参加者数が減少傾向にあります。あわせて主催及び主管される競技団体の役員の高齢化や指導者の減少が進んでいる状況となっております。各種大会につきましては、回数を重ねることにより一定の役割を果たし終えたり、参加者の低迷などで開催方法や内容の見直しを検討する時期に至っている大会もございます。本年3月に開催をされました第31回の名寄ピヤシリ歩くスキー大会につきましては、競技団体の役員の方々の状況等にあわせて内容を大幅に見直してい

ただき、大会運営負担等の軽減化を図りながら開催をされまして、本年は100人ほどの参加者の増加を見るに至ったところであります。こうした事例も踏まえまして、市民の健康維持の振興を図り、参加者の目的意識を高め、大会の開催意義は尊重しつつ、同時に今後は事業の見直しも必要なものと考えているところであります。

次に、小項目3点目、今後のスポーツのあり方と取り組みについてでございます。今後のスポーツ振興につきましては、本年度名寄市スポーツ推進審議会委員と名寄市スポーツ推進委員で専門部会を設置していただいて取り組まれた名寄市民のスポーツ環境とスポーツ意識調査におきまして、スポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘をされております。同じく本年度は、社会教育委員会委員の会から答申を受け策定をいたしました第2次社会教育中期計画において生涯スポーツの振興としてスポーツ施設の整備とスポーツ団体や指導者の育成、各種スポーツ教室や大会の支援などスポーツ振興事業の推進を図るものとしていただいております。新年度の具体的な取り組みといたしましては、スポーツ施設や施設改修として市営球場のグラウンド及びバックスクリーンの整備やスポーツセンタートレーニング機器の更新などスポーツ環境の整備に努めます。また、本年度60回の記念大会として実施をいたしましたなよろ憲法記念ロードレースにつきましては、市内外から多くの参加をいただけるよう申し込みやタイム計測方法の改善を加えて、ハーフ部門を新設するなどして参加者の距離の選択をふやすなど実施内容を改めます。今後におきましても引き続き各事業の推進を図るとともに、体育協会や地域スポーツクラブなどと連携をしながら、スポーツの普及振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいた

だきましてありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

今回順序を逆から行きたいと思います。生涯スポーツの振興についてということで、教育部長のほうから御答弁いただきました。市民スキー大会に関して、このことに関しては私も以前決算委員会等で大会のあり方について検討をされてはというような発言もさせていただきましたし、数年前からも複数の先輩議員からもそういった同様の質問があったのかなと理解はしております。御質問申し上げましたけれども、私は何でもかんでもこれはいいことだから行政がさあ、やりなさいというつもりは全くないのです。ただ、今回のことで私が一番気になるのは、やはり教育委員会の中でスキーということに対して本当に真剣に議論をしてきたのかということなのです。市技の指定は合併でなくなったとしても、やはり雪質日本一のまちを象徴するスポーツと位置づけて取り組んできたとは私は思っていますし、市民スキー大会の参加者が年々減少してきているという状況は、それは承知していますし、ただ名寄、このまちにとってのスキーというスポーツをどうしていくのかと。そうした本質的な議論がなされてきたのかと。そこがやはりどうも見えてこないというのが本当に一番気がかりなことでありました。本当に急な廃止で、私もいろいろとスキーに関して御質問しておきながら、実は今まで大会には参加したことがなかったものですから、これは偉そうに言えた義理ではないなとちょっと反省をしまして、ことしは出場しようと思ひまして、ただスキー場で聞いたら、1月の末だったと思います。日程がまだ何も連絡が来ていないと。おかしいなと思って、2月に入ってまたスキー場に行って改めて聞いてもまだわからないと。まさかと思っていたら、あの報道です。言い方は、本当に申しわけありません。悪いかもしれませんが、やはりなし崩し的に廃止ということになってしまったのではないかと、こう受け取らざるを得ないのかなと思っています。

もう少しきちんとした形で廃止、仮に同じ廃止するにしてももう少しきちんとした形がやはり必要ではなかったのかなと。こうこうこういう事情で、やむを得ず今年度で廃止となってしまうけれども、次年度からはそれにかわってこういうことをやってスキーの振興を図っていきますというような形は少なくともとるべきではなかったのかなと思っています。

1点ちょっと確認なのですが、スキー大会に関して新年度、25年度の予算説明書には大会経費昨年同様計上されていると思うのですが、そのことに関してどういう。廃止になったのにスキー大会の84万円が計上されていたので、ちょっとそのことについて教えていただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、議員から御指摘いただきました今回の終了の判断につきまして、連盟、それから振興公社等へのお話が1月になったというのが最大まずい点であったかなと思っています。少なくともスキー連盟の年次大会が開かれる昨年の11月ぐらいの段階できちんとしたお話をさせていただけばよかったのだなと思っている点、反省点でございます。

来年度の部分につきまして、答弁でもお話しさせていただいたとおり、スキー大会としての開催については本年度をもって終了という判断をさせていただいたところでありまして、スキーの振興を図るという部分も含めまして、来年度の部分につきましては予算については議員御指摘のとおり、そのまま額を計上させていただいております。これにつきましては、今後行政主導の大会は終了いたしましたけれども、体育協会に加盟している競技団体のスキー連盟において、1つは競技性の高い、主にアルペンスキーを中心とした大会の来年度の開催について検討していただきたいと思いますと考えております。委員会としては、それに対するの支援を行いたいと考えております。また、もう一つは、スキー場を利用させていただくと。ゲレ

ンデで子供たちがにぎわうという観点から、1つには本年行いましたピヤシリスキー場でのテクニカルコンテストの開催、それから3月16日、一昨日でありますけれども、振興公社がシーズン5回行っておりますスキーこどもの日にあわせて、今回大会を開催しないということで、名寄市民スキーの日というのを開設させていただきました。これにつきましては、お子様はもちろん無料ですけれども、保護者等につきましても市民の方は無料ということで、実績では1日で110の方が御利用をいただいたところであります。特にこの中でも30代、40代の方の利用が70人超えましたので、多分お子さんを連れてきて一緒にリフトに乗ってスキーを楽しんだという方がふえたという部分では、こういった親子のスキー利用を含めた部分の実施状況を見ながら、スキー振興を図っていきたくと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 25年度の大会経費というのは、そういう意味合いでよろしいのですね。

今競技性の高いものはスキー連盟さんにと。また、振興公社においてはことしスキーテクニカルコンテストという催しもありましたけれども、来年度からということではなくて、できれば今年度せつかくスキー場の40周年記念でああいった行事が開催されるということが早い段階でわかっていたわけですから、やはりそことどう一緒にくっついて、何も本当に私は市民スキー大会がああいう形で廃止されたとどんと報道されなくてもよかったのではないかなと。形を変えて、スキー場でスキーを含めた冬のスポーツのイベントが行われているという形がやっぱり望ましかったなと思います。御説明はある程度理解はしますけれども、部長のほうからもお話ありましたけれども、改めて庁内でこの名寄市においてスキーというスポーツの位置づけというものをしっかりと認識してもらわないと、どのスポーツにおいてもというか、

スキーに限らず今後そういったことも懸念されるのではないかなと思いますので、次年度以降それぞれのスキー連盟さん、振興公社さんに物事を振るということではなくて、やはり本当にスキー場、スキーを通じたそういった市民が楽しめるような行事づくりというか、イベントにしていっていただくように、改めて次年度以降検討していただきたいと思います。そのあたり改めて御答弁いただけますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 御指摘のように、委員会内部、また名寄市全体として、市技そのものは外れましたけれども、名寄市は雪質日本一を持つピヤシリスキー場を抱えるまち、まさに地域資源が冬のスポーツ振興に向いているというところでありますので、きちっと議論をしていきたいと考えております。

また、スキーの部分につきましては、条件さえそろえばスキーをしたいという市民の気持ち、大会参加者は決して多くない現状がありますけれども、各種スキーの教室であるとか、いわゆる資格を取るバジテストなんかの参加者については相当な伸びもあるということを聞いておりますので、名寄市民にあってはスキーそのものが離れているとは考えてもおりませんので、その辺も含めまして協議をしていきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今部長からもお話ありましたけれども、今回の市民スキー大会の終了につきましては、終了の決定時期及び周知等については大変遅くなりました。そんなことで多分に誤解を招いたことと思いますし、市民の皆さん、関係者の皆さんに大変御迷惑をおかけしましたことを心からおわびを申し上げたいと思います。

また、雪質日本一の名寄にとってスキーを含めウインタースポーツは大変重要なものであるという認識はしておりますので、今後もそのことを十

分考えて適切な対応をとらせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそういった形でよろしくお願ひしたいと思います。何かことしは、スキー場で若い人が中心に企画して、九度山祭というようなイベントも行われたようです。関心は、本当に先ほど部長のお話にもありましたけれども、バッジテストに臨む子供たちの数なんかは実際減っていないわけです。そうった関心は、逆に高まってきている部分もあると思いますので、やはりそこをうまく利用するという言い方はおかしいのかもしれないけれども、うまく一緒にやれることはやっぱり一緒にやって、いいイベントというか、いい冬のスキーも含めたイベントをつくっていただきたいと思います。

関連して、済みません。各種スポーツイベントに関して名寄一下川駅伝について1つ伺っておきたいと思います。これも先般新聞報道されたわけですが、廃止されるということで報道がありました。立て続けにこういうことがあると、申しわけありませんが、本当に次はどの大会が廃止されるのだとか、何でもやめて済まそうとしているのではないとか、実際市民の声として当然出てくるわけです。正直私もそう感じざるを得ない部分はあるのですけれども、この駅伝に関しては理由はスタッフ不足が主な理由ということでありますけれども、これもあらゆる手を尽くしての結果なのではないでしょうか。話の中には、名寄と下川それぞれ教育委員会で認識が違ふというような話もあるようですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名下駅伝につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど各種スポーツ大会の現状と課題の中にもお答えさせていただきましたけれども、教育委員会が主に主催もしくは主管をする大会の中の3つ

の大会の中に名下駅伝等も入っております。市民スキー大会につきましては、今議論の中で終了の判断をさせていただきました。また、答弁の中でもお答えさせていただきましたけれども、憲法マラソンにつきましては大会内容を改善して、よりよい、たくさんの方が来ていただくようにということで改良、改善を加えているところでございます。

また、もう一つ、今御質問のありました本年40回を数えました本年度名寄一下川間往復駅伝競走につきましては、これまでも競技のあり方につきまして主催者である名寄市と下川町の両教育委員会で検討を重ねてきた経過がございます。最終的には、議員がおっしゃったように大会役員及び主管をいただく道北陸上競技会名寄支部のタイム計測等を担う役員等の充足が賄い切れずに、本年度で終了させていただくという判断をさせていただきました。これが最大の理由であります。副次的に言えばまだ何点かの理由がございます。1つは、大会そのものについて、数年前よりハーフ部門を設置をさせていただいたのですけれども、フルの部門が減少する中でハーフ部門が少しずつふえる傾向ではありますが、フルマラソンの部分での駅伝というのが今回駅伝の競技の趣旨からいって一番の部分でございますので、その部分について若干検討の時期が来ているのかなということ、また参加対象の中で中学生、それから女子の部門につきましてずっと1桁、5チーム内の参加が低迷になっているということもございます。また、もう一つは、当然国道を走行する競技大会のため、毎年所管する警察署のほうからは交通安全と、それから事故防止対策として交差点等での警備員等の配置の強化を求められているという部分がございます。こうした中、近年主催者である両教育委員会においても競技スタッフとか、ボランティアスタッフの確保が困難になってきているという、こういった複合的な理由から、今後の継続開催するのが難しいと判断をして、終了させてい

ただ判断をさせていただいたところでございます。

マラソンの振興につきましては、憲法マラソン、それからもう一つは、夏に有森裕子さんがゲストランナーで来られるひまわりリレーランという大会は実行委員会形式で開催を今予定をされています。ジョギング、マラソン人口の拡大という部分では、このリレーランにつきましてはお一人2キロのコースをタイム申告制、つまり競技性を余り持たせずにタイム申告制で4人のチームでリレーをするという、少し駅伝に準じた方法の開催を予定しておりますので、こういった部門での底辺拡大等が図られればいいかなとも考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今有森裕子さんのひまわりリレーランのお話が出ましたけれども、それはそれとして、私かえって有森さんとの名寄市としての御縁ができたからこそ、やはりなおさらこの大会継続していく価値があるのではないかなと思っているのです。例えば参加チーム自体は減っていないですよ。ですから、まだそういう有森さんを通じて陸上をやる方が例えばふえるですとか、子供たちの、女子のチームがほとんどないとおっしゃっていましたが、子供たちのチームもふえてくる可能性もあるかもしれない。私はそういう逆の考えというか、有森さんとの御縁ができたから、何としてでもと言ったらおかしいのかもしれませんが、やっぱりいろいろ手を尽くして続いていくように検討すべきではないのかなと思います。いずれにしても、一度完全にやめてしまうとやはり再開というのは困難になってくると思いますので、私は今後廃止ということではなくて、スタッフ確保の問題ですとか、いろいろとそれぞれの教育委員会が何か認識も違った部分も見聞きしている中ではあるのかなというところもありますので、ちょっと時間をかけて、例えば25年度は休止するけれども、次年度の開催に向けて何とか検討していくというような形でないと、参加者、

また市民の方からの理解も得づらいのかなと思いますけれども、そのあたりの考えを最後に1つだけ。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄一下川間駅伝競走の関係は、名寄市の主催ということで、最終的には私が判断したという経過もあって、今回の判断に関しては私の責任もあります。先ほど来十分な説明が市民になかったのではないかな、あるいは継続のための努力をどこまでしたのかということ、お言葉真摯に受けとめさせていただきたいと思いません。決してマラソン大会だとか、スキーもそうですけれども、名寄市にとって大切なスポーツ振興だと思っていますし、これからもそのスポーツ振興のために力を注ぎたいという気持ちは変わりません。しかし、マンパワーの問題等もあって、できるだけ形を変えて見直すものは見直していかなければならないということも事実なのだろうというふうに思っています。その中で今回陸上部門に関しては、1つやめますけれども、新たに1つ、夏場に駅伝競走、新たに新設するということが、この間市民の皆さん、きょう傍聴に来ていらっしゃる方もいらっしゃいますが、多くの御意見もいただきました。そのことも含めて、今先ほどありましたけれども、陸上競技協会だとか、それぞれの組織の皆さんと改めてこれらきょう議員からもいただいた意見をしっかりと検討させていただいて、新しい事業もやるので、その底辺の拡大も含めてこの1年間議論させていただいて、次年度以降にどんな仕掛けをしていくのかということもまた改めてここで結論を出していきたいというふうに、私が言っているのかわかりませんが、教育委員会ともよく協議をして進めていきたいというふうに思います。教育という観点のみならず、たくさんの方がひょっとしたらこの地に訪れていただけるということも含めると、いろんな意味での地域振興にもつながるというふうにも思いますので、総合的な観点からまた検討させて

いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういうことでよろしくお願ひいたします。

すっかり時間がなくなってしまうと、農業の関係、もう2分しかありませんが、新年度予算に関しては理解しました。JAのほうからもカボチャの施設の関係、要望が来ているということで、また加工グループの施設なんかも予定されているということで、いずれにしても国の事業、幾つか新たな事業もあるようですから、改めて内容ですとか調査研究していただきまして、的確にやはり情報発信をお願ひしておきたいと思ひます。

振興センターについても理解させていただきます。1つだけ確認させてください。お答えの中にもありましたが、昨年地元企業から出る石炭灰の疎水材としての実証試験をやっていたかと思ひます。その効果についてどのように把握されていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今山田議員からの再質問で、地元企業から出る炭殻の部分の土壌改良材としての検討、2課題に絞って実施してまいりました。1つ目は畑作物の、既存畑ですけれども、その暗渠疎水材としての活用、2点目には土壌改良材としての可能性、透排水性改良材としての活用ということで、2点に分けて実証試験を取り組んでまいりました。1点目の暗渠疎水材としての活用については、振興センター内の既存畑約10アールに45メートルの暗渠管2本を暗渠施工して実施してまいりました。既存の疎水材、ピリ砂利ですけれども、これにかえて暗渠坑内に炭殻を活用し、長期間にわたり同様の効果が得られるかどうかを検討する内容となっております。試験結果につきましては、数年後に土壌における炭殻の変化を含め、経過観察による疎水性の確認が必要なため、今のところ公表できるものとはな

っておりませんので、1点目については御理解をいただきたいというふうに思ひます。

それから、2点目の土壌改良材としての可能性ですけれども、これについては振興センター圃場の特性である重粘土土壌における土壌改良材として炭殻の施用区と無施用区を設けて、大豆などを栽培をして収量調査等を行ってまいりました。結果的には、炭殻自体はpHが非常に高いもので、塩素置換容量も非常に低い状態の物質で、肥料分の保持力が低い性質であるというふうに思ひます。圃場に厚さにして約4センチ程度をまぜて土壌診断後、昨年は大豆をまいて栽培試験を行いました。その結果、たまたま6月が降雨が少なかったのと7月の中旬以降もまた雨が少なかったということで、圃場の水分不足、それから炭殻の疎水効果によりまして乾燥状態になったということで、生育不良のはね品が多く収穫されたという結果になりました。今後については、炭殻の施用量とそれに見合う施肥量、通常の栽培様式による効果の検討、炭殻の経年効果、土壌改良コスト等の検討が必要と考えておまして、次年度以降の課題としたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 佐々木 寿

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年3月19日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 追加議事日程

追加日程第1 議案の訂正について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

追加日程第1 議案の訂正について

1. 出席議員（19名）

議長	18番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤勝	議員
	1番	川村幸栄	議員
	2番	奥村英俊	議員
	3番	上松直美	議員
	4番	大石健二	議員
	5番	山田典幸	議員
	6番	川口京二	議員
	7番	植松正一	議員
	8番	竹中憲之	議員
	9番	佐藤靖	議員
	10番	高橋伸典	議員
	11番	佐々木寿	議員
	12番	駒津喜一	議員
	13番	熊谷吉正	議員
	15番	日根野正敏	議員
	17番	山口祐司	議員
	19番	東千春	議員
	20番	宗片浩子	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤葉子
書記	益塚敏
書記	高久晴三子
書記	鷺見良子

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	佐々木雅之君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	扇谷茂幸君
市民部長	土屋幸三君
健康福祉部長	三谷正治君
経済部長	高橋光男君
建設水道部長	長内和明君
教育部長	鈴木邦輝君
市立総合病院事務部長	松島佳寿夫君
市立大学事務局長	鹿野裕二君
営業戦略室長	湯浅俊春君
上下水道室長	石橋正裕君
会計室長	山崎真理子君
監査委員	手間本剛君

1. 欠席議員（0名）

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に5番、山田典幸議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 上 松 直 美 議員

20番 宗 片 浩 子 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

活力あふれる観光開発について外2件を、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、大項目1番目、活力あふれる観光開発についてであります。まず着地型観光振興についてお伺いをいたします。上川総合振興局は、2013年度道予算案に盛り込んだ独自事業、地域政策推進事業を発表し、その中で地域の食を観光資源とするフードツーリズムの推進などの新規事業を掲げ、着地型観光の担い手や受け皿の構築を進めるため、地域の農業者や食品業などの生産者に聞き取り調査を行うとしています。現在名寄市でも煮込みジンギスカンやモチ米などご当地グルメとして食を観光の一翼として進めていますが、上川振興局のフードツーリズムの推進を踏まえて着地型観光を市としてどう受けとめ、どう対応しようとするのかお伺いをいたします。

次に、天塩川流域のにぎわい創出についてお伺いをいたします。昨年5月に設立された13市町

村で構成するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会が先月移住モニターツアーを実施し、首都圏を中心に5人の方の参加があり、名寄市ではきたすばる天文台での天体観測、スノーモービル体験、そして除雪体験など天塩川流域の市町村それぞれがアイデアに工夫を凝らし、地域の魅力をアピールしたと新聞報道がありました。今後の天塩川流域のにぎわい創出に向けての方向性と課題をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、観光誘致宣伝についてですが、名寄市としてもホームページ、パンフレット、ポスター作成など積極的に行政努力をされているとは思いますが、市民参加型の観光イベントから国内外観光客に向けての情報発信、宣伝の考え方と方向性をお伺いいたします。

大項目の2番目、環境保全と新エネルギー案策定についてお伺いをいたします。初めに、太陽光発電についてですが、市民が安心して生活していくために環境に優しいエネルギーは重要な課題であります。再生可能なエネルギーを検討する中、太陽光発電に及んだ経緯と地域特性に即し、有望視できるとした背景は何かをお伺いいたします。

次に、1月末まで実施されたパブリックコメントの状況はどうだったか、どのような反応があったのか、お知らせをいただきたいと思っております。

また、市民の自主的な行動も含め、初期段階としてどのような検討を加えて推進を図られるのかも聞かせをいただきたいと思っております。

今回の策定に当たっては、市民、行政、民間諸団体との連携しての省エネルギー推進を目標に掲げていますが、モデル地区の設定などは視野に入れておられるのかどうか、具体的な方向性と普及促進策についてお伺いをいたします。

大項目3番目、特別支援教育についてですが、特別支援教育とは障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高

め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。文科省は、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において障害のある幼児、児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。そこで、現在名寄市内には小学校11校、中学校4校ありますが、この中で特別支援学級の状況はどうかお伺いをいたします。

次に、特別支援学校教諭免許状の取得状況についてですが、小中学校の特別支援学級の担任は当然教員免許が必要ですが、特別支援教育の免許は法律上必要とされていないと聞きましたが、実際はどうかお伺いをいたします。

特別支援教育の免許を持たない教員で十分な対応ができているのか、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

次に、名寄市立大学との連携についてですが、教育長はさきの教育行政執行方針の中で名寄市立大学教授と専門的知識を有する教員で構成する特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談を実施するとしていますが、具体的にどのような内容になるのかお伺いをいたします。

また、名寄市立大学は道内公立大学でただ1校特別支援教育の免許を取得できる大学と聞いていますが、現在までに市立大学での特別支援教育の教諭免許状の取得状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） おはようございます。山口議員からは、大きな項目3点について御質問がありました。大項目1点目は私から、大項目2点目は総務部長から、大項目3点目は教育部長からの答弁となります。

大項目1、活力あふれる観光開発について、小項目の1、着地型観光振興についてお答えをいたします。着地型観光は、観光庁で旅行者を受け入

れる側の地域側、つまり着地側がその地域でお勧めの観光資源をもとにした旅行商品や体験プログラムを企画、運営する観光の形態を着地型観光と定義づけています。地元の人たちが知恵を出し、工夫を凝らし、その地のことを深く知ることができる魅力的なプログラムの前提が必要で、地元の人にとってはふだん何げない日常の中に宝物が潜んでいるものを新たな視点と感性で新しい旅が創造されることから、その地域ならではのさまざまな体験ができ、各地域の魅力を味わう上でも観光庁が推奨し、全国でさまざまな取り組みがされています。その中で新しい地域の取り組みの一つとして、フードツーリズムという旅行形態が注目を集めています。旅行の動機づけとして、見る、触れる、食べるは3大要素として位置づけられておりますが、これら3大要素をバランスよく提供することが観光客の増加につながることは御承知のとおりであります。フードツーリズムは、3大要素の食に特化し、食材、景観、サービス、食器、歴史などが観光資源としてそれが組み合わせられて食文化となり、食が動機づけとなる観光旅行として、食を楽しむことが旅行者にとって観光体験となるのがフードツーリズムの定義となります。フードツーリズムを提供する側として、まず外部からのお客様に食を提供する場所を設けることが第一歩となり、それに付随する食文化を知らせるツールの整備も同時に行う必要があります。現在昔から食べられているご当地グルメとして、煮込みジンギスカンを手始めとしてPRしていますが、そのほかに名寄市独自の食や食文化の可能性についても模索し、これらに天文台、雪質日本一の雪、ひまわりなどの優位な観光資源と有機的に組み合わせたフードツーリズムを目指すべきあり方である魅力ある景観の中で食を楽しむことができる観光体験も着地型観光の重要な要素でありますので、実現に向けて北海道からの情報を注視し、観光交流振興協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、天塩川流域のにぎわい創出についてお答えをいたします。天塩川流域の取り組みについては、これまで道の道北連携地域政策展開方針における天塩川「環境・交流」リンクプロジェクトの一環として、上川総合振興局においてさまざまな取り組みが進められてきましたが、今年度から地域が主体となって広域に連携して取り組むために、昨年5月、当市を事務局として天塩川周辺の13市町村でテッシ・オ・パツ賑わい創出協議会が設立されました。この協議会においては、日本で4番目に長く、北海道遺産でもある天塩川の恵みを地域住民が再認識し、この地域を訪れる方々に天塩川をより一層理解していただくことを目的に道の地域づくり総合交付金を活用して平成24年、平成25年度の2カ年事業を実施しているところです。協議会の取り組みとしては、これまでにエフエムなよろで9月からの毎月最終金曜日に30分間のラジオ番組「天塩川ものがたり」の放送や秋には首都圏でのプロモーションを実施したほか、11月、12月には地域づくりに熱心な方や地域おこし協力隊を含む移住者の皆さんが地域の魅力を語り合うワークショップを開催いたしました。また、1月にはさらなる情報発信を図るため、フェイスブックを開設したほか、2月にはこの地域の移住を考えている方を対象に冬の魅力や雪かき体験などを盛り込んだ移住モニターツアーを実施いたしました。さらに、さきの3月13日は今年度の取り組みを締めくくるフォーラムを開催し、ワークショップ参加者によるパネルディスカッションでそれぞれの地域の魅力を活発に討論するとともに、この魅力を盛り込んだ住民再発見ツアーを来年度の実施に向けて発表したところです。新年度は、13市町村の住民がお互いをもっと知るための住民再発見ツアーを実施するほか、夏の移住モニターツアーなどを実施する予定です。さらに、年度末には2年間の取り組みを締めくくるフォーラムを開催するとともに、北海道初の上質な地域情報誌「チビスロウ」

を発行し、全道書店やコンビニを初め全国の主要書店での販売により広くこの地域の魅力を全国に発信することとしています。今後の課題としては、天塩川が十勝や富良野といった北海道を代表するブランドイメージとなるよう知名度をさらに向上することのほか、この地域の恵みをもたらす豊かで貴重な資源である天塩川を基地区とした取り組みを道からの支援が終了する平成26年度以降も引き続き広域的に連携して取り組む必要性の機運を醸成することと考えております。

次に、小項目の3、観光誘致宣伝についてであります。観光誘致宣伝については、名寄、風連の両観光協会と連携し、パンフレットやポスターの作成やホームページのPRなどを行っています。特に当市の重要な観光資源であるひまわりについては、開花情報をホームページや道の駅で日々更新するなど、積極的に情報発信をしております。さらに、名寄市観光振興計画初年度である今年度は、7月に名寄市観光キャラクターなよろを決定し、8月に着ぐるみを作成し、市内外や友好都市、東京都杉並区のイベントに登場して多くの皆様に親しんでいただくことに、名寄市の観光PRに努めているところです。海外に向けては、道北観光連盟において今年度は英語版のパンフレットを作成しました。新年度は、引き続き中国語及び韓国語の3カ国語版のパンフレットを作成する予定です。特に当市が来年から誘客を進める台湾に対しては、本年10月に台北で開催される台北国際旅行博に名寄市として初めて出展し、雪質日本一の雪や夏のひまわりなど名寄市を積極的にPRし、まず名寄市の知名度を上げ、北海道を訪れる海外からの国、地域の中で一番多い台湾から名寄市への誘致を図ることとしております。今後も外国人観光を前提とした情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の

2、環境保全と新エネルギー案策定について申し上げます。

まず、小項目の1、太陽光発電についてであります。本年度地球環境への負荷軽減、市民生活の安定確保と地域の持続的な発展、さらには地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用による地域経済への波及効果を目的とし、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進により家庭並びに公共における二酸化炭素の排出量削減を目標とした新エネルギー・省エネルギービジョンを策定をいたしました。本ビジョンでは、新エネルギーの賦存量による可能性、設置、運転費用による経済性、二酸化炭素削減から見る環境性、導入に伴う地域への影響による地域貢献、普及の可能性の5つの観点から、太陽光、風力、中小水力、地熱、木質系を含むバイオマス4種、雪氷熱、バイオディーゼルの10種類の新エネルギーにつきまして利活用の可能性を検討した結果、賦存量が多く、気温が低いほど発電効率がよいなどの利点がある太陽光発電を非常に有望と評価し、優先して導入を進めることとしたところであります。

次に、パブリックコメントの状況についてであります。昨年12月20日から本年1月21日までの32日間にわたり新エネルギー・省エネルギービジョンに係るパブリックコメントを実施し、お一人の方から3件の意見をいただいたところであります。意見の内容につきましては、市においても技術開発が必要のほか、家畜廃棄物系のバイオマスを推進すべきなどとなっておりますが、技術開発につきましては市町村レベルでの実施は困難であること、また家畜ふん尿を活用する畜産系バイオマスにつきましては資源の収集運搬や残渣処理、設置費用など課題が多く、今後検討すべき新エネルギーとしていたことから、ビジョンの修正を見送ることとさせていただきました。

次に、市民の自主的な行動を含めた初期段階の推進策及び今後の具体的な方向性と普及促進策についてであります。省エネルギーの推進につき

ましては広報折り込み等を活用した啓発活動のほか、市民や民間諸団体と連携をし、家庭での節電モニターを募集する省エネルギーモニター事業でありますとか、体験型展示によります新エネ、省エネルギー展などを実施をし、市民の省エネルギーに対する意識の向上を図ってまいりたいと考えております。また、新エネルギーの導入につきましては、新たに一般住宅等における太陽光発電の設置を促進する補助制度を創設し、その実施を通じて普及促進に取り組んでまいります。

なお、これらの事業実施に当たりましては、市全体での取り組みが可能でありまして、また公正かつ有効と考えておりまして、特段のモデル地区等の設定は行わない予定でありますので、御理解をお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私からは、大項目の3、特別支援教育についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市内小中学校の特別支援学級の状況について申し上げます。現在市内の小中学校では、合わせて40の特別支援学級に80人の児童生徒が在籍し、51人の教員が指導に当たっております。特別支援学級の内訳ですが、小学校が30学級で教員は38人、中学校は10学級で教員は13人です。学級の区分は、知的が小学校10学級、中学校4学級、情緒が小学校8学級、中学校4学級、肢体不自由は小学校5学級、中学校はありません。言語は小学校4学級、中学校2学級、病弱は小学校3学級で中学校はありません。

なお、上川管内全小中学校の特別支援学級数は、平成24年4月1日の統計では487学級、在籍児童生徒数は1,503人、担当教員数は654人となっております。

次に、2点目の特別支援学校教諭免許状の取得状況について申し上げます。特別支援学校教諭免許状につきましては、特別支援を担当する教員に

あつては免許を義務づけてはおりますが、免許法の経過措置として基礎免許があれば当面はなくても担当が可能とされているところでもあります。現在市内の小中学校の全教員のうち特別支援学校教諭免許状を取得している教員の割合は、約20%であります。また、特別支援学級を担当している全教員のうち特別支援学校教諭免許状を取得している教員の割合は約36%で、ちなみに全道平均は40%、全国平均は30%となっております。このうち今年度名寄市立大学で講座を受講して特別支援学校教諭免許状を取得した現職の教員が一人おります。

次に、3点目の特別支援学校教諭免許状の取得についての教育委員会の対応について申し上げます。市内小中学校の教員が特別支援学校教諭免許状取得をできる名寄市立大学の教職員免許法認定公開講座は、平成23年度から実施され、新年度で3年目を迎えます。平成23年度で14人、24年度で10人の市内の教員が受講しております。新年度からは、北海道教育委員会の後援も得て行われるとのことですので、引き続き参加を各学校に働きかけてまいります。今後も教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援教育についての専門スキルを高めるよう研修会等への参加を促してまいりたいと考えております。

次に、4点目、名寄市立大学との連携について申し上げます。平成19年4月に交わしました名寄市立大学との連携協定に基づき、特別支援教育学生ボランティア派遣事業といたしまして今年度は市内4つの小学校へ学生ボランティアを派遣いただき、教科の学習等におきまして困り感のある児童への支援体制を整えてまいりました。また、幼稚園や学校などのニーズに応じまして、名寄市立大学の先生を委員長とする17人から成ります特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談を市内の幼稚園、小中学校で20回以上実施をし、

困り感のある児童生徒への適切な支援のあり方などについてアドバイスをする取り組みを続けております。また、今年度は名寄市の特別支援教育の現状と課題について共通理解を図り、支援体制を一層充実するため、本年1月に市内の小中学校の全管理職を対象に名寄市立大学の先生を講師に招きまして、特別支援教育研修会を開催し、32の方が参加をしております。新年度は、この研修会に加えまして名寄市に転入した教員や新たに特別支援学級を担当する教員などを対象とした研修会を実施し、名寄市立大学の協力、連携のもと名寄市の特別支援教育についての理解の促進、教員の実践的な指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それぞれ御答弁いただきまして、大変どうもありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、観光開発について質問させていただきたいと思いますが、先ほどの答弁の中で情報発信、宣伝の部分で今後海外に向けてのパンフレットも作成していきたいというお話がございました。ホームページ、ポータルサイトを見ますと、市長の名寄市の紹介の中では4カ国でしたか、4カ国語で名寄市の紹介をされているというふうに思いますけれども、今後台湾のお話もありますし、ホームページ自体をやはり海外に向けて発信できるような形に直していかなければならないというふうに思うわけでございます。旭川市のホームページを見ましても、それから観光地、ニセコ町のホームページを見ましても、ニセコあたりは英語と中国語、それから台湾は広東語になるのでしょうか、同じ中国でも違いますけれども、それから韓国語という4カ国のホームページになっています。ですから、今後やはり名寄市に観光として来られる方も当然ですけれども、海外にい

でも名寄市の状況がわかるという形のホームページにしていかなければならないのではないかと  
いうふうに思いますけれども、その辺の今後のお  
考えを聞かせていただければというふうに思いま  
す。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） ホームページの  
外国語表記関係ですけれども、山口議員おっしゃ  
られるとおり今外国語表記しているのはホームペ  
ージでも名寄市の紹介という部分だけです。そこ  
については、今お話ありましたように英語、ロシア  
語、中国語、韓国語の変換ができるようになって  
おりますが、全部を外国語表記にはなっており  
ません。新年度に向けまして、全てが外国語表記  
ということも必要ではないという部分に思いま  
すので、観光の部分ですとか、施設の紹介だとか、  
そういった部分にある程度特化をして4カ国語の  
対応ができるように、庁内も含めて検討したいと  
考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ぜひそういう方向で  
早目に進めていただければなというふうに思いま  
す。

先日、3月13日のフォーラムがありました。  
私も参加させていただいて、時間が足りなくてパ  
ネルディスカッションの途中で抜けてしまったも  
のですから、最後まではちょっとよくわからな  
かったのですが、非常に名寄を愛してほかの  
地から住んでいらっしゃる方ですとか、それぞ  
れの地域、市町村にほれ込んで住んでいる方々  
のお話を聞かせていただきましたけれども、本  
当にそういう我々がふだん感じない魅力を、地  
元にいる人間がまた感じない魅力をそういう人  
たちが発見してくれるのだというようなこと  
をつくづくと感じたところでございます。滞  
在型交流観光という形の中での七條先生です  
か、のお話も本当にこれからの地域の観光  
というものの考え方をあらわしてくれたのか  
たというふうに思っています。どう

してもこの地域は、高い山があるわけでも  
ないですし、温泉といえども天然の温泉があ  
るわけでもないですし、やはり先ほど言いま  
したように食をもとにした今までの地域の文  
化というものを表に出した中で観光資源と  
して売り込んでいくのがこの地の今後の観  
光の進め方ではないのかなというふうに思  
います。フォーラムを聞かせていただいてそ  
う思ったところでございます。やはりほか  
から来た人に教えられる分というのは、本  
当にありますよね。地元の間は当たり前だ  
とは思っているのですが、当たり前の世界  
ではあるのですけれども、そういうものを  
機会あるごとに掘り起こせるような形  
というのは今後必要かなというふうに思  
いますので、ぜひともそういうものを進  
めていただければなというふうに思いま  
す。

それから、観光、名寄市だけでは売り込  
んでもどうしても売り込む数が少ないとい  
いますか、地域も狭いですし、やはり今  
回13市町村が手を組んでそれぞれのいい  
ところをお互いに売り込むとい  
いますか、自慢し合うというような形  
で、今後そういう形の観光というの  
が必要になってくるというふうに思  
います。そういう中でちょうど中心  
にある名寄市というのはやはり中核  
的な存在で、今後そういう牽引を  
していかなければならないの  
ではないかなというふうに思うわけ  
ですけれども、そういう部分で  
再度名寄市の今後の進め方とい  
いますか、そういうお話を聞か  
せていただければと思います  
けれども。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 今のお話の内容  
としては、名寄市だけということではなくて、  
広域での観光というものも重要であろう  
という御意見だったと思います。今現在天  
塩川流域の13市町村で進めてお  
りますテッシ・オ・ペツ賑わい創  
出協議会の中でも観光についても特  
化して実施をしております。今回冬  
のモニターツアーということで、2  
月22から25の間での3泊4日  
で道内外の方7名の方にお越  
しいただきました。そ

の中での御意見の中でも要するにこの地域のことを知らなかったという方が大半であります。もちろん道内、札幌からの参加者もありましたけれども、場所は知っていても詳しい今回のような体験ツアーで体験をできたということでのすごく感動を持っていただけたということがあります。広域観光というのは、地元、我がまちがということではなくて、それぞれの地域が連携をしないとできないということははっきりしておりまして、そのことを今後それぞれの市町村が理解をし合って、観光のその地域全体としての魅力を発信しなければならぬというふうに考えています。平成25年度ももう一年道の補助を受けながら実施してまいりますので、さらに広域連携を深めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 観光の部分でいいますと、もっと売り込みなさい、頑張りなさいと言ってみてもなかなかそれが形にあらわれないというのは、本当に歯がゆい部分というのはあるのですけれども、ただやはり地域と行政との、行政の力の入れようといいますか、行政が先頭を切ると長続きしないよと言われる方もいますけれども、私はそうではないと思うのです。ある程度の一定の時期までは、行政としてやはりがむしゃらに力を入れていただくと。そして、その中でバトンタッチをしていくというような、もっと名寄市として行政が表に出てもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。もっと表に出るような形で進めていただきたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 観光振興に対しての熱い思いをいただいております、ありがとうございます。先般の天塩川のフォーラムにおきましても広域観光の重要性ということが非常にうたわれておりまして、とりわけ賑わい創出協議会もそうですけれども、名寄は道北観光連盟の事務局になっ

ているということでありまして、議員がおっしゃられるとおりの一つのコンテンツ、名寄市だけで見るとなかなか魅力的に見えないものも、いやいや朱鞠内にもいろんなものがあったり、例えば下川へ行けば何があってというふうに、そうした形で広げていくことで物すごくまた魅力的なものとして売り込むことが可能になるのではないかとすることは、もう全くそのとおりだというふうに思っています。名寄市が積極的に音頭をとりながら、できれば今度できます観光案内所あたりは名寄市のみならず地域の広域での観光の案内窓口としてもぜひ力を発揮してもらいたいなというふうに思っているところであります。行政がもっと前に出ていくというお話がありましたけれども、やはりここは当然今観光振興を強力に推し進めていく中で、行政も力を入れていかなければならないというふうに思っていますけれども、我々の考え方としてはやはりこれからも永続的に民間の皆様が主役になって、先頭になって引っ張っていくと。我々はその強力なバックアップを、後押しをしていくのだという姿勢の中で名寄市あるいは地域の広域観光をしっかりとこれからもやっていきたいというふうに思っていますので、ぜひ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。民間でできる部分とできない部分というのがあります、行政だからできる部分、宣伝にしてもそうなのですけれども、やはりそういう部分で行政のできる仕事をもっともっと進めていただければなというふうに思います。

観光については、この辺にさせていただきたいと思っておりますけれども、新エネルギーの件について質問させていただきたいと思っておりますけれども、今後モニターですとか、それから今回今年度の予算として約500万円程度予算を計上されているわけなのですけれども、隣の士別市ではもう同じような補助制度をやっているわけですので、キロワッ

ト当たりの補助金が約7万円で、上限が21万円という形でやっておられます。それから、下川では1件当たりに30万円という補助金をつけてやっております。道からの補助はないですから、国と市町村という形になると思うのですが、名寄市としてはどのような補助を設けていくのか、それから中身的にどのようなものにしていくのか教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今士別のお話もちよっとされましたけれども、私どもも士別と同じような補助内容になろうかと考えておまして、士別が補助制度を導入した段階ではおおむね一般家庭のいわゆる設置キロ数が3キロワットぐらいということでありまして、それで7万円にしますと大体21万円程度ということになります。今現在一般家庭の設置キロワット数が4キロワットが平均になりつつあるということで、私どもは1キロワット当たり7万円という単価は基本的に変えないというふうに思っておりますけれども、大体それがおおむね4キロワットということで、1家庭当たり大体28万円程度の補助にしたいというふうに考えております。国も補助制度を持っておりまして、大体3万円から3万5,000円程度の補助は持っていらっしゃると思いますので、それとあわせてぜひ普及促進を図っていきたいというふうに考えております。

それで、当面私ども新エネ、それから省エネルギービジョンをつくらせていただきまして、そして補助制度も新たに設定をさせていただいて、それで何とか太陽光の導入促進を図りたいというふうに考えておまして、これが1つ基本的な考え方になりますのがやっぱり全道の普及率でありまして、現在全道あたり1,000世帯で数字が出ておりますけれども、道内1,000世帯当たり5.3件という数字が出ておまして、名寄市では1,000世帯当たり2.1件ということですから、非常に低い状況にありますから、今後4年間、総計に

あわせまして28年度までの計画になっておりますから、ぜひこれまでに全道平均を上回るような普及促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 約500万円近い予算計上されていて、今回ワット当たり7万円で、4キロワットで28万円ということですから、単純に言いますと約20件程度を想定されているということになるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 一応予算的には、単年度15件を一つの目標にしたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今後やはり住宅建てかえられる方ですとか、そういう部分でそういう方向に向かっていく方も十分おられると思いますし、北電の数字によりますと名寄地方というのは全道の中でも日照量が少ない地域に入るようなのです。特に12月あたりは、ほぼ日照がないぐらいな、十勝地方だとか、あちらのほうと比べると本当に非常に日照はないわけなのですけれども、そういう部分で今回それでもやはり太陽光発電が有力だったという、そこにたどり着いたといえますか、そういう数字的なものというのは検討された部分があるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、実はさまざまな再生可能エネルギーの賦存量を調べさせていただきました。そして、まさにいわゆるこの地に合った一番普及しやすいというもので、ある意味太陽光というのはこの地にあっても結構な賦存量になるというふうなことでありましたので、ぜひそれなら太陽光、まず優先をして普及促進に努めようということになっております。確かに雪は降りますけれども、一定程度発電効率が極端に悪くなるという状況にはならないだろうと踏んでおまして、な

おかつ太陽光パネルの一つの性質としまして、先ほど申し上げましたけれども、気温が低いとある意味発電効率が少し上がってくるというところがあります。まだまだいわゆる屋根に設置をする場合ですとか、それから平地に一定程度の架台を設置しまして設置する場合ですとか、また壁に直接に直角的に張るといふ、今試行といいますか、さまざまな形もそれぞれ取り入れられておまして、全体通して寒冷の地にあってもやはり一定程度の発電効率は確保できるという、他の都市のそうした事例も参考にさせていただきながら、太陽光パネルの選定に至っているというところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今後ますますそういう方向に向かっていくのかなというふうに思っていますので、これからまだまだ研究されていく部分もあらうと思しますので、名寄市としてもそういう方向というのは見詰めていきながら、進んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、3番目の特別支援教育について何点かお願いをしたいと思っておりますけれども、特別支援学級の状況等、名寄市の状況というのは先ほど御答弁いただいたわけですが、全道と名寄市との教員の割合といいますか、資格を持っている方の割合というのが全道に比べて低いというのは、どうして低いのかという部分がわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 先ほど答弁の中で名寄市は36%、それから全道では40%、全国平均では30%ということですから、全道と全国との中間ぐらいにあるかなということをお認識しております。結果としての数字が現在の数字で、その要因については教育委員会としては直接分析をした部分がちょっとない状況なので、はっきりとは申し上げられませんが、名寄市は平成17年度から文科省、それから平成20年度も文科省のいろいろな推進事業等を受けて体制の整備を図っ

てきたところがございます。こうした中で免許法の経過措置があるとはいえ、教員の特別支援学級の免許の取得率が思うように伸びていないというのは、研修会等への参加、それから道が行っております札幌での道主催の講習会等への参加を促した経過がありますが、地理的にもどうしても遠くて参加できなかったという状況があらうかと思っております。答弁の中にもお話しさせていただきましたが、幸いにも2年前から名寄市立大学で講座がとれるようになっております。これは、夏休みを利用しておりますので、教員の方が長期休業中とはいえ忙しい中、なかなか1年では取れない状況があるというのをお聞いております。2年間、3年間通って免許を取得したという方もいらっしゃいますので、そういう取得に向けまして、なるべく学校では研修に出せるようお願いをしてきて、地元でせつかく開催している講座の中で免許の取得を、取るように促していきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 名寄の市立大学で免許の取得もできるという、そういう環境の中にある名寄市でございますので、ぜひともそういう機会をもっとふやしていただければなというふうに思っています。やはりそういう特別支援学級という部分では、今回ちょっと私もデータを見てみますと年々生徒の数がふえている部分があるのですが、その要因というのはどのように捉えているか、お知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 特別支援学級につきましては、名寄市だけでなく全道的に対象となる児童がふえています。それに伴いまして学級数もふえているという状況であります。障害の程度等につきましては、就学のときに就学指導委員会等で判定等を行うわけですが、いわゆるLDとかADHDと言われる子供たちも含めた中で、困り感のある子供たち、それから特別支援学級に

通う基準の子供たち、その部分のボーダーラインの子供たちも含めていろんな検査の中で結果が出る中で、続く学級の中で個々のニーズに応じた支援を行うか、もしくは特別支援学級に入ってもらって行くかというのを保護者の判断も含めまして判定をしているという状況の中で、結果としてふえているという状況があるかと思しますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） なかなか難しい部分があるかなというふうには思うわけですが、特別教育の教員免許の部分に関しまして、これは国の対応が変わらないことには変わっていかないという部分があるかというふうには思うわけなのですが、いずれにしても一人一人の障害の特性に応じて指導がされることが望ましいのだろうなというふうには思うわけですが、今後とも名寄市として手厚い支援教育ができるようお願いをしたいというふうに思います。

最後に、教育長の意見をいただければというふうに思います。それで終わらせたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今部長のほうからもお話ありましたけれども、名寄市は平成17年度に文科省の委託事業であります特別支援教育体制推進事業の推進地域として道教委から1年間でしょうかと、の指定を受けました。管内では、最も早く名寄市特別支援連携協議会を立ち上げたということでございます。したがって、特別支援教育の推進において全道的にも先導的な役割を果たしてきたまちの一つであると私は考えているところでございます。御承知のように、特別支援教育というのはこれまでの特殊教育の対象の障害の子供たちだけではなくて、今部長がお話しましたようにLDというのは学習障害のことでございまして、ADHD、注意欠陥多動性の障害を持った子供たち、あるいは高機能自閉症も含めて障害のある子供たちの自立や社会参加に向けて一人一人の教

育的なニーズを把握して、子供たちの持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善または回復するために適切な教育を通じて必要な支援を行うということでございます。名寄市内の各学校では、このような特別支援教育の狙いをきちっと踏まえまして、軽度発達障害の子供たちについての個別の教育支援計画ですとか、あるいは一人一人の障害の状況に応じて対応する個別の指導計画をもとにして一人一人に応じた教育に努めているところでございます。ただ、現在ちょっと課題がありまして、その課題はどういうことかといいますと、先ほどからもお話ししているように軽度の発達障害を持った子供たち、すなわち普通学級における困り感のある子供たちの指導なのです。例えば授業時間中に先生がお話しすると。周りで子供たちがちょっと雑談すると、先生の言葉を聞き取れないと。周りの子供たちの声を拾ってしまうという、そういう障害を持った子供たちですとか、漢字を正しく識別できないというようなさまざまな子供たちがいるわけです。その子供たちを積極的に授業に参加させていくにはどうしたらいいかということが非常に先生方も、逆に先生方も困り感を持って対応しているところでございます。そのために今ユニバーサルデザインの視点に立った指導という指導が言われているのですが、これはどういうことかといいますと、全ての子供がその授業に参加できるようにする指導のことをいいます。特に軽度発達障害の子供たちへの配慮に立った指導を目的としている指導なのですが、これはそういう視点に立った指導を行うことによって、学級においても学習に若干おくれがちな子供たちにも対応できるのだと。いわゆる個に応じた指導なのですけれども、そういう配慮をした指導が非常に有効だと言われております。その専門家の先生は、うちの市立大学にもおりますし、あと教育局にスーパーバイザーという担当の先生もおりますので、先生方の御指導、御支援をいただきながら、そういう軽度発達障害の子供たちの支援を充実するべ

く今教育委員会としても対応しておりますので、そんな方向で今後特別支援教育を進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思いをします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

教育行政について外1件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、大項目で2点について質問をさせていただきますと思います。

大項目1項目めの1点目は、教育行政についてでありますけれども、先ほど支援教育にかかわって山口議員のほうからありましたから、なるべくダブらない程度で質問させていただきたいと思いをします。教育基本法に基づき、名寄市の学校教育推進計画に沿って校内外の教育環境の整備をしていることだというふうに思っております。さきの教育行政執行方針の中で学校教育の重点施策の展開の項で、5項として信頼される学校づくりの推進がうたわれております。この中で各学校が重点目標の達成状況について評価をする自己評価と保護者や地域住民などが学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施し、公表し、学校運営の改善に生かすとされています。学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるとしてありますけれども、自己評価や保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価はどのようなものなのか、お知らせを願いたいというふうに思いをします。

また、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるとしているが、どのようなものなのかについてもお知らせを願いたいというふうに思いをします。

本年度の「教育なよろ」、学校教育推進計画の中で学校経営の方針7項目、学校教育活動の重点13項目がうたわれております。学校経営の方針7項目の中で5番目として、学校評価、学校職員

評価の創意工夫の項がありますが、各学校により評価のあり方や方法が違いますが、教育委員会としてどのような指導をしているのかについてお知らせを願いたいというふうに思いをします。

学校経営、教育の一環として各種委員会や研究会がつけられておりますが、昨年教育研究所内に教育改革プロジェクト委員会が発足をされました。私は、この教育改革プロジェクト委員会は学校経営あるいは教育の一環としての組織と思っておりますが、どのような委員会となっているのかについてお知らせを願いたいというふうに思いをします。

2点目は、学校教育活動の重点の中で、特別支援教育で3項目がうたわれております。名寄市においては、平成17年度に地域指定を受け施行し、平成18年度には名寄市単独で特別支援教育を進め、19年度より特別支援教育が実施、施行となり、本年で6年が経過をします。特別支援教育にかかわって支援のあり方及び支援体制についてお聞きをいたします。特別支援教育において校内委員会やコーディネーター連絡会あるいは専門委員会がありますが、お聞きしたいことは就学指導委員会がありますけれども、生徒に対してどのような役割を果たしているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思いをします。

3点目は、耐震化改修調査後の対策と経過についてであります。学校耐震化は、本市だけでなく全国の自治体の重要課題でありますけれども、そこで暮らす児童生徒の1日の学校における時間は約3分の1を占めているというふうに思いをします。安全で安心して勉学に、スポーツに励める環境が必要だと考えます。本年度より平成28年度に向け名寄南小学校と豊西小学校の合併に伴う新校舎建設に向け基本計画と地質調査が始まり、2校舎の耐震化は3年かかりますが、進むこととなります。全道の耐震化率はおおむね74%と承知をしておりますが、本市では学校耐震化調査は既に終了し、調査後の対策あるいは計画が立てられていると思いをしますので、現時点での本市の耐震

化率について、また対策と経過についてお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目2項目めの1点目は、夏期、冬期の交通事故数と分析についてであります。4月6日より15日までの10日間、春の交通安全週間が始まります。昨年名寄市において痛ましい事故が相次ぎ、名寄市において交通事故死ゼロ記録が1,398日でストップいたしました。各関係機関は、交通事故の撲滅のため努力をされておりますが、一向に事故が減少しない状況になっているのではないかと思います。行政として夏期間と冬期間の交通事故についてどのような分析をされているのか、分析の中からどのような対策を考えておられるのかお知らせを願いたいと思います。

また、この中から新年度の交通安全施策としてどのようなことを考えておられるのかお聞かせください。名寄市における夏期間と冬期間の交通事故数はどのようになっているのかもお知らせを願いたいというふうに思います。

市政執行方針の交通安全対策では、6項目でくられておりますけれども、昨年の執行方針と大きく変わっている事業は、私は特にないと感じています。若干の変化があるとしたら、4期40日が6期60日の期別運動の日数の増加ぐらいではないかというふうに思っております。近年自転車の事故も多発し、多額な損害賠償訴訟も出てきています。名寄市においても自転車の接触事故は多いのではないかと考えておりますが、特に高齢者の事故は進行方向しか確認されていないことが多く見受けられ、また児童生徒、学生は速度が速く、停止距離が長いだけでなく、停止できないことにより結果として飛び出しとなり、事故につながる可能性があるのではないかと考えております。自転車は、道交法では車両として位置づけをされておりますが、自転車に乗用されておられる方のほとんどが車両としての位置づけ、認識がないのではないかと思います。名寄市の交通安全計画では、1つとして高齢者及び子供の安全確保、2つとして

歩行者及び自転車の安全確保、3つとして安全かつ円滑、快適な道路交通環境の整備、4つとして交通安全教育の推進など8項目が掲げられております。児童生徒に対する交通安全対策として、教育執行方針では小学校、中学校における交通安全対策について、交通安全指導と安全マップの活用というふうになっておりますが、どのような対策と指導、教育を進めようと考えられているのか、また高齢者の交通指導はどのように進められているのかについてお知らせをください。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 竹中議員からは、2つの大項目について質問をいただきました。大項目1は私のほうから、大項目2は市民部長からの答弁となります。

まず、大項目1、教育行政について、小項目1、学校経営のあり方についてであります。3項目の御指摘がありましたので、まず1点目の各学校が重点目標の達成状況について評価をする自己評価と保護者や地域住民などが学校の自己評価の結果について評価をする学校関係者評価について申し上げます。まず、学校評価の目的は、1つには各学校がみずからの教育活動その他の学校運営について目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さなどについて評価をすることにより、学校として組織的、継続的な改善を図ることです。2点目に、各学校が自己評価及び保護者などの学校関係者などによる評価の実施とその結果の公表、説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て学校、家庭、地域の連携、協力による学校づくりを進めることです。3点目に、各学校の設置者等が学校評価の結果に応じて学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ることです。このような

目的を持って行われる学校評価において、自己評価は校長のリーダーシップの下で当該学校の全教職員が参画をし、設定した重点目標や具体的計画などに照らして、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さなどについて評価を行うものであります。また、学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民等の学校関係者などにより構成をされました評価委員会がその学校の教育活動の観察や意見交換などを通じて学校がまとめた自己評価の結果について評価することを基本として行うものであります。

なお、各学校は自己評価の結果を公表すること、それから学校関係者評価の結果を公表するように努めること、自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告することとなっております。

2点目に、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させることについて申し上げます。本来学校職員評価は、学校の重点目標の達成に向けて学校職員一人一人が学習指導や生徒指導、校務分掌の業務等の推進に係る自己目的を設定をし、その実現に向けて取り組み、達成状況等の評価を行うものであります。ただ、現在学校の重点目標と学校職員一人一人の自己目標との関連が十分に図られていない状況もあることから、その関連を図っていただくようお願いをしているところであります。

3点目の学校評価、学校職員評価の取り組みに対する指導についてお答えをいたします。学校評価については、学校教育法施行規則第66条で各学校は教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、また各学校はその実績に応じて適切な項目を設定して行うこと、同第67条で各学校は学校関係者評価を行い、その結果を公表するよう努めること、同第68条で各学校は自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告することと定められており、これらに従って適切に公表など取り組むようお願いをしております。また、学校職員評価につきましては、市町村立学

校職員の評価に関する要綱、また市町村立学校職員の評価に関する要領に従いまして、1つには自己目的や取り組み方法等の設定及び校長等による当初面談、2点目に日ごろの職務遂行状況の把握、また進捗状況に応じて自己目標や取り組み方法などの追加、変更及び校長等による面談、3点目に自己評価及び校長等による最終面談などに適切に取り組むようお願いをしております。学校評価、学校職員評価の実施に当たっては、このこと以外につきましては各学校の判断に委ねているところであります。

次に、4点目の教育改善プロジェクト委員会についてお答えをいたします。教育改善プロジェクト委員会は、名寄市教育研究所に設置をした組織で、市内小中学校の校長と教頭、教員ら合わせて64名で構成をされております。この委員会では、1つには名寄市の知、徳、体の総合的な教育研究に関すること、2つには名寄市の学校教育行政の運営及び推進に関すること、3つ目には今日的教育課題に関すること、4つ目に教育長への答申及び教育研究集会での報告等に関することに取り組んでおります。具体的には、推進のテーマを「児童生徒に生きる力を育み、夢と希望を拓く名寄市教育の創造、学校力を高める取り組みを通して」と定め、1つには学習指導の工夫改善に関するグループ、2つには校内研修の充実に関する研究グループ、3つ目に教育資源等の活用に関する研究グループの3つの研究グループを設けて取り組みを進めております。計画では、平成24年度から26年度は確かな学力の育成、平成26年度から28年度は豊かな心、健やかな体の育成を重点として研究を進め、実践的で効果の上がる方策を構築し、市内の全小中学校で共通理解を図りながら取り組みを進めてまいります。今年度は、学習指導の工夫改善に関する研究グループでは、児童生徒に基礎的、基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、北海道教育委員会のチャレンジテストの効果的な活用や巡

回指導教員の効果的な活用、習熟の程度に応じた指導の工夫改善に取り組んでおります。校内研修の充実に関する研究グループでは、教員の指導力と学校が組織として機能する力を高めるため、校内研修、研究推進の参考となる資料の作成や各学校の校内研修、研究を互いに交流し、学び合う取り組みを行っております。教育資源等の活用に関する研究グループでは、名寄の教育資源を生かし、確かな学力の向上を図るため市立天文台を効果的に活用するための指導資料等の作成や放課後子ども教室との連携、大学ボランティアの効果的な活用に取り組んでおります。今後は、各学校におきましてこれらの取り組みの成果を効果的に取り入れたり、指導資料等を十分に活用したりして、教育実践の質を一層高めていくように促してまいります。

次に、小項目の3、特別支援教育についてお答えをいたします。名寄市では、特別支援教育において児童生徒の一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るため、学校と教育委員会に各種委員会や連絡協議会等を設けて共通認識を図りながら、効果的な取り組みを進めております。それぞれの委員会について御説明をいたします。まず、校内委員会につきましては、各学校に置かれ、校長のリーダーシップのもと全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討などを行うために設置をしております。2つ目には、特別支援教育コーディネーター連絡会議です。これは、各小中学校の特別支援教育コーディネーターの先生方によって組織をされ、各学校間の情報交換や特別支援教育に係る研修活動等を行っております。各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を特別支援教育コーディネーターに指名をして、校務分掌に位置づけております。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のために主に校内委員会、校内研修の企画、運営、関係諸機関、学校との連携、調整、保護者

からの相談窓口などの役割を担っております。3つ目には、名寄市特別支援連携協議会であります。これは、教育委員会に置かれまして障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けてその一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図るために、学習障害、LDです、また注意欠陥多動性障害、ADHDです、高機能自閉症などを含め障害のある子供たちに対する支援体制の整備の推進に関する取り組みを行っております。4点目は、名寄市特別支援教育専門家チームであります。これは、教育委員会に置かれまして名寄市の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校及び特別支援連携協議会に対してLD、ADHD、高機能自閉症等か否かの判断やこれを含めた障害のある子供たちへの望ましい教育的対応について専門的意見を示したり、学校などのニーズに応じて巡回教育相談を行っております。5点目に、御質問のありました名寄市就学指導委員会であります。これは、教育委員会に置かれまして名寄市内の心身に障害のある児童生徒等の就学の適正を図るために特別支援学校または小中学校への就学指導に関し審議を行っております。委員は35人以内で、医師、学識経験者、関係教育機関の職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員で構成されております。この就学指導委員会には、知的障害、いわゆる自閉症または情緒障害部会、それから病虚弱（肢体不自由）部会、言語聴覚視覚障害部会の3つの部会を置き、それぞれの部会の子供たちの障害の状況について審議をしております。審議の内容は、小中学校入学予定者のうち教育上特別な取り扱いを要する児童生徒の教育措置、就学の変更、在学中の児童生徒の教育措置、中学校卒業生徒の進路等に関することであります。

最後に、耐震化改修調査後の調査と計画についてお答えをいたします。平成24年4月1日現在の名寄市の公立学校等の耐震改修状況調査において市内の小中学校の校舎、屋内体育館の総数39

棟中、昭和56年以降の新耐震基準で建築された施設等は19棟で、耐震化率は48.7%になっております。今後の対策と計画については、風連日進小中学校が閉校することにより耐震化率は51.4%、また現在計画中的名寄南小学校と豊西小学校の再編により63.6%程度まで耐震化率は伸びますが、文部科学省が目指している平成28年度までに耐震化率を100%にするという目標には及ばない状況でございます。教育委員会としては、適正配置計画と連動した施設整備を基本としておりますが、特に児童生徒の減少が著しい風連地区の小学校と智恵文地区の小中学校の統合、再編を見据えた教育施設整備を優先課題とし、要請がありましたら、今後も情報提供を含めた地域での話し合いの場を持っていきたいと考えております。また、施設を整備するに当たっては財政的な問題が大きき関係をしてきますので、関係部署との調整を行いながら進めていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目2、交通安全対策についてお答えをさせていただきます。

小項目1、夏期、冬期の交通安全対策についてお答えをいたします。名寄市における平成24年の交通事故は、人身事故発生件数が34件で対前年比3件の減、負傷者数が36人で14人の減となりました。発生件数、負傷者数ともに前年を下回ったものの、物損事故数につきましては717件で対前年度比99件の増となったところであります。また、2件の死亡事故と死亡につながる重大事故が発生し、3名のとうとい命が犠牲になり、これまで市民が一丸となって交通死亡事故の抑止を最重点目標に掲げて活動してまいりましたが、交通事故死ゼロの記録が1,398日で途絶えたところでございます。ここ数年人身事故は冬期、夏期とも減少しているものの、冬期の物損事故につ

いては増加をしております。降雪や低温により路面状況が著しく変化、悪くなるもので、平成24年は1月から3月、11月、12月の冬期5カ月間で477件、66.5%、うち2月と12月の二月で259件、36.1%を占める結果となりました。冬期における事故対策につきましては、積雪による幅員の減少、交差点の見通しの悪化等で緊急に対応を要する危険箇所について、その都度建設水道部と連携をとり、車両、歩行者の安全を確保してきているところであります。また、JR北海道が行っている冬の踏切事故防止キャンペーン、料飲店組合が行っている飲酒運転根絶安全運動キャンペーンに参加をしてくれているところでもあります。夏期においては、人身、物損事故とも減少しているものの、自転車やバイク等の利用に加え、開放感によるスピードの出し過ぎにより交通事故の危険性も増してきます。市独自の初夏の行楽期や秋の輸送繁忙期の特別運動を展開してまいります。悲惨な事故を繰り返さないよう名寄市交通安全運動推進委員会はもとより、名寄交通安全協会、名寄警察署を初め関係機関、団体、また地域と協力、連携し、7大セーフティーキャンペーンの通年運動を軸に春、夏、秋、冬の交通安全運動、街頭啓発、市民交通安全車パレード、高齢者交通安全大会、自転車事故防止大会、安全運転管理事業所訪問、セーフティーラリー等の取り組みを実施し、交通事故防止の啓発に努めてまいります。

次に、小項目2、児童生徒、高齢者への交通安全対策と啓発についてお答えをいたします。道内における小学生の交通事故の実態を見ますと、歩行中の事故については1年生が最も多く被害に遭っており、時間帯では登下校時となる7時から8時、14時から16時が最も多く、道路横断中における事故が多発をしています。児童側に違反があることも多く、飛び出しによる事故が全体の50%を占めています。男女別では、1年生男子が最も多く犠牲に遭っています。また、自転車の事故は2年生男子が最も多く、下校時の15時から

17時に多発している状況にあり、安全不確認、交差点の出会い頭での不注意が原因での事故が多く、全体の70%以上と突出しています。児童生徒に対する交通安全対策については、幼児への安全教育として市内の4幼稚園でこぐまクラブを設け、女性交通安全教育指導員や警察署の指導のもと、保護者と一緒に一年を通し1カ所10回の交通安全教室を実施しております。また、小学生については、新入学時に合わせ市内11校の全学年を対象に交通安全、自転車教室を実施しています。名寄自動車学校の自転車シミュレーターなども利用した交通安全指導を行い、道路上の危険性の体験や基本的な交通ルール、マナー等の習得に努めております。小学校全校で夏版、冬版の交通安全マップを作成しており、日常的に注意を呼びかけているところであります。

高齢者の交通事故対策についてであります。昨年の全国の交通事故による死者数は4,411人で、12年連続して減少しました。しかしながら、そのうち65歳以上の高齢者の交通事故死者数は2,264人で、全体の51.3%を占める結果となりました。高齢者の運転については、視力や聴力、運転身体能力の低下に気づかないで運転を続けるケースが多いと言われており、自転車の運転においても同様です。自転車は、道路交通法上、軽車両と位置づけされていますが、自動車や自動2輪と同じ車両であることの認識が薄く、気軽に乗れる便利な乗り物の反面、その気軽さゆえに交通ルールやマナーを守らず事故を起こすケースが見られます。

なお、自動車運転免許証を返納した方には、免許証にかわる身分証明書として住基カードを無料で発行しているものです。町内会や老人クラブ等への積極的な交通安全教室、指導の取り組みを強化するとともに、関係各団体との連携した活動を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それぞれ御答弁いただきましたから、再質問させていただきたいというふうに思いますが、学校関係の評価の扱い、あるいは教職員の評価の問題については一定程度理解をしましたが、中身的には公表された東中学校の結果についてちょっと見ていたのでありますが、点数的には項目のそれぞれの中身で1から4までの評価をしながら12項目にわたって生徒や保護者、教員がこれの評価をしているのでありますが、どうもこれを見ると非常にばらつきがあるというふうに思っているのです。ばらつきがあるというのは、生徒や保護者、先生が悪いということではなくて、どう学校で今までそれぞれの項目の中での指導ができなかったかという問題ではないかというふうに思っています。最大で0.8ぐらいまで差があるのです、児童生徒と教員との差が。なぜこんなに大きな差になるのかというのがどうも疑問でならないのでありますが、中身的にこのような中身については各学校ごとに項目が違うのだろうと思うのですが、教育委員会としての指導のあり方を含めて、本当にどのようにやられているのかというのがちょっと疑問なところあるのですが、細かいところまで指導はされていないと思うのでありますが、中身についてあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘なのは自己評価の件でしょうか。自己評価につきましては、読んで字のごとし、自己評価でございまして、評価基準というのはそれぞれの評価する人の心の中というか、頭の中にあるものですから、当然子供たちと、生徒たち、または先生方同士でも異なる見解が出ることがありますので、その東中の状況についてはそれで構わないのかと、そんなふうを考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 自己評価の関係については、今教育長言われましたようにそれぞれの個

人的な中身でありますからわかるのでありますけれども、しかし一般的に教職員の中身でいきますと、やったにもかかわらず保護者や児童生徒が低いということが結構ある状況にあるのではないかと思います。しかしこれを見ると子供に対する命の関心あるいは思いやりの問題でいきますと、教職員が2.3%、生徒が3で保護者が3.2、こういう差が実はあるのです。これは、自信がないのかどうか、あるいは自分が立てた個人目標に対してできていないのかどうかというのはわからないのであります。どうもその辺が気になるのであります。教育委員会として各学校の自己評価を含めて分析されているかどうかわかりませんが、公表されたことによってどう学校で評価するかというのは、次の年の中身でまた学校の経営かわりますから、そういった意味では少し時間を見ながら見ていきたいというふうに思っています。

2つ目に、実は耐震化の問題で部長のほうから言われましたけれども、数字的に48.7%の耐震化率です。日進小中学校が廃校になるので、51.4%と。そして、南小学校と豊西が合併になることによって、改築されることによって63.6%、これ数字的には上がっていますけれども、これはもう完全な数字のマジックでありまして、分子と分母の違いだけの問題だということです。そういった意味からすると、先ほど答弁ありましたように風連の中央小学校の問題もありますし、あるいは智恵文小学校の問題も、先ほど答弁の中で智恵文小学校の問題は智恵文との議論も含めてであろうかと思いますが、小中学校の合併の問題や何かも含めて考えていく必要がある、それはそのとおりだと私も思っています。だがしかし、先ほどの答弁の中でいきますと28年度までに100にほど遠いという状況でありますから、そういった意味ではどうその間に耐震化の中身を少しでもよくすることが重要だというふうに私は思っていますけれども、その辺の扱いについて計画がどうもされていないようなのであります。新年度

の中で新たな計画も含めて考えられるのかどうかお聞かせ願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校耐震化の数字的な部分につきましては、まさに議員御指摘のとおりでございます。皆さん御存じかと思いますが、名寄市の場合は学校の耐震化と、それから適正配置とを連動させて整備をしていくということを考えております。この方針は、既に平成20年に市内の小中学校の適正規模と配置に関する基本方針というものを策定をいたしまして、この中でうたっているものであります。大きくは3期に分けて、段階的に整備をしていくということになっておりまして、現在はその第1期目を平成29年度までに推し進めていきたいと考えております。平成29年度の大きな目標は、名寄市内の5つある学校を校区変更も伴いますけれども、4つにすること、それから農村部を含めた小規模校のあり方について、再編の方向で話し合いをしていくというところでございます。さきの教育長の執行方針の中の答弁にもお答えいたしましたとおり、現在風連地区につきましてはそういった形で3校を1校にするのが望ましいという認識を持っているところであります。いずれにしても、これは地域の方の合意が大前提ということですので、これにつきましては風連地区につきましてはまちづくり協議会の中でお話をさせていただきましたし、智恵文地区に関しましても本年に入りまして、智恵文地区の小中学校の学校評議員の方の会合の中で、智恵文地区の今後の児童の推移であるとか、智恵文地区の小中学校の建物の状況についての説明をさせていただきました。今後保護者、地域の方々、PTAを交えた教育の懇談会のようなものをつくってお話を進めていくということをお願いしておりますので、要請があればいつでも出向いて現状を説明させていただきたいと考えております。現在につきましては、基本計画の基本的な方針にのっとりまして、地域の方に事実をきちっと伝え

ていくというのが教育委員会の使命と考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 耐震化の扱い、改修の問題も含めて、あるいはそれぞれの学校の扱いについては地域合意を得てということになりますから、そのことは十分理解をしていますけれども、きちっとした早期の計画もお願いを申し上げたいというふうに、これは求めておきたいというふうに思います。

次に、特別支援教育の扱いであります。先ほど山口議員のほうから特別支援教育にかかわって質問がございました。現状今名寄では80名程度の児童生徒がいます。結果的にLDあるいはADHDあるいは高機能自閉症といういろんな方がいて、80名が80名同じ症状ではないわけです。結果として教員免許状も率的には36%ですから、名寄的にはそんなに高いわけではない。私は、どうも特別支援教育にかかわっているいろんな会議、専門委員会、連絡会、校内委員会等々を含めてやっているのは、それは必要なことでありますから、重々わかっているわけではありますが、ここにかかわる教員や支援員の重労働になっていないのかなというふうに思っているのです。名寄の大学でも、名大でも講演やって受講できるというふうになっていますけれども、やっているのですけれども、しかし受講率が少ないというか、そういう状況になっているだけに、もう少し特別支援教育にかかわっての緩やかなと言ったら怒られますけれども、支援員の増加だとか、新年度1名増になるようでもありますけれども、そういうことが必要でないのかなというふうに思いますけれども、考え方あればお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 先ほど答弁の中でもお答えしましたように、特別支援にかかわる委員会、協議会は学校内と教育委員会で5つほど主なものがございます。この中で教員の方を含めてそ

れぞれに配置をいただいております。先ほど教育長のほうからも特別支援に関してお話しさせていただきましたけれども、名寄市で特別支援教育が文科省等の指定を受けまして実施されてから4年はたちます。その中で現在こういったいろいろな委員会を設置する中で、子供たちの個々の対応について対応しているというところであります。失礼しました。平成19年度からですから、6年たちます。この中で一貫した支援体制の整備や個別の支援計画であるとか、それから指導計画の作成に向けて、そのために各種の委員会とか協議会が必要となってきているところであります。現在まで特別支援教育に係る組織に所属していることが教員の負担になっているという声は聞いておりませんが、実質では委員会重複の方は名寄市内の教職員の方3名が2つの委員会にそれぞれ所属しているという実情がございまして、今後名寄市の特別支援教育を一層効果的に進めるためには、かなめであります名寄市特別支援連携協議会、この組織を活動のあり方を含めて改善をしていくことを行っていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 余り時間もありませんから、小さいことをやっても仕方ありませんので、教育の関係でちょっと1点だけ教育長にお聞きをしたいのであります。承知のように学校教育、学習指導要領等によって進められるわけでもありますけれども、安倍内閣ができて、現状文部科学省の諮問機関が中教審でそれぞれ今日まで教育にかかわっての議論審査やったわけでありませぬけれども、ことし1月に入って内閣直属の教育再生実行委員会が立ち上げられました。これの中身を見ますと、きちっとまだ見ていませんけれども、いじめ対策であったり、6・3・3・4体制の議論であったり、改編の問題だったりということ出ているわけでもありますけれども、私はこの組織、中教審があるにもかかわらず直属の組織とい

うことで、内輪組織ではないかというふうに思っていますけれども、教育委員会として、あるいは教育長としてこの組織についてどのように捉えられているのかお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今中央教育審議会と首相直属ののですか、諮問機関との関係でありますけれども、一応前安倍内閣のときには教育再生会議という、今回は教育再生実行会議だとかということになっていると思いますけれども、実は首相直属の諮問機関ができましたのは中曽根内閣のときの臨時教育審議会がたしか発足だったと思います。その後は、小渕内閣での教育改革国民会議でしょうか。ですから、今回で安倍内閣の2期目というのでしょうか、入れますと4回目の諮問機関の設定なのかなというふうに考えております。私もしっかり記憶しているか不確かなのですが、中曽根内閣の臨時教育審議会のときは臨時教育審議会でも審議した内容についてはさらに中央教育審議会でも審議して、そして答申するというような流れにたしかなっていたかと思うのですが、小渕内閣のときはその関係が非常に曖昧であったのではないかなと、そんなふうに捉えております。このようなことから、これまでの経過を踏まえると今回の安倍内閣で設置しております教育再生実行会議ですけれども、まず最初に中央教育審議会との関係というのでしょうか、これを明確にする必要があるのではないかなというぐあいに、私としては個人的にそう思っております。したがって、首相直属の諮問機関である教育再生実行会議が必要なのか。中央教育審議会が目的を持ってあるわけですから、なぜ教育再生実行会議が必要なのか、何のために置かれるのか、それと中央教育審議会との関係はどのように関係を持たせるのかということなどについて説明があれば、それはそれで諮問機関として設置されても私は納得できると、そんなふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） これは、どうのこうの言うことではないのでありますけれども、非常に教育長も気にはされているなということではありますが、私がなぜこれを質問したかということ、どうもきな臭いというか、教育の統制というか……

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員、今の質問については通告に見えないのですけれども、区切って私も指名していますので、よろしく願いいたします。

○8番（竹中憲之議員） わかりました。そんなことで、またこの中身については別なことでさせていただきます。

それでは、もう一つは、交通安全の問題でありますけれども、先ほどいろいろ答弁の中で件数や何かございましたけれども、夏期間と冬期間の事故の分析あるいは対策等々含めて、私が聞き漏らしたとしたら失礼であります、なかったのかなというふうに思っています。冬場の事故、物損が多いということありますから、中身的には恐らく出会い頭の事故というのが多いのかなというふうに思いますが、この対策含めて、冬期間の事故対策含めてどのようにされたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 特に冬期間の事故対策についてでありますけれども、積雪による幅員の減少であるとか、あるいは交差点の見通しの悪さ、こういったものが事故原因につながってくるというふうに思っております。当然これらの解消のために除排雪を行うとともに、交差点等におきましては砂を常備いたしまして滑りどめに使用していると。そういった事故対策をやっているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今砂の滑りどめということありますが、それは歩行者には有効かもしれないけれども、車乗っている人間に滑るからま

いてそこ通れという状況にはないのかなというふうに私思っているのです。どうも中身がちよっとはっきりしないのが出会い頭の中身でいくと確かに雪が積もっていて、先が、前が見えないという状況でありますから、建設水道部との中身で除雪をします。近年除雪をするにしてもカット排雪なだけに、交差点の歩道の中まで切らない、取らないということがあって、どうしても一時的なものにすぎないというのが今の出会い頭の事故が多い原因ではないかというふうに思っていますけれども、その辺の扱いについて建設水道部とどのようなやりとりをしているのか。私は、逆に言うところについて旗でも立てて注意喚起するとか、そういうことも1つは方法かなというふうにも思っているのですが、そんなことについて建設水道部ときちっとできているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私どものほうでは、いわゆる交通安全指導員ですとか、あるいは交通安全協会といった交通安全に関する団体等がございます。それらの者、あるいは担当の者のパトロール等々によりまして、ここに危険箇所があると、ここをこうしたらいいといったような報告等々を受けまして、建設水道部と協議をし、その都度対応を図ってきているということでもあります。ただ、十分な対応が図られているかという部分につきましては、やはり出会い頭等々交差点等における事故も起きているわけですから、これはこれで別な方法で、いわゆる粘り強く各地域なり、あるいは団体等に啓発の活動もしてまいらなければならない。実際にしておりますけれども、そういったことも考えてやっているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議員からの交差点のカット排雪にさっきお話がありました。一般的に交差点につきましては、パトロールを行いながら、状況を見ながら、危険なところから排雪を

行っておりますけれども、一般的なカット排雪と、なおかつことしから今考えていますのは斜めカット排雪で視野を少し広目に、距離を長く見られる、そんなこともちょっと視野に入れて検討しております。何カ所かちょっとやってみました。その中では、結構広い範囲で見られるということもありましたので、次年度からはそこも含めて交差点の排雪等考慮していきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今長内部長のほうから斜めカット排雪ということでもありますから、少し研究していただいて、事故につながらないように求めたいというふうに思います。

あと、自転車事故の関係で、昨年浅江島のところでも大きな事故がありました。その後公安委員会等の中身で、交通安全協会等々の中身でそれぞれ協議をされたのだと思います。大きな看板もそれぞれ掲げ、16線あるいは文化センターの前とか看板を立てましたけれども、できればそのような事故、夏場の事故対策にかかわっていけば非常にああいうのが有効かなというふうにも思っています。額的にはどのぐらいかかるかは承知しませんが、新年度の予算を見るとほとんど上がっていないということでもありますから、それはできないというふうに言われると困るのでありますけれども、中身的にはやはりそういうふうに協議をしていただいて、通常の標識と区別のできる、そういうようなものについて今後設置をしていくのかどうかも含めてちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） これは、事故現場に限らず、各町内会等々からこの場所が危険であるといったようなことを受けまして、実は昨年もほかにも看板を設置した場所がございます。限られた予算ではありますけれども、その中で鋭意工夫をしながら、そういった危険箇所については看板等を設置してまいります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4高射特科群の存廃問題について外2件を、川口京二議員。

○6番（川口京二議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、第4高射特科群の存廃問題について伺います。平成22年12月17日、平成23年度以降にかかわる防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画が決定いたしました。大綱には、我が国の安全保障における基本理念や自衛隊の体制、防衛力の能力発揮のための基盤などが明記されています。これらのことから、編成、装備等が変わり、戦車や火砲、人員も削減となります。また、全国にある高射特科群8個を7個に削減されることが決まりました。千歳にある第1高射特科群か名寄にある第4高射特科群か、どちらかが平成28年度以降に廃止になるということです。どちらが廃止となったとしても、北海道にとっては防衛や安全、経済面でも大変大きな問題だと思います。昨年末の政権交代により、自民党政権は政権公約に基づき平成25年1月25日に防衛計画の大綱の見直しと中期防衛力整備計画、平成23年度から平成27年度、の廃止を閣議決定いたしました。見直しということですが、定員は100名程度ふやすような話がありますが、ほかについては何を見直すのか、どうなるのか、全くわからない状態です。大綱の見直しによって第4高射特科群の存廃問題が全くなかったかという、そうではありません。新しい防衛計画の大綱が示され、中期防衛力整備計画が決定し、高射特科群の削減は

しないと明記されない限りは可能性がないわけではありません。

ここで改めて伺います。第4高射特科群は昭和47年3月24日、名寄駐屯地に編成を完結以来41年になります。その間国土防衛はもちろんのこと、災害派遣や各種支援活動等民生の安定のためにも寄与してきたと思います。そこで、新たな防衛大綱が示され、万が一第4高射特科群が廃止となれば、名寄市にとって大変重要な問題だと思いますが、市に対してどのような影響があるのか伺います。

また、平成22年の防衛計画の大綱が示されて以来、第4高射特科群の存廃問題は今後のまちづくりにおいても大きな問題であると思われませんが、第4高射特科群存続に向けて市はどのような活動をされてきたのか伺います。

また、今後どのような活動をされるのか伺います。

2点目は、北の天文字焼について伺います。北の天文字焼は、まちおこし集団「助っ人」の呼びかけで道北の14市町村を線で結ぶと天の文字になるという北の星座共和国構想に基づき平成元年から平成23年まで23回にわたり開催されました。開始当初は、関係者の努力もあり、多くのマスコミが取材に来ました。スポーツ紙、週刊誌、テレビ等が名寄市の冬の一大イベントとして取り上げ、全国放送、全国版となりました。米国の一部でもテレビ放送されたそうです。どれほどの経済効果があったかはわかりませんが、九州を含む全国各地からこのイベントに参集し、体験もし、ツアー列車が立ち寄る見る集いも開催されました。名寄の冬の風物詩として市民や多くの人たちに愛されながら、さまざまな事情により昨年からは中止となり現在に至っております。この間復活を願う多くの市民の声や道外からも復活を望む声が多く寄せられたそうでもあります。また、アイスキャンドルやスノーランタンの火で天の文字を描き、北の天文字焼復活に向けて活動している団体等があ

ることは御存じのとおりです。市は、このような天文字焼の復活を願う多くの市民の声や活動をどのように受けとめているのか伺います。

また、復活に向けて市に対し要望書を提出した団体もあると伺っていますが、市はどのような支援をされるのでしょうか、伺います。

3点目は、名寄市立大学図書館の整備について伺います。昨年7月26日、市政クラブでは東京女子大学図書館に視察に行っていました。まず、入り口にはセキュリティーゲートがあり、本が探せる専用端末、DVD、ビデオ等が楽しめるAVブース、パソコンやプリンターが利用できるメディアスペース、会話をしながらグループ学習ができるコンベンションオープンスペース、プレゼンテーションルーム、気分転換に飲食ができるリフレッシュルームやブラウジングルームなど全体として明るく開放的であり、また機能的で大変使いやすい図書館だと感じました。大学図書館は、学生が大学における学習、教育、研究活動等が容易にできることが大事だと思いますが、また一方で市民が利用しやすい環境づくりも大事かと思っています。27年度に建築工事が実施されると伺っていますが、名寄市立大学図書館の基本構想はどのようなものなのか伺います。

また、完成までのスケジュールについても伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 川口議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目の1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3につきましては大学事務局長からの答弁となります。

それでは、第4高射特科群の存廃問題について申し上げます。高射特科群の削減が盛り込まれた平成23年度以降に係る防衛大綱、中期防衛力整備計画は、本年1月の閣議で廃止が決定されましたが、その見直しについては今後の検討によるこ

ととなります。まず、第4高射特科群がなくなった際の市への影響についてであります。第4高射特科群を有する陸上自衛隊名寄駐屯地は、本市のまちづくりを初め地域経済、文化、スポーツ、コミュニティーなどさまざまな場面で地域とのきずなを深め、密接な関係にあることから、その影響は極めて大きいと言わざるを得ません。参考数値となりますが、消費経済への影響では平成22年家計調査における消費支出額を使用し、市内での消費を70%と仮定しますと、おおむね10億円のマイナス効果が見込まれるほか、市の会計におきましても市民税や地方交付税の落ち込みなど多大な影響が見込まれます。また、経済のほかにも町内会などのコミュニティー活動を初め文化、スポーツ活動や雪祭りを初めとする各種イベント、災害時などにおける救助活動などさまざまな場面において大きな影響を受けることとなり、これらの影響は本市ばかりか上川北部の市町村にも及ぶものと考えております。

次に、防衛大綱策定以降の活動についてであります。この間加藤市長が会長を務める陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会が中心となり、各関係機関や団体などの協力のもと、毎年度防衛省を初めとする関係省庁、さらには道内選出国會議員や防衛関係の政務に通じた国會議員などに対し、第4高射特科群の存続、名寄駐屯地の維持、拡充の要望活動を実施してきており、特に防衛大綱策定以降の平成23年度からはこれに加え上川北部の市町村長、議長にも御協力をいただき、防衛省政務三役や陸上幕僚監部と直接面談をして第4高射特科群の存続、名寄駐屯地の維持、拡充を強く要望してきたところであります。

次に、今後の活動についてであります。先ほど申し上げました市内10団体で構成をします陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会による要望、さらには平成23年度から実施している上川北部市町村長、議長に協力をいただいていた要望活動を継続して実施するとともに、陸上自衛隊名寄駐屯

地と本市との関係をより密接なものとし、地域の総意として第4高射特科群の存続を国に訴え、求めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の2、北の天文字焼について、（1）、復活を願う市民の声をどのように受けとめているかについてお答えをいたします。

平成元年から名寄市の風物詩として市民に親しまれてきた北の天文字焼は、平成23年度まで23回にわたり市民有志が呼びかけ、実行委員会を組織し、開催されてきましたが、一昨年に実行委員会の高齢化、人手不足などの問題もあり、やむなく休止となってしまいました。本年2月3日に北の天文字焼の復活を願う市民有志が集まり、再開に向けた意見交換会を実施され、会議の中でも活発な意見が多数出され、その会議の結果に基づき2月18日に北の天文字焼を考える会として市に要望書を提出されたところであります。北の天文字焼に限らず、さまざまなイベントを含めたまちづくりの原点は、市民一人一人が地方自治の本質を理解し、まちづくりの主体は市民であることを自覚し、主体的、能動的にまちづくりに参加することが大切であり、市民が持つ創造性や知識、感性を重視し、市民と連携、協力してまちづくりを進めねばならないと考えています。市としては、北の天文字焼の再開を願う市民の声は重く受けとめているとともに、多くの市民が集まり、自主的にまちづくりのために行動を起こそうとする動きは大切であり、すばらしいことであると思っています。市民の皆さん方が中心となって北の天文字焼が実施されることになったきっかけ、意義などを再認識し、まちづくりの主役は市民であることを自覚され、活動していただくことが北の天文字焼が再開された後も継続して実施されていく原動力になると思っています。今後北の天文字焼を考える会を初め関係者の方々と話し合いを行い、

よりよい方策を探ってまいります。

次に、小項目の2、復活に向けて、どのような支援をされるのかについてお答えをいたします。先ほど申し上げましたとおり、まちづくりの原点は市民が主役であり、市は脇役を担うことによりそのイベントの意義、さらには開催者の思いが表現され、そのことが見る者に感動という付加価値をつけ加えることができていると考えています。一昨年まで開催されてきた北の天文字焼には、これらの要素が十二分に表現されていたことが単なる火文字ではなく、多くの市民の心の中に記憶され、再開を願う多くの声として発せられていると思っております。これまで市民の力によって天文字焼でまちおこしをするぞと続けてきた多くの市民皆さんの思いが込められた北の天文字焼でないと、多くの市民が再開を願っている北の天文字焼の姿ではなくなってしまうと考えています。このことから市としましては、単なる催し物の復活ではなく、市民が切に願っている北の天文字焼の再開に向けて市としての役割を十分に認識して、どのような支援を行うことが最善策であるか、関係者の皆さんと話し合ってまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大きな項目3、名寄市立大学図書館の整備についてお答え申し上げます。

まず、小項目1の基本構想について申し上げます。開学当初からの懸案でありました大学図書館整備につきましては、学生の学習支援や本学が行う高等教育及び研究活動を支える重要な学術情報基盤としての役割、さらには社会や地域連携の一翼を担う本学附属機関としての役割を勘案し、地域に開かれた図書館を構築するために現在学内に図書館整備検討委員会を設置し、これまで7回の検討委員会と市民意見交換会を開催し、名寄市立大学図書館整備基本構想、基本計画の策定作業を

進めてまいりました。新図書館整備の基本構想として、新図書館の理念と6つの目標を掲げ、これら理念と目標を具現化するために実現すべき図書館像として5つの柱を立てました。1つ目としまして蔵書ビジョンを策定し、最適な専門図書及び教養図書を整備した知の集合体とすること、2つ目としましてデジタルコンテンツなどさまざまな学習情報を利用できる学習環境を実現すること、3つ目としまして講義以外での学生の学習をサポートする支援体制を構築すること、4つ目としまして学生の主体的な学びに対応した施設環境を実現すること、5つ目としまして関係機関と連携した利用環境を整備し、地域住民が利用しやすい環境整備を実現することです。これらの基本計画の検討事項につきましては、1、計画策定の趣旨、2、大学図書館の現状と課題、3、新図書館整備の基本構想、4、コンテンツ計画、5、組織運営計画、6、新図書館で実現すべき機能、7、図書館の質保証、8、広報計画、この8項目について検討を行い、第7回の委員会で計画素案を確認し、今月末の委員会で最終案の確認を行うこととしております。

次に、小項目2の完成までのスケジュールについて申し上げます。大学図書館の今後の主な整備の工程につきましては、今年度末で図書館整備基本構想、基本計画を策定し、平成25年度には建築基本設計及び図書館利用計画の策定を行い、平成26年度において建築実施設計及び図書館運営計画の策定を行い、平成27年度に建築工事を実施し、また運営組織体制の準備を行い、平成28年度には新図書館の開館、供用開始を予定しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、4高群の存廃問題であります、名寄市

だけではなく上川北部にとっても大変大きな問題であると捉えていただいているようであります。期成会や上川北部の市町村長、議長にも協力をいただき、要望活動をしていただいているとのことですが、それぞれ何回ぐらい行かれているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それぞれの団体含めてお話をさせていただきます。

まず、陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会要望という形で、これは平成24年度は3回、それから上川北部要望という形で、これにつきましても24年度は3回です。それから、北海道自衛隊駐屯地等の連絡協議会要望というのがありまして、これにつきましても24年度には3回、それから陸上自衛隊第2師団地域市町村要望というのがございます。これにつきましても平成24年度は2回、平成24年度につきましても計11回の公式な要望を行っております。これは、あくまでも公式な要望でありまして、これ以外にも実は市長が上京の際にそれぞれ防衛省を含め関係省庁を回って非公式な要望も行っております。直近では、1月の末に市長が上京した際にも防衛省、それから地元国会議員初め、それぞれこのことにつきましては第4高射特科群のお話もさせていただいているという状況であります。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 答弁の中で防衛省政務三役や陸上幕僚監部と直接面談したとのことだったのですが、もちろん回答は得られないのでしょうか、感触はどのようなものがあつたのか、ちょっと伺います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） なかなか感触というの難しいですけども、御案内のとおり政権が交代されたということで、大綱、中期防は一旦廃止するということは確実なので、とりあえず今のところ高射特科群が減るということは、今の段階では凍

結されているということでもあります。国防というのは国の担当事務ですから、一自治体がこういう戦力をこうしてほしいなんていうのは大変僭越な話でもあるというふうに私は認識しているのですけれども、一方でこれまで地域が支えてきて名寄駐屯地あるいは自衛隊がしっかりと活動できていると。このことに対する地域としての自負もあるし、そうしたことをしっかりとお訴えをし、引き続き地域も支えていくし、ぜひそのことも含めてこれ以上の削減がないように体制の維持、強化をしてくださいというお話はさせていただいているところで、一定の御理解はいただいているというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） わかりました。ありがとうございます。

市は、要望活動等をよくやっていたいただいているのですが、残念なことに活動しているというような情報が余り入らないのです。4高群の問題だけではなく、要望とか陳情とかに行くのはその地域にとって大変重要な問題だから行くわけですから、当然市民の皆さんも関心が高いと思っています。私は、もっと市民に対しそのような情報を知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 市民の皆さんへのお知らせというお話でございますけれども、名寄駐屯地への要望につきましては当然のことながら地元のマスコミにもお知らせをしまして、報道等で周知をさせていただいているというところでもありますけれども、北海道段階、もしくは国、中央要望に関しましては御指摘のとおり余り積極的な市民の皆さんへお知らせは行ってないというところでもあります。要望活動につきましては、防衛関係ばかりでなくてさまざまな形で、道路でありますとか、河川でありますとか、さまざまな中央要望もありますので、そうした中央要望の状況等につきましてはこれからできるだけ市民の皆さんに

もししっかりお知らせをするということが大事だというふうにも認識をしておりますので、広報でありますとか、それから市のホームページ等もありますから、その辺をしっかりと活用しながら、市民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 昨年12月に政権が変わって、1月に防衛計画の大綱が見直しとなったのですが、私は政府に対して第4高射特科群の存続を訴えるのには大きなチャンスだと思っています。名寄市として、あるいは上川北部として早い時期に陳情等に行き、名寄市の地方の思いを伝えるべきだと思いますが、大綱の見直し後に行かれましたか。行っていなければ早目に行く考えはありませんか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほど申し上げましたとおり、公式には実はまだ行っておりません。ただ、1月の末に市長が上京した折に関係省庁回らせていただいておりますので、今後各種団体とも相談をさせていただきながら、できるだけそういう機会を早くつくってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 次に、新防衛計画の大綱の決定時期について伺いますが、防衛計画の大綱が決定するという事は、その時点で高射特科群が削減されるかどうか決まるということです。第4高射特科群か第1高射特科群か、はっきりするかもしれません。いつごろになるのか把握はされていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 新防衛大綱の決定の時期についてということでもありますけれども、今私どもが得ている情報によりますと、6月末ころをめどに中間取りまとめをされるというふうに聞いておりまして、おおむねこれは年内ということ

でありますけれども、これまでに新たな防衛計画の大綱なり中期防衛力の整備計画が閣議決定されるという情報を得ております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 私は、大綱が決定してからでは要望等をして遅いと思っています。決定してから覆すのは大変なことでありまして、しかし今ならまだ間に合う可能性があると思っています。過去に名寄市では、旧国鉄職員と家族約700人が広域異動になったとき、学校から子供がいなくなり、この影響で教職員が減るとともに、近辺の商店が店を閉めるなど大きな影響を受けました。今回は、さらに規模が大きく、隊員は支援中隊を合わせると約430名、家族を合わせると約1,000名になります。先ほどお答えいただきましたが、経済的だけではなくさまざまな場面で大きな影響があるわけです。であれば、今できる最大の努力をするべきであり、あらゆる手段を講じて対処していくべきだと思います。今さら署名運動でもないのかもしれませんが、みんなで考え、知恵を出し合って最善の努力をすることが必要だと思います。名寄市にとって大変大きな問題に間違いのないのですから、協議をしていただき、今できる何かをやっていただきたいと思います。

次に、天文字焼でありますがお話を聞いて、復活だけではなくて今後も継続していただきたいという思いは感じました。まだまだこれからというときに中止となりましたが、来年こそは復活させようと立ち上がっていただいた方々もいらっしゃいます。それは、すばらしいことだと思います。私は、北の天文字焼は名寄市のPR効果やさまざまな効果等を考えたとき、大きな可能性を持った冬の観光資源だと思っています。特に名寄市の知名度向上には最適のものだと思っています。知名度向上のため、さまざまなことをされていますが、私はマスコミが一番であると思っています。仮に来年再開となれば、必ずマスコミが来ると思っています。珍しいイベントであり、ニュース性が高

いためです。まちづくりは市民が主役という考えはわかります。まさに主役となって立ち上がってきたわけです。私は、個人や一団が行う行事はそれほど長続きはしないと思っています。経費や人員確保や機材の確保など大変難しい面があるからです。北の天文字焼は、まだまだやり方やもっと経費をかければ多くの観光客を呼べるイベントだと思っています。天文字焼だけではなく市にとって効果のあるイベントや行事、10年、20年と続いている行事は、もう少し支援の方法などを見直す考えも必要ではないかと思います。答弁は必要ありません。

次、大学図書館について再質問させていただきます。新しく図書館を構築するわけですから、現在の図書館ではいろいろな問題があるからだと思いますが、どのような問題点があるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 図書館の整備検討委員会の中で、いろいろ現状の課題を把握するために議論を重ねてまいりました。その具体的な例としまして、1つは学生アンケート、それから教員アンケート、それから市民検討会、市民懇談会です。それから、関係機関の聞き取り調査という、こういう4つのことを実施いたしまして、現状の課題を明らかにしてきたところでございます。もちろん現在図書館は、大学の中で本館、分館と2つに分かれて施設がございますが、その施設が持つ基本的な課題もございます。主な問題点としましては、看護学、教養、保育学に関する書籍はいわゆる図書館の本館のほうに、それから栄養学、社会福祉学などに関する書籍は分館、恵陵館のほうに分かれて所蔵されております。各領域を幅広く学んでいく上で、学生にとっては非常に利用上不便な環境にあるということでございます。それから、図書館職員は全て嘱託職員となっております。専門の知識を有する専任の職員を配置するということが望まれております。平日の開館時間が本館では午後9時まで、分館では午後7時ま

でと。それから、土曜、日曜は閉館をしております。利便性に課題がございます。それから、図書館分類法に従った配架が十分に行われていない書架がございます。こういうものの改善が望まれております。それから、現在の蔵書数は8万3,000冊程度。これも8万3,000冊を超えております。そのうち開架に配架されている図書数は6万4,000冊程度でございます。収容能力からして既に限界を超え、余裕のない状況になっております。こういう基本的な現状の課題がございます。

あと、学生アンケートの中では、やはり閲覧席数の不足、それからグループで意見交換をしながら学習をしたい学生と、一方では静かに集中して学習したい学生がいます。そういうような二律背反する状況をどういうふうに改善していくかという問題が出てまいりました。あと、教員アンケートでは、基本的な蔵書の不足が指摘されております。専門図書の整備が優先されるのですが、大学としての教養図書の必要性も指摘されております。市民懇談会、市民検討会で出された意見の中では、蔵書内容や貸借における市立図書館との連携、それから市民利用に関する広報の必要性などが挙げられております。この中では、具体的には市立図書館と大学図書館の役割分担を明確化して、より使いやすい、市民にわかりやすい利用方法を広報する必要があるのではないかと。それから、専門職、いわゆる栄養士、管理栄養士、それから社会福祉士、看護師の皆さん、保健師の皆さん、こういう地元にいる、地域にいる専門職の方々が利用できる図書館であってほしい。それから、やはり土曜、日曜の開館をぜひしてほしい。それから、個人ブースが欲しいと。これは、現職の看護師さんの中からそういうような要望が出されておりました。それから、社会福祉士の方からは、遅い時間であれば勤務終了後図書館で勉強ができると。調べ物などができる、そういう環境を整備してほしいというような意見も出されておりました。この市民検討委員会は、道北地区の社会福祉士会の代表の

方、市立病院の看護婦の代表の方、市立図書館の図書館協議会の代表の方、市内の各保育所の代表の方、それから栄養士会の代表の方、それから名寄市の名寄幼児教育振興会の代表の方、市内幼稚園の代表の方々にお集まりをいただいて、御意見を伺ったものでございます。

以上、そのような意見を出されておきまして、こういう課題と出されました要望に基づきまして基本構想、基本計画を策定をしたところでございます。今後は、こういう基本、この出された要望につきましては基本設計、この後に策定を予定しています個別の利用計画や運営計画に反映をさせてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 市民の利用しやすい環境づくりという点で伺いますが、書籍の種類や開館日や開館時間等も含めてどのようなことを考えていらっしゃるかと伺います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 具体的には、今申し上げましたいろいろな現状の課題、問題点、そして各市民の皆様から寄せられた御意見、先生方、学生の皆さんから寄せられた提案、そういうものにつきましては今後の運営計画ですとか、利用計画をつくり上げる中で実現を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 視察に行きました東京女子大学図書館は、学生協働サポート体制が大変充実しておりました。学習全般やレポートの作成の基本を教えてくれる学習コンシェルジュ、情報機器の質問に答えてくれるシステムサポーター、みずからの図書館利用中に利用案内サービスをするボランティアスタッフ、本をもとの場所に戻す作業等をしながら利用者の質問に答えるサポーターなどです。募集をするのですが、コミュニケーシ

ョン能力が身につくし、人に教えることにより自分の勉強になるということで応募が殺到しているそうです。このような活動も大事なのではないかと思います、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 御提案のとおり、大学図書館では図書館のイメージが大きく変わってきております。先ほど申し上げましたように、静かな環境で学ぶ環境と、それからもう一つ、能動的な学習をできる環境、いわゆるディスカッションですとかグループ学習をある程度討論ができるような利用環境、その両方を実現しなければなりません。もう一つは、学生の基本的な学習能力といいますか、リテラシー教育というのですか、そういうものです。いわゆる読み書きそろばんに該当する部分ですが、レポートを書くためのいろいろな訓練ですとか、そういうものを講義以外の場所と時間で実現をしていくということが求められております。議員おっしゃったように、いわゆる図書館でそういうような学生の学習を支援するサポート体制、それから利用しやすい、そういう学習をサポートできる利用環境というものの整備も求められてきているのが現状でございます。今般この基本構想、基本計画の中では、学生の主体的な学びを支援する場所とするために、学習相談や支援サービスの体制の整備が必要であるというふうに考えております。本学における学生と図書館のかかわりにつきましては、図書館スタッフとしての学生アルバイトや学生が購入図書を選ぶために各学科の学生の参加による選書ツアーを、これを年2回ほど現在実施してきております。これは現状でございますが、新しい図書館との整備の中では今後こういうようなかかわりがますます重要になってくるだろうと考えられておりますので、図書館の利用を促進するためにも、いわゆる上級学年の学生による学習支援やレポートの作成の指導など、そういうことも想定をして検討をしてみたいというふうに考えておりますので、

御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 今後の市民意見交換会などは、どのぐらい予定をしておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 市民の皆さんとの意見交換会は、これで検討委員会を終了いたしますので、今後は特に予定をしておりません。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 建設にはまだ少し時間もありますので、より多くの市民の意見や学生や職員や、いろいろな人の意見を聞いて、ほかのまちに誇れるようなすばらしい図書館をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

総合的な雪対策について外2件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちょうど2時近くになっていますから、睡魔が襲う時間帯でありますけれども、一般質問最後でございますので、特段実のある回答を期待をして、順次御質問申し上げたいと思います。

総合的な雪対策についてであります。3月2日前後に北海道全体を襲った暴風雪で、痛ましいことに9名の道民の皆さんが被害に遭い、哀悼の意を表明するばかりであります。この名寄市においても暖冬も重なって、落雪だとか、あるいは多雪による交差点の事故など大きな事故が多発しております。残す冬もわずかでありませけれども、次への冬に備えて安全確保や、あるいは快適な道路を中心にした生活空間の確保はこれからも重要な命題であるというふうに思っていますから、以下3点について御質問申し上げたいと思います。

今冬の降雪、積雪を踏まえた総合的な雪対策の現状と課題についてであります。雪対策の現状

についてはこれまでも今回の議会で各議員から質問が出ておりますから、この場における質問は割愛をさせていただきますけれども、それを踏まえた今後の課題についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

2つ目には、除排雪への市民ニーズの反映についてであります。日ごろの市民ニーズの把握の現状と除排雪体制充実にそれをどのように反映をされているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

3点目は、高齢者、障害者等に優しい雪対策について、例えば門口除雪等の事業がございますが、その改善、拡大に向けた今後の施策の考え方についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

大きな2つ目は、平和で安心できる市民生活についてであります。少子化には若者が安心して子供を産み育てることができるよう環境と施策を、低所得者にはセーフティーネットの確立を、そして高齢者には病弱な方や元気な方、一様にはいきませんけれども、文字どおり安心して元気に生活できるような改善をしていくのがまさに行政、議会の最重要課題であるというふうに思っております。2つについて御質問申し上げたいと思ひます。

1つは、少子高齢化時代の基本的対応と福祉政策についてであります。これは質問ではございませんが、これも冒頭質問を予定をしておりましたけれども、この場における質問は割愛いたしますが、先般大石議員も触れておりましたが、国の生活保護費の削減の問題について、国は新しい政権の中で3年で約670億円の削減とそれに連動する38制度に絡んで450億円ぐらい影響が出るだろうということで、まさに憲法に触れるような大きな大きな削減を予定をしておりますが、改めてこの場をかりて抗議を申し上げたいと思ひますし、首長の立場で一層の歯どめと改善策を求めておきたいというふうに思ひます。

そこで、今後の子育て支援と安心な高齢者支援

の基本的なスタンスについて、まず加藤市長にお伺いをいたします。具体的に言えば、市民ニーズの強い今後の子供医療費の無料化の取り組み、福祉バス無料化問題への対応についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

2つ目には、非核平和都市宣言にふさわしいまちづくりの推進についてであります。名寄市における宣言にふさわしい具体的な施策の展開と市民への情報発信についてお知らせをいただきたいと思ひます。

駐屯地60周年記念事業にかかわる名寄市の対応の経過と現状についてお答えをいただきたいと思ひます。

大きい項目3、最後になりますが、指定管理者制度について。公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年施行で新年度で8年目を迎えますが、おおむね各施設とも2巡目に入ってきます。この間規則も7回ほど改正し、制度の運用や改善等を行ってきたと思ひますが、一層の住民福祉の増進、雇用条件の配慮、公平性、公正性、情報公開等まだまだ検討課題もあると思ひます。

そこで、1つには、名寄市における制度の検証経過と課題についてお答えをいただきたいと思ひます。

2つ目には、指定管理者制度の今後の展開についてお答えをいただくことを求めて、この場における質問を終わりたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ただいま熊谷議員より大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、総合的な雪対策についての小項目1、2、3については私から、大項目2の平和で安心できる市民生活についての小項目1については健康福祉部長から、小項目2及び大項目3の指定管理者制度については総務部長からの答弁とさせていただきます。

大項目の1、総合的な雪対策についての小項目

1の今冬の降雪による課題についてお答えをいたします。近年の名寄地方の異常気象とも言える降雪状況や国の政策による公共事業の縮減に伴う除雪事業者の経営環境などの変化から、除排雪作業には毎年その対応に苦慮するようになってきたところであります。これまで経験上の排雪期間も含めた除排雪体制が降雪状況により柔軟に対応する必要が出てきた反面、柔軟に対応したくても市内業者の建設機械が管内で行われている公共事業などに使用され、緊急の対応が難しく、市民生活に大変御迷惑をおかけしている状況となっております。降雪による市民生活の不安解消のために、建設事業者の機械力を維持するため、夏場の公共事業をふやすことや機械力を最大に投入する予算の確保など多大な費用をかければその不安は解消できるものと思っておりますけれども、現実的には困難と判断をしているところであります。今後においてもこのような大雪になることが想定されることから、その対策手法について近隣自治体や国の研究機関の研修会などからの情報収集に努め、雪堆積場や除雪事業者の機械力、機動力、人材の確保といった課題についての対応と雪対策のあり方について研究し、町内会や除雪事業者、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、除排雪への市民ニーズへの反映についてお答えいたします。除排雪事業への要望、意見につきましては、毎シーズン市民個人からの要望、苦情を初め、町内会、各種団体から大変多くの要望、御意見をいただいております。これらの要望、意見に対して、文書要望に対しては文書で回答を行い、電話での回答や現地立ち会いのもとで改善できる点については対応を行っておりますが、多くの場合、除雪により間口に道路の雪を置いていかれたという内容の意見が大変多い状況にあります。このことにつきましては、この間市道の除雪はかき分け除雪であり、間口には雪が残りますが、市民の皆様の協力をお願いし、朝の通学や通勤までに除雪を終了しないと交通に

支障を来すなど、除雪シーズン前に広報やホームページなどでお知らせをしてきたところではありますが、市民に向けての情報発信が少なく、間口除雪や道路への雪出し防止など市の雪対策への理解、協力が市民に浸透していないことを痛切に感じたところであります。雪対策に係る全ての市民要望を行政だけで担うことは不可能であり、それぞれの責任と役割の分担を明確にした上で、行政と市民、除雪業者との協働を推進しながら、多様なソフト、広報媒体を活用して市民皆様の情報周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、高齢者、障害者に優しい雪対策についてお答えをいたします。平成24年第3回定例会において議決をいただきました名寄市高齢者自立支援事業条例の一部を改正する条例により、名寄、風連両地区を統一した名寄市除雪サービス等助成事業を本年度からスタートいたしました。現在の利用者につきましては、名寄地区で除雪助成券の認定が155世帯で前年度より4世帯の減、生活保護世帯では36世帯で前年度より5世帯の増、風連地区では除雪助成券の認定が106世帯、生活保護世帯では8世帯で前年度より5世帯の減となっております。今回の条例の一部改正にあわせて実施しました要綱の一部改正により、総収入の判定基準の追加により23世帯、利用対象者の拡大により5世帯がそれぞれ新たな対象となったところでございます。今後におきましても事業の利用者はもちろんのこと、各担当地域で福祉を必要とする方の把握に努められております民生委員児童委員の皆様からの意見を伺い、施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目2の小項目1、少子高齢時代への基本的対応と福祉施策について申し上げます。

初めに、子育て支援の基本的スタンスについて申し上げます。本市では、次世代育成支援後期行

動計画、「ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」に基づき、さまざまな事業を展開してまいりました。具体的には、お子さんが誕生してから4カ月以内に全戸家庭訪問を行うこにちは赤ちゃん事業を保健センターで実施しており、育児及び発達状況の把握に努めております。核家族化や転勤等により名寄に身寄りのない家庭等さまざまなケースについて個々に対応しており、また育児に不安を持つ家庭にはこども未来課と連携し、子育て支援センター担当保育士の派遣等を行い、育児指導や育児相談を行っております。平成24年度から取り組んでいる親子お出かけバスツアーも延べ参加人数が1,000人を超すなど好評を得ており、また同じく取り組んだ青空保育も多くの子育て世代の方々に喜ばれ、平成25年度も実施してほしいとの要望もあり、回数や場所も拡大し、実施してまいりたいと考えております。今まで実施してきた子育て支援の視点を少し変え、会場を用意し、来ていただく支援に加え、こちらから出向き、支援をしていく取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、平成25年度からモチ米生産日本一の名寄産モチ米を使用した誕生もちを名寄に在住する1歳になるお子さんに一生食べ物に不自由しませんように、すくすくと成長されますようにとの願いを込めプレゼントする新たな子育て応援事業に取り組み、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費サービスの拡大について申し上げます。本市では、少子化対策に北海道に準拠した乳幼児医療費等助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業を実施しており、医療費での支援を行っております。平成23年度決算では、乳幼児医療費で3,952万7,000円、ひとり親家庭等医療費で1,275万4,000円、合わせて5,228万1,000円の支出となっております。金額から見て多くの子育て世代に利用していただいております。支援策として成果が上がっていると考え

ております。以前より乳幼児医療について無償化の御意見もいただいておりますが、本市は道北地方の中核となる病院を運営しており、近隣市町村の住民からも深く信頼され、道北地方の医療のとりでとして、また名寄市民には地元で大きな病院があるという生活の安心感を与えていると考えております。小児科では、受け入れ態勢を24時間とっており、子育て世代の市民にとってよい医療環境を提供しているものと考えております。

次に、福祉バスの無料化について申し上げます。平成20年度までは福祉バスとして無料で運行しておりましたが、当時所有しておりましたバスが更新時期を迎え、さらに道路運送法では観光要素の高い白ナンバー車両の運行規制があり、あわせて福祉行政サービス無料化の時代もありましたが、大切なサービスを維持、継続していくためにはある程度の利用者負担をいただき、利用者負担の公平性を重視し、利用されない方との均衡を保ちたいことから、民間バス利用に転換したものであります。したがって、平成21年度からはバスの借上げにつきましては福祉及び社会教育関係団体が研修等を目的とした移送に市が指定した業者から車両を借り入れた場合において、その費用の一部を補助する名寄市福祉及び名寄社会教育関係団体活動推進補助金交付要綱により、老人クラブが1割、老人クラブ以外の福祉団体及び教育団体は5割の負担をしていただいているところであります。4年経過しますが、現時点においては関係団体の御理解をいただいているものと考えておりますので、当分の間は1割負担を継続してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） まず、非核平和都市宣言にふさわしいまちづくり推進についてお答えをいたします。

名寄市は、恒久平和と幸せな市民生活を守るために、平成19年に非核平和都市宣言を行いました。

た。人類史上唯一の被爆国である我が国は、広島、長崎の悲劇を再び繰り返してはならないとの決意のもと、今後も核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずの非核3原則を堅持していくことが責務であると考えます。市民が安心して暮らせるように、憲法記念ロードレースの開催、戦没者追悼式、平和音楽行進の継続実施や民間団体が主催する各種平和祈念事業と協調を図る中で平和の大切さを市民とともに共有をしてみたいと考えます。また、平成23年には平和市長会議に加盟し、広島、長崎両市と連携して核兵器廃絶を目指しております。今後も機会を捉えて非核平和都市宣言を行っている自治体として情報発信に努めてまいります。

次に、名寄駐屯地創立60周年記念事業についてであります。陸上自衛隊名寄駐屯地は昭和28年に創立され、本年60年の節目を迎えることとなります。御存じのように名寄駐屯地と本市は、まちづくりを初めあらゆる場面において密接な関係にあることから、これまでも毎年行われる記念式典等への参加のほか、5年ごとの記念事業には名寄市自衛隊後援会に特別負担金を支出するなど積極的に支援を行い、関係の皆さんとともに祝い、理解と交流を深めてきたところであります。本年の創立60周年記念事業につきましても同様に創立60周年を祝い、地域との理解、交流の場となるよう努めてまいる所存であり、本年2月22日に設立をしました陸上自衛隊名寄駐屯地創立60周年記念行事協賛会においては、防災への市民の関心が高まる中、一昨年の東日本大震災を初め地域での災害派遣などにも大きく貢献している名寄駐屯地につきまして、広範な市民と一層の交流と理解を深めるためには会場を市中に移しての実施が望ましいとの結論に至ったことから、3月12日、自衛隊名寄駐屯地にその旨の要請を行ったところであります。協賛会につきましては、名寄地方自衛隊協力会会長の加藤市長が会長となり、現在の構成団体は市内外を含め25団体となっております。

ります。記念行事の詳細につきましては、今後の検討となりますが、日程は6月16日、3条本通での市中パレード、南広場での災害派遣、救助訓練展示等を予定しており、多くの市民の皆様の御理解と御協力をいただき、記念行事を成功させてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目3、指定管理者制度に係る検証経過と課題についてお答えをいたします。指定管理者制度は、民間の活力を利用して公の施設の管理を行い、コストの削減と住民サービスの向上を図ろうとするもので、本市における指定管理者導入施設数は本年4月から導入をしますふうれん地域交流センターを含め34施設であります。制度導入から7年が経過し、当該制度の検証につきましては、まずコスト面についてであります。市としては施設を管理する職員数の縮減は進んでおりますが、指定管理者に支払う指定管理料は直営のときに比べ大幅な減となっていないものと想定をしております。これは、施設管理の主な経費が維持管理経費と人件費であり、維持管理経費につきましては指定管理者の工夫により少しずつ縮減されておりますが、人件費につきましては必要な経費は維持されております。一方、住民サービスの向上につきましては、道の駅や森の休暇村などでは創意工夫を凝らした取り組みにより集客数も増加し、お客様に大変喜ばれております。本市の指定管理施設全般においても大きな苦情が寄せられることもなく、サービスの維持、向上は図られているものと考えております。今後におきましてもより一層の業務改善とサービスの向上に努め、収入の増加を図り、安定した施設管理を行えるよう指定管理者に求めてまいります。

次に、課題であります。最近の公募施設の更新選定におきまして応募業者が1社の場合が多く見られることであります。これは、応募資格で地元業者の条件を付しており、本市のような地方都市では実際に指定管理者となるノウハウを持った地元業者が限られていることが原因の一つと考え

られます。ただし、市といたしましては地元業者の条件を変更する考えはありませんので、そうした中であっても複数業者による競争となるよう情報の提供などに努めてまいります。

制度の今後の展開についてであります。名寄市行財政改革推進計画や新名寄市総合計画の前期及び後期計画の策定時におけるそれぞれの議論の中で、指定管理者制度は民間活力の活用に係る有効な手段として認識をし、当該制度の積極的な活用を掲げております。ただし、指定管理者制度が全ての公の施設で有効なものとは判断しておりません。平成22年12月の総務省通知にあるように指定管理者制度は公の施設としての設置目的を効果的に達成するために必要があると認められる場合に活用するものであり、それぞれの施設でその設置目的や特性、サービスの向上などについて十分な検討を行い、市の直営による管理、指定管理者制度の導入かを判断しようと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれお答えをいただきましたけれども、順不同になりますけれども、再質問を申し上げたいと思います。

まず、加藤市長に自衛隊の60周年の記念事業の関係について伺いますが、残念なことに答弁には3月12日に市長、駐屯地に要請をしたことはお話ありましたが、その前日に市民の皆さんからお祝い事、60周年はさておいても市中のパレード、いわゆる武装での行進についての異議申し立てというか、市長に要望がございました。市長しかそのときおりませんから、市長にお答えをいただくしかないのですけれども、市民の皆さんそれぞれ要望書の内容を見ますと、この間駐屯地の存在について、いろいろ災害派遣だとか地域の活動だとかということで一定の好感を持っているけれども、しかし記念行事に名をかりて武装で市中行進することについては非常に違和感が

あると。特に全国で一部行われている状況を見ると、銃器や戦闘車両などを含めてまさに武装パレード、今来た道、またか、あるいは戦争を思い起こすということで不安と戸惑いを表明されていたような気がいたします。公平、公正な平和都市宣言をしている名寄市の市長として、自衛隊だけを取り上げて特別に宣伝をしたり、執行を擁することについての若干片手落ちがあるのではないかとこの不安の気持ちをかなり抑制しながら市長に要望をされたというふうに思いますが、改めてこのことについてどういう御感想、御見解を持って対応されたのか、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この3月12日の1日前の11日に市民の方から市中パレードを考えるとということで要請をいただきまして、さまざまな自衛隊に対するイメージというのはお持ちであろうということは重々承知はいたしました。しかしながら、協力会長としてこれまで自衛隊とともに名寄市が歩んできた道のりと、当然自衛隊のみではない、さまざまな地域支援があるわけでございませけれども、自衛隊も名寄市にとってはなくてはならない存在でありますし、これからも一緒にまちづくりを進めていくという観点を含めて、この節目を契機に市中パレードも含めた、東日本大震災等も災害派遣等で活躍をされた、そのことも含めて市中で展示をしていただくということが望ましいのではないかと。この間25団体、広く市民の御意見をお聞きをさせていただいた、総合的にこのことが地域の総合的な発展につながると判断をし、要請をさせていただいたところであります。ぜひこのことを御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちゃんとお答えをいただいているのですが、市長、12日の日駐屯地にお伺いをして、いわゆる市長は新聞でしか私

も存じないのですけれども、観閲行進をお願いをしたと。それは、市民の皆さんが見る目からすると、全国の例からすると武装、兵器、戦闘車両というふうにはイコールでつながって、そのつながる不安や思いというのは、いわゆる六十数年たったといえどもやっぱり今来た道にまた戻る心配はないのか、あるいはあの戦争を思い起こす、イメージがダブってくるという気持ちを理解をいただけるかどうか、もう少しお答えいただきたい。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) そうしたいろいろな自衛隊に対する思いがあるというのも十分承知をしながらも、これからの名寄市が歩むまちづくりのことを考え、総合的に判断をさせていただいて、今回要請をさせていただいたということでありませう。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 駐屯地に武装パレードを要請をしたのですか。観閲行進というのは、いわゆる手ぶらで行進をするのではないのですよね。そこら辺については、どういう形でやるかというのは自衛隊駐屯地任せなのでしょうか、それとも具体的に言及されていますか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 3つの要請をしています。観閲行進を市中で行っていただきたいということと、防災の展示を、これは消防あるいは警察も共同で、東日本大震災での活動経過も含めてこれを展示をしていただきたいと。もう一つは、この際市民に広く親しまれるイベントをぜひ企画をして、この3点を要望したということでございます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) いわゆる武装行進なのですね。一般災害の訓練だとか、いろいろ市民との交流などについては市民団体の皆さんも周年行事としてそれはあり得るでしょうと。毎年隊内でもやられているということで、そこまで言及は、あえて抑制をしながら、触れていないわけですが。ただ、武装についてのこだわりがあるというところ

あたり、重い不安についてどのように理解をされているのか、ちょっとよくぴんと伝わってこないのですけれども、やっぱりそれはかつての時代をほうふつをさせるといふところあたりは、そういうごく一部の市民ではないのではないかと私は思うのです。歴史をちゃんと学んでいけば、どうしてもそこに連動させるのは普通の人間の本来の考えることではないかというふうには思っているのですから、協賛会25団体と言っていますけれども、町内会連合会にどのように要請をされているのかお答えいただけますか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) それぞれ関係する団体に、自衛隊とゆかりの、あるいは自衛隊とともにということで協賛いただける団体にお声がけをさせていただき、その賛同をいただいたということでありませう。町内会連合会に対しましても、それぞれ地域でOBの皆さん、あるいは現役の皆さんも含めて町内会で幅広く活動をいただいているという観点から、ぜひというお願いをさせていただき、役員会等で諮っていただいて、了解をいただいたというふうに報告受けております。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 具体的にこういう戦闘車両だとか、武装されてパレードするのだけでもという御説明はされているのですか。いわゆる市中パレードということではないのか、その辺については、任意団体ですよ。町内会連合会、各単独の町内会もそうですけれども、さまざまな意見があると思うのです。これは、本当にこういう話がまた町内会の中でいろいろ議論が起きると、いい、悪いという話も含めて非常にしこりが残ることについて考えていただけていないのかなという感じがするのですけれども、もう一度町内会連合会でどのようにお願いをしたのか、具体的にお願いをしたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 今申し上げたとおりであ

りまして、町内会に対してもそれぞれの町内会で隊員さんあるいはOBの皆さんがしっかりと根づいて活動していただいていることも含めて、この60周年に対して御支援できないかという相談をさせていただき、役員会で決議をしていただいたというふうに聞いています。改めて名寄市と自衛隊の関係を考えてきたときに、また先ほど川口議員からもお話があったとおり、これ以上この隊員さんが減ってしまうとまちづくり全てにおいて影響してしまうという危機感も含めて、周年事業に当たりこうした地域で自衛隊と一緒にやってきたし、これからも活動していくのだということを見せていくということは、改めてまちづくりに対して、これから名寄市に対して必要なことだというふうに考えておりまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） よく市長も、先ほど川口議員からも4高群の削減の話の心配でいろいろ要望活動したり、しっかりやらしてもらわなければ困るという話も、私も個人的にはそれは千歳か、名寄かといったら、まちづくりに大きな支障が出るということからすれば、どうしても国がやるというのなら、大きいほうから順番にやってくださいというぐらいの気持ちは持っていますけれども、しかしその話とはまた、いわゆる観閲行進、武装行進を町中でやることによってそれがとめられるという感覚の代物ではなくて、あくまでも先ほど市長言ったように国の決めることなのです。運動は、それぞれ思いがあって、地域の経済とか、いろんなことも含めて私も理解できますから、帯広のときもいろいろありましたけれども。ただ、そのこととお祝い事として、あるいは市民との交流ということを重点にするのであれば、せめて市民の思いを皆さんが伝えている市長として、公平、公正の立場で、やっぱり武装を外していただいて、知恵を絞っていただくということをしっかり伝えてもらったほうがよかったのではないですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 私なりに公平、公正を期して判断をしたということで、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 昨年の4定で佐々木議員の一般質問の関係で、随分前のめりな答弁から始まっていますが、あの中でもちょっと私自衛隊員や家族の皆さんもこれどうかなというふうに思う方もいるのではないかと思います、3.11の災害支援だとか、いろいろな災害支援の中で非常に過酷な仕事をされるということで、特別にこの60年を機にそういうときには、有事のときには支援をして、協定も結びたいと。もちろん過酷な任務であるお仕事ではあるけれども、私も思っていますが、消防の皆さんも市役所の皆さんも国や道の出先の人も一般の民間会社も含めてそれぞれ目いっぱいお仕事をされているのです。それに甲乙をつけて特別にそういう扱いをするということについては、市民であるそういう隊員や家族の皆さんもそれはどうかなという声も聞きますし、それが公平、公正をとるべき首長の立場なのかどうかという。気持ちは私もわかりますけれども、しかし活字としてそういうことになると市民の中にも差をつけながら対応せざるを得ない。あのときの答弁からすると、介護施設や保育所などを含めて、そんなときには優先して特別な対応をしようかというようなことを言われたのではないかと思います、その真意についてもう少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の東日本大震災も含めて突発的な事案があったときに、まず最初に出動していくのは自衛隊であります。今回の3月11日のときも全く家族にお話ができなくて、結局現地へ赴いて1カ月以上帰ってこられなかったという隊員さんも結構いらっしゃって、その中で共働きの方だとか、あるいは介護をされている方も

いらっしゃる中で、そういう不安もあるのではないかと。そうしたことをそれぞれの地域の駐屯地でもそうした連携もしているというお話も聞かせていただきましたので、名寄市としても名寄市が持ち得るそうした保育所だとか、そういう資源を有効に活用して、いざというときにはそうした支援もさせていただけるというような協定を結んでおくことで、自衛隊の活動をさらに支援できるのではないかと、そんな思いでありまして、そういう協定を……。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 精神的には十分私もわかります。ただ、実際に3万市民いて、有事というのは災害を想定をされていらっしゃるのか、まさに戦争という事態を想定をされているのかわかりませんが、災害というふうには私はずっとあえて受けとめますけれども、それは消防署も出かけるわ警察も出かけるわそれぞれ仕事として最大限寝ないで、あるいは遺体を手でさわるということも当然あるでしょうし、同じなのです。ただ、そこだけを取り出して、あえて特別な対応ということで首長が判断をするとなると、ほかはどうなのですかということが必ず出ますから、気持ちでやっぱりとどめておく必要もあると思います。具体的に何か意図しておられるとすれば、より慎重に市民の意見もいただきながら対応されたほうがよろしいのではないかとこのように思っていますが、具体的に何か考えていますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然消防だとか、そうしたところも同じでありますよね。しかし、消防は市の行政組織でありますから、当然これは連携可能でありますけれども、自衛隊というのは国の組織でありますから、国の組織で自治体としてここに駐屯しているということですから、そのやはりスムーズな連携というのを協定という形で結んでおくということが非常に私は意義があるというふうなことを、別に特段何も特別扱いしていると

いうことではなくて、あらゆる活動の中でそうした災害活動だとか円滑にしていくと。国の活動を地域がきちっと支援をしていくということでの協定ということで、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） そこは市長、どの仕事であろうとそういう対応の場合には、あえて特別扱いをすることが、かえって望んでいるのかどうかそれはわかりません。それは、ほかの人の仕事でも共稼ぎもあれば、介護している人もいれば、さまざまな同じ条件の方がたくさんいまして、ただ駐屯地の数が多いという心情的なものについては理解できますけれども、そこはより具体的に何か考えられて、60年の中で加藤市長が独自なことを考えるとすれば、慎重に対応されたほうがいいのではないかと私は思っていますが、要望書の中にもそのことを書いてありましたよね。公平、公正である立場の市長が自衛隊ということだけを取り出して特別な対応、対策、士気高揚だということは、それはむしろ冷静に御判断をいただいたほうが市民の方たちも御理解がいただけるのではないかとこのように思っていますが、戻りますけれども、銃器を持って戦車になるか、ミサイルになるか、ホークになるかわかりませんが、それとダブらせてかつての時代を不安がるというのはごく自然な、やっぱり戦争を起すしてはならないという気持ちがそこにダブってくるという、気持ちについてももう一度理解できるかどうか、改めてお聞かせいただきたいとこのように思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 私も平和主義者でありますし、決して戦争を思い起こすためにやろうというふうにはしていません。しかし、そうした感情になるということではぜひ御理解をさせていただきながらも、何回も言いますが、総合的なこれからの名寄市のことを考えた上で、これがいいだろうということで、前のめりでない

かという話もありましたから、各いろんな団体の皆さんとお話し合いをさせていただき、このことはいいだろうということで結論出させていただいたということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 時あたかも昨年の選挙で残念なことにまたもとの政権に戻って、安倍政権の中で市中パレード、いわゆる武装行進にダブるような憲法の改悪だとか、あるいは自衛隊の国防軍化だとか、集団自衛権、アメリカと一緒に何かしなければならぬだとか、非常にやっぱり武器、3原則の緩和だとかということとダブる。私も非常にそこを危惧しておりますから、十分今回の武装パレード、既に動き出しているようですが、市の対応として、6月16日と言いましたか、さっき。15か16かということですが、市の関連施設だとか、6月というのは運動会だとかいろいろ、あるいは地域のメイン行事が幾つかある時期なのですが、そのことによって日程調整を要請をしたというようなことはございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大体この時期に、第3日曜日が自衛隊の創立記念の、毎年そういうふうになっているというふうに認識していますので、特段そのことに対してそうした働きかけをしたということはないというふうに私は認識しています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市で直接的なそういう日程調整をしたということはないということのようですが、そこはしっかりお調べいただいたほうがいいのではないかなと思っております。駐屯地が独自で作業したのかどうか分かりませんが、そこはしっかりまた別な機会にお聞かせをいただきたいというふうに思います。市民の皆さん、先般も11日の日にありましたけれども、やっぱり夫や子供や孫を再びあの戦場に送りたくないということとダブることについて、考え過ぎでないのかと簡単に言う方もいますけれど

も、それは簡単に言うことのほうがむしろ非常に私の気持ちとしてはどうなのかなど。率直な気持ち強いわけで、十分今後より慎重に、さらに対応を求めておきたいというふうに思います。特に町内会連合会の関係については、むしろ町内会で会長さんや連合会の会長さんが悩むようなことになりはしないかということで私は心配をしておりますので、ぜひそこは前のめりになるところを少し冷静に襟を正していただきたいなというふうに思います。

非核平和の都市宣言に関連して、話は移りますが、議長にちょっとお許しいただきたいのですが、これは博物館から借りてきたDVDです。ちょっとこうやってやるだけですが、いいですか。

○議長（黒井 徹議員） はい。

○13番（熊谷吉正議員） 「戦争体験を語り継ぎ新しい世代へのメッセージ」ということで2巻、一昨年でしたね。博物館の事業で戦争体験者21名に聞き取りや座談会をした内容、きょう1本だけ持ってきましたけれども、ここに、これ市長、ごらんになりましたか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 済みません。詳細まで見ていなくて、申しわけございません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） そう聞く私もつい1週間前に図書館から借りて2時間ほど、2本とも見せていただきましたけれども、内容は21人の皆さんの中のごく一部だけ紹介しますが、満州事変やら日中戦争で手りゅう弾投げられて右目を負傷した話だとか、あるいは南方に、ラバウルに出かけていて、通信兵として行ったけれども、そこら辺中、戦争末期の話ですから、腹から内臓が飛び出る、足がない、そういうような話だとか、本当にあとは実際に言っている話ですが、ここでは言えませんが、人間として本当に行えぬような行為のことまで吐露せねばならぬという、シベリアの抑留生活だとか、あるいは従軍看護婦

としてのつらい経験だとか、さまざま記録されて、非常に重要な、市の事業としては当時たしか今副議長の佐藤勝さんが提案をして、ここにいる奥村さんがまだ議員でありませんでしたけれども、館長として事業を手がけて、今の職員が完成をさせたということだと思いますけれども、これは非常にいい事業です。毎年こういう話を聞くと、憲法マラソンか平和行進かという程度の話、程度と言ったら、ではないのですけれども、もっともっとそういう面では憲法を大切にいろんな事業、市民と一体になって取り組んで、新たな取り組みも求めておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 済みませんでした。ぜひ勉強させていただきたいと思っておりますけれども、いただいた意見は受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 自衛隊60周年、平和問題については、時間ももうあとありませんから、話は終わりたいと思っておりますけれども、武装行進を勇ましく思う市民もいるかと思っておりますし、しかし怖いと感じる市民もいるということについて、改めて市長、御整理をお願いをして、この部分については終わりたいと思っております。

指定管理者の関係、もう時間ありませんから、端的に佐々木副市長に聞きますけれども、いろいろ課題について総務部長からお話がありましたが、今もう2巡目のかなり後半戦というか、中盤戦ぐらいに回っているので、細かなこと言いませんけれども、総務部長時代に島市長、中尾副市長、佐々木総務部長、21年6月の高見議員の質問に対して、これはもう4年になるのですね。制度全般の検証も兼ねて外部の有識者の方の、あるいは施設を利用する方も含めて第三者の評価委員会もしっかり立ち上げていきたいと。中尾さんも言うておられますし、佐々木さんも言うておられますけれども、いま少しここ1年時間は多少あるけれど

も、しっかりその辺についての具体化に向けた御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 当初国が18年度から指定管理者制度を立ち上げて、それに基づいて名寄市もやってきました。この中で1つは、行財政改革の中でより効率的な維持管理の運営と、それから利用者の、市民の利便性を図るという形で取り組まさせてもらいました。ここは、経費の節減等についての効果があったり、先ほど述べましたように市民の皆さん方の利便性を高める面では一定の評価はあったというふうに考えています。ただ、残念なことに人口が3万人規模のまちであるということと、1つは地元の民間企業さんを中心とした指定管理制度を立ち上げて、それで地元の雇用もしっかり維持をしながら、民間のすばらしい力を最大限に活用していくと、こういう組み立てでやってきましたので、課題としては先ほど言いましたようになかなか競争性が担保されない。こういう部分もありましたので、改めて制度の中身につきまして、具体的に2巡目、3巡目になったときにやはり1社しか応募しないということについての、小さなまちであるがゆえの課題かもしれないけれども、そういう状況になっておりますので、この辺いましばらく時間をいただきまして、指定管理者制度のありようについても市民にとって望ましい指定管理制度はどうかということについて検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 先ほど総務部長からも答弁いただいておりますが、どうしても地元業者に限定をしながら、それは私もいいのでないかと思うのです。ただ、そのとき1社になればなるほど公平性、公明性、情報公開、選考委員会の過程の問題や運用基準や財政効果の検証だとか、よりそこを逆に言えば競争で選考するよりも難しい検証ができるような機関の設置は、これはもう欠か

せないのではないかとこのように思っていますけれども、次の更改期に向けてはそれを実現をする前提で臨むということで、改めて御答弁をいただきたいですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほども言いましたように、実際には市の6部長と、施設管理を職員の経験として積んできた6人の部長と両副市長、それから民間委員の皆さん3人という形で、細かい項目に従いまして、点数をつけて最終的に平均点が一定の基準を超えているか、超えていないかということで作業をしまして、小さなまちであるがゆえにそこは業者さんの競争性が少ないことに対して若干の課題は残っていますけれども、業者さんからの提案と。それを受けて今まで直営でやってきた担当課のほうの意見も付して、住民の皆さん方からそれぞれ出ている苦情等の把握については原課のほうで事情聴取しておりますので、それに基づく聞き取り、ヒアリング等も行いまして、例えばこういう苦情があることについてはどのように改善をされますかと、こういう具体的なことについてもかなり突っ込んだ話をしておりますので、第三者委員会の関係につきましてはこの小さな人口規模の市でなじむかどうかも含めて検討させていただこうと思っています。基本的には、市民の利便性向上のために指定管理者制度をどのように使うことがよろしいのかも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 公平、公正、情報公開、選定委員会の公開だとか、議事録の作成だとか、財政効果の評価だとか、全国の中での先進事例たくさんございますから、小規模は小規模なりに、逆に言えば市民から、地元でそういう受け皿があるとすればより情報公開を通しながら、あるいは庁舎内の一つの尺度だけではなくてよその外部の尺度も入れながら、より信頼をできるものを求めておきたいと思うのですけれども、必ずしも

私も指定管理者の拡大をしていけということにはやはり固執する必要はないと思います。特に労務費、維持管理のウエートが非常に高いということになると、勢いやっぱりもうけを出すとすれば労務費に影響が行くわけでありまして、雇用対策も含めて逆な意味でまたより慎重に運用を求めておきたいと思います。

あと2分ですから、雪対策、かなりのところを高橋伸典議員が御質問されて、私に少しだけ残していただきましたけれども、やっぱり何ぼでも金かけろという人はいないと思うのです。ただ、いわゆる市民を頂点に、業界、市民、行政、議会もそうですけれども、いかにしてお互いにやっていることについて理解をし合って、距離感を縮めて、より効率的な除排雪体制、より空間確保をやっていただくかということが至上命題で、それは1年、2年でということになりませんけれども、そのためにも高橋議員言っておりました雪対策基本計画、名前がいいかどうかわかりませんが、たまたま私も常任委員会、昔の常任委員会で倶知安、豪雪地帯です。名寄どころではないぐらい。積雪2メートルをしまして、これは平成14年にくっちゃん雪プラン21、21世紀に向けた21ですけれども、そして今札幌でも膨大な計画を立てていますけれども、立てる過程を大切に、もう住民の言うことを聞いていたら何ぼでも切りないという臆するような職員の態度でなくて、春から夏の、秋に向けて時間があるわけで、もっともっとやっぱり雪対策懇話会も今まで時々やっていただいておりますけれども、時間を惜しまずそこに足を運んで、さまざまな計画をつくるための努力をいただきたいなと思っていますが、市長でも部長でも打ち合わせの上、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 高橋議員と重複するかもしれませんが、今通常の除排雪はもちろんでありますけれども、今冬の大雪に対する除排雪の検証、まずは検証を行わなくてはいけないかな

とっております。それと、国道、道道、それの取り合い、連携も含めてでありますけれども、相当の課題を整理していかなければならないかと思っております。その上で関係機関、町内会あるいは除雪業者と意見交換を行いまして、それぞれ何をすべきか、何ができるのか、一緒になって研究をさせていただきたいなと思っております。それで、さまざまな取り組みを推進できるような、今議員が言われたただの計画であってはならないと思っておりますので、実践できるプランを策定できればなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時44分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

市長から議案の訂正の提出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第1 議案の訂正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本市議会定例会に提出いたしました議案第24号、平成25年度一般会計予算に係る附属資料の訂正について、その理由を申し上げます。

お配りしております平成25年度名寄市各会計予算説明書の179ページ、10款7項1目、各

種大会開催事業費におきまして市民スキー大会負担金を計上しておりましたが、平成25年度につきましてはこれまでの開催形式を取りやめて市民スキーの日として新しい形式で開催をするといった予定のために、当該負担金を市民スキー大会負担金から市民スキーの日負担金に訂正をしようとするものでありまして、名寄市議会会議規則第19条第1項の規定により、事件の訂正について議会の承認をお願いするものであります。

よろしく御承認のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月20日から3月25日までの6日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月20日から3月25日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 上 松 直 美

署名議員 宗 片 浩 子

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年3月26日（火曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- |      |   |                                       |   |
|------|---|---------------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名                                       | 期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）             |   |
| 日程第2 | 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）      | 議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告） |   |
|      | 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）   | 議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告） |   |
| 日程第3 | 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）             | 日程第4                                  | 議案第44号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第6号）                   |
|      | 議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）       | 日程第5                                  | 意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書 |
|      | 議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）         | 日程第6                                  | 報告第4号 専決処分した事件の報告について                           |
|      | 議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）        | 日程第7                                  | 報告第5号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対する監査報告について    |
|      | 議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第8                                  | 閉会中継続審査（調査）の申し出について                             |
|      | 議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）       |                                       |   |
|      | 議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）     |                                       |   |
|      | 議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）     |                                       |   |
|      | 議案第32号 平成25年度名寄市後                               |                                       |   |

1. 本日の会議に付した事件

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名                                     |
| 日程第2 | 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）    |
|      | 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） |
| 日程第3 | 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）           |
|      | 議案第25号 平成25年度名寄市国                             |

民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第32号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

日程第4 議案第44号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第6号）

日程第5 意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

日程第6 報告第4号 専決処分した事件の報告について

日程第7 報告第5号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対

する監査報告について

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（19名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員
	20番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	葉子
書記	益塚	敏
書記	高久	晴三
書記	鷺見	良子

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君

---

総務部長	扇	谷	茂	幸	君
市民部長	土	屋	幸	三	君
健康福祉部長	三	谷	正	治	君
経済部長	高	橋	光	男	君
建設水道部長	長	内	和	明	君
教育部長	鈴	木	邦	輝	君
市立総合病院長	佐	古	和	廣	君
市立総合病院 事務部長	松	島	佳	寿	夫
市立大学 事務局長	鹿	野	裕	二	君
営業戦略室長	湯	浅	俊	春	君
上下水道室長	石	橋	正	裕	君
会計室長	山	崎	真	理	子
監査委員	手	間	本	剛	君

---

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 大石 健二 議員

13番 熊谷 吉正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） ここで市長より発言を求められていますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 4月1日にオープンをいたします駅前交流プラザよろーな駐車場につきまして御報告を申し上げます。

この間市民会館の貸し館機能並びに公共的団体の入居など規模、機能が拡充となりまして、施設利用者のための駐車場確保について大きな課題となって浮上したところがございます。昨年の12月開会の第4定例議会におきましてもよろーな駐車場の確保につきまして速やかな対応に係る御示唆をいただきまして、これまで対応を進めてまいりました。その結果、駐車場の候補地はよろーな施設に近い位置にありますQマート南側の株式会社西條所有地が最も利便性が高いという判断になりまして、土地の買い戻しにつきまして株式会社西條との協議を進め、その理解を得たところであります。今後買い戻しに向けて所定の手続を進めてまいりたいと考えておりますが、その間よろーなオープン後もさまざまなイベントが予定をされておりまして、駐車場の狭隘も心配をされることから、当面の間よろーなの4月1日オープンに間に合う形で株式会社西條から駐車場として同用地を借り受けることといたしましたので、御報告をいたします。

今後ともよろーなの利活用に当たりましては、市民の皆様の利用に支障を来さないよう最大限努めてまいります。御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今よろーなにかかわる駐車場の関係ということでありました。まず、何を根拠に譲渡した土地を買い戻して駐車場にするということにしたのか教えていただきたいというふうに思います。

平成21年5月27日に交わしましたJR名寄駅横再整備事業推進に関する基本協定書の中に土地を譲渡するということと譲渡の目的というのがあるのです。その中では、乙はですから、これは西條は土地譲渡において本市の市街地活性化を柱に商店街のにぎわい創出と高齢社会の対応を通して市民の利便性向上を目指した事業展開をしていくものとする。2で乙、西條は前項に関して甲及び丙、これは名寄市と商工会議所と十分に協議をするものとするということで、譲渡にかかわる目的を3者の中で明確にしながら、駅前全体の再整備をしていくということでこの間進められてきたと思います。そういう意味では、今回西條に譲渡した場所を駐車場にするということですから、この2条の譲渡の目的を逆に阻む結果になってしまうのではないかとこのように思いますけれども、そうなるかと協定の趣旨、それから内容に反することになるのだと思います。そういった判断をなぜしたのかというか、さきに言いましたように根拠としている点について教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、駐車場は必要だという、そういう判断をされたのだと思います。そうしたときに取得及び借用という方法もあるのだと思いますけれども、先ほど言いました場所のほかにはほかの場所の検討や調査、それから協議はしていな

いのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私のほうから駐車場の過去の問題、2点目の部分でお答えをしたいというふうに思います。

この間一般質問等でもお答えをしましたがけれども、JRの名寄駅あるいはJRの貨物の土地を貸していただけないか、あるいは売っていただけないかということで、それぞれJR貨物、JR北海道と駅と協議をさせていただいておりましたけれども、JR側からは譲渡することが困難だというふうに報告がありまして、その部分については断念をしてきているところです。

また、近隣の駐車場の部分でいくと、これは雪解け後になるのですけれども、南広場を、大きな催し物がある場合についてはその施設を駐車場として使っていただこうということで当初考えておりましたけれども、先ほど市長からも言われましたように利便性も含めて今回このような考えに立ったということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 1つ目の御質問でありますけれども、何を根拠に駐車場にという話でございました。基本的に3者協議の中では、にぎわい創出を基本とした土地利用ということで、これは奥村議員御指摘のとおりそういうことでこれまで進めてきたところであります。昨年秋口まで3者協議の中でテナントについての当初の計画を進めるようにということで、それぞれ3者協議の中で進めさせていただいたところであります。これと並行してただいま高橋部長からも説明のあったとおり、駐車場の確保についてはよろ一なを利用する人たちのための駐車場対策は最重要課題ということで、9月ごろからそういう形で進めてきたのでありますけれども、12月初旬に至りまして基本的には事業用地としての売却はできないと

いう、そういうことが先方のほうからもお話がありましたので、あわせてその近くにあった西條のテナント用地について協議をさせていただいたところでもあります。にぎわい創出という観点からいきますと、この駐車場についてはよろ一なの利用拡大を図る施設として駐車場というのは大きな役割を果たすのではないかとという考え方が1つにございました。2つには、よろ一なとQマートの駐車場、それともう一つは新たに取得をしたいとしている駐車場、この3つを一体利用することによってにぎわいの創出につながる平面的な利用もできるのではないかとということも含めて検討させていただいて、これについては相手があることですので、西條さんとこの考え方についていかなものかということをお話を進めてきたということでもあります。

経過は以上であります。

（何事か呼ぶ者あり）

○副市長（久保和幸君） 根拠については、ただいま申し上げましたとおりにぎわい施設、にぎわいを創出するための施設ということで、駐車場をそれに位置づけたということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） にぎわい創出ということでもありますけれども、基本協定の中で譲渡の目的、これは西條さんが買った土地を使って、それは西條さんの事業展開によってにぎわいをつくると言っているのです。駐車場をつくることでにぎわい創出という、そこではないのです。駐車場が必要だというふうに判断したことについては、それはこれまでの議論経過やあそこに来られた方の利便性を図るということで、必要という判断をされたこと、その点についてはそういうことだと思いますけれども、事あそこの周辺整備をする中で、あそこを駐車場にすることがにぎわいにつながるなんていう議論、この間したことはないですね。

そこにすりかえたらだめなのです。

それと、もう一点、先ほど確保の関係でJR側には話をしたと言っていますけれども、そのほかとは何で話ししていないのですか。周辺の土地や近隣の人たちとしっかり協議をして、やっぱりそういう意味では探す努力が足りないのではないですか。南広場を使うにしても、どういう計画、例えばイベントがこういうのがあって、こういう時期にとか、きちっとこの先のことを考えた上でどういう場所にどれだけの広さのものを確保しなければならない。その上でどういった協議をするということで話ししていないと、西條さんのあそこが近くて利便性が高いからいいのだよねという話ではないですよ。そのことによって本来西條さんが展開しようとした事業を阻むことになるし、それに対価を払うことになるのです、それは。ただで貸してくれるわけでもないだろうし、買い戻すということですから、相当なお金をまた新たに出して買い戻して、当初の目的をそういう意味ではさらに阻むような、そういったことになってしまうのです。だから、その辺をしっかりともう一度話してもらわないと、ただただ駐車場確保に一番近いところを探しましたという話を今日されるような、そういうことではないと思います。4月1日にオープンするから、それに必要な場所の確保はそれは必要だと思います。だから、一時的に借りるとか、そういうことについてはあるのかと思いますけれども、そこをわざわざ買い戻して、この先の事業の展開どうなるかわからなくしてしまって、駐車場にするから、それがにぎわいにつながるだなんていう、そんな考えをされていて、市民の皆さん納得できますか。期待も含めてあそこにはどういうものができるのか、だからこれまでの議論、多分市民の皆さん注視していたと思いますし、なかなかできないね、だけれどもQマートができたね、その後あそこに何できるのだろうかという、そういうことになっているのです。そのことを踏まえて、しっかり根拠を持ってあそこを駐車場に

するということがはっきりするのであれば議論できると思いますけれども、その点ははっきりさせてください。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 大変答弁が十分でなくて申しわけないと思います。この間の3者協議の中で、先ほども申し上げましたとおり昨年の11月12日だというふうに記憶しておりますけれども、このところまではにぎわい創出ということで、当初予定していたテナントについてはできるだけ進めてほしいということでお話ししてきましたが、当事者である西條さんのほうではテナントについては経済状況を含めて厳しいと。そういう回答もございましたのがまず1点であります。あわせて、先ほど基本協議の中で民間、旧市の土地を売り払った西條さんにもこの駅横のにぎわいについてしっかりと進めてほしいという、これは基本協議はそこで調べているということがはっきりしているわけですから、そのところはこれまでも3者協議の中でお話を進めさせていただいたところでありまして、この根拠という部分で先ほどもお話ありましたが、基本的に市が設置をするよる一なと民間が設置をする施設と協働してあの一帯をにぎわい創出する、そういう区画にしようということが基本協議の中での一番大きな柱だったというふうに思っておりまして、そういう面ではそのところを含めて駐車場を確保するということは、あそこ、あの団地一帯のにぎわいをつくっていくというふうに、そういう判断をしたというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） そうではなくて、にぎわいをつくっていかうということについてはそういうことであそこを再開発しましたから、そういうことですが、事駐車場がにぎわいの中心みたいな話にすりかえてもらっては困るのです。

あそこは、あくまでも西條さんが事業展開をするために譲渡した土地であって、そこを活用するのは西條さんの手法、考え方があるかもしれないけれども、それと名寄市が横に建てる現在のよろいな、それと相まってにぎわいの効果になるのではないかという、そういうことなのです。だから、駐車場そこにできたって、言っているようなにぎわいにつながるというふうに誰が思うのですか。そこを勘違いしてはだめなのです。

それで、西條さんの持っている土地、あいているところは西條さんはどういうふうに展開をしようとしていたのですか。その聞き取り、これ以降どういう展開をしてにぎわいづくりに貢献しようとしたのか、その点をちゃんと聞いたのかどうかもう一度教えてほしいのと、それがもしだめで、先ほどテナントについては厳しいという話でしたから、仮にだめだとしたら、もう一度周辺の整備、どういうふうにしていくかということとを三者で協議して、この内容自体を見直さなければならぬということなのではないですか。駐車場をつくれればいいと。駐車場必要ですよ。必要だけれども、あそこでなくてもいいわけです。周辺に土地だって全くないわけではないし、そういうこの先のことの展開をちゃんと考えた議論をされて今回の結論を出したのか、もう一度お話をしてほしいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 三者協議の中身なのですけれども、私4月に経済部長を拝命してから、この間7月に1回、9月に2回、それから先ほど久保副市長言われました11月に、合計4回事務レベルの協議を行ってまいりました。その中では、先ほど久保副市長申し上げましたとおり、経済情勢等も含めてテナントについては大変厳しい状況にあると。それは、集客が徳田のほうに流れている部分もあって、駅前を通りがなかなか交通量がふえてこないといった部分もあって、その部分でテナント何社かお声をかけたのですけれども、話

がまとまらなかったという、そういう部分も含めて、西條さんのほうではマンションを、もう既に5棟、大東建託と、それから含めてあそこ7棟ぐらいですか、建っているのですけれども、テナント部分については先ほど言ったように諦めたので、マンションを建設して集客というか、にぎわいづくりを含めてやっていきたいという申し出が三者協議の中ではあったのですけれども、私どもとしては当初の先ほど奥村議員が言われていましたように、売買の部分でテナントを含めたにぎわいづくりということが基本になっていましたので、行政としては何としてもテナントを中心に集客を図ってにぎわいづくりをしていただきたいという従前の姿勢は一向に崩さないで、この間西條さんのほうにお伝えをしてきたというのが事実経過でありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほど質問で抜けておりました。周りの土地についてそれぞれ候補地もあつたらうという、そういう御指摘でありました。道路を横断させない範囲での土地を、空白地を探したというのが先ほどの部分でありまして、それで南広場と、それからもう一つ南側に旧長崎屋さんの土地もあるのでありますが、それらの土地も参酌をさせていただきましたが、道路横断だとか、もしくは現行の地形含めてそこは選考から外させてもらったという経緯がございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今の議論を聞いていて、なかなかすっきりわかりづらいかなというふうに思います。もう一度重なりますけれども、お伺いしたいと思います。

駐車場確保について、場所の検討です。例えばJRでは譲渡はできないということだったけれども、借りることはできるのかといったようなお願いもしたのか、また確かに道路を横断しないで場所があればいいのですけれども、どう考えてもない

ですから、例えば農協のところまで延びる可能性もあるのですけれども、そういった部分で検討はなかったのか、そういったところをやはりきちんとお知らせをいただきたいと思ひますし、また入居団体とされるそれぞれの団体の方々、この駐車場を確保するに当たってどのような努力をされてきたのか、その辺もお知らせをいただきたいなというふうに思ひます。

それとあと、せんだっての一般質問でも出させていただいたコミュニティバスの活用、今回4月1日オープンに向けてよろいなへはコミュニティバスを御利用くださいという、こういうふうに出されていますね。これ本当にいいなというふうに思っているのです。私もこれをぜひバスターミナルですから、バスで来ていただいたらいいというふうに思っているのです。そうすることで駐車場、今のままで十分だというふうには言いませんけれども、そういった努力と、こういうふうにして積極的に市民の皆さんに訴えていく、これが求められているかなというふうに思うのですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

もう一つは、今にぎわいづくりのお話が出されていましたが、駐車場を一体的につなげることがにぎわいづくりになるのかということだというふうに私も思ひます。最初の今の議論の中でもありましたように、集客を図るのだと、人の出入りを多くするということだったのです。それが駐車場が一体的になって車を乗り入れることでにぎわいづくりになるのかというのは、到底理解に苦しむところです。その部分についても一度お答えをいただきたいのと、あと今後そこを駐車場にしてしまつてにぎわいづくりをどのようにして取り組んでいくのか、その辺も見えてきません。この間西條さんとの何回も重ねた、協議を進めてきたというお話がありましたけれども、その努力がなかなか見えてこないといひますか、伝わってこないというところがありますので、その部分に

ついてもう一度お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私のほうからJRの交渉経過も含めてもう一度御報告させていただきたいと思ひますので、川村議員おっしゃられたように売買を大前提にしているわけではなく、賃貸も含めて御相談を申し上げました。その結果、先ほども奥村議員の質問にもあったのですけれども、JR側としては譲渡あるいは賃貸も含めて困難だという御回答をいただいているところであります。

それから、先ほどコミュニティバスの関係で議員からありましたけれども、基本的にはよろいなオープンに向けて各種の懇談会等も含めて行政側としてはできるだけバスだとか公共交通機関を使ってよろいなに来ていただきたいと。そのときは、駐車場36台分の部分でありましたので、そういうことで住民の方にはお知らせをしてきておりました。コミュニティバスの利用促進にもつながる関係からも、ぜひできるだけ公共交通機関を使っていただいて、よろいなに来ていただければ大変ありがたいのかなというふうに判断しています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 入居団体の関係での駐車場の対策ということだというふうに思ひますが、これまで入居団体の皆様にはそれぞれ駐車場を確保していただきたいという、36台の駐車場ということもあったものですから、そこのところをお願いしたという経過がございます。

それとまた、今経済部長のほうからできるだけコミュニティバスを使ってほしいということは、これは市の姿勢としてはそれは間違いなくそういう考え方に立っています。ただ、市民会館の貸し館機能ということで、大会議室も含めてあそこにつくつたということと、それから屋上と、それからよろいな駐車場の近くにイベント広場という

ものをつくりました。そういう空間といいましょうか、人が集まる空間が当初の平成22年8月の議員協議会でお話をさせてもらったときから機能がかなりの拡張をしたということであります。市民からの要望も含めて、駐車場をぜひ確保してほしいということも私のほう承っておりますので、その点については対応させていただいたということでございます。そういうふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 駐車場の確保がにぎわいにつながるのかという御質問だったと思うのですが、この間たくさんの方々とも私どもも協議させていただきました。その中で言われたことが駐車場の問題なのですが、私たちが一番懸念したのは、あそこ施設使いたいけれども、駐車場ないよね、使いづらいよねと言われるのがやっぱり一番私たちもつらかったという部分があります。ですので、もちろんこの間JR、JR貨物さんのほう、線路側あるいは日通側とか、あの辺の交渉もさせていただきました。それは、先ほど説明したとおりですので、必ずしも駐車場で全てがにぎわうということではないのですが、よろいな利用を高めるということと中心街に駐車場が少ないので、やっぱりそれらも兼ねての駐車場が必要だという市民の声を十分に受けとめさせていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 駐車場確保についていろいろ検討も進めてきていただいたということなのですが、やはり固定的に固まっているのかなというふうに感じます。もっと広げたところでの検討はできなかったのかという、そこがちょっともっと検討していただいてもよかったのではないかとことです。それがあるのは、要するにやっぱり3者協定をして、そして西條さんがそこに入っていて、にぎわいづくりをするということを買っていただいてQマートもできているので

すけれども、そのところがどういうふうに、先ほどお話があったように市民の方々も期待も含めて本当に関心が高いです。いまだに本当に何ができるのかなという期待を持っている。そういった部分を何か横に置かれてしまった中で駐車場が特出してしまったような、そういう感じを受けざるを得ないのです。ですから、にぎわいづくりをこれからどうやってしていくのかのところをもっともっとわかるように説明していただきたいというふうに思います。

コミュニティバスの活用は、私もこのコミュニティバスだけで全てが賄えるというふうには思っ  
てはいませんが、でもやはり利便性をもっと高めていければ利用する方もふえて、自家用車を使わないでも。遠くから来られた方は車で来なければならないということはあるとは思いますが、そういった部分も含めて検討を進めていかなければならないのだろうというふうに思うのですが、それでいろんな大きなイベントもありますけれども、それは常時あるわけではないところら辺がちょっと私も気になる場所があります。そのために買い戻さなければならないところら辺が理解に苦しむというところがありますし、市民の皆さん方に理解していただけるのかなというふうに思っているのですが、その部分についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私のほうからにぎわいづくりの関係でお答えを申し上げたいというふうに思います。

川村議員からも今言われたように、大きなイベントについては一月のうち何回行われるかというのは今のところわからないのですが、基本的にはどんな形にしろ、あそこに寄ってもらうのが一番だというふうに考えておりますので、そういった意味ではNPOさんあるいは商工会議所さん、入居団体等も含めて気軽に立ち寄っていただけるようなイベントを数多く開催をしながら、駅

前ににぎわいづくりをしていきたいなというふう  
に考えております。具体的なイベントの中身にっ  
いては、これからNPOさんなり商工会議所さん  
等々含めて協議をしながら、よりよい方向に持っ  
ていけるように検討してまいりたいというふう  
に考えておりますので、御理解をいただきたいと  
いうふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 経済部長おっしゃった  
とおり、私も市民の皆さんにいろんな形で寄っ  
てもらうことが必要だというふうに思っています。  
そのことが目に見えてこない、やはり市民の皆  
さんに対して、今回駐車場がないので、お隣さん  
を買うというようなことで理解してもらえるのか  
どうか、非常に私は不安です。そういった部分で、  
先ほど奥村議員からもあったように根拠が何なの  
かということら辺も含めて、もっと具体的にき  
ちっと市民の皆さんに説明していただくことが必  
要だというふうに思っていますので、その点につ  
いてもう一度お聞かせいただいて、終わりたいと  
思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） また繰り返しのお答え  
になるかというふうに思いますけれども、にぎわ  
いを創出するという部分でいきますと、この間の  
3者協議の中では駅前、それから駅横、そして中  
心街のにぎわい創出をどう図っていくかというこ  
とを3者協議の中で一番の大きなテーマとして進  
めさせていただいてまいりました。その中で先ほ  
どもからお話ししているとおり、民間ベースのほ  
うでは基本的にテナントが難しくなったという報  
告もございまして、重ねて市の施設として拡張し  
てきたということとミスマッチも一部あったので  
ありますけれども、あそこ全体のにぎわいを創出  
するという部分で駐車場対策も欠かせないという  
判断に立ったということで御理解をいただきたい  
と思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 私のほうちょっと何点  
か確認をさせていただきたいと思います。

今のそれぞれのやりとりを聞いていた中で、経  
過についてはある程度理解をさせていただきました  
が、もともとよろ一な駐車場が36台という  
ことで、今回そういう形で当初2カ月間の借り入  
れをして駐車場を確保するという中で、駐車場の可  
能台数は何台になるのかというのをまず1点確認  
させていただきたいと思います。

2点目は、にぎわいづくりのことでいろいろな  
質疑ありますけれども、いずれにしても今回  
よろ一なを中心とした中心街を含めたにぎわい  
をつくっていく中で駐車場が必要ということでの判  
断だったと思うのですが、そのあたりは具体的に  
今後中心街の方々、商店街の方々含めてどのよ  
うな形で協議をしていって、どうしていくのかと  
いう、その辺はちょっと具体的な今後の対策、今  
後の進め方について、2点目確認をさせていただ  
きたいと思います。

3点目は、駐車場の台数にも絡む部分なのです  
が、今後よろ一なの利用が4月1日からオープン  
しますけれども、先ほどお伺いしておりました総  
体での駐車台数が何台になるかということも含め  
て、先ほどJR貨物さんとの協議をした結果、断  
念されたというお話もありましたけれども、また  
南広場のお話もありました。これから先、当然4  
月1日からオープンして市民の方々が利用してい  
かれる中で、状況によっては足りないという可能  
性ももしかしたら出てくるのかもしれない。そ  
ういった場合に今後どういった方策で、どうい  
った方向性で駐車場の台数等を確保して、市民の皆  
さんの利用を促進していくか、その3点について  
お伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員のほうから  
駐車可能な台数ということで、もしその部分を借  
りた場合、可能台数については65台から83台

程度、さらにはQマートさんの駐車場もありますので、その部分の相互利用も含めると最大で100近くにはなるのかなというふうに判断しております。さらに、大きなイベントがあった場合については、土日大きなイベントが開催される場合、これらについては例えばこれは先方にも話していないですけれども、北星信金さんの駐車場をお借りをするだとか、そういうことも頭の中には今のところ入っております。これは、先方さんに今のところ何も話しておりませんので、私どもの考えだということでは理解をしていただきたいというふうに思います。

さらに、にぎわいづくりの関係では、駅前に各商店街ありますので、商店街というのは組合です。そこともよろ一なの利用も含めて今後どのようにやっていくかという、今までも協議はしているのですけれども、より具体的によろ一なを使っただいて、その後中心街に流れていただくような方策をさらに協議を進めて詰めてまいりたいなというふうに思いますし、町中でより多くのイベントを行えるような感じで協議をこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 総体で100台近く可能だということだと思います。よろ一なの貸し館機能も考えると、100台で足りるのかという部分が逆に出てくるのかなと私は思います。ですから、今回の判断、いろんな御意見はあるのでしょうかけれども、今回のそういった形で買い戻しも含めて検討していくという判断に、これからの利用促進を考えた場合には、やっぱり必要な判断ではなかったのかなと私は理解するのですけれども、100台ではちょっと足りるのかなという懸念も正直ありますので、先ほどほかの議員の方からもお話もありましたけれども、総体的によろ一なを中心とした駅前、場所も含めてもう少し駐車台数確保できるような方向性で今後も引き続き協議をしていただきたいと思いますと考えております。

あと、中心街のほう、にぎわいづくりに関して、人が集まってもらえないとやはりあそこのよろ一な機能というの発揮できないのだと思います。そういった部分では、しっかりと中心街の方々と密に打ち合わせをしていただいて、できてよかったなと言っただけのような施設にしていきたいと思います。

最後に、1点だけ確認させてください。先ほどJRさんのほうがだめになったということで、南広場のほうの活用等も含めて今後どういったお考えになられているか、最後に確認して終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 南広場の活用については、今雪フェスの関係や何かも含めて、雪が解けるのが多分5月の連休明けになるだろうというふうに判断しているのです。そういう部分では、夏場の利用は可能かと思うのですけれども、議員御存じのとおりあそこ雨が降ると排水の関係でぐちゃぐちゃになってしまうという部分がありますから、晴れの日しか使えないという部分もあります。先ほど申し上げましたように、大きなイベントがある場合については南広場だけではなくて、ほかの候補地も含めてこれからお願いできる場所についてはお願いをして駐車場の確保を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 何点か質問させていただきたいと思いますが、想定で年間何日、何台分ぐらいのよろ一なの駐車場が不足するのか、そういう想定をされて積み上げをされて、だから足りないのだというようなことをちょっと示してほしいと思います。

それから、先ほど経済部長の答弁で、行政側は3者協議の中で西條さんにテナントを要望していたと。しかし、西條さんのほうは住宅というような話で、にぎわいづくりにはそれは向かないとい

うような行政としての判断があったというふうに思っているのですけれども、そうするとともにの3者協議で合意されたことというのはもう既に破棄状態というふうな理解でいいのかどうか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） まず、2点目の3者協議の部分でいきますと、破棄状態ではないというふうに考えております。あくまでも行政としては、当初3者協議をさせていただく部分で約束事でありましたテナントの建設についてはしっかり今まで要望してまいりましたし、西條さんについては先ほども言いましたけれども、経済状況だとか、徳田のほうに集客が流れていった部分もあって、どうしても何社かに御相談したのだけれども、駅前の方には足を向けてくれなかったという部分がありましたけれども、基本的には先ほども何回も言いますけれども、行政はテナントを中心にした集客、にぎわいづくりを求めて今までやっておりましたので、その部分についてはまるっきり破棄状態ではなかったというふうに判断をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 車の利用をどういうふうに想定していたかという駐車場の利用の想定なのですけれども、現在市民会館の駐車場80台です。きれいに並べて80台ですので、ちょっとすると70台ぐらいになってしまうのですけれども、大ホールなんか使いますともうあそこだけでは足りなくなりまして、路上駐車だとか、いろんなことになっています。もちろん市役所の駐車場。ですので、大ホールなんかを使うときには100台は確実に来るのだろうと思っています。ただ、今回は大ホールはないのですけれども、大会議室200人以上の収容ができますので、あわせて使うとまず100ぐらいはいくのだろうと思っています。

あとそれから、平日なのですけれども、今のよろ一な利用者が大体毎日今のところ入っています。それらと、それからバスの利用者です。都市間バスですとか、そういった方々のバス利用あるいは一部JRを利用する方が多分とめられるだろうということで、毎日平均で五、六十台はいくのではないかなというふうに予定をしておりました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） この最初の3者協議の目的というのは、徳田に向かっている市民を駅横に集めようということで始まった事業だというふうに思うのです。だから、今になってもう客が来ないからやめるといふのであれば、それはもう3者協議からちょっと外れているのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の見解をもう一回お伺いしたいと思います。

それから、年間1日平均五、六十台というような話もあるのですけれども、これ急にこういう話がとんとんと来てしまっているの、もう少し実際にたってから、本当に1年間ぐらい経過してデータをとってからでもその判断をできるのではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺の見解についてもお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 駐車場については、先ほども申し上げましたとおり4月1日オープンで、既にイベントが予定されておりまして、それは一定の規模のイベントというふうに受付のほうで伺っているところであります。ただ、台数の分析は今50台ぐらいという話をしましたが、これは日によって違うのが当然だと思いますけれども、データをとってという方法もあるでしょうけれども、今のタイミングが駐車場確保というか、よろ一な施設に一番近いところで確保できるのではないかなという、タイミングというふうな判断をさせてもらったということで御理解いただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） この件に関しては、正直申し上げて取得の駅横をどうするかという協議からいうと、いろんな議論をこれまで議会してきました。その論理からいうと、今回の駐車場を買うという論理が当てはまらないというのはそのままだと思うのです。ただ、本心駐車場だけがメインなのか、そのところがさっき奥村議員も言っていました、基本的にそこがメインなのかと。にぎわい創造をつくるためにどうしてもあの駐車場が欲しいと行政は判断したと、これは政治決断だと、そういうことなのか。特に西條さんが例えば集客施設をつくるというずっと21年に3者協定書を交わしてからいろいろやってきたけれども、経済情勢を含めて無理だと。それで、アパートに変えるという方針もあったけれども、それでは本当ににぎわいはつukれないという行政判断をして、それでたまたま片方では駐車場が足りないということもあってそこを確保するのか。ところが、にぎわいの話になると、商工会議所あるいはまちづくり観光協会とやるから、結局行政は他力本願であのにぎわいをつくるということになるというふうな解釈。どうも駐車場確保だけが焦点になっているのだけれども、本来行政の判断として今回あったのは駐車場の確保だったのか、それとも本当にあのにぎわいをつくるために、特によろ一なについては2年間市の直営でやるということですから、委託をしないでやるということですから、行政が率先してにぎわい創造をするためには何とでもそこが必要だという政治判断だったのか、そこが明確でないと思うのです。そのままあのスペースをでは西條さん頑張って集客をやっているけれどももう無理という判断を含めて政治判断があったのかなのか、そこから転換をしたのかどうなのかポイントだと思うのですが、その辺はどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さまざまな御議論ありまして、重く受けとめさせていただきたいと思えますが、この間3者協定も結び、その中でこの駅横も西條さんに売却しということも含めて、その間、その後の御議論経過も当然我々はやってきましたけれども、議会の皆さん、あるいは議会の中でも委員会でもそうした協議は逐一報告をさせていただきながらここまで進んできたというふうに思っています、この流れは一定程度議員の皆さんは御理解いただけるものと私は思っていましたし、思っています。その中で多少のいろんな前後もあって、なかなか西條さんが思うようなにぎわいをつくる施設もこれまでできなかったと。断念するというような御議論もあり、また先ほどもお話ししたとおり住宅をこれ以上ふやすということが果たしてどうなのかというような我々の判断もあったところの中で、市が建てる4月1日にオープンしますよろ一な施設も当初計画よりも相当大きくさま変わりをして、少しでもにぎわい創出、にぎわい創出というのが果たしてどこまでの議論かというのもこれあるのだろうけれども、その定義も明確でないですけれども、しかしできるだけそこににぎわいを創出する中でさまざま相乗効果を見出したいと、そんな思いもあって計画を変更し、現在に至っているという中で、駐車場がやはり不足している状況というのはこれまでもお示ししたとおりでありまして、そうしたいろんなことが重なりましたので、ここは思い切って、先ほどもお話ししたとおり議会でも一部そうした御提言もいただいたということも含めて、当然お譲りしたものをまた買い取るということでもありますから、いろんな議論があるのは重々承知の上で、しかし総合的に駅を中心街のにぎわい、あるいはこれからのまちづくりを勘案したときに、ここは駐車場として買わせていただいて、総合的な中心街、あるいは観光振興、さまざま交流人口の拡大に資すると判断をさせていただいて、今回このような提案をさせていただいたというところであります。

す。経過含めていろいろと御議論があると思えますけれども、しかしこれが今の時点に立ったときに一番最善の判断なのではないかというふうに我々考えて提案をさせていただいているということで、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 基本的には、今市長がおっしゃったことが基本だと思うのですが、欲しいのが行政が率先をしてにぎわい創造をするという熱意なのです。決意なのです。これであるスペースが駐車場だけで終わるのか、これでもう一つよろーなの横のイベントホール等イベントスペースと、これで駐車場含めてさらに拡大したと。ここで行政は、積極的に2年間直営期間にあのにぎわい創造の基礎をつくるという熱意をお持ちかどうかなのです。今市長おっしゃるように、確かに駐車場だけを考えれば、あそこがいいのか、ほかのところにもっといろんなところあったでしょうと。いろんなところ、例えば土日やるイベントはいろんな市内のほうを借りて、そこに車をとめて人を流したほうがよかったのではないという議論もある。あそこをかうということについては、買い戻すということについては、その熱意が裏にあるかどうかだと。幾らにぎわい創造を聞いても、いや、協議中です、いや、これから熱心にやりますという、どうも他力本願になるから、もう4月1日オープンするわけですから、ここはもう2年間一生懸命行政率先して入居団体あるいは関係商店街を含めて連携をしてしっかり作り上げるという、そういう熱意をどちらかという伝えていただきたいと。駐車場確保だけで議論をすると、やはり過去の経緯からいうとそこはちょっと無理があるのでないかという話になりますので、その熱意を改めてお聞きをしたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 市長のほうから判断についてお話があった後に、今行政としての熱意も含めてということでもありますけれども、私どもと

しては直営期間2年間というふうに先般もお答えをさせていただきましたので、入居団体の皆さん、そして商店街の皆さんとしっかりとにぎわい創出に向けて協議をさせていただいて、行政も先頭に立って進めさせていただきたいと思えますので、この点については御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 上松直美議員。

○3番（上松直美議員） 先ほどからいろいろ答弁聞いていまして、まずJRと一体化した駅横再整備の推進というのが当初からあったのかどうかという。私は、そういう疑問に思うのですが、駅横開発というのはやはりJRの駅がまずあって、よろーながそこにできると。その中でどういった一体化開発ができるか。そして、西條さんとの関係の中で、民間と官が一体となった連携の中でにぎわいまちづくりがそこで中心街の活性化に結びつくのではないかと。今回の駐車場の問題についてもJRと交渉してだめだったとか、そういういろんなことを聞くのですけれども、当初からJRの駅のリニューアル化とか、総合的な計画をやはりきちっと捉えて一体的なまちづくりをしていかなければならなかったのかなと思うのですが、その点についてどう考えるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 議員御指摘のとおりだというふうに思うのでありますけれども、当初の計画についてはバスターミナルと、それから観光インフォメーションと、それとレンタサイクルということで、そして先ほども説明したとおりその後には市民会館の貸し館と、それから公共団体が入居するという、そういう変遷を経ているということでもあります。当然交通の結節点ということで複合交通センターという仮称をつけて、それぞれバスターミナルを整備するというのも大きな目的の一つでありましたから、これは結節点という部分でいきますとJRとバスというのでもありますので、JRさんのほうにはこの整備についての御意

見等々拝聴に何度か伺っているところであります。特に観光インフォメーションにかかわる旅行者に対するそういうインフォメーションについては連動してやりましょうという、そういう協議はさせていただきました。これは、主にハードよりもソフトの分で協議をさせていただいたところでもあります。さらには、一方では都市間バスというのはJRさんから見るとライバルというのも一部ありまして、そこは指摘はされたのですが、そういうところもあるというふうにはJRさんのほうからお話あったのでありますけれども、総体的に相乗効果を上げるためにさまざまなイベントを通したり、あるいはこれからにぎわいを創出するためにいろいろと相談に乗ってほしいというところの議論をさせていただいているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。

やはりJRを利用する人とバスを利用する人、それが両方とも使えるような駐車場が将来必要だと私は思うのです。JRが管理している、名寄市が管理しているからとめられるのだろうかとか、バスを利用している人がJRにとめられるのだろうか、JRを利用する人がよろいな駐車場にとてもどこか遠いところに行けるのかと。そういう意味でも協働できちとした駐車場をつくるのがやっぱり利便性を追求して使いやすい機能を持たせたよろいなにもなるし、にぎわいまちづくりにもなるのではないかと思います。

それと、もう一点ですけれども、契約を急いで西條さんの土地を買い戻すという、今せば詰まった状況の中でやっているみたいですが、やはり賃貸契約を長いスパンでやって、状況を鑑みて、そして買い戻すということも大切ではないかと思いますので、その件についてお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 今の駐車場の関係です

けれども、それは交通センターというか、輸送の関係でJRさんと、それからバス会社さんという、そういう面でのそういう利用も必要になってくるかというふうに思いますが、先ほども申し上げましたとおりバスターミナルというか、輸送だけのそういう駐車対策ではなくて、利用者というのは貸し館機能を持っている利用者なり、あるいは観光関係含めて訪れる方々もいらっしゃるかなと。そういうことも含めた駐車場であるということをお理解をいただきたいというふうに思います。

さらには、先ほどもお話し申し上げましたが、契約というよりも、契約はまだ先の話ですからあれですけれども、取得する考え方についてはタイミングとしては今の時期が最もいいというふうに判断をしたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今の上松議員の御提言なのですけれども、市も過去民間会社のほうから土地を買わないで借りた経過があるのですけれども、そのときの借りた内容でいいますと、民間ですから、取得価格の5%をプラスそれに係る税金分については負担してくださいということでありました。そうすると、時間をかければかけるだけ地代金として払った分が無駄になってしまうと。20年間で、もしくはそれ以前に資金を回収するというのが民間のやり方だというふうに過去経験もしております、実は長く借りることが必ずしも市民の皆さん、市にとってプラスにはならないという判断もしての今回2カ月間の賃貸借をお願いして、その後速やかに議会のほうにお諮りを御提案をさせていただきながら、買い戻してまいりたいということでもありますので、この辺については御理解を賜りたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 何点かお聞きいたします。

最初に、12月初旬から西條さんと協議をして、直近で大筋合意をしたという関係については、議事録もとられて、あるいは仮契約書も交わしておられるのかどうか。また、それによってこの協議の経過と違うような答えが出る場合には、瑕疵として先方に何か残るのか、まずお聞きをしたいと思います。

やりとりの中でちょっと私聞き漏らしたかもしれませんが、今回買い戻しをしたいという、いわゆる売った土地の一部を買い戻したいという土地の面積、それから当時売ったときに換算した数字というのはおおよそ案分が出るのではないかと思いますので、差し支えなければお答えをいただきたいと思います。

それで、もうあと何日もしないうちにオープンなのですけれども、非常に言いづらいけれども、言わなければならぬなというふうにするのは、経過からするとやっぱりにぎわいの問題についてそれぞれ皆さんからお答えをいただいているけれども、聞いていると全然伝わってこないのだ。いまだに商店街がどうしたとか、商工会議所がどうしたとか、行政がどうしたとかということで、とりあえずはあそこに人を集めればそれがにぎわいかという話でもないという話はいろいろ議論もしてきているのです。そこがどうも定まっていなくて、あえて私ににぎわいにこだわるとすれば、やっぱり西條さんはいろんな絵を描いていたものに近いものを形にさせていただくと。しかし、出していたお店もそう集客も余り予定どおりでないということだとは、あるいはだからもうマンションでもまた建ててという話では、なかなかそれは約束違反にもなるので、むしろ私はあの当時振り返りたくないけれども、やっぱり集客施設にこだわりがあったと思うのです。当時お風呂屋さんの話もあったけれども、該当者と西條さんの話で折り合いができなくてそれもだめということになって、市が今度その分買ってという話まで出てくると、もう西條さんとしては利用計画立て切れない

という前提に立った場合には、集客施設を改めて原点に立ち返って、いろんな希望者が手を挙げるかどうかわかりませんが、そこら辺に一回振り出しに戻ってやっぱり集客にこだわった計画、再計画をその部分については考える必要があるのではないかと考えていますので、改めてそういう作業はされたかどうか。駐車場だけでも目が行って、JRさんがどうしたとか、あれがどうしたとかという話なのですけれども、そこに行き着くまでの経過としてはちょっと私はすんと落ちないなという感じがして、どれだけ集客にこだわったのかというところあたりはお答えをいただきたいなと思っています。

それと、もう既に新聞で一部報道されてしまったから、朝早々に私のところにも問い合わせありましたし、えっと、今ごろ、今さらという話が届いていますから、これからさらに話のレベルを上げて議会に提案ということになるまでにはまだ一月から、二月までないのかな、もう。そういう時間感覚ではないかと思うのですけれども、やっぱり何千万円の単位を新たに支出をする。土地買うときもやっぱり6,000万円ほど、当時の簿価と実勢価格の関係でも逆ざやをかぶっているという経過からすると、やや億の単位で改めて市の財源を使わなければならぬという可能性に対する不信感というのは非常に強いので、そういうきょうも、あす公になるのでしょうかけれども、市民の意見への対応についても少し幅を持って臨む必要があるのではないかと考えていますので、よろしく願いします。

あと、今実際持っている西條さんのほうから、これ社会的貢献で使ってくれという話はなかったのかとか、民間だからそういうことはないだろうと思うけれども、念のために聞いておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私のほうから土地の買い戻しにつきまして、面積、それからおおむね

の金額お知らせをしたいと思いますが、今私どもが想定をしております面積につきましては、2,372平米ほどになろうかと考えておまして、再取得の価格につきましては原則として当時の売った価格をもとに算出をしておりますので、それぞれ税金と案分しました総額としましてはおおむね3,876万円程度想定しているということであり、今現在西條さんとは、土地の買い戻しについておおむね合意を得たということでありまして、特に仮契約書等については交わしておりません。取り急ぎ2カ月間にわたっての借地をお願いをするということで、それについての契約につきましては速やかに行ってまいりたいというふうに考えておりました。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） これまで集客施設ということで進めてきたということは、伝わらないというふうな御指摘もございました。先ほどからの答弁に繰り返しになるのでありますけれども、経済状況が厳しくてテナントも含めた集客施設というのは難しいということは、再三三者協議の中で出ておまして、最終的には先ほども報告したとおり賃貸マンションということの考え方が示されたところであり、この点についても再度集客施設に振りかえることはできないかという話をさせていただいたのでありますけれども、経済情勢がそれをそうさせないということもあったということで、その点については繰り返しの答弁になると思いますけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

さらには、西條さんのほうから社会貢献ということで、そういう話はなかったのかということですが、私ども協議の中では買い戻しということをお願いしたいという、そういう話がありましたので、社会貢献というところは話の中では出てこなかったというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちょっともんで、議長、後からさばいていただきたいと思いますが、もう一回確認しますけれども、仮契約書などしていないし、借りることについてはお願いをしているということですが、ということは並行しながら最終的な数字の詰めだとか、市民の声もいただきながら、これが当初と協議経過と違うような、議会の対応もそうでしょうけれども、なった場合には、瑕疵の関係では残らないという認識でいいのか、市側として。やっぱり要らない、いいですというようなことに仮になった場合に、市としての瑕疵の責任があるのかどうか、もう一度口頭のやりとりではありますけれども、お聞かせをいただきたいなと思います。

それで、集客の関係、私は買うにしても買わないにしてもやっぱり当初であった例えば温浴施設、西條さんの意向ではそうならなかったけれども、西條さんはもうこれ以上はそこで利用価値として非常に難しいということになれば、改めて市としては何らかの集客をできるようなものを公にやっぱり広く公募をするということの方法もあるのではないかと思うのです。そういうことも含めて八方手を尽くしたけれども、そこに行き着いたということであれば、まだ10歩下がって可能性としてははい、わかりましたということもあるのかもしれませんが、とりあえずやっぱり商工会議所さんが駅に移った後は、会長さんもいますから悪いけれども、消費者協会にしても消費者センターにしても数少ない人数の出入りでしか、多分。ただ、イベントか何かやるときには、講演会だとかいうときは100、200もあるでしょうけれども、それも実際に大会議室をたくさん使うとか、屋上を使うとかという、屋上を使っていっぱいやるときには大体車で来ない。そして、町中へ散っていくわけだから、帰りは。それはそれで非常にいいと思うのです、東に真つすぐ帰る人もいるかもしれないけれども。やっぱり昼間会議するとか

というところあたり、余り過大に駐車場建てようということに結果的になるのかどうか。さっき川村議員が言ったように、バスですよ、やっぱり。こういう機会を通して大胆に市民の利用を積極的に高めていくのだと。駐車場はもうないのですと、これしか。どうしても車で来る人は、周辺に商店街の中だとか、信金さんだとか、5丁目、6丁目の中にもあるわけで、2条にもあるわけですね、市の土地も。さまざまところでの工夫はとりあえずやれるのでないかと思うので、やっぱりそれを実際にやってみて、猶予を持って判断をすることのほうが私は市民理解が得られていくのでないかと思うのです。とりあえずは、やっぱり200人も集まったら100台必要だと。それは、もう平面的な見方で、やっぱりエコだとか交通対策をしっかりこの機会に本気になって市民に理解を求めるといってある面ではいろいろ複層的に考えられるのではないかと考えていますから、はなから足りないのだと。一般論としては、私も足りないなというふうに思うけれども、そこはもう少し慎重に判断をされたほうがいいのでないかと思うし、あるいは集客できるような施設を公募をすとか、その場合一回市で買わなければならぬということはあるのか、西條さんが直接売却するかということもあるかもしれないし、それは行政が仲立ちに立っていろいろ判断をすればいいのではないかと考えていまして、どうもやっぱりにわかに出てきた報告であるような気がして大変危惧をしております。改めてにぎわいや新たな市民公募というか、業者さんの公募だとか、いろんな方法を考えた上で最終判断をされたほうがいいのではないかと私は思っていますので、よろしくお願いします。

さっき言ったように、何千万円の話とやっぱり駐車場にするのか、あるいは整地をするだけでも、恐らくあそこはいろんなもの入っているのではないですか、竹中議員。ただ、なでればいいという話ではないと思うのです。ですから、何だかんだ

言ったら、これはもうそれこそ1億円かかるような感じになりはしないのかなという心配をするので、もう少しやっぱり精査した上で再報告をできればお願いをしたいと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今後の詰めについてのお話がありましたけれども、現在西條さん側とはおおむね合意に至っているということでありまして、今後当然数字の詰め含めてしてまいりたいというふうに考えております。この間さまざま御議論の中で、最終的に市長がこのタイミングということで判断をされたということでもありますので、私どもとしては今後の手続につきましてははっきり肅々と対応してまいりたいというふうに考えています。

西條さんとは、特にこの話に関して、いわゆるだめになったらどうするかとか、そんな話は一切しておりません。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） にぎわいづくりに関してあらゆる手段を尽くしたのか、あるいは公募も含めてという話ありましたが、今用地を買い戻そうとしている土地は西條さんの用地でありまして、ここを我々が公募することにはならない話であって、その3者協議の中でにぎわいづくりをこれまでお願いした経過はありますけれども、今のお話したとおりに当初のそうしたテナント誘致は困難だと。住宅用地にというお話がありましたので、住宅用地ということでは我々としては意にそぐわないと。加えて今の駅横の施設が駐車場が不足しているということも鑑みて、扇谷部長からお話をしたとおりに当時の金額の範囲の中で買い戻すということで、その後のことについてはわかりませんが、今当面課題となっている駐車場のスペースについては確保できるということも含めて、今回総合的に判断をさせていただいたということでありまして、ここはぜひこのタイミング

で、様子を見てお借りするという話もありましたけれども、今後西條さんとお話の中でも西條さんも非常にそうした展開も厳しいというお話もいただいたので、我々としてはここで買い取って、まず駐車場にさせていただくということで、まずは4月1日からオープンするよろ一な施設のにぎわいづくりも含めて、今考えられる範囲の中で総合的に考えて一番いい判断だというふうに結論を出しまして、きょう御報告をさせていただいているということをぜひ御理解いただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 扇谷部長、瑕疵はないということで受けとめていいのですね。

市長、私は立ちどまるべきだというふうに、何人かの皆さんからいろいろ聞かれていて、やっぱりにぎわいの関係での答えは満足に答え返ってきていないもの。そして、最後は市長、総合的にと。どこか先ほどの一般質問なんかでも最後は総合的にと言って、それはもう市長の権限絶大なのは十分わかっているけれども、それでは今これ初めてできた、事案が持ち上がった関係で、それはもう全部お任せしますという状況ではないと思うのです。金が伴わないのなら別だけれども、金が伴うわけで、私どもも市民の皆さんに意見をしっかりといただいた上で議案として出てきた場合に最終判断をするわけだから、そう簡単に独走されても私はいかがなものかというふうに思うのです。説明がついて、私どもがよく理解していないから、意見の違いなら別だけれども、説明がなっていないのだ、やっぱり。それは、観光だって佐藤議員かなり優しく言っているけれども、行政が責任を持って、2年間にぎわいに責任持つのだという話、そんな次元ではない。やっぱり主体は商工会議所や商店街や商業関係の皆さん、そして行政や市民が一体となってしっかり重ならないと本物にならないわけで、行政だけがその先兵に立てなんていうふうには私は一切思っていません。ですから、

改めて市長の判断としては先方さんの関係もあるから、もう計算して、作業して、議案提案していきたいということかもしれないけれども、全く私どもにとっては白紙状態。まだほかの方法もあるのではないかというふうに私どもは思っていますから、一時的なイベントの集まりのところは西條さんに借りるというよりも、ちょっと貸してくださいと。雪の整地だとか何かは、それは平らにしなければならぬけれどもというぐらいのやりとりは随分この間やっぱりいろんないきさつから見たら、行政としては一定の対応はしているのではないかというふうに思っていますから、そこは真剣にちゃんと向き合っていていただいて、西條さんにも頑張ってもらわなければならぬし、商店街にも頑張ってもらわなければならぬし、市民合意も得なければならぬということなので、私は現状の中では理解できましたという状況ではないので、議案が出るまでは見守りたいというふうに思いますし、市民の意見もしっかり拝借して最終判断をしていきたいと思います。それに対してお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） にぎわいづくりに関しては、行政の熱意ということも大事だということでもありますけれども、熊谷議員がおっしゃるとおりだと思います。やっぱりあそこは民間が中心となって、民間の皆さんが主役となって我々が最大限バックアップをしていくということでのにぎわい創出をしていく。そのためにあの施設も含めて総合的に判断をして、また総合的と言ったら怒られるかもしれないけれども、駐車場が今一番これまでの西條さんの協議も含めて有効な活用方法だというふうに判断をさせていただいたということがあります。当初のいろんなイメージから比べるとどうなのという話もあったかもしれませんが、この間先ほども申しましたけれども、3者協定含めてその中で西條さんに売却をしていくといった話でありますとか、これまでの議論経過も全

て我々としては包み隠さず逐一お話をしてきたつもりでありますし、そのことも含めて、唐突だと言われると私たちもそうなのかなと。我々は、しっかりと今までの議論を説明させていただいた中で、現状これからどうしていくという判断の中で、今あそこの用地を買い取らせていただいて、まずは駐車場用地として幅広く活用していただくと。このことが総合的に資すると。また総合的と言ってしまったけれども、判断をさせていただいたということでありまして、ここはぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○19番（東 千春議員） 最初の答弁から第4回の定例会でも発言がありましたという張本人でありますので、ちょっとお話をさせていただきなというふうに思えます。

私は、12月の定例会のときにあそこのあいている土地を買い取ってでも駐車場にするべきでないのかというふうな発言をさせていただきました。こんなに反発があるとは実は思ってはいませんでした。しかしながら、この判断には私は評価させていただきたいというふうに思っております。なぜこういう発言を私がしたかといいますと、ただあそこに駐車場をつくれと言ったわけではありません。あそこの利用に関しては、さまざまな質問や提言もさせていただきました。その中には、今までの議論の中にもありましたけれども、例えば飲食を含むイベントをたくさんやったらいいのではないのかと。飲食を含むということは車で来ないのかなというふうに思いますが、藤花さんとか紅花さんで飲食を伴う会合には本当車が満車になります。多分運転代行か何かで帰られる、あるいは最近では飲まないで帰られる方もいらっしゃるのかなと思えますけれども、そういった提案もしっかりとさせていただきながら、大ホールというのですか、大きいホールですとか、野外施設も積極的に使うべしと。あるいは、利用料金のかからない広場ですとか、積極的にしっかりと使って人を

集めてくれと。そのためにも駐車場が要るのだというふうな発言をさせていただきました。今いろんな方が発言をされていますけれども、多分途中まではみんな同じ思いだと思うのです。この話ができるときには、西條さんが買い取って、その先には福祉施設ができるだとか、温浴施設ができるだとか、この段階ではやっぱり私たちも理事者側も夢を持ったと思うのです。しかし、それがだんだん、だんだんとアパートになっていってしまっただけで、これが本当に集客なのかと。熊谷議員もおっしゃっていましたが、Qマート建設をされましたけれども、前を通っても余り車通っていませんよね。とまっていますよね。これが本当に集客になっているのかどうなのかと。私は、そのときに本当に考えたのは、やっぱり究極の判断として、あそこをさらに小さい場所をどんなものを持ってきたとしたってそんな商業施設とはならないのではないのかと。にぎわいづくりにはならないのではないかと。その判断の中で、やはりよろ一なを積極的に使うという観点から、駐車場がベストだと思いました。そのときに例えば南広場に駐車場を設けて、そこに歩いていくということは市民の皆さんはしません。これは、もう決まっています。これなぜ決まっているのかというと、競馬場ありますよね。競馬場をつくったときの駐車場を今のところにつくったのです。ほとんどとまっています。この先どういうふうになるかということ、あそこは路上駐車になります。そして、地域の皆さんから苦情が来ます。私は、そんなのだったら、地域の皆さんに迷惑をかけないで、そしてよろ一なをしっかりと利用して、そのためにはあそこは駐車場がベストだというふうに思いました。ですから、あそこにはぜひ駐車場として進めていただきたいと思えます。

ちょっと質問させていただきたいと思えますけれども、よろ一ながあって、駐車場があって、西條さんの駐車場が真ん中にあります。西條さんとの今までのお話し合いの中で、例えばこれは一体

として連携をした駐車場の使い方であるとか、そういうふうな協議をされたことがあったのかどうなのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまでの協議の中では、今議員御指摘のとおり一体的な利用ができないかという話もあわせてさせていただいております。よろーなの駐車場、そしてQマートの駐車場、そして今回新たに取得をしたいとするところの駐車場につきましては一体的な利用は可能だということで、ぜひそうさせていただきたいという私どものお願いも含めてさせていただきまして、西條さん側からは当然当初のいわゆるよろーな活用の目的に沿うような駐車場の活用については絶対必要だという御理解もいただきましたので、一体利用ができるような形で今後とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ということは、例えばQマートさんで大売り出しとかをやってお客さんがどっと来たときには、よろーなにもちょっととめてもいいよと。新しくつくる駐車場にもちょっととめてもいいよと。だけれども、よろーなで大きなイベントやるときはちょっととめさせてねと。そういうことがオーケーということでよろしいのですよね。ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） あくまでも相互利用を想定をした対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今までなかなか西條さんとはいろんな部分で正直言ってかみ合っていなかったと思うのですけれども、この部分で最後にちょっとかみ合っただけよかったのかなというふうに思っております。正直に申し上げてQマートさんそんなに車とまっていますけれども、Qマ-

トさんもやっぱり売り上げ上げてほしいし、そしてよろーなも本当に人が集まってもらいたい。それが一体となってあの地域が活性をしていくということを、それを行政としてもしっかりと支えていくということを求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について、議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成25年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第2号及び議案第3号の委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、3月7日に三谷健康福祉部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第2号は、提案理由の説明にもありましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で母子健康法の一部が改正され、①、同法第18条で規定する低体重児の届け出の受理、②、同法第19条で規定する未熟児の訪問指導、③、同法第20条で規定する養育医療の給付に関する事務が都道府県並びに政令市及び特別区から全て市町村へ移譲されました。つきましては、養育医療の給付に関する事務を行うに当たり扶養義務者等から徴収する当該給付に必要とする

費用について規定するため、本条例を制定しようとするものです。

委員会で各委員から出されました主な質疑では、新たに徴収業務がふえることになるのか、またその対応についてはの質疑には、今までの交付人数は平成21年度は12名、平成22年、7名、平成23年、5名、平成24年度2月末現在で20名の報告を名寄保健所から受けている。この人数であればこども未来課の業務の中で窓口業務も含め対応できる見込みとの答弁がありました。

市の負担は4分の1だが、必要な額が交付税等で確保されるのかの質疑には、過去の3年間の実績を踏まえて平成25年度見込みで予算計上している。正確な交付税の額についてはわからないとの答弁がありました。

今年度対象者が20名と多くなっているが、訪問対応はどのようにされるのかの質疑には、生後4カ月以内まで主に一、二カ月ぐらいのお子さんを対象に全家庭を訪問してきており、その中で現在も対応しているため、業務の拡大にはならないとの答弁がありました。

自己負担分は一般的にどの程度なのかの質疑には、例えば階層所得が1万5,000円以下のD1階層の方が1カ月100万円の医療費に対し自己負担分は1万800円で、市の負担は7万6,630円になるとの答弁がありました。

権限移譲に伴い必要な事務手数料の財源措置はどのようになるのかの質疑には、権限移譲の関係は総務が窓口であり、金額は押さえていないが、権限移譲の事務負担ということで件数に応じ手数料が入ってくるようになるとの答弁がありました。

以上の議論の結果、議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

す。

委員会は、3月7日に三谷健康福祉部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第3号は、提案理由の説明にもありましたように、新型インフルエンザ及び全国性的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布されました。この中で同法第37条において準用する同法第36条の規定に基づき、市町村では新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を同法の施行までに条例で定めることとされました。このことに伴い、本条例を制定しようとするものです。

委員会で各委員から出されました主な質疑では、新型インフルエンザ等の等とは何を指すのか、また具体的な病名の定義が必要ではないかの質疑には、インフルエンザ等の等については過去に病原性の高い鳥インフルエンザが問題になった。そういうことを想定している。定義については、国から全国統一の内容になっているため、国のモデル条文に沿った形で制定をした。名寄市独自の参酌ではなく、全国共通ということになっているとの答弁がありました。

制定の目的の関連で対策本部の設置は宣言が発せられて設置することを前提としているのか、宣言が出なくても設置することができるのか、また宣言後の行動計画は定められているかの質疑には、平成22年11月に本部設置要綱を定めた。さまざまな組織の対応ではなく、防災計画の中で感染症も含め対応した要綱を設置している。地域で発生することもあり、その場合宣言が発せられなくても自治体独自で本部を立ち上げて対応していく。また、行動計画については平成21年に新型インフルエンザの大流行があったときに国、道の行動

計画が策定されており、それに準じて名寄市の新型インフルエンザ行動計画を策定してきている。今回新たに国、道のほうからも要綱に基づいた行動計画が示されてくるということなので、そこの整合性を図りながら現行の行動計画を見直していきたいとの答弁がありました。

発生後の財源措置についてはどのようになっているのかの質疑には、国、道、自治体の明確な負担割合の内容はまだ示されていないが、自治体の負担もあると考えているとの答弁がありました。

以上の議論の結果、議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第2号外1件について委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第2号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第32号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算、議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、植松正一委員長。

○予算審査特別委員長（植松正一議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会における予算審査特別委員会に付託されました議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第34号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算の11件につきまして、委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

第1回委員会は、3月4日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長に私植松が、副委員長に山田典幸委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月21日に開会し、審査日程を3月21日、22日、25日、26日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席

を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところでございますけれども、当委員会は今委員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果についてのみ御報告を申し上げるところでございます。

議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算及び議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算並びに議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第27号から議案第34号までの平成25年度各特別会計予算並びに各企業会計予算8件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上を申し上げまして、簡単ではございますが、委員会の審査結果の御報告とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第24号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でございますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（黒井 徹議員）** 起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（黒井 徹議員）** 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可

決されました。

お諮りします。議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（黒井 徹議員）** 起立多数であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算から議案第34号 平成25年度水道事業会計予算までの8件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第34号までの8件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

**○議長（黒井 徹議員）** 再開いたします。

日程第4 議案第44号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長（加藤剛士君）** 議案第44号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国の平成24年度補正予算が成立をしたことに伴い、本市において実施される事業の関連経費と緊急性の高い除排雪対策経費及び損害賠償経費などを中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに3,904万8,000円を追加をして、予算総額を210億8,717万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして財産管理事業費9万9,000円の追加は、2月に発生をしました名寄市役所旧自動車整備工場屋根北側からの落雪による車両破損に対する損害賠償金であります。

3款民生費におきまして介護給付事業費216万円の追加は、障害者の自立支援対策として事業所に交付をされる補助金でありまして、同額を道支出金で計上をしております。

8款土木費におきまして市道路面性状調査事業費300万円の追加は、国の補正予算に伴う関連経費の計上でありまして、社会インフラである道路の老朽度を調査をするものであります。

同じく8款土木費、市道除雪・排雪対策事業費で2,478万9,000円の追加は、想定よりも排雪量が増加をすることに伴い、各費目の調整を行って係る経費を計上しようとするものであります。

9款消防費で排水機場維持管理事業費1,400万円の追加は、国の補正予算に伴う関連経費の計上でありまして、智恵文排水機場の水位計など諸設備の改良を実施しようとするものであります。財源として道支出金のほか、地域の元気臨時交付金を計上をしております。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税におきまして普通交付税1,969万4,000円の追加は、平成24年度当初算定に係る普通交付税の調整率により減額をされていた額が今般の国の緊急経済対策において全額再交付されたことによるものです。

特定財源として15款国庫支出金で地域の元気臨時交付金、市道路面性状調査事業交付金、16款道支出金で障害者自立支援対策推進費補助金、管理省力化施設整備事業補助金、21款諸収入で市民総合賠償保険給付金をそれぞれ計上し、総額で1,640万7,000円を受け入れ、収支不足の294万7,000円を財政調整基金繰入金で調整を図ろうとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費補正につきましては、

年度内に完了しないピヤシリスクスキー場管理運営事業費ほか2件を繰り越ししようとするものであります。

以上、補正予算の概要を一括して申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) 議案第44号の4ページ、第5表、繰越明許費補正の関係で、淡々と説明されたのですが、特に商工費のピヤシリスクスキー場管理運営事業費、もう少し丁寧に説明していただいたらいいのではないですかと思いますので、求めたいと思います。

それと、9ページでありますけれども、先般も地元新聞に出ておりましたけれども、市道路面性状調査事業費300万円、これは次年度以降への道路対応に反映をするような調査かと思いますが、路線名も一部報道にも入っていたのですが、いわゆる生活道路だとか、特に路線に制限があるのかどうか、この事業について。路線名を決定するに至った経過について、制度は事業がこれしかできないということなら別ですけれども、ちょっと理解を進めるために御回答いただきたいと思えます。

それから、その下の市道除雪・排雪対策事業費2,478万9,000円、この冬特にもう冬は終わりそうなのですけれども、現実の生活道路はもとより幹線と思われる道路も車の往来ができそうもない道路が幾つもあるのですが、地域の人から普通排雪を車道幅いっぱい取るはずなのだろうけれども、幅残して排雪をしているのだけれどもという問い合わせが何件かあったのですが、それは業者のほうの対応の問題なのか、市のほうの対応の問題なのか、ちょっと説明をいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 高橋経済部長。

○**経済部長（高橋光男君）** 私のほうから1点目の商工費にかかわっての繰り越しの部分で御報告をさせていただきたいというふうに思います。

3月14日に行われました経済建設常任委員会で御説明申し上げましたけれども、改めて繰り越しの理由について申し上げたいというふうに思います。当初ろ過器のみの工事で渇水期の夏場とホテルの閑散期に合わせ工事を考えておりましたけれども、急遽沢から水を引いております原水槽の取りかえが発生し、9月に補正を組まさせていただきました。このためこの2つの工事を抱き合わせで発注する必要があり、渇水期に向け契約を行おうとしておりましたけれども、12月上旬からの予想外の大雪により除雪費や養生費などの経費がかさむこととなり、工事を慌ててやるよりも条件のよい時期に行ったほうがよりよい仕事ができるとの結論になったところであります。つきましては、発注がおくれ御迷惑をおかけすることとなり、心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。今後このようなことがないように早目、早目に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。大変申しわけありませんでした。

○**議長（黒井 徹議員）** 長内建設水道部長。

○**建設水道部長（長内和明君）** 今2点にわたって御質問いただきました。まずは、市道路面性状調査事業でありますけれども、この事業につきましては今回国の大型補正によって行われるものであります。今議員のほうから言われております路線の選定でありますけれども、交通量の多い幹線道路ということで言われておまして、まずは幹線道路を調査して、今後この事業につきましては今回限りでないということで聞いておりますので、来年度以降も調査をして、そして事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

2点目の排雪の道路幅員の確保ということで、カット排雪のことだと思いますけれども、道路幅いっぱい、いっぱいというのは非常に難しい部分

で、最初に除雪をして、そして一定程度積み上げて、それからカット排雪するのですけれども、市のほうで業者に対して、例えば今の路線幅の部分だけで排雪をとすることは一切言っておりませんし、まず1車線であれば少し広げた形の中で排雪をしていると思いますけれども、そのような話はうちのほうにも入っておりませんので。

○**議長（黒井 徹議員）** 熊谷議員。

○**13番（熊谷吉正議員）** カット排雪の関係は、端的に言ってほしいのですけれども、予算、通常は生活道路も幹線も含めて、いっぱい、いっぱいというのは技術的に可能な範囲のいっぱい、いっぱいだというふうに住民の皆さんも理解しているけれども、意図的にこのぐらいもう明らかに残しているという状況が幾つかの路線であるものだから、多分業者さんは市の言われているとおりにやっていると思うので、市がたくさん取るとそれは金かかるからということなのか、必要なものをしっかり対応するということは対応必要でないのかなという感じで、そこは指導のあり方についても少し検証いただいたほうがいいのではないかと、いうふうに思いますので、次年度の冬に向けて新たな決意をお伺いをしたいと思います。

それと、道路の調査はわかりました。せっかくいい事業できたとすれば、生活道路まで、幹線も重要だけれども、本当に計画どおりの名寄の10カ年計画の舗装率ではちょっと計画に追いつかないという状況がこの春もう雪解けたらすぐ見たくないような道路状況が来るわけだから、ぜひその辺についても粘り強く財源確保に向けた働きかけも求めておきたいと思います。

高橋部長、あえて私聞く予定はなかったのだけれども、そういう説明、自然環境に基づいておくれたり、次年度に繰り越すということは理解できるし、手も挙げる必要もないのだけれども、そういう理解でいいのですかということ聞いています。申しわけないけれども、あつてはならぬというふうに思いますから、それが本当の事

実だというのなら、2回目、3回目は手挙げませんから。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 熊谷議員の御指摘については、甘んじて受け入れをしたいというふうに思います。常任委員会の中でもお話をさせていただいたのですけれども、内部の意思疎通も含めてきちんと連絡調整がうまくいっていなかったということが事実なのでありまして、その部分については心から深くおわびを申し上げたいというふうに思いますし、今後このようなことがないように業務を遂行させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 排雪の部分でありますけれども、市のほうから狭くして排雪せよというのは決してないことだと私は思っております。それは、調べさせてもらいますけれども、万が一そのようなことがあれば次年度から気をつけるようにしますけれども、そのようなことはないかと確信しております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第2号は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 報告第4号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年2月28日午前8時20分ごろ、名寄市西1条南2丁目2番地2の名寄市が所有、管理しております名寄市役所旧自動車整備工場屋根北側に雪庇がせり出していたことから、暖気により隣接する北側駐車場への落下のおそれがあると判断をし、雪庇を取り除く作業を行っていた際に、予想を超える広範囲に雪が落下をし、駐車をしていた相手方車両を破損させたものがあります。過失割合は本市が100%でありまして、相手方車両の修理代として本市が9万8,186円を負担をすることで示談が成立し、和解をしたところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決

処分をし、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 報告第5号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対する監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

---

再開 午後 3時03分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

ここで名寄市立総合病院長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐古和廣名寄市立総合病院長。

○市立総合病院長（佐古和廣君） 本日は、議会開催中の貴重な時間をいただき、私の退任の御挨拶の機会を与您いただきましてどうもありがと

うございます。

ちょうど10年前に就任時にここで大変緊張して挨拶をしたのがついきのうのこのように思い出されます。私の在任中、循環器内科あるいは消化器内科の医師の派遣の中止とか、いろいろありましたが、何とか診療体制を立て直すことができ、ちょうど次期院長に譲るにはよいタイミングだというふうに判断をして、市長の許可を得て、ちょっと早いのですが、退任をさせていただくことになりました。名寄市立総合病院は、地方公営企業法の一部適用であります。在任中はかなり自由にやらせていただきました。それも市長さん並びに議会の皆さん方の御理解の上だというふうに変に大変感謝いたしております。私就任したときに自分の任期は一応10年というふうに思って仕事をしていたのですが、いろいろな難題が次々起こり、予想どおりというか、想定どおりやめられるかどうか、ちょっと悲観的になったときもあったのですが、消化器内科が予想よりも早く復活し、何とか予定どおり任期を全うすることができたというふうに思っています。私の好きな句で「散りぬべき 時知りてこそ 世の中の 花も花なれ 人も人なれ」という細川ガラシャの辞世の句がありますが、自分が退任するときこの句を引用できるような状態でやめられたらいいなというふうに思っていたのですが、何とか果たせたのかなというふうに思っております。本当に10年間多くの人に支えられて何とか任期を全うできたというふうに思っていますので、この場をかりてお礼を申し上げますというふうに思います。どうもありがとうございました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

閉会 午後 3時07分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 大 石 健 二

署名議員 熊 谷 吉 正

## 質 問 文 書 表 (代表質問)

平成 2 5 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 靖 (P 56)	1. 市政執行方針及び新年度予算案にかかわって (1) 国の政権交代の受け止めについて (2) 加藤市政 1 期目の総括と任期最終年を迎える基本的考え方について (3) 平成 2 5 年度予算編成と財政展望について 2. 教育行政にかかわって (1) 市民の期待と信頼に応える教育行政の推進について (2) 地域の教育資源の積極的活用策について (3) 風連地区小学校の将来像について 3. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 平成 2 5 年度の診療及び看護を含め医療スタッフ体制について (2) 救急救命センターの見通しについて (3) 病院経営の安定と今後の課題について 4. 名寄市立大学にかかわって (1) ケアの未来をひらき、小さくてもきらり光る魅力ある大学について (2) 短期大学部の将来像について (3) 今後の課題について 5. 名寄市の現状と課題にかかわって (1) 庁舎のあり方を含め、合併後の統一課題解決について (2) 名寄市と自衛隊のかかわりについて (3) 名寄地区中心市街地活性化について (4) 農業振興について (5) 観光振興について (6) スポーツ振興について (7) 少子高齢化への対応について
2	佐々木 寿 (P 78)	1. 市長の基本的政治方針及び財政運営について (1) 3 年間の評価と最終年の決意について

		<p>ア 市民主役のまちづくりについて</p> <p>    A 将来像は市民が主体的に議論し、市民的な合意を形成すべきだが、今後のプロセスに対する考えは</p> <p>    イ 市長の選挙公約で掲げていた民間会社「名寄市」の検証及び市内の認識は</p> <p>    ウ 会派の政策要望の認識と反映について</p> <p>(2) 平成 2 5 年度当初予算編成及び財政運営について</p> <p>    ア 地方公務員の給与費削減に伴い地方交付税の削減となるが、今後の財政運営の考え方について</p> <p>    イ 税収環境に対する認識と税源確保の見通しについて</p> <p>    ウ 長期的財政健全化を図るため、重視すべき財政運営は</p> <p>2. 保健、医療、福祉行政について</p> <p>(1) 健康づくり事業の検証及び推進させるための基本的な考えは</p> <p>(2) 低所得者福祉の検証と自己更生の課題について</p> <p>(3) 生活援助員派遣事業の検証と評価について</p> <p>(4) 医師が頻繁に訪問できない在宅医療や高齢者医療業務、将来の特定看護師の見解について</p> <p>3. 生活環境、都市基盤について</p> <p>(1) サンプルダム本体工事着工を踏まえて、将来の安定・安全良質な上水確保及び拡大構想の実現に向けての今後の対応について</p> <p>(2) 平成 2 4 年度からスタートした第 2 次下水道事業中期経営計画が達成可能か</p> <p>(3) きめ細やかな防災対策の検証と評価は</p> <p>4. 農業、農村の振興について</p> <p>(1) 農業労働力、経営管理能力、資金調達の取り組みの検証と評価について</p> <p>(2) 新規参入者の検証、課題、対応は</p> <p>    ア 高いハードルの解消の考えは         (農地確保、多額の資金、近隣との付き合い)</p> <p>(3) 収益性の高い農業経営の取り組みの検証、評価、販路拡大施策の検証、評価について</p> <p>5. 産業振興策について</p> <p>(1) 経済・雇用対策の取り組みの検証について</p> <p>    ア 地域経済を持続可能な産業構造へと、どのように再生、転換を図っていくのか</p> <p>(2) 中心市街の活性化について</p>
--	--	--

		<p>ア 議論の経緯と内容は</p> <p>イ 街の顔となる商店街が衰退の域にあるが活性化のための対策は</p> <p>(3) 企業誘致の取り組みについて</p> <p>ア 企業誘致は営業であり、地域間競争だが、トップセールスとしての考えは</p> <p>6. 教育行政について</p> <p>(1) 平成 2 3 年度から本格実施されている小学校学習指導要領に基づく児童の学習の実現状況は</p> <p>(2) 土曜授業のゆとり教育等の導入による検証と評価。これに伴う学力向上とコミュニケーションの検証、評価と今後の推進方針は</p> <p>(3) 健康教育と安全確保の検証と評価は</p> <p>(4) 魅力ある高校づくりに向けた市民ぐるみの支援体制の取り組みと推進は</p> <p>(5) 大学の評価を踏まえた水準向上は。社会貢献の検証と評価は</p>
<p>3</p>	<p>大石 健二 (P 99)</p>	<p>1. 加藤市長の市政執行から</p> <p>(1) 加藤市政の現況と課題について</p> <p>ア 任期最終年の総仕上げに臨んで</p> <p>(2) 加藤市政の重点施策「観光振興施策」について</p> <p>ア 観光振興計画の初年度「播種期」を顧みて</p> <p>イ 平成 2 5 年度計画の「育成期」に向けて</p> <p>2. 名寄市の財政運営から</p> <p>(1) 新年度予算編成とその過程より</p> <p>ア 新年度予算編成過程の情報公開について</p> <p>イ 健全財政等への取り組みについて</p> <p>(2) 生活弱者への生活援護より</p> <p>ア 生活保護費の生活扶助費減に伴う受給者への支援と影響について</p> <p>イ 低所得者層への就業援助及び生活支援等対策について</p> <p>3. 名寄市の行政運営から</p> <p>(1) 名寄市の人事評価制度より</p> <p>ア 試行期間を踏まえての現状と課題について</p> <p>(2) 同意人事の案件より</p> <p>ア 選任・諮問同意の人事案件について</p> <p>(3) 民生委員・児童委員の一斉改選より</p> <p>ア 少子長寿化等に向けた取り組みについて</p>

		<p>(4) 名寄東病院の管理運営より</p> <p>ア 今後の診療および運営体制について</p> <p>4. 市民生活の環境整備と改善から</p> <p>(1) 雪害がもたらした市民生活への影響より</p> <p>ア 今冬の除排雪対策を総括して</p> <p>イ 屋根の雪下ろし事故防止対策について</p> <p>5. 名寄市の経済産業施策から</p> <p>(1) 環太平洋連携協定（T P P）の交渉参加より</p> <p>ア 名寄農業等への影響試算について</p> <p>イ 交渉参加に対する市の今後の対応について</p> <p>(2) 商工業振興策より</p> <p>ア 中小零細企業支援等の現況と課題について</p>
--	--	--

## 質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 5 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	上 松 直 美 (P 1 2 0)	1. G I S (地理情報システム) による情報の共有化について (1) 名寄市におけるG I Sの現状について (2) 政策判断の基準としての標準化について (3) 統合型G I Sの導入と可能性について (4) 情報の共有化による行政の見える化 2. 地域コミュニティの再生について (1) 地域コミュニティの現状と課題について (2) 新しい取り組みと方向性について
2	高 橋 伸 典 (P 1 3 2)	1. 雪対策 (冬のみちづくりプラン) について (1) 冬の市民生活のルールについて (2) 雪置き場対策について (3) 敷地内の処理対策について (4) 雪対策の基本計画の策定について 2. 障がい者の自立、就労支援の取り組みについて (1) 障がい者優先調達推進法の施行について (2) 目標及び取り組みについて (3) ハート購入制度について 3. 名寄市立総合病院の改善について (1) 駐車場・調剤薬局の問題について (2) 裏出入口のビル風対策について 4. 名寄東病院の運営について (1) 名寄東病院の現況と将来展望について
3	川 村 幸 栄 (P 1 4 3)	1. 「いじめ」のない学校と社会を (1) 子どもの命を守るために (2) 子どもの権利条例制定の考えについて 2. 高齢者のくらし支援について (1) 風連地区のゴミ収集について

		<p>(2) コミュニティバスの運行について</p> <p>3. 平成 2 5 年度予算編成に関わって</p> <p>(1) 地域の元気臨時交付金の有効活用について</p>
4	山 田 典 幸 (P 1 5 4)	<p>1. 名寄市の農業振興施策について</p> <p>(1) 国の新年度農業予算に対する考え方と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 農業振興センターの機能拡充について</p> <p>2. 名寄市食育推進計画について</p> <p>(1) 第 1 次計画の検証と評価について</p> <p>(2) 第 2 次計画における取り組みについて</p> <p>3. 生涯スポーツの振興について</p> <p>(1) 市民スキー大会について</p> <p>(2) 各種スポーツ大会の現状と課題について</p> <p>(3) 今後の考え方と取り組みについて</p>
5	山 口 祐 司 (P 1 6 8)	<p>1. 活力あふれる観光開発について</p> <p>(1) 着地型観光振興について</p> <p>(2) 天塩川流域の賑わい創出について</p> <p>(3) 観光誘致宣伝について</p> <p>2. 環境保全と新エネルギー案策定について</p> <p>(1) 太陽光発電について</p> <p>(2) パブリックコメントの状況について</p> <p>(3) 具体的な方向性と普及促進策について</p> <p>3. 特別支援教育について</p> <p>(1) 市内、小、中、高等学校の実態把握について</p> <p>(2) 特別支援学校教諭免許状の取得状況について</p> <p>(3) 教育委員会の対応について</p> <p>(4) 市立大学との連携について</p>
6	竹 中 憲 之 (P 1 7 8)	<p>1. 教育行政について</p> <p>(1) 学校経営について</p> <p>(2) 耐震化改修調査後の対策と計画について</p> <p>(3) 特別支援教育について</p> <p>2. 交通安全対策について</p> <p>(1) 夏期・冬期の交通安全対策について</p> <p>(2) 児童・生徒・高齢者への安全対策と啓発について</p>

<p>7</p>	<p>川 口 京 二 (P 1 8 8)</p>	<p>1. 第4高射特科群の存廃問題について  (1) なくなるとなれば市への影響は  (2) 存続に向けてどのような活動をしてきたか  (3) 今後どのような活動をしていくのか</p> <p>2. 北の天文字焼きについて  (1) 復活を願う市民の声をどのように受けとめているのか  (2) 復活にむけて、どのような支援をされるのか</p> <p>3. 名寄市立大学図書館の整備について  (1) 基本構想は  (2) 完成までのスケジュールは</p>
<p>8</p>	<p>熊 谷 吉 正 (P 1 9 5)</p>	<p>1. 総合的な雪対策について  (1) 今冬の除雪、積雪を踏まえた総合的な雪対策の現状と課題について  (2) 除排雪への市民ニーズの反映について  (3) 高齢者、障がい者等に優しい雪対策について</p> <p>2. 平和で安心できる市民生活について  (1) 少子高齢時代への基本的対応と福祉政策（施策）について  (2) 非核平和都市宣言に相応しいまちづくり推進について</p> <p>3. 指定管理者制度について  (1) 名寄市における制度の検証経過と課題について  (2) 指定管理者制度の今後の展開について</p>

平成 2 5 年 第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 5 年 3 月 4 日 ~ 平成 2 5 年 3 月 2 6 日 2 3 日 間  
 本 会 議 時 間 数 1 9 時 間 4 1 分

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本 会 議
		付 託 年 月 日 付 託 委 員 会	議 決 年 月 日 審 査 結 果	議 決 年 月 日 議 決 結 果
	名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙	—	—	25. 3. 4 選挙完了
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 1 号	名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について	24. 11. 30 市民福祉委員会付託	25. 2. 21 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 2 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	24. 11. 30 経済建設委員会付託	25. 2. 8 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 1 8 号	名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について	24. 12. 21 総務文教委員会付託	25. 2. 14 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 1 9 号	名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	24. 12. 21 経済建設委員会付託	25. 2. 8 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 2 0 号	名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	24. 12. 21 経済建設委員会付託	25. 2. 8 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 2 1 号	名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	24. 12. 21 経済建設委員会付託	25. 2. 8 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 2 2 号	名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	24. 12. 21 経済建設委員会付託	25. 2. 8 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
平成 2 4 年 第 4 回 定例会 付託議案第 2 4 号	名寄市営住宅管理条例の一部改正について	24. 12. 21 経済建設委員会付託	25. 2. 8 原案可決すべき	25. 3. 4 原案可決
第 1 号	名寄市暴力団排除条例の制定について	25. 3. 4 市民福祉委員会付託	— —	25. 3. 26 開会中審査決定
第 2 号	名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について	25. 3. 4 市民福祉委員会付託	25. 3. 7 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 3 号	名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	25. 3. 4 市民福祉委員会付託	25. 3. 7 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 4 号	名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 5 号	名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 6 号	名寄市公民館条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 7 号	名寄市へき地保育所条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 8 号	名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 9 号	名寄市消費者センター設置条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 0 号	名寄市都市計画審議会条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 1 号	名寄市簡易水道事業条例の一部改正について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 2 号	上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 3 号	平成24年度名寄市一般会計補正予算(第4号)	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 4 号	平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 5 号	平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 6 号	平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 7 号	平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	25. 3. 4 原案可決
第 1 8 号	平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	— —	— —	25. 3. 4 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 9 号	平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 2 0 号	平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 2 1 号	平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 2 2 号	平成24年度名寄市病院事業会計補正予算(第4号)	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 2 3 号	平成24年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 2 4 号	平成25年度名寄市一般会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 2 5 号	平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 2 6 号	平成25年度名寄市介護保険特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 2 7 号	平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 2 8 号	平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 2 9 号	平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 3 0 号	平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべきもの	25. 3. 26 原案可決
第 3 1 号	平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 3 2 号	平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 3 3 号	平成25年度名寄市病院事業会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 3 4 号	平成25年度名寄市水道事業会計予算	25. 3. 4 予算審査特別付託	25. 3. 25 原案可決すべき	25. 3. 26 原案可決
第 3 5 号	名寄市教育委員の任命について	—	—	25. 3. 4 同 意

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 3 6 号	名寄市教育委員の任命について	—	—	25. 3. 4 同 意
第 3 7 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 3 8 号	名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 3 9 号	名寄市議会基本条例の一部改正について	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 4 0 号	名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 4 1 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 4 2 号	平成 2 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 5 号）	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 4 3 号	平成 2 4 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）	—	—	25. 3. 4 原案可決
第 4 4 号	平成 2 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 6 号）	—	—	25. 3. 26 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 3. 4 報 告 済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 3. 4 報 告 済
報 告 第 3 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 3. 4 報 告 済
報 告 第 4 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 3. 26 報 告 済
報 告 第 5 号	例月現金出納検査報告及び定期監査報告について	—	—	25. 3. 26 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書	—	—	25. 3. 4 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書	—	—	25. 3. 26 原案可決
	議案の訂正について	—	—	25. 3. 19 承 認

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	25. 3. 26
		—	—	決 定